

令和5年2月定例会

# 観光生活建設委員会

予算決算委員会（観光生活建設分科会）

## 会 議 録

長 崎 県 議 会

# 目 次

## ( 2月20日〔経済対策補正審査・委員間討議〕)

1、開催日時・場所 .....	1
2、出席者 .....	1
3、経過	
分科会(文化観光国際部・県民生活環境部・土木部)	
文化観光国際部長予算議案説明 .....	2
県民生活環境部長予算議案説明 .....	3
土木部長予算議案説明 .....	3
観光振興課長補足説明 .....	4
国際観光振興室長補足説明 .....	6
資源循環推進課長補足説明 .....	6
予算議案に対する質疑 .....	7
予算議案に対する討論 .....	15
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議) .....	15

## (第1日目)

1、開催日時・場所 .....	17
2、出席者 .....	17
3、審査事件 .....	17
4、付託事件 .....	18
5、経過	
分科会(土木部)	
土木部長予算議案説明 .....	18
監理課長補足説明 .....	20
決議に基づく提出資料の説明 .....	21
予算議案に対する質疑 .....	21
予算議案に対する討論 .....	38
委員会(土木部)	
土木部長総括説明 .....	39
建築課長補足説明 .....	41
河川課長補足説明 .....	42
住宅課長補足説明 .....	43
議案に対する質疑 .....	43
議案に対する討論 .....	43
決議に基づく提出資料の説明 .....	43
土木部参事監補足説明 .....	44
道路維持課長補足説明 .....	44
住宅課長補足説明 .....	45
建設企画課長補足説明 .....	46
陳情審査 .....	47
議案外所管事項に対する質問 .....	47

## (第2日目)

1、開催日時・場所	69
2、出席者	69
3、経過	
分科会(文化観光国際部)	
文化観光国際部長予算議案説明	69
次長兼文化振興・世界遺産課長補足説明	71
文化振興・世界遺産課企画監説明	73
観光振興課長補足説明	73
国際観光振興室長補足説明	75
物産ブランド推進課長補足説明	76
国際課長補足説明	78
国際課企画監補足説明	78
スポーツ振興課長補足説明	79
決議に基づく提出資料の説明	79
予算議案に対する質疑	80
予算議案に対する討論	100
委員会(文化観光国際部)	
文化観光国際部長総括説明	100
次長兼文化振興・世界遺産課長補足説明	103
議案に対する質疑	104
議案に対する討論	104
決議に基づく提出資料の説明	104
観光振興課長補足説明	105
陳情審査	107
議案外所管事項に対する質問	107

## (第3日目)

1、開催日時・場所	119
2、出席者	119
3、経過	
分科会(県民生活環境部)	
県民生活環境部長予算議案説明	119
県民生活環境課長補足説明	122
決議に基づく提出資料の説明	123
予算議案に対する質疑	124
予算議案に対する討論	150
委員会(県民生活環境部)	
県民生活環境部長所管事項説明	151
決議に基づく提出資料の説明	154
生活衛生課長補足説明	154
次長兼地域環境課長補足説明	156
水環境対策課長補足説明	156
陳情審査	157
議案外所管事項に対する質問	158

分科会（交通局）	
交通局長予算議案説明 .....	168
管理部長補足説明 .....	169
予算議案に対する質疑 .....	171
予算議案に対する討論 .....	175
委員会（交通局）	
交通局長所管事項説明 .....	176
決議に基づく提出資料の説明 .....	177
管理部長補足説明 .....	177
議案外所管事項に対する質問 .....	178
委員間討議 .....	183
審査結果報告書 .....	187

#### （配付資料）

- ・ 分科会関係議案説明資料（文化観光国際部：先議分）
- ・ 分科会関係議案説明資料（県民生活環境部：先議分）
- ・ 分科会関係議案説明資料（土木部：先議分）
  
- ・ 分科会関係議案説明資料（土木部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（土木部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（土木部：追加1）
- ・ 分科会関係議案説明資料（文化観光国際部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（文化観光国際部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（文化観光国際部：追加1）
- ・ 委員会関係議案説明資料（文化観光国際部：追加2）
- ・ 分科会関係議案説明資料（県民生活環境部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（県民生活環境部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（県民生活環境部：追加1）
- ・ 分科会関係議案説明資料（交通局）
- ・ 委員会関係議案説明資料（交通局）
- ・ 委員会関係議案説明資料（交通局：追加1）

2 月 2 0 日

( 経済対策補正審査・委員間討議 )

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年2月20日

自 午後 1時30分  
至 午後 2時43分  
於 委員会室3

資源循環推進課長 吉原 直樹 君

-----  
土 木 部 長 奥田 秀樹 君  
土 木 部 技 監 川添 正寿 君  
土 木 部 次 長 大安 哲也 君  
監 理 課 長 馬場 秀喜 君  
建 設 企 画 課 長 中村 泰博 君  
建 設 企 画 課 企 画 監 田崎 智 君  
道 路 維 持 課 長 村川 康孝 君  
港 湾 課 長 川口 末寿 君  
港 湾 課 企 画 監 田中 隆 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 石本 政弘 君  
副委員長(副会長) 千住 良治 君  
委 員 小林 克敏 君  
" 瀬川 光之 君  
" 徳永 達也 君  
" 堀江ひとみ 君  
" 西川 克己 君  
" 山口 初實 君  
" 近藤 智昭 君  
" 堤 典子 君  
" 浦川 基継 君

6、審査事件の件名

○観光生活建設分科会

第47号議案

令和4年度長崎県一般会計補正予算（第15号）（関係分）

第48号議案

令和4年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第5号）

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

7、審査の経過次のとおり

-----  
午後 1時30分 開会  
-----

5、県側出席者の氏名

文化観光国際部長 前川 謙介 君  
文化観光国際部次長  
兼文化振興・世界遺産課長 土井口章博 君  
文化観光国際部参事監  
(国際戦略担当) 佐々野一義 君  
観 光 振 興 課 長 永峯 裕一 君  
国際観光振興室長 立石 寿裕 君

【石本委員長】 皆さん、こんにちは。

ただいまから、観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を開会いたします。

これより、議事に入ります。

まず、会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、小林委員、西川委員のご両人をお願いいたします。

本日の議題は、第47号議案「令和4年度長崎

-----  
県民生活環境部長 貞方 学 君

県一般会計補正予算（第15号）」のうち関係部分ほか1件及び令和5年2月定例会における本委員会の審査内容等についてであります。

審査方法について、お諮りいたします。

本日審査する議案は、明日の予算決算委員会及び本会議で審議する必要があることから、付託議案に限って審査を行い、その後、令和5年2月定例会の審査内容（案）についての委員間討議を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、理事者の出席範囲につきましては、付託議案に係る範囲とし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますのでご了承をお願いいたします。

【石本分科会長】それでは、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

文化観光国際部長より予算議案の説明を求めます。

【前川文化観光国際部長】文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第47号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第15号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に沿って、令和4年12月2日に成立した国の補正予算等に適切に対処するとともに、国から全国旅行支援の実施に係る予算が追加配分されたことに伴い、「ながさきで心呼吸の旅キャンペーン」事業費について、必要な予算を追加しようとするものであります。また、本県独自の経済

対策を緊急に実施するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算の内訳は記載のとおりで、合計4億8,309万7,000円の増、歳出予算の内訳は記載のとおりで、合計6億9,614万5,000円の増であります。

この結果、令和4年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は、253億8,777万7,000円となります。

歳出予算の主な内容について、ご説明いたします。

電気代・燃油価格高騰の影響を受けている指定管理者の公共サービスの維持・継続のために支援する経費として、長崎県美術館運営事業費1,239万8,000円の増、長崎歴史文化博物館運営事業費2,527万6,000円の増、インバウンドの需要回復を図るため、九州の玄関口である福岡からの誘客及び周遊促進を目的としたプロモーションを実施する経費として、インバウンド向け戦略的プロモーション強化事業費2,926万1,000円の増、国から全国旅行支援の実施に係る予算が追加配分されたことに伴い、「ながさきで心呼吸の旅キャンペーン」事業費を増額する経費として、観光需要回復促進事業費4億7,045万9,000円の増、地域の観光需要回復の持続化を図るため、九州圏の個人旅行者向けに県内を周遊する企画乗車券等の造成・販売を支援する経費として、地域観光需要回復持続化事業費1億円、宿泊施設における業務効率化及びサービス品質向上を図るため、DX人材の育成及びIT機器の導入を支援する経費として、宿泊施設DX人材育成等支援事業費5,325万1,000円を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回、補正予算に計上しております、国の補

正予算の追加に伴う事業費の増額及び本県独自の経済対策の実施に伴い、年度内に適正な事業期間を確保することが困難であることから、観光客誘致対策事業費として、観光費5億9,972万円について、繰越明許費を増額するとともに、観光費5,875万1,000円について、新たに観光情報発信事業費等において繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本分科会長】次に、県民生活環境部長より予算議案の説明を求めます。

【貞方県民生活環境部長】県民生活環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第47号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第15号）」のうち関係部分でございます。

今回の補正予算は、国において決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に沿って、令和4年12月2日に成立した国の補正予算等に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものでございます。

歳入予算について、国庫支出金4億9,174万1,000円の増、歳出予算について、環境保全費4億9,780万8,000円の増を計上いたしております。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

（海岸環境保全対策推進事業について）

海岸漂着物対策として、国の予算を活用し、市町が実施する海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制対策を行うことに要する経費でございます。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

海岸環境保全対策推進事業の実施において、年度内に必要な事業期間が確保できないことから、産業廃棄物対策費4億9,780万8,000円について、繰越明許費を設定するものでございます。

この際、資料の訂正についてご説明申し上げます。

「予算決算委員会観光生活建設分科会説明資料」、いわゆる横長の資料でございますが、その6ページ目をご覧ください。

当初、産業廃棄物対策費に係る繰越明許費において、その財源の全額を国庫支出金に計上しておりましたが、その内訳に誤りがあり、正しくは国庫支出金4億9,174万1,000円、一般財源606万7,000円でございます。お詫びをして訂正いたします。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本分科会長】次に、土木部長より予算議案の説明を求めます。

【奥田土木部長】土木部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料」経済対策補正の土木部をお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第47号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第15号）」のうち関係部分、第48号議案「令和4年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第5号）」です。

今回の補正予算は、国において決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に沿って、令和4年12月2日に成立した国の補正

予算等に適切に対処するとともに、本県独自の経済対策を緊急に実施するため、必要な予算を追加しようとするものです。

土木部所管の令和4年度補正予算関係について、ご説明します。

第47号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第15号）」のうち、土木部関係の歳出予算は記載のとおりです。

今回の補正予算は、電気代・燃油高騰の影響を受けている指定管理者の公共サービスの維持・継続を支援するための予算を補正しようとするものであり、港湾空港費842万円の増、都市計画費285万8,000円の増を計上しています。

このほか、第48号議案「令和4年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第5号）」については記載のとおりです。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【石本分科会長】次に、観光振興課長より補足説明を求めます。

【永峯観光振興課長】それでは、私から、観光振興課関係の事業につきまして補足してご説明を申し上げます。

資料につきましては、補足説明資料、表紙の中ほどに「文化観光国際部」と記載の資料をご覧ください。

観光振興課からは、今回、4事業の予算を提出させていただいてございます。

まず、1つ目の事業でございます。4ページになります。

観光情報発信事業費（戦略的情報発信推進事業費）ということで550万円という事業費でございます。これは、県内を訪れる観光客の皆様

方に、タビナカでの満足度の向上、それから県内周遊促進を図るということを目的に、県内の主要な案内所にデジタルサイネージを整備しようとするものでございます。

このデジタルサイネージと申しますのは、大型のディスプレイ、テレビのようなものでございまして、一定の時間がたつと、動画であったり写真であったり、そういったものが自動で切り替わっているような案内をしていくようなものでございます。こういったものを県内の空港、駅、港など、交通結節点9か所から10か所程度に整備をしたいと考えてございます。

そこで流すコンテンツといたしましては、中ほどの「・」に書いてございますが、インバウンドの方々にも対応できるように多言語化したいと考えております。その上で、県内の全域の地図にQRコードを表示し、そこから県や市町のパンフレットに誘導していくといったようなことを考えてございます。

県におきましては、今後、いわゆるデジタル化した観光パンフレットも整備したいと考えてございまして、そういった情報へもこのサイネージの方から誘導していくようなことを進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、5ページでございます。

全国旅行支援の追加の予算計上でございます。

事業内容のところにつきましては、資料の中ほど、表で記載しておりますが、これまでと変わりはございません。当初予算から10月補正、11月補正と補正を重ねてまいりましたが、今回は2月補正において4億7,045万9,000円の追加計上をお願いするものでございます。

これは全額観光庁の財源でございまして、国の方から県にこの金額の追加配分の連絡があったということでございまして、全額を補正予算

として計上させていただいているところでございます。

から を合計いたしますと、161億6,000万円余りが全国旅行支援に活用可能な予算という状況でございます。これまでの執行分、令和4年内の執行分、それから年明けの執行分につきましては、それぞれ下の方に数字を記載いただいているところでございます。

続きまして、6ページにつきましては、地域観光需要回復持続化事業費ということで1億円の事業費を計上させていただいております。

これは主に九州圏をターゲットに県内を周遊する個人旅行者向けの企画乗車券、こういったものを造成・販売していこうというものでございます。

事業内容のところに記載をいたしておりますが、主な目的といたしましては、西九州新幹線をより使っていただくための促進策、それから全国旅行支援の終了後の誘客策としての意味合い、それから九州圏をターゲットに近年のマイクロツーリズム化への対応、そういったところを目的といたしまして、交通事業者とタイアップをして、西九州新幹線、それからJR九州の在来線、そしてまた、県内の様々な二次交通、こういったところを組み合わせた企画乗車券をつくって販売していこうというものでございます。

企画乗車券の例については、中ほど下の方に記載をいたしております。例えば、「西九州新幹線」と「ながさき観光きっぷ」、この「ながさき観光きっぷ」と申しますのは、長崎市内の観光施設に入場できる割引のチケットでございますが、こういったものを組み合わせた企画乗車券でありますとか、あるいは新幹線と島原半島への周遊のチケット、そしてまた、新幹線が

ら在来線の大村線に乗り換えて、さらに佐世保まで回っていただいて、佐世保市内も回っていただくようなチケットを組み合わせた企画乗車券といったものを九州のお客様に販売をしていくというようなことでございます。

ここには記載をいたしておりませんが、新幹線と離島への船、そういったものの組み合わせといったものも今考えているところでございます。

それから、4つ目、最後でございます。7ページでございますが、こちらは宿泊施設DX人材育成等支援事業費ということで5,325万1,000円という事業でございます。

近年、経営の効率化、あるいは人手不足への対応といったところが宿泊施設には求められているわけですが、そういったところへの業務効率化、あるいはサービス品質の向上、こういったところを進めていくために宿泊施設において、IT化に対応できるような人材を育成していこうということ、それと併せて必要なIT機器の導入を支援していくというようなことで、主に補助事業という内容で事業を考えているものでございます。

支援内容は、 と と分かれております。まず、 の方は、県の主催での説明会というようなことで、宿泊施設の方々に対するアドバイスと申しますか、説明会を行っていく中で、アドバイザーの方々ともマッチングをしていただいて、こういった方向で施策を進めていくのがいいのかというようなことをまず検討していただいて、その上で、それに沿って人材育成をどう図っていくか、あるいは機器をどう導入していくかといったところに対して、一定補助金によって支援するというような流れで考えてございます。

補助事業の部分の補助率については3分の2、限度額については100万円と考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【石本分科会長】次に、国際観光振興室長より補足説明を求めます。

【立石国際観光振興室長】それでは、続きまして国際観光振興室関係につきましてご説明いたします。

お手元の資料8ページをご覧ください。

インバウンド向け戦略的プロモーション強化事業費といたしまして2,926万1,000円の事業でございます。

この事業につきましては、令和5年度当初予算に計上しておりますインバウンドプロモーション強化事業費の中の2,044万2,000円の部分と一体的に実施する事業でございます。

インバウンドの受入れにつきましては、昨年6月から再開され、昨年10月に大幅な水際対策の緩和が実施されて以降、大きく増加している状況でございますが、国際航空路線につきましては、全国の主要空港を中心に再開しており、長崎空港を含め地方空港は、まだほとんどが再開をしておらず、地方部への誘客が課題となっている状況でございます。

そのような中、インバウンド需要の早期回復を図るために、九州において多くの外国人観光客の玄関口となっております福岡からの誘客に向けて、個人旅行化が進展しております韓国、台湾、香港の市場におきまして、発信力のある航空会社と連携いたしまして、誘客プロモーションを実施するものでございます。

具体的には航空会社の公式ホームページの中

に長崎県の特集ページを作成して、WebサイトやSNSを活用した広告配信や会員向けのDMなどで、その特集ページに誘導し、本県への旅行を選んでいただけるような魅力ある観光情報を発信するとともに、福岡から本県への二次交通や本県内に入ってきて周遊を促進するような企画乗車券などの特典クーポンを配布することによりまして、福岡空港から九州に入国するインバウンドの皆様を本県に呼び込むと、誘導するというようなプロモーションでございます。

今後、事業実施の段階で各国市場の状況を見極めながら、航空会社と交渉しつつ、地域間競争を勝ち抜くための情報発信や誘客プロモーションに市町や関係事業者とともに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、国際観光振興室の説明でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【石本分科会長】次に、資源循環推進課長より補足説明を求めます。

【吉原資源循環推進課長】続きまして、海岸環境保全対策推進事業の補正予算について説明をさせていただきます。

補足説明資料をご覧ください。

この海岸環境保全対策推進事業は、「長崎県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、市町が実施する海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制対策を行うものであります。

今回の補正予算については、国において決定された物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策に沿った防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策予算を活用して、令和5年度の事業予算を前倒しして確保するためのものであります。

この予算は、国の令和4年度第2次補正で35億

2,500万円が計上されており、補助率は10分の9から10分の7となっております。

令和5年度の実施に係る予算については、今回ご審議いただきます令和4年度補正予算の4億9,780万8,000円、別途ご審議いただく令和5年度当初予算の1億2,289万8,000円と合わせ6億2,070万6,000円を確保させていただきたいと考えているものでございます。

以上で補足説明を終わります。

ご審査のほど、どうぞよろしく願いいたします。

【石本分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】第47号議案について質問いたします。

まず、文化観光国際部文化振興・世界遺産課に質問いたします。

横長資料7ページ、今回、県美術館運営事業と歴史文化博物館運営事業が、電気代・燃油高騰の影響を受けて、指定管理者の公共サービスの維持・継続のために支援を実施すると。本当に良いことだと思うのですが、そこでこの補正額の根拠です。美術館運営の1,239万8,000円、博物館運営の2,527万6,000円、例えばどこからどこまでの電気代の何割となるのか。それとも10分の10となるのか。この補正額の根拠はどのように捉えたらいいのかを答弁を求めます。

【石本分科会長】暫時休憩いたします。

-----  
午後 1時54分 休憩

-----  
午後 1時54分 再開  
-----

【石本分科会長】分科会を再開いたします。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】今回、エネルギー価格につきまして、電気代・燃油高

騰の影響により赤字が発生する見込みの指定管理者に対しまして、公共サービスの維持・継続のための支援を実施するものでございまして、今回、対象としておりますのが10月までの実績を基に年間の電気代、ガス代を推計いたしまして、予算との差額の部分について計上させていただきました。当初予算で計上したガス代、電気代に比べて上昇する額について計上させていただいているという計算でございます。

【堀江委員】そうしますと、令和4年度の実績を見込んで、それに基づいて当初予算との比較でこれだけ赤字が出るであろうという予算のもとで、県美術館については1,239万8,000円、そして博物館については2,527万6,000円ということですね。

そうしますと、この1,239万8,000円は全て国庫支出金ですよ。そして、長崎歴史博物館の2,527万6,000円は、半分が国庫支出金、半分はその他となり、赤字分が全額国庫支出金とならない、この違いは何かあるのですか。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】長崎県美術館と長崎歴史文化博物館の負担金の負担の方法が若干異なっておりまして、長崎県美術館につきましては全額県の方で負担をしております。

一方で、長崎歴史文化博物館につきましては、県と長崎市の共同設置ということで運営しておりまして、2分の1については長崎市の方でご負担いただくということで、今回、その他のところに長崎市の分ということで1,263万8,000円を計上させていただいている次第でございます。

【堀江委員】理解いたしました。

そうしますと、いずれにしても、電気代の高騰の中で、赤字になった分は全て補填されると見ていいということですね。答弁を求めます。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】一応10月までの実績で推計赤字を計算しておりますので、そのようにご理解いただいて結構かと思えます。

【堀江委員】土木部にもお尋ねしたいと思えます。道路維持課で同じように電気代・燃油高騰の影響を受けている指定管理者に対する支援負担金の増ということで当然だと思うんですが、これはどこの指定管理者か、お伺いします。

【村川道路維持課長】道路維持課で所管しております5つの公園がございますけれども、今、4つの指定管理者に管理をお願いしているところがございますして、場所としましては県立総合運動公園、それから県立西海橋公園、それから県立の平戸・田平公園、もう一つが県立百花台公園、この4つの指定管理者に対する支援ということになっております。

【堀江委員】道路維持課は、いわゆる4か所指定管理者を持っているんですけれども、4か所全ての指定管理者に今回支援をするということですが、財源の内訳が一般財源というのは、これは国の補填はないんですか。県が持っている分ということになるので国の補填ができないということですか。

【村川道路維持課長】この4つの公園に関しましては、県の負担ということで処理するという形になっております。国の財源というのは入っておりません。

【堀江委員】いわゆる国の補正予算に伴う今回の補填ということであれば、事業そのものが、これまでも県単というのは一定理解をするんですけれども、国がそのために補正予算を組んでやるということになれば、こういう場合は国の予算を使えないのかという疑問もあるんですが、その点はどう捉えたらいいですか。

【村川道路維持課長】公的な維持管理費というところにつきましては、基本的には県の負担で実施するということが基本にあるかと思えます。そういった意味で県が負担をするという考え方でございます。

【堀江委員】県の少ない予算の中で電気代等の高騰に対して支援をするということでは理解をいたしました。

同じく港湾課、横長資料の6ページですけれども、これはどこの指定管理者かということも教えていただけますか。

【田中港湾課企画監】港湾課で所管しております指定管理者、民間団体に管理運営をお願いしている団体が4団体ございまして、早岐港ハウステンボスマリーナハーバー、長崎港元船地区、常盤・出島・松が枝地区、長崎サンセットマリーナ、この4施設についての運営をお願いしているところでございます。

このうちの早岐港ハウステンボスマリーナハーバーと長崎港元船地区、この2つについて支援を予定しております。

【堀江委員】そうしますと、道路維持課の考えでいくと、道路維持課が指定管理者として持っているのは4つと。4つについて全て支援しますと。港湾課につきましては、4団体が指定管理者であるんだけど、今回は2団体への支援ということは、残りの2団体はいわゆる電気代・燃油高騰の影響を受けていないんですか。

【田中港湾課企画監】今回の支援が、当初の予算と比べまして、実績対比で赤字が見込まれるところということございまして、残りの2団体については赤字が出ないという見込みでございますので、支援からは外しております。

【堀江委員】理解いたしました。いずれも県の財政が厳しい中で、この電気代・燃油高騰の影

響を受けるといふ国の補正予算に伴って補正するんだけど、県の一般財源を使ってもきちんとそういう指定管理者については支援をするという予算であるということは理解いたしました。

以上です。

【石本分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【小林委員】土木部にお尋ねします。

まず、土木部の経済対策の補正、この中身を見ておきますと、要するに指定管理者が支援負担金として、総額1,127万8,000円と、こうなっておりますね。その内訳を見ておきますと、実は6つの指定管理者に対する追加支援負担金となっていると、こういうことですが、土木部というのは、施設を指定管理者で管理しているところはわずか6つぐらいしかないのか、そこはどのようになっているのか、まずお尋ねします。

【馬場監理課長】今回、予算計上しているものにつきましては、施設の管理運営に電気代、ガス代等の光熱費を負担しております8つの民間の指定管理者のうち、先ほど説明がございましたけれども、昨今の価格高騰により影響を受け光熱費で赤字となっております6つの指定管理者に対して、光熱費の当初予算時点の金額と今年度の実績の見込み額の差に対して追加の支援を行うこととしているところでございます。

【小林委員】指定管理者に依頼をしている施設がもっとあるかと思ったけれども、8つぐらいしかないわけだな。その中の6つが今回のいわゆる諸般の高騰によって赤字の状況にあると。こういう状態で受け止めていいわけですね。わかりました。

そうすると、今、話が出ていたような県立の総合運動公園、これは道路維持課が所管という

ことであるけれども、この内容を見てみると、要するに公園の規模というのは諫早の県立総合運動公園が非常に大きいのではないかと、こう思っているわけですよ。ところが、実際的に資料を見てみると38万6,000円ぐらいなんだよね。大きい割に非常に少ないという感じがするわけだよ。他の公園よりも大きいのに、なんで支援金、負担金が少ないのか、この辺はどう受け止めればいいんですか。

【村川道路維持課長】先ほどから説明がっておりますが、今回の支援金というのが当初予算と実績の差というところでございます。県立総合運動公園につきましては、光熱費の当初予算が約2,500万円を予定しております。その中の約9割が電気料金というところでございまして、そのほとんどは陸上競技場やテニスコートの照明施設にかかる高圧電圧で使用しているという状況にございます。

今年の実績でございますけれども、一つの事例にはなりますが、陸上競技場でのサッカーの試合につきましては、当初ナイターとか雨天時、照明を使用して行う試合というのを18試合から19試合ほど予定をしておりましたけれども、実績で14試合の見込みということになるというところで、そういったことが一つの事例でございますが、そのほかにも合わせまして電気の料金は上がったものの使用量が減少したということで、今回、結果として38万6,000円という支援になったというところでございます。

【小林委員】今の説明、よくわかりました。

そうすると、これは恐らく港湾課長になるかと思いますが、港湾課は全体の1,127万8,000円のうちの長崎港元船地区の支援が一番突出していて800万円になっているわけだよ。この800万円が高いような感じがせんでもないけれども、

この突出している理由は何ですか。

【川口港湾課長】元船地区に長崎ターミナルビルがございまして、客船の発着時間帯に乗客等の快適な利用ということで、常時空調をフル稼働している状況にございます。そういうことで電気量が特にほかの管理している施設よりも大きいということになっております。

この電気料金でございますが、地域電力会社との契約を当時していたんですけれども、年間平均単価17円だったものが、燃料の高騰により23円と一時期高くなっております。その後、この地域電力が、価格の維持ができなくなったということで、この事業から撤退をしております。

それから、さらに九州電力と契約をしたということがありまして、最終的な単価が37円ということで、当初想定した金額よりもかなり高くなったということも相まって、今回高くなっているということで、もともと電気を使う規模もほかの施設よりも大きかったということが今回の理由になってございます。

【小林委員】今の説明で、平均単価が最初17円、それから23円ですか、最後の九州電力は37円と、こういう形で値上げがあり、同時に電気量をかなり使用しなければいけないと。それはやっぱりターミナルだから、途中で切るわけにいかず、常時つけておかなければいけないから、どうしても電気代がかさむと、こういう事情があるのではないかと思います。そういう受け止め方でこの800万円ということを受け止めていいですか。

【川口港湾課長】そのとおりでございます。

【小林委員】そういうことでよろしく願います。

昨年10月11日から暮れの12月27日まで開催

されました全国旅行支援であります。これについては昨年11月定例会の委員会において、その執行見込みについてはどうかという質問をした時に、大体執行については93.6億円、それから108.9万人泊と、こういう答弁があったと思うんですが、大体精算はできたんですか。執行の実績はどうだったのか、まずお尋ねをいたします。

【永峯観光振興課長】この全国旅行支援の執行状況でございます。11月の委員会の時点では、先ほど委員からご指摘がございましたような数字で申し上げたところでございますが、精算作業は、すみません、まだ継続中ございまして、まだ確定値ではございませんが、今の時点で少しその時点より精算が進んでございます。今の数字を申し上げますと、執行見込額は87億4,000万円、利用の人数でございますが、103万9,000人ほどというような数字になってございます。

【小林委員】93.6億円が87.4億円、ここに6億2,000万円ぐらいの差ができています。それと108.9万人泊と言っていたのが、今の答弁では103.9万人泊と、マイナス5万人泊ぐらいが出ているような感じがします。見込みですから、まだ十分精算ができてないということもあるのかもしれないけれども、この数字はいわゆる見込みが相当違うのではないかという感じがするんですけども、この要因は一体何だったのか、何か理由がございましてか。

【永峯観光振興課長】このキャンペーンの利用につきましては、利用方法が2通りございまして、宿泊施設への直接割引、それから旅行会社が販売する商品を利用する割引というのがございます。このうち宿泊施設への直接割引の分につきましては、旅館・ホテルからの報告が集まってございまして、ほぼ精算は終了していると

ころでございますが、旅行会社分がまだ進んでいないというところでございます。

11月の時点との見込みの差でございますが、この長崎県内への旅行を取扱いたいという申請があった旅行会社は全国に3,000社ほどございまして、この約3,000社がこのキャンペーンが始まった当初は、これぐらいの利用を見込んでいたという枠取りみたいな形で取っていたという状況でございます。11月の時点では、そういった旅行会社が手持ちで持っていた枠分の精算が進んでいなかったというようなところございまして、それが、年明け以降、だんだんとその約3,000の旅行会社の精算が進んでいく中で、枠は取っていたけれども、結果、販売が進んでいなかったというものが減算されて報告が今集まってきたという状況でございます。

先ほど申し上げましたとおり、まだ現在も旅行会社からの集計は行っているところでございますので、数字は恐らくまだもう少し下がっていくということも見込まれているところでございますが、要因といたしましては旅行会社の取扱い分の見込みの差ということで私どもとしては認識をしているところでございます。

【小林委員】いろいろ理由があるような話でございますけれども、今申し上げるように予算的に大体約6億円、それから宿泊においては約5万人泊というような見込みだけでも、いわゆるその見込み違いというか、我々の受け止め方としては少し要因があってこのような執行残ということになっているのではないかと、こう考えておりますから、その点は十分考慮しながら最終的な数字を待ちたいと思います。

それから、年が明けて1月10日から、また全国旅行支援が始まっているわけです。これも11月の答弁では64.1億円で、95.2万人泊と、こう

いう答弁があったと思いますが、この1月10日から始まっているけれども、これが大体割引率、あるいはクーポン券とか、10月、11月の段階では非常によかったものが、かなり大きな変化があっているわけです。こういう状況の中でもう1月10日から既に始まっておりますけれども、この辺の現状、見込みはどのようになっているか、重ねてお尋ねをしたいと思います。

【永峯観光振興課長】まず、先ほど申し上げました年内の執行見込みの分、11月の時点に申し上げた金額から6億円ほど少ないという状況でございますが、この6億円につきましては年明けの事業に充当して、今後、また引き続き活用していくということで考えてございます。

それと併せまして、今回、計上させていただいております4億7,000万円を追加いたしますと、この年明けに活用できる予算と申しますのは、今の時点で74億2,000万円ほどということですので、今推計をいたしているところでございます。利用見込み人数で申し上げますと、111万3,000人泊分というような数字になってまいります。

それで、年明け以降の実施状況でございます。委員ご指摘のとおり割引率等につきましても変更がございまして、昨年までは40%の割引が20%になり、そしてまた、割引の限度額も減額されるというような状況でございます。

もともと1月については、少し観光にとってはオフシーズンといったような状況もございまして、やはり年明けの利用状況については、年末までと比較をいたしますと、いまひとつ伸びていないような状況はございます。

したがいまして、もともと国の方は3月31日までということで、この全国旅行支援期間を設定いたしてございまして、今のペースでまいりますと3月に全額、先ほど申し上げた74億2,000

万円を全額執行するということはなかなか難しいかと私どもとしては捉えてございまして、4月以降も、予算の繰越をお願いした上で、この予算がなくなるまで、新年度、令和5年度につきましても執行を続けていきたいと考えているところでございます。

【小林委員】今の課長の説明もよくわかりました。ただ、先ほどから言っているように、11月の答弁では1月以降についても大体64億円と、こういう答弁でありましたが、これが74億2,000万円と、こういう状況で、ここの差が10億円以上あるわけですよ。

そして、宿泊分については95万人泊というのが111万3,000人泊ということで、今の答弁ではこれも見込みがちょっと厳しい状況かなという感じがします。

ただ、あなたが言っているように、この予算は全部流れてしまうということではないので、ここのところはよく受け止めておりますよ。今回も経済対策として4.7億円でしたか、そういう形で、これは当然2月の経済対策だから、これは当然繰り越して来年度予算の中で消化していただくと、こういうことになるかと思えますけれども、いずれにしても、本県の基幹産業とも言うべき観光産業、この観光産業がやっぱり正しく機能するというか、こういう全国旅行支援という形の中で、大変ありがたい支援をいただいているわけですよ。これをいかにして十分活用していただいて、全国各地から長崎県に来てもらいたい。そして、それをきちんと消化していただくことによって長崎県が潤うというような形を一番考えているわけですよ。

今後、そういうところの取組、全国旅行支援の予算をしっかりと消化していただくための具体的な取組を何か考えていかなければならないと

思うんだけど、行政の部門だけでやれること、民間の旅行会社等々でやっていただかなければいけないこと、その役割分担は、いつも言うように明確にしておきたいと思うわけけれども、これからの指導的な立場で具体的な取組についてはどう考えているか、お尋ねをしたいと思います。

【永峯観光振興課長】この全国旅行支援につきましては、昨年、年内は非常に好調ということで先ほども申し上げたところでございます。これは、一つは新幹線の開業といったところもございましたし、また、デスティネーションキャンペーンも展開し全国にPRをしてきたということもございまして、利用が伸びていったというところでございます。

年明け、少し制度も変わった中で、落ち着いてきているという状況もございまして。デスティネーションキャンペーンにつきましても年末で終了いたしてございますので、私どもといたしましてはそこを埋めるような形で、年明けも引き続き、首都圏といった少し遠方になりますけれども、そういったところを中心にSNSといったメディアも活用したプロモーションを進めているというところでございます。

そして、また、3月には関西地区で本県の観光、あるいは物産をPRするイベント、ここには当然民間の事業者の方にも参加をしていただいて、官民共同で本県をPRする、そういったイベントも予定をいたしてございまして、この春先の旅行シーズンに向けた本県への誘客、そういったところのPRをしっかりと進めていきたいと考えているところでございます。

【小林委員】だから、先ほどからも言っているように、またあなたもそれだけの受け止め方をしっかりとされています。

今言うように、予算が約74億円ですよ。その中の111万3,000人泊、これだけの見込みがあるわけですよ。これをやっぱりどんどん、どんどん間延びしないようにしていただかなければいけないじゃないかというのが一つ。

それから、もう一つ大事なことは、本当の姿は、その全国旅行支援の予算を全部消化した後、本来の姿に戻ってきた時にどういう観光の動きになっていくかと。

これはもういつも言うように、長崎県というのは人呼んで栄えるまちなんだよ。観光は基幹産業なんだよ。だから、そういう意味から言っても、全国旅行支援という制度がなくなった後、どれだけの対策を講じて結果につなげることができるかと。

よく言われるように、長崎県の旅行というのは、聞いてびっくりしたけれども、近場の九州各県から長崎県を訪れるお客さんが少ないわけだよ。リピーターが少ないと、こう言われているわけだよ、九州各県からね。そういうところの取組とか、まだまだ対策を打たなければならぬことが結構あるような感じがするわけですね。この課題はしっかりわかっているし、また西九州の新幹線が開通して、この開業効果を、今のようなフル規格にならない状況の中でどこまでやっていくか。今、JR九州が発表している中においては、開業3か月後が約62万人、年末年始が7万1,000人、4か月後が大体81万人と、これだけの乗客が見込みより大幅に増えていたということが明らかになっているけれども、やっぱり今言う全国旅行支援がかなり追い風になっておったのではないかと思うわけです。

全国旅行支援もない、それから、一回は物の試しに乗ってみただけけれども、フル規格ではないというところのマイナス面、そういう点から考

えていけば、新幹線が、どこまでこの開業効果が続くのか、どこまで観光に追い打ちをかけてくれるのか、この辺のところもまだまだ何とも言えない状況です。ですから、要望しておきますけれども、今後、全国旅行支援が終わった後、さらにこのお客様が伸びるように、コロナの関係もあるかもしれないが、その辺の取組をしっかりやっていただくことを重ねてお願いをしておきたいと思います。

以上です。

【石本分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【西川委員】私からも2つ質問したいと思いません。

まず、国際観光振興室、この東南アジア、香港、台湾、韓国向けのインバウンド、2,926万1,000円、一人2,000円で1万人分と思うんですが、たまたまアジアの国名が香港、台湾、韓国と漢字のところですね。それで、今からのというか、もっと前から振興著しいシンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンとかという片仮名国の航空会社とかは相手にしていないんですか。せっかくシンガポールともチャーター便を使うとか、そういうことも前、試みておられましたが、またほかの国ともそうなんですが、このコロナの傷がまだ癒えてないからこの3か国に絞っているんですか。交渉してみた結果こうなったのか、その辺を詳しく教えてください。

【立石国際観光振興室長】韓国、台湾、香港というところをまずは対象としていることにつきましては、現在、福岡の航空路線は韓国、台湾、香港を中心に、コロナ前の約80%弱ぐらいの戻りになっているということと、全体に占める割合で、コロナ前ですとこの3か国で、長崎県の延べ外国人宿泊者数の約60%を占めている状

況でございます、まずはこのようなコロナ禍で長崎空港もまだ再開されていない状況を踏まえて、短期的に早期の需要回復策として、まずは近い東アジアをターゲットとしておりますけれども、通常のインバウンド誘客事業の中では東南アジアのタイやベトナム、シンガポール、フィリピンも含めて誘客事業を並行してやっていきたいと思っております。この事業としては、この3か国に絞って実施をしたいと考えているところでございます。

【西川委員】ベトナムを忘れていましたね。今、答弁いただきましたベトナムも今から長崎県と交流を深めていく国だと思いますので、この事業は今年度何月ぐらいまでを目当てにしているんですか。今年度いっぱいじゃないでしょう。途中まででしょう。

【立石国際観光振興室長】この事業につきましては、令和5年度当初予算で計上している情報発信の事業と合わせまして、この補正予算は繰越をいたしまして、令和5年度上期のできるだけ早い時期に実施をしたいと考えております。

【西川委員】それを聞いて安心しましたけれども、できるだけ早く消化して頑張ってください、令和5年度後半からは、さっき言った片仮名の国にもアプローチをかけて、コロナも大分遠ざかっていると思っておりますので、頑張ってくださいと思います。

次に、環境の海岸保全対策推進事業の4億9,780万8,000円が出ておりますが、産業廃棄物対策、大変エンドレス、海岸清掃しても次から次に漂着物が増えて大変苦労していると思っております。その中でもスポGOMIとかの事業で、高校生とか若い人を惹きつけて海岸漂着物に対する認識も高まってきていると思っておりますが、年間通しての海岸漂着のごみ対策事業は大体幾らぐら

いあればきれいに片付けることができるといったそういう胸算用とかはありますか。

【吉原資源循環推進課長】委員ご質問の幾らぐらいあれば海岸に漂着するごみの回収が可能かということですが、現在要望している金額も、各市町からどれだけ回収に必要かということをお聞きして要望しているものでございますが、実際、海岸に人が入れない場所がございますので、そこまで含めて回収費用を出すとすると、この金額では足りないということになります。

【西川委員】予算が足りないのがわかっているから、幾らぐらいあればできるのかなと思ったんです。確かに人海戦術になると思うんですけども、潮が満ちている時にごみが漂流している、浮いている時にごみを吸って処分する特別な船の製造とか、海岸線が長い長崎県独自の海岸環境保全対策事業というか、漂流ごみ対策の特効薬というか、決め手というか、そういうのは何か考えておられませんか。

【吉原資源循環推進課長】委員からご意見いただきましたように、回収船とか、そういったものの検討も一時したところでございますけれども、やはりその回収船の維持管理費用、そういったところがかかなり高額になってきますので、なかなか難しいのかなと。ただし、その回収方法については、今後もどういうやり方があるのかというのを市町と検討しまして、よりよい回収方法を考えてまいります。

【西川委員】確かに市町自体の事業を応援するという形になるかもわかりませんが、もっと県も国と話し合って、大きな事業をしないと、どこの海岸も、せっかく白砂青松のきれいな海岸でさえもいろいろな漂着物があります。そういうことで頑張ってくださいと思います。

終わります。

【石本分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【千住副会長】 宿泊キャンペーンの件で1点お尋ねします。前回から紙のクーポンじゃなくて電子クーポンに変わったと思うんですね。そのあたりで若干宿泊の受入れ側の抵抗だったり、逆に電子クーポンの取扱いに関する店舗への影響というのはどのようにあったでしょうか。

【永峯観光振興課長】やはり電子クーポンに切り替わったすぐのタイミングというところでは、宿泊施設の方々も利用者の方々も少し戸惑いがあったというところはございますが、私どもも宿泊施設、それから利用される加盟店向けに説明会を順次実施してきたということもございまして、そこまで大きな混乱というものがあったとは感じてはおりません。

ただ、活用の店舗と申しますか、加盟店につきましてはやはり若干減少しているところもございまして、年末の時点で一番多かった時と比べますと、約1割ちょっとの店舗数、加盟店の減少といったようなところは発生しております。ただ、そういった店舗につきましても、だんだんと、また少しずつ増えてきているという状況でございますので、年末の加盟店数まで戻るかどうかというところはございますが、一定そこも改善がなされていると考えているところでございます。

【千住副会長】受け入れる方も、取扱いの店舗も、実際それで、せっかく予算がまた付いて伸びていますので、そのあたりをもとに、また参加していただけるような働きかけをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

【石本分科会長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第47号議案のうち関係部分及び第48号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

分科会の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時37分 休憩

-----  
午後 2時37分 再開  
-----

【石本分科会長】分科会を再開いたします。

これもちまして、分科会の審査を終了いたします。

この後、委員間討議を行いますので、理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時38分 休憩

-----  
午後 2時39分 再開  
-----

【石本委員長】委員会を再開いたします。

これより、令和5年2月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議を行います。

審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時40分 休憩

-----  
午後 2時42分 再開  
-----

【石本委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容等につきましては、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ほかにないようですので、これをもちまして本日の観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を終了いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 2時43分 閉会  
-----

# 第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年3月7日

自 午前10時 1分  
至 午後 3時52分  
於 委員会室 3

新幹線事業対策室長	佐藤 貞夫 君
都市政策課長	田坂 朋裕 君
道路建設課長	大我 正隆 君
道路維持課長	村川 康孝 君
港湾課長	川口 末寿 君
港湾課企画監	田中 隆 君
河川課長(参事監)	松本 憲明 君
河川課企画監	小川 秀文 君
砂防課長	浅岡 哲彦 君
建築課長	宮川 忠幸 君
営繕課長	今崎 博明 君
住宅課長	森 泉 君
住宅課企画監	佐藤 荒樹 君
用地課長	木下 善祐 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	石本 政弘 君
副委員長(副会長)	千住 良治 君
委員	小林 克敏 君
"	瀬川 光之 君
"	徳永 達也 君
"	堀江ひとみ 君
"	西川 克己 君
"	山口 初實 君
"	近藤 智昭 君
"	堤 典子 君
"	浦川 基継 君

6、審査事件の件名

○観光生活建設分科会

第1号議案

令和5年度長崎県一般会計予算（関係分）

第8号議案

令和5年度長崎県用地特別会計予算

第11号議案

令和5年度長崎県港湾施設整備特別会計予算

第14号議案

令和5年度長崎県交通事業会計予算

第15号議案

令和5年度長崎県流域下水道事業会計予算

第35号議案

令和4年度長崎県一般会計補正予算（第14号）

（関係分）

第42号議案

令和4年度長崎県港湾施設整備特別会計補正

予算（第4号）

第45号議案

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

土木部長	奥田 秀樹 君
土木部技監	川添 正寿 君
土木部次長	大安 哲也 君
土木部参事監 (まちづくり推進担当)	坂田 昌平 君
監理課長	馬場 秀喜 君
建設企画課長	中村 泰博 君
建設企画課企画監	田崎 智 君

令和4年度長崎県交通事業会計補正予算（第1号）

第46号議案

令和4年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第4号）

---

## 7、付託事件の件名

○観光生活建設委員会

### （1）議案

第24号議案

長崎歴史文化博物館条例の一部を改正する条例

第25号議案

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

第31号議案

契約の締結について

第32号議案

契約の締結の一部変更について

### （2）請願

なし

### （3）陳情

- ・要望書
- ・陳情書
- ・令和5年度県政に対する要望
- ・令和5年度県政に対する要望
- ・令和5年度長崎県の施策における重点要望  
石木ダムの建設促進について
- ・陳情書
- ・海運・船員の政策諸課題に関する申し入れ

---

## 8、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時 1分 開会  
-----

【石本委員長】 皆様、おはようございます。

ただいまから、観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第24号議案「長崎歴史文化博物館条例の一部を改正する条例」ほか3件でございます。

そのほか陳情7件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を観光生活建設分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分ほか8件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとにお手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

これより土木部関係の審査を行います。

【石本分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

土木部長より、予算議案について説明を求めます。

【奥田土木部長】 土木部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料」の土木部をお開きください。

今回、ご審議をお願いしていますのは、第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」のう

ち関係部分、第8号議案「令和5年度長崎県用地特別会計予算」、第11号議案「令和5年度長崎県港湾施設整備特別会計予算」、第35号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分、第42号議案「令和4年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第4号）」であります。

はじめに、土木部所管の令和5年度当初予算関係についてご説明いたします。

土木部では、本県の課題である「人口減少」、「県民所得の低迷」、「頻発化・激甚化する自然災害」を克服し、持続可能な活力ある地域を形成するため、交通ネットワークの形成や個性あるまちづくりなど、生活・産業基盤の整備を推進するとともに、国の「防災・減災国土強靱化のための5か年加速化対策」に沿って必要な予算を確保することにより、防災・減災対策に集中的に取り組んでまいります。また、インフラの機能を将来にわたって発揮し続けるための戦略的な老朽化対策の推進や、地域の守り手である建設業の担い手確保・育成のため、建設業の魅力発信や就労環境・処遇の改善につながる働き方改革や生産性向上などの取組を強化してまいります。

これにより、第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」の土木部関係の歳入歳出予算は、それぞれ4ページと5ページに記載のとおりですが、このうち歳出予算については、公共事業費が542億7,235万円で、対前年度6月補正後予算比114.2%、単独事業費は132億6,387万7,000円で、対前年度6月補正後予算比110.6%となっています。

歳出予算の主な内容については、5ページからをご覧ください。

都市計画関係では、重要幹線街路費16億

4,091万5,000円。

道路関係では、道路新設改良費153億8,584万5,000円。

6ページをご覧ください。

交通安全施設費、公共・単独合計で44億9,450万4,000円。

道路災害防除費、公共・単独合計で39億8,397万5,000円。

港湾空港関係では、港湾改修費、公共・単独合計で64億6,099万7,000円。

7ページをご覧ください。

河川・砂防・ダム関係では、総合流域防災費19億1,425万円、河川改修費35億1,228万7,000円、堰堤改良事業費17億1,570万円、通常砂防費11億145万円。

8ページをご覧ください。

急傾斜地崩壊対策費19億6,455万円。

建築関係では、長崎県大規模建築物耐震化支援事業費512万7,000円。

住宅関係では、公営住宅建設費18億3,513万3,000円、県営住宅維持管理費13億8,838万7,000円などを計上しています。

9ページをご覧ください。

このほか、令和5年度より新たに、宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法に基づく調査費5,555万円、空港脱炭素化推進費1,188万6,000円、公共土木施設占用許可システム整備事業費1,252万3,000円などを計上しています。

このほか、債務負担行為については、9ページから12ページに記載のとおりです。

次に、第8号議案「令和5年度長崎県用地特別会計予算」、第11号議案「令和5年度長崎県港湾施設整備特別会計予算」については、それぞれ12ページから13ページに記載のとおりです。

13ページをご覧ください。

第35号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち土木部関係の歳入・歳出予算はそれぞれ記載のとおりです。

補正予算の主な内容は、15ページ以降に記載のとおりですが、新幹線事業費6億6,317万5,000円の減、国直轄道路事業負担金5,113万5,000円の減、港湾改修費5億143万3,000円の減、河川事業受託費4億5,259万円の減、河川等災害復旧費32億6,376万8,000円の減などを計上しています。

このほか、繰越明許費については記載のとおりです。

次に、16ページからの第42号議案「令和4年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第4号）」については、それぞれ記載のとおりです。

最後になりますが、令和4年度予算につきましては、本議会において補正をお願いしておりますが、歳入においては国庫支出金等に未決定のものがあり、歳出においても年間執行額の確定等に伴い、今後、整理を要するものもありますので、3月末をもって専決処分により措置させていただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本分科会長】次に、監理課長より補足説明を求めます。

【馬場監理課長】私からは、予算の関係を説明したいと思います。タブレットの左から4番目でございます。

土木部関係の令和5年度当初予算案の概要について、補足してご説明いたします。

3ページをご覧ください。

土木部関係の令和5年度当初予算案の総額は、上の表にありますとおり、一般会計909億3,098万6,000円、特別会計77億3,910万8,000円、合計986億7,009万4,000円となっております。

なお、令和4年度当初予算が骨格予算であったため、国の内示等を踏まえて調整した令和4年度6月補正後予算と比較しております。いずれも前年度から増額して予算を計上しております。

また、土木部の一般会計歳出予算の約82%を占めます普通建設事業の内訳としまして、下段の表にありますとおり、公共事業費542億7,235万円、単独事業費132億6,387万7,000円、直轄事業負担金68億2,712万9,000円となっております。

一般会計の歳出予算の内訳につきましては、表の右側に記載しているとおりでございます。

続きまして、土木部関係の繰越明許費について補足してご説明いたします。

資料の4ページ、繰越明許費理由別調書をご覧ください。

表の縦の区分が款項目の予算科目、横の区分が繰越明許費の理由別内訳となっております。表の左端の欄は、上から総務費、土木費、災害復旧費、一般会計の合計、続いて特別会計、土木部合計となっております。

繰越明許費の一般会計の合計額は、中段の下でございますけれども、884件、488億3,269万9,000円、特別会計の合計額は5件、2億5,710万円となり、一般会計、特別会計を合わせた土木部の合計額は、一番下にありますとおり889件、490億8,979万9,000円となります。この額は、9月議会、11月議会で議決をいただいた金額と、今回計上しております繰越明許費を合わせた令和4年度の繰越明許費の累計額となっております。

す。

中段、一般会計の合計の欄には、内訳として通常分、経済対策補正分に区分し、件数、金額を記載しており、11月議会で議決をいただきました経済対策補正分に係る繰越明許費は319件、230億8,966万4,000円、経済対策補正分を除いた通常分として565件、257億4,303万5,000円となっております。

次に、繰越明許費を理由別にご説明いたします。表の横の区分に繰越理由を6つに区分して整理しております。

それぞれの合計額は、一番下になりますけれども、地元調整に係る繰越明許費が354件、174億9,702万3,000円、用地補償に係るものが34件、13億8,550万円、設計工法等に係るものが71件、27億9,916万9,000円、補正予算や事業決定の遅れによるものが348件、237億7,867万6,000円、資機材や人材のひっ迫、入札の不調によるものが80件、30億2,466万3,000円、その他2件、6億476万8,000円となります。

なお、一般会計に係る繰越明許費は、資料はございませんけれども、令和3年度は627億7,553万3,000円で行ったので、令和4年度488億3,269万9,000円と比較しまして、昨年度からおよそ139億円の減となっております。

また、6月議会にご説明いたしました今年度の土木部における繰越縮減対策を実施した結果、今年度の一般会計の15か月予算に対する繰越率は、目標値29%に対しまして24.8%となり、目標を達成することができました。来年度も、早期発注による事業効果の早期発現を図るとともに、施工時期の平準化を図りながら、引き続き繰越額の縮減に努めてまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく願います。

【石本分科会長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料（政策的新規事業の計上状況）」について説明を求めます。

【馬場監理課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本分科会に提出しました資料について、ご説明いたします。

当資料は、表紙に記載しておりますが、文化観光国際部、県民生活環境部、土木部における政策的新規事業の計上状況の一覧ですが、土木部については資料2ページの表の一番下にございます宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく調査費、公共土木施設占用許可システム整備事業費、県営空港脱炭素化推進費の3件となっております。事業概要、計上額等については記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく願います。

【石本分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】まず、第1号議案、当初予算ですけど、委員会横長資料の33ページ、このサイドブックも同じ番号なんですけど、この中の宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく調査費についてお尋ねいたします。

これは、当初予算のポイントの18ページ、それから、これは横長になった主な事業の部分の31ページに一応説明があるんですけども、今回、いわゆる盛土規制法が今年5月中に施行されるということで、新たに規制区域の指定のための調査を行うなどなんですけれども、どういう区域が指定されるのかということと、どのようにやるのかということで説明をお願いしてい

いですか。

【中村建設企画課長】盛土規制法に関するご質問でございますけれども、今ご説明があった令和5年当初予算の主な事業、31ページの事業の概要というところでございますけれども、規制区域のイメージといたしましては、宅地造成等工事規制区域という市街地や集落、その辺の地域ですね。それと、あとは特定盛土等規制区域ということで、市街地や集落等からは離れますけれども、地形等の条件から盛土等がなされると人家等に危険を及ぼすエリアということで、ざっくり言うと、まちなかと山手の方というふうなところで区域を設けていくという形になります。

これにつきましては、もう既にご存じのとおり、熱海の方で違法盛土があって、あれが崩れてかなりの大きい災害があり、国としてもそれを防止していきたいということで、全国的な流れで、今後、調査を行って規制区域をかけていきたいと思いますという流れになっております。

我が県といたしましても、まずは規制をかけていくんですけれども、規制をかける前に、できる限り早くその区域を指定したいと考えておりますので、まずは年度明けてから基礎調査を実施するというところで考えてございます。

基礎調査によりまして、先ほど申しました、まちなかや山手の方、そのこの指定の要件に該当するかどうかという根拠資料というところで整理しまして、最終的にそこをもちまして技術的な判断を加えて区域をかけていきたいと考えております。

基本的には既存資料等々を用いた中で資料を収集していくんですけれども、一例を挙げますと、国土交通省が持っておりますGISデータという地形の電子データがございますけれども、

それであったり、先ほど申しました都市計画区域であったり、必要な場所では登記簿、その土地の所有者がどなたかということも含めて、あとは土砂災害の警戒区域であったり、農林の山地災害の危険区域だったり、既存の盛土もどいう場所にあつて、そこが過去そういう災害が起きた事例があるかどうかとか、そういうところも改めて調査を行いたいと思っております。

あとは地質図であったり地形の分布図であったり、そういうところの調査を取りまとめまして、最終的には区域指定の基礎資料としたいと考えております。

【堀江委員】期間という形で設けられているんですか。例えば基礎調査をいつまでにやるとか、そういうのはあるんですか。

【中村建設企画課長】国の方からは、全国の各自治体に対しまして早急に区域指定をやってくださいというお話がっております。

我々も、これに関しましては早急にやって、次の規制区域の指定に移りたいと思っておりますので、できれば年度明けてすぐ委託を発注しまして、できれば年度内ぐらいに、1年間ぐらいでまずは基礎調査を終わりたいと考えているところでございます。

【堀江委員】これは、国が全国の自治体に支援をするという形だと思うんですが、その割には予算は半分しか国は出さないんですよね。これって、例えば全額国が出すとかということにはならないんですか。

【中村建設企画課長】委員がおっしゃるのはごもっともかと思えますけれども、国の方としては、全額補助は今のところないということで聞いております。

【堀江委員】この問題は最後にしますけれど、長崎県の場合、離島・半島含めて、これは自治

体との連携という形になるのでしょうか。本庁としては、新たに室を設けるという形で組織改編も行うんですが、県内の自治体との関係についても最後に教えてください。

【中村建設企画課長】盛土規制区域の指定につきましては、長崎市と佐世保市、この中核市については各自治体の方でやると、残りは全て長崎県でやるということで今計画をされています。

基礎調査についても、当然各市町に協力を仰ぐこともあろうかと思えますし、区域指定を行う際には、改めて市町の意見も聞いていくという手続きがありますので、そこは今後、市町の方とも連携をとってやってまいりたいと考えております。

【堀江委員】県民の暮らしの安全の確保のために必要な調査だと思えますので、ぜひよろしくお願いしたいと思えます。

次に、横長資料の34ページ、新幹線事業費の28億円ですが、この中身について、もちろん負担金ということは理解をいたすんですが、県民から見ますと、長崎新幹線はもう開通したじゃないかと、それなのにどんな予算を付けるんだというふうな率直な声も寄せられているので、改めて令和5年度の当初予算、新幹線事業費の28億円の中身を教えてください。

【佐藤新幹線事業対策室長】令和5年度の新幹線事業費28億4,265万1,000円の、まず内訳ですが、この中には新幹線の負担金として払う28億4,165万8,000円と、事務費になります99万3,000円の2つの合計ということに数値としてはなっております。

開業したのに、事業は何をやっていくかという内容のお尋ねかと思えますが、開業後におきましても、新幹線としてまだ大きく4つの内容が残っております。

まず、1つが環境対策、新幹線が走り出したということでの騒音・振動対策、それと高架橋を造ってきましたので、それによる建物に対する日陰補償、農作物に対する日陰補償、それとテレビ電波の受信障害の対策、これらが環境対策ということで、令和5年度に約31億円ぐらいの事業費を見込んでいるところでございます。

それと、トンネルを掘ってきましたが、それに伴う減湯水が起きていますので、その対策がまだ続いております。それと、工事をする際に、工事用の進入道路だったり工事ヤードというものを造っていますので、その辺の原形復旧。それと高架下整備、一部まちなかの高架下はもうきちんとフェンスで囲って、ある程度できていますが、まだ高架下整備ができていないところがありますので、高架下整備。それに併せて付替道路だったり水路の切替え、その辺の対策工事というのが、事業費ベースで約30億円強ぐらいの事業費がかかるということで聞いております。

それと安全対策、西九州新幹線全線において脱線防止ガードを設置することになっておりますが、これが実際まだ設置が続いております。この脱線防止ガードの設置が約3億円という形で聞いております。

まだ、環境対策、原形復旧、安全対策等の工事が続きますので、その辺の工事が令和7年度まで、引き続き、今後続いていくということになっております。

【堀江委員】 そうしますと、令和7年度まで環境対策、安全対策等々、開業したんだけど、開業に伴うさらなる様々な対策が必要だということで、令和5年度については約28億円ということになるんですが、令和5年度、6年度、7年度、そうしますと、今回約28億円ですけれども、

向こう3年間もこのような予算ということに理解をしいんですか。

【佐藤新幹線事業対策室長】今後の県の負担金のお尋ねかと思えます。令和5年度以降ですけれども、令和5年度以降で県の負担金が、あとまだ83億円ぐらいかかるということで、全体の事業費の残りから考えると、それぐらいが県の負担金として今後3か年でかかるということになっております。

【堀江委員】説明ありがとうございました。

次に、横長資料の49ページの河川総合開発費の中の14億4,000万円の予算ですが、ここは浦上ダム、それから石木ダムということになるんですが、これはまだ内示が出ていないということで、石木ダムの事業に幾らということ、今日の場ではまだ言えないという理解でいいですか。

【小川河川課企画監】河川総合開発費として14億4,000万円計上しておりますけれども、これは石木ダムと浦上ダムの建設予算でございます。現在、令和5年度の必要額を精査しております。国と協議中であるということから、公表については差し控えさせていただきたいと考えております。

【堀江委員】そこで、石木ダム事業は、今回の議会の一般質問、それから予算総括質疑でも推進の立場での質問も多く出されているわけですが、今、現地の皆さん、それから支援する皆さんが一番不安なのは、県がいきなりいろんな形で出てくるのではないかという不信というか、そういう思いがあるというふうにお聞きいたしました。

週末にもいろんなことがあったわけですが、そのこと一つをどうこうということではなくて、住民の皆さんと確認をしていた、そのことにつ

いては、温度差が違うかもしれませんが、住民の皆さんが納得するような形で進めてほしいというふうに私は思います。

それは、皆さんにとっては妨害行為だというふうに言いますけれども、住民の皆さん、支援する皆さんにとりましては、ある意味体を張ってでないとかこの工事を止めることができないという思いがありますので、そういう意味では知事が丁寧に説明をしたいというふうに言っている、この姿勢は今も変わらないと理解をしいですか。これはぜひ確認したいと思ひまして、答弁をお願いします。

【松本河川課長】石木ダムにつきましては、現在、本体工事、掘削工事を進めるとともに付替県道工事も今進めているような状況でございます。

今、委員ご指摘の、知事がどっちに進めるかという話なんですけれども、あくまでも知事は事業を進める、県民の安全・安心のためにということでは、やっぱり行政の責務ということをはっきりおっしゃっております。そういうことで事業を進めなくちゃいけないという立場をずっと保持しつつ、地域にお住まいの13世帯の方々、事業に対して疑問点とか質問とか、いろんなことをお持ちなので、それに対しては真摯に今後も説明する必要はあるというふうに我々は考えているところでございます。

【堀江委員】いずれにしても、安全第一ですよ。私はそう思います。皆さんは、抗議行動と言っていますけど、やはり安全第一で進めないといけない。進めるというか、私はもう中止してほしいと思うんですけれども。

安全第一でやらないと、本当に何かあったら、どんなに観光立県長崎と言っても、大変なことになれば、これは長崎県のイメージが大きく損

なわれることになりますので、私は、ぜひその点は知事に伝えてほしいと思っております。

どちらにしても、知事は、理解を得たいと言っているわけでしょう。理解を得たいと言っているわけですから、丁寧に説明したいというふうに言われているので、その立場を堅持していただきたいということを強く申し上げたいと思っておりますので、この点は強く知事に伝えてほしいと思っております。最後、確認の答弁を求めます。

【松本河川課長】先ほど申しましたように、現場の方でダムの本体工事の掘削工事及び付替県道工事を現在進めているところでございます。

我々としましても、石木ダムの事務所の職員及び県内の各振興局の職員等も十分配置しながら、安全には最大限配慮しながら事業を進めたいと考えております。

【堀江委員】あと3つお願いします。

横長資料の51ページ、ここの急傾斜地崩壊対策費についてお尋ねをしたいと思っております。

昨年度の決算審査の資料の中で、急傾斜地の総事業の中で進捗率が42%、これは令和3年度の時点になるんですけど、42%という数字を私は見ております。

今回、いわゆる急傾斜地崩壊地域は、これは安全の確保のためにも100%にするように進めていると思っているんですけども、今回の令和5年度の工事の中で、いわゆる進捗率がどこまで進むのかというのが、今お答えできますか。これからやることなんですけれども、予定という形になると思うんですが、どこまで急傾斜地崩壊対策で行おうとしているのか、そこを教えてください。

【浅岡砂防課長】急傾斜地崩壊対策事業の進捗率のお話ですが、今、委員が42%とかおっしゃいましたけれども、私どもの方では、急傾斜事

業自体だけの進捗率でいきますと、令和4年度末で29.2%の進捗になっております。後で42%は確認させていただきたいと思っております。

今回、予算書上は、当初予算同士を比べますと2億8,000万円ほど減っていますが、これは事業箇所ごとの進捗に合わせて予算を積み上げておりますので、当初予算に計上する箇所、補正予算に計上できる箇所など、その年度により出入りがございます。

近年、補正予算の規模が大きくなりまして、当初予算で計上するような箇所、例えば新規箇所ですけれども、そういう箇所も前倒しして前年度の補正予算において予算化する傾向にあります。今回は、令和4年度の補正予算がかなり大きかったので、前倒しをして積んだということになっております。

いわゆる15か月予算で比べてみますと、つまり令和3年度補正プラス令和4年度当初と、令和4年補正と令和5年当初の比較でいきますと、前者が約31億円に対して、後者が約36億円ということで、約5億円は増加しております。

箇所数につきましても、68か所を79か所、11か所は増やしておりますので、当初予算同士を比べたら、たまたま出入りがあって減ったということでございます。

急傾斜事業につきましては、地元からの要望が整い次第、速やかに事業化するよう努めておりますので、今後もそういうことで進捗率を上げるように努力していきたいと思っております。

【堀江委員】今の答弁を了としますので、ぜひ県民の安全・安心の確保のためにも事業を進めさせていただきたいと思ひまして、前年度の予算と比べてちょっと少なくなっているという思いで質疑をしたんですけども、今の答弁で理解いたしました。

私が見た資料は、サイドブックにも載っていますけれども、昨年の土木部の参考資料で、主な事業の整備状況ということで一連の進捗率が掲載されている資料を見て、急傾斜地の進捗率が42%という数値なんですけれど、その数字の違いは、また後で教えてください。

もう一つ、横長資料59ページの市街地再開発費、長崎スタジアムシティプロジェクトの支援に要する経費について質疑をしたいと思います。これは主な事業の88ページにも掲載されているんですが、要は、今回の事業の概要ですね、令和4年度から6年度の事業というふうに資料ではあるんですけれども、具体的に長崎県としてこの市街地再開発にどれぐらいの予算を今後も含めて支援するということになるのかという事業の概要を含めて教えてください。

【森住宅課長】お尋ねの再開発事業、具体的に言いますと幸町地区優良建築物等整備事業、俗称で言うと長崎スタジアムシティプロジェクトへの支援についてでございます。

まず、今回の事業の概要ですけれども、ジャパネットホールディングスが進めているスタジアム、アリーナを中心とした複合施設の整備に関して、県としては、県民の楽しみの場、それから日常的に開放されている空間の創出を図られ、また、良好な市街地環境を形成されるということですので、国、県、市が一体となって支援をするという事業でございます。

総事業費及び県の負担、今後の全額も含めてですけれども、まず、総事業費は、ジャパネットホールディングスの方では約880億円と聞いています。このうち、81億円が補助対象事業費となっております、その補助対象事業費のうち、補助金の総額は54億円で、国が27億円、県が10.8億円、それから市が16.2億円となっております。

りまして、来年度はそこに計上しております6億6,000万円ですけれども、3年間トータルで県としては10.8億円を支出する予定でございます。

【堀江委員】予算としては15分の2を長崎県が持つということで、これは3年間の予算というふうに見ていいんですね。その後は特にはないんですか。これが全部というふうに見ていいんですか。

【森住宅課長】委員おっしゃるとおりで、3年間の事業でございます。

【堀江委員】同じく住宅課で、横長資料の58ページの「長崎よかにゃんHOUSE」の整備推進事業費ですけれども、これは後でというか、これは第35号議案とも兼ね合いが出てくるんですけれども、事業の変更に伴う減が行われているんですが、まず、そこから説明をお願いします。

【森住宅課長】今回、令和5年度予算、それから、今、委員ご指摘の令和4年度補正予算に関して、ちょっと関連するのでまとめてお答えしますけれども、今回の事業は、「長崎よかにゃんHOUSE」整備推進事業費といいまして、令和4年度には1億1,900万円計上しておいた事業です。その中に2つ項目がありまして、1つ目は、今回、令和5年度予算にも計上しております地元工務店グループによる長崎型住宅、長崎の気候風土に合わせた新築住宅の仕様の研究開発への支援というのが1,500万円ございました。もう一つが、県の空き公舎の改修をして、そこを子育て向けに民間で改修し、それを子育て向けに供給するという事業が1億400万円の事業でございました。

今年度、2つの事業のうちの一つ、空き公舎を使った1億400万円の方のお話ですが、そこらは私ども6月補正予算で承認いただいております。

すので、7月からずっと事業者公募、事業公告などをしておりましたけれども、最終的に3者の方が手を挙げられたのですが、実際、私どもが事業計画を出してくださいという段になって、いろいろ調整はしましたが、結果的には事業計画が出てこなかったと。したがって、この1億400万円の話は今回減額している。

原因としては、相手方と私どもとの見積もりが違ったというのが一番大きな原因であり、それで今回、令和4年度予算からは1億400万円を減額させていただき、それから令和5年度予算に書いてある「長崎よかにゃんHOUSE」の事業ですけれども、今年1,500万円を計上している地元工務店の長崎型住宅の仕様が、今、ほぼまとめの段階に入っておりますけれども、これを普及啓発するために令和5年度の予算で約780万円計上させていただいている状況でございます。

【堀江委員】要は、住宅課としてやろうと思った事業が、結果としてはできなかったということなんですが、私がお尋ねしたいのは、県営住宅を子育て世代にいわば提供すると。長崎の人口を増やすということからも、住居、住まいはとても大事だと思うので、そこに県営住宅が関わって、子育て世代に伝えていきたいということでの視点、そこは大事だと思うんですが、そうしますと、今後、そういう子育て世代に伝えていくという形での県営住宅の整備の仕方というか、その点についてはどのように考えたいですか。

【森住宅課長】今、委員ご指摘の、今後について子育て世代への住宅供給についてどう考えるのかというご質問ですけれども、具体的に2つ今考えておまして、一つは今おっしゃられたように、県営住宅を使って何かできないかとい

うことでございます。現在でも、県営住宅については子育て向け、それから新婚世帯向けに優先枠というのを設けておまして、空き家募集の中で優先的に抽選するというはやっておりますけれども、先の議会でも一般質問等で答えしておりますとおり、現在、若年单身の方については同居親族がいないということで応募資格がないということになっておりますけれども、これを国の通知等もございまして、入居基準を見直して、そこを入れられるように条例等を改正させていただきたいと思っております。

それから、新たに今、予算にも上げてありますけれども、川口アパートとか西諫早団地とか、今から建替え整備を行っていくところに関しましても、多様な世代の入居に配慮するということはもちろんですけれども、特に、今ご指摘のような子育て世代向けに、箱を用意することもありますけれども、民間と連携してということになります。サービス面で何かサポートができるようなのを提案させていただいて、そこを優先的に交渉するというか、業者さんとやり取りをしたり、そこを整備するところを採用するとかということをしていきたいと思っております。

もう一つは、これは公営住宅じゃないのですが、民間の空き家をセーフティネット住宅として登録するという制度がございまして、県内では6,000戸ぐらい、数としては今上がってきておりますが、これを具体的には子育て世代をお断りしないと、入居を拒まない賃貸住宅として活用できますので、そこについては制度全体を登録を促す、それから普及させるということに力を入れていきたいと思っております。

【堀江委員】県営住宅を活用するというのと、県営住宅に拘らず、いわゆる民間の住宅も含め

て、子育て世代を問わず、長崎で人口が増えるためのそういう住宅を造っていくというその方向でいってほしいと思うんですが、例えば関連して親子でスマイル住宅支援事業、これは住宅をリフォームしたりする際の支援ですけれど、これも予算としては前年度に比べて少なくなっていますよね。こういう予算こそ維持して、県営住宅と同時に、民間でリフォームする際に支援をすると、ここにも予算を付けるという形での方向も必要ではないかと思うんですが、最後にその見解を教えてください。

【森住宅課長】今、委員ご指摘のとおり、令和4年度予算、親子でスマイル住宅支援事業は令和4年度が150件分で、令和5年度は110件分となっております。これは、今までの執行率というものもあるんですけれども、市町と共同事業でこれをやっておりますので、今回市町から上がってきた要望額が大体110件ちょっと切るぐらいということがありましたので、そこに合わせて満額は要望したということになって、結果的に件数は減っておりますけれども、これまでの執行率、それから執行件数に鑑みても、今のところ妥当ではないかと思っております。

【堀江委員】申請があった分については予算を確保しましたということは、逆に言えば、申請する側からすると、要は申請したら予算はもうありませんということなんですよね。そこから後に申請をしようと思っても、もう既に予算はないということでもあるので、そういう意味では予算の積み方として、これ分の申請は予算を確保しましたというのも一つの言い方かもしれませんが、今申請していないけれども、これから申請しようと思う人たちの予算はもうないということでも考え方としてはあると思うので、私としては、県営住宅を貸与するということと

同時に、こういうふうにならぬ中古住宅の取得や、またリフォームを支援するという形での親子でスマイル住宅支援事業というのは、やはり力を入れてほしいという意見を申し上げて私の質問を終わります。

ありがとうございました。

【石本分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【小林委員】今の堀江委員の「長崎よかにゃんHOUSE」の件について、関連してまずお尋ねをしたいと思います。

この「よかにゃんHOUSE」とかいうのは、昨年6月議会の補正予算において、大石県政がスタートして一番鳴り物入りみたいな、目玉的な存在として、いわゆる人口減少対策、特に若者向けの子育て世代に入居してもらいたいと、そして、長崎県から離れてしまうということに対しての対策を考えていこうというような、ある意味での目玉的な考え方で、それが結構、新聞とかテレビで相当取り上げていただいて、この人口減少対策の一番の新しい展開と、こういうことで期待をされておったわけだよ。

今、住宅課長から説明もあっているけれども、当時の記憶を探っていけば、いわゆる県の公舎、長崎市、佐世保市、それぞれの地区の県営の公舎、そこを32世帯、若者向けに改修すると、こういう話だったと思うわけですね。

ところが、この長崎、佐世保の32世帯、先ほどから話を聞いておりますと、なかなかそれができなかったんだというようなことになっておるわけだよ。できなかったことについてはそれなりの理由があるから、それはよく聞いてみて、どうしておったのかということになろうかと思うわけだけれども。

まず、基本的にお話を伺ってできなかった理由として、いわゆるあなた方が考えておった県

の予算と、また、業者の方々の予算の乖離が実は大きいと、これではいかんともしがたいと。こういうことで今回、1億400万円の予算を使わず断念してしまったと、こういうことではないかと思うわけです。断念してしまったというわりには、あんまり顔色が変わっていないところに、マスクで見えないのかどうかわからんけれども、これは大変恥ずべきことなんだよ。

大体1億400万円の予算を、結局これをねまらせてしまったということについて、ここのところの乖離と、こう言っているわけだけれども、民間の皆様方の値段とあなた方が想定した予算には幾らぐらいの差があるのか、まずそこをお尋ねしたいと思います。

【森住宅課長】委員ご指摘の民間事業者からは、長崎は1者、佐世保から2者の応募がありまして、結果的に先ほどご説明しましたとおり、事業計画は出されなかったと。原因は、繰り返しになりますが、事業費と県の予算の乖離があったと。

その後、大体委員が言われたとおり、ほぼ1億円の予算は、長崎、佐世保でそれぞれ5,000万円ずつ補助しようとしていたところですが、その後のヒアリングで、まず長崎地区については2倍ぐらいの乖離、要するに業者さんはこの2倍ぐらいの金額じゃないとできませんと。もう一つの佐世保の方も2倍とはいかなかったんですけども、低い方でも1.5倍ぐらいの金額は必要だと。

その原因としては、私どもの想定と言ったら申し訳ないんですけども、建物の老朽化、具体的には設備の配管とか、そういったところが空き家になっている期間が長かったということもありまして、相当傷んでいたということで、業者側の見積もりと私どもの見積もりが乖離したというのが原因でございます。

【小林委員】設備の配管の劣化がひどかったと。そこを基本的にあなたの方で全くチェックすることができなかったのかと。大体この住宅課あたりのあなた方のスタッフは、優秀なスタッフがたくさんおられるわけでしょうから、そういう点から考えていけば、鳴り物入りで新規事業として、本当に正直に言って大石県政がスタートした時のあれは25億3,000万円ぐらいだったかな、補正予算の中で非常に、あまり新鮮味がないと言われながら、この人口減少対策の子育て世代に優先して32世帯を造ると。そして、安い賃貸金額でこれを利用していただこうと、もって人口減少対策をやるんだと、こういうようなことだったんだけれども、ここの設備の配管を見誤ったとかいうことで、大体倍ぐらいと言うけれども、幾らぐらい見込みが違っていたのか。それはもう見込み違いとはっきり認めるのかどうか。もう致し方なかったのか。見込みが大分甘かったと、こういうふうになるのか。もうちょっとその辺のところは、少し伝わるような形でお話をしてもらいたいと。この中身についてはきちんと、行政のこれだけの1億400万円のお金をねませたということは大変なことだよ。また、目的が目的だから、その目的に応えることができなかったということも、これも大変なことだよ。この辺のことをもう少し伝わるように発言をせんといかんと思うんだよ、どうぞ。

【森住宅課長】委員ご指摘のとおり、せっかく認めていただいた予算を使えなかったというのは非常に反省しているところでございます。

具体的に設備というのも一つでございますし、それから、私ども2つ住宅を用意してはいたんですけども、特に、長崎の方が敷地が広がったと。広がったというのは、私どもとしてはメ

リットかなと思っていたんですけど、そんなに広い敷地の維持管理は大変だという話とかもございました。

それから、私も、確かに建築系の技術スタッフもいますけれども、詳細調査というところが至らず、そこは私どもの見込みが甘かった。積算というのは具体的に別の業者さんと打ち合わせて、大体民間の相場でこの改修費だと1戸当たり具体的に言いますと300万円程度がかかるんじゃないかということで積み上げて、それに外壁改修とかを積み上げてやったんですけども、結果的にはその300万円ではおさまらず、先ほど申し上げましたけれども、多いところでは倍ぐらいこれはかかるんだという話。

それから、子育て向けということになりますと、もともとバリアフリー化されていなかった建物だったりするということと、それから設備的には確かに元の状態に戻すだけではなかなか使いづらくて、最近だと3点給湯とか当たり前になっていますけど、そういったものにも対応すると。要するにグレードアップが必要だったということもありまして、そこでこの予算の乖離が非常に出了たということでございます。

以上で、予算上はもう断念するに至ったということですけども、じゃ、全額をどっちかの棟につぎ込めばよかったかということ、そこまでして、この32戸の住宅を16戸に減らしてでもやるかという話になりますと、それはあまりにもお金の使い方がおかしいんじゃないかと思っていまして、今回断念させていただいたという経緯でございます。

【小林委員】非常に話としては淡々とお話をされて、人柄は通じてきますよ。ただ、節々に非常に気になる発言が多いんだよ、あなたは。なんでかということ、そこまで追加の予算を使う価

値がないかのような話を今したぞ。どうやって諦めたのかと。なんで断念したのかと。その目的が非常に気高い目的があるわけだよ。何度も言うぞ。人口減少対策ぞ。長崎県から流出せぬように、県外に行かないようにと、こんなような形の中でこの計画はあって、当時の鳴り物入りの新事業だったんだ、目的が。

ところが、今の話では、例えば1戸300万円ぐらいで済むだろうと思ったら、それが倍ぐらいかかることもあると。32世帯だから、それは相当な追加になることは確かにそうなんだよ。そこで、そこまで金を突っ込むことはないだろうと、これは誰が判断するのか。

こんな時は、こういう予算をこうして計上して、1年間無駄に遊ばせてしまって、もし1億400万円もあれば、別の事業で長崎県の期待に応える、県民の皆さん方の期待に応える他の予算に流用することができるわけだよ。そういう点から考えていけば、結局それを遊ばせてしまったということは、非常に重い。

これを結果的にやらないというのは、どこで決まるのか、誰が決定するのか。

【森住宅課長】比較としましては、確かに倍のお金をつぎ込んでできるかという話がありまして、確かにそこまでいくと私の表現は申し訳ないんですけども、新築で建てる方がむしろ安いアパートでもできるんじゃないかぐらいの話になってしまったら本末転倒といいますが、空きストックを使うところから全然かけ離れてしまって、そこで私どもとしては無理じゃないかと。

意思決定としましては、部の全体で共有して、そこは部として判断させていただいたということでございます。

【小林委員】だからね、それはうまくいく場合

もあれば、うまくいかない場合もあるかもしれないけれども、なかなか民間ではこんなことをやっていたら倒産につながるんだよ。こんなことは責任をとらされるわけよ。しかし、この県の行政というのは、県民の皆様方の税金で成り立っているわけだから、どんなやり方をしても、毎年毎年、予算は入ってくるわけだ、税金で。だから、そういうところの認識が若干緩いと言われても仕方がないわけだよ。

私は、今言うように、ちょっと計画が非常にやめ方にしても、今のものの言い方にしても、結構ずさんな計画であったんじゃないかと。

マスコミ等々から大石県政のスタートで大変な期待感がいろいろ活字に躍り、放映されているわけだよ。だから、我々も非常に楽しみにしておったし、どういう成果が出ているのかと、こう考えておったんだけど。

じゃ、もうちょっと聞くけれども、賃貸は大体幾らぐらいの賃貸を予定していたのか。現実はどうだったのか。

【森住宅課長】 今回の「よかにゃんHOUSE」で供給しようと思っていました子育て向け住宅ですけれども、大体同じ地域にある市場の価格で7~8万円の住宅、3Kでしたけれども、その間取りで7~8万円の市場価格であるところを5万円ぐらいで貸していただくこと。その分は私も補助金で下げていただくという計画でございました。

【小林委員】 7~8万円ぐらいかかるところの3Kの広さ、7~8万円ぐらいの月の家賃、それを大体5万円ぐらいで済むようにと。その差額は県の方で支援させてもらおうと、こういうありがたい計画なんだよ、これは。本当にありがたい計画なんだよ。ありがたい計画が、いつの間にか、こうやって全部断念してしまわざるを得

ないという結果になっているわけだよ。このところについては、もうちょっとどうするのかということについての今後の対策を考えてもらわんばいかんし、これはやっぱり土木部長、しっかり反省してもらわんばいかんよ。ちょっと途中だけれども、土木部長に、今回の断念を部としてということだけれども、部長はどう捉えているのか。

【奥田土木部長】 何度かチャレンジをして、相手の意見も聞きながら取り組みましたけれども、なかなかその差が埋まらなかったということで、どうするかという相談を私も受けました。

確かに、大石県政始まっての最大の鳴り物入りでの施策だということは十分認識をしておりましたけれども、これは引き続き、来年度も頑張ってやっていくのかということを考えて時に、やはり老朽ストックがどうあるべきなのかと。これを本当に長持ちさせるべきなのか、どこまでお金を入れればいいのかということも併せて考えた時に、ずさんと言われれば、本当にこれは誠に力不足ではありますけれども、頭を下げてでも断念をしなければならぬというふうに私は判断させていただきました。申し訳ございません。

【小林委員】 部長、昨日は予算総括質疑の中で、当初予算についてという中で聞くけれども、あなたは大体「道半ば」というような表現を2回ぐらい使ったんだよ。なかなかいいことを言うなど、こう思っていたわけよ。そういうようなことで、あなたの名文句はいろいろあるわけだけれども。

そういうところから今のこれは県の不始末だよ、やっぱり。県土木部としては、何も追及するだけが能じゃないけれども、ちょっとやっぱり経過からしてみても、なかなかそういうこと

だったのかというわけにはいかない点があるようなそんな感じがしますから、やっぱりこのところについては、今後、十分反省すべきは反省し、こういうことがないようにしていただくことを重ねてお願いしておきたいと思うんです。

そうすると、住宅課長、あなたが名誉挽回しなくちゃいかんことは、はっきり申し上げると、県のこういう公舎あたりが、正直に言って今余っているじゃないか。これを長崎県の財産として、これは国民、県民、市民の皆さん方のお金が入っているわけだよ。税金で建てたわけだよ。そういう点から考えていけば、当然時の流れとともに老朽化することは当然だよ。これが空き家のままになって、次の活用が何もできないのか。今回はチャレンジしてできなかったけれども、今回チャレンジすることによって、取り組んだことによって、こういう県の公舎等々の空き家については、こういう形の中で県民の皆様方の期待に応えたいとか、また新しい取組へのチャレンジがそこに生まれなかったかどうか、この辺のところを大事と思うんだよ。

例えば、今、当初の予算は1億1,900万円だったんですよ。私は質問したからよく覚えているんだよ。1年前の6月の補正予算、この「よかちゃんHOUSE」とかいうやつは1億1,900万円ぐらいだったよ。その1億1,900万円の中の1億400万円だから、1,500万円をいわゆる長崎モデルというような形の中で、新しく、安い金額で長持ちできるような、若い方々が購入できるようなと、特に物価高騰とか、あるいはいろいろ建設関係の諸費用が相当上がっている。そういうところから考えていけば、今、長崎モデルということで長崎の工務店組合や工務店の皆さん方といろいろと協議し、いかにして安い値段の住宅を造るか。しかも、これはもうアパートじゃ

なくして一戸建てでやってもらうおうと。こんなような取組をやっているわけだよ。そこが1,500万円ぐらいの予算で果たしてどうなっているかわかんけれども、せめてそういうことを考えなくちゃいかんし、県のいわゆる公舎については、もう老朽化し、劣化したら全く手をつけない。結局はそのまま放ってしまうというような形になってしまうのか。長崎モデル方式というものをひとつ考えながらやっていくなど、私が指摘しているような今後の公舎の活用の仕方についてはどうなのかということを確認しつつおっしゃってほしいと思っています。

【森住宅課長】県の職員公舎は、私ども縦割りと言ってしまうと申し訳ないんですけども、管財課で所管していますが、実は今、委員がご指摘の空き公舎をどうするのかというので、私どもが言うより前に、地元から、これを使わせてくれというのが2件ほどありました。それは管財課で受けるというよりも、住宅課の方で移住者とか、まさに子育て世代について供給できるならということで、私どもが所管替えを受けて、五島と雲仙で一定のNPOさんたちに改修費も保険も私ども一切持ちませんが、ゼロ予算でやれるんだっただらということで、2棟、住宅課からお貸ししているパターンがあります。ですから、具体的に私どもが売りたいとか貸したいというのは、よその所管なので申し上げられませんけれども、地元の移住者とか、子育てのために使いたいという申し出があれば、そういう取組を、既に、予算はかけずにやっている事例はありますので、そういうことが可能でしたら、また今後とも、団体とのマッチングはもちろん必要ですけれども、そういうことをやっていきたいと思っています。

もう一つの新築の方の長崎型住宅ですけれど

も、これも来年度予算に計上させていただいていますが、これについても初期負担とか、そういうところじゃなくて、住宅のトータルコストの中で安いものを若い人に買っていただく、手の届くような範囲で長持ちするいいものを造りたいということで、地元工務店グループとやっておりますので、これについてもしっかり来年度、今年度の末にまとめて、来年度広報とかしていきたいと思っておりますので、そこはしっかりとやっていきたいと思っています。

【小林委員】しっかりやってもらいたいですね。名誉挽回で、土木部挙げて、よく責任を感じて、これに見合うべく新しい展開をぜひとも考えてもらうことをお願いしたいと思います。

この件については終わります。

【石本分科会長】審査の途中でありますけれども、ここで換気のため、しばらく休憩したいと思います。

再開は、11時20分をお願いします。

-----  
午前11時11分 休憩

-----  
午前11時20分 再開  
-----

【石本分科会長】それでは、分科会を再開いたします。

質疑はございませんか。

【西川委員】新規の予算ですけれども、県営空港の脱炭素化推進の1,200万円、これは各空港の脱炭素化のための取組をまとめた計画を策定ということですが、これは主に会議費ですか、それともコンサルタント料ですか。そして、実際、最終的には何をやるんですか。

【川口港湾課長】まず、この委託の金額の内容でございますが、一応各空港が現在どのくらいCO<sub>2</sub>を出しているかというところを押さえた中で計画を立てる必要がございます、そ

うことで調査も入っております。会議等を行う経費も幾らか入っております。

そして、この脱炭素化計画についてですが、空港全体の脱炭素化を推進するため、令和4年6月に改正されました航空法によって「脱炭素化推進基本方針」というものを策定することが規定されまして、今度、空港法というところで「空港脱炭素化推進計画」を作成するということが定められております。

ということで、2030年度までに2013年度比で温室効果ガス排出量を46%以上削減するという国全体の目標を立てております。

空港ごとに排出量の削減目標を設定するということになっておりまして、どういう形で目標を設定して、その目標のためにどうやっていかという計画を作っていく形になります。

具体的に少し言いますと、県側の施設側としましては、例えば空港照明がございまして、これは通常のランプだったんですけども、これをLEDに換えるとかいうところが具体的にまずできることかなと思っております。

ターミナル事業者等もおりますので、そこでターミナルの電力をどのように改善するか、例えば太陽光などが導入できるかとか、そういうところを研究していく形になっております。それをまとめて計画書を、各々の空港でやっていくということでございまして、まずは来年度、福江空港の方で策定を目指しております。次が対馬空港、壱岐空港、最終の令和7年度に上五島空港と小値賀空港、全5空港を3年間で計画を作る予定になっております。

【西川委員】そうしたら、例えば航空機が出す排気ガスとか、また空港内のいろいろな車両の運転による排気ガスとか、そういうのではなくて空港の施設設備そのものの電気使用量とか、

そういうことの調査ですね。

【川口港湾課長】飛行機自体の排ガスということではなくて、一応空港側、施設を管理する側が全体でということですので、先ほど委員がおっしゃった維持管理で使っている管理用の車両がありますので、そういうところも対象にはなっていないと思います。とにかく、滑走路、受け入れる側の脱炭素計画を作っていくということでございます。

【石本分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【小林委員】土木部の令和5年度の当初予算についてお尋ねをしておきたいと思います。

先ほど、監理課長からの補足説明がございまして、この資料を見ておきますと、令和5年度の当初予算の公共事業費、これが要するに542億円と、こういうふうになっている。これについては、令和4年6月補正予算475億円から67億円プラスになっていると、114.2%の伸びを示していると、こういう内容ではなかったかと思うし、またそのとおり書いてあるわけですよ。

では、こういう公共事業費に非常に関心があります。542億円、令和4年6月補正予算の475億円から67億円プラスして前年比114.2%と、こういうことの資料でございまして。

では、お尋ねしますが、今回、どの程度国に対して要望しているんですか。まず、これを簡単にお尋ねします。

【馬場監理課長】今回、国に対しましては、必要な事業費を積算して要望しておりますけれども、現在737億円要望しております。昨年度の要望額が632億円でございますので、約104億円増やしまして737億円要望をしているところでございます。

金額の内訳としましては、道路街路事業が主なところでございます。

【小林委員】道路街路事業が中心になっているということで、昨年度の要望額は632億円と。それで、令和5年度は104億円を増やして737億円要望していると、こういう形の答弁であります。

これまで、一般的に国の要望に対する内示率は大体どのくらいなのか、平均しているんだと思うんだよね。この内示率はどの程度になりますか。

【馬場監理課長】これは事業によって変わるところはございますけれども、ちょっと変動要素があります新幹線あたりを除きまして、令和3年度の内示率が68.1%、令和4年度の内示率が70%でございます。内示については、今月下旬に内示が出るような予定になっております。

【小林委員】大体68.1%、あるいは70%、こういう内示率のこれまでの経過と、こういう話でございまして、要するに何度も言う令和5年度の公共工事がどのくらい確保されるかと。いわゆる104億円を追加して737億円、こうして要望していますよと。そういうことありますから、どの程度の内示がなされるかということが、私としては今後大きな関心を持って眺めていきたいと思っております。

そこで、今回のいわゆる当初予算、これは土木部だけではないんだけれども、長崎県全体の行政組織の各部においては、いわゆる当初予算における問題点は、何といってもシーリングの40%と、こういうことが大きな問題点ではなかったかと思うわけです。

土木部は、もともと予算の規模が大きいから、やっぱりシーリングの40%の影響がどの程度あっているのかと、こういうことについてはあまり影響がないのかなと、端から見ている時にはそんな感じがするんだけれども、現実にシー

リング40%について、どういう状況であったか、まずお尋ねをしたいと思います。

【馬場監理課長】委員ご指摘のとおり、土木部の予算は非常に大きい金額でございます。全体予算に占める一般財源の割合というのは、他部局と比較して非常に低いような状況でございます。これは参考的な数値で申し上げますと、県全体の予算総額に占める一般財源の比率が65%ですけれども、土木部が12%でございます。

やはり国庫とか県債、そういったものに財源をほとんど依存しておりまして、そのあたりで合計して82%ぐらいありますので、そういった状況の中で、今回、加えて40%シーリングの対象となった政策的経費、全体に占める割合も非常に低うございます。金額も低い状況の中で、もう結論として影響は少ないということで申し上げます。

【小林委員】今、非常にわかりやすい説明がありました。確かに土木部については政策的な経費が少ないんだということから、影響が直に響かないような感じがするわけだけども、しかし、現実に40%のシーリングで見直すべきところが全くなかったわけではないと思うんだよ、当然ね。そういうところで、どういう事業を見直しせざるを得なかったのかという点とか、あるいはどの程度の金額を捻出したのかどうか、この辺は各部もいろいろご苦労されているんだよ。土木部ではどういうふうになりましたか。

【馬場監理課長】今回、政策的経費の40%減がございました。例えば、今回の土木部の予算の中で、政策的経費、先ほど来、お話がっております住宅課の「長崎よかにゃんHOUSE」整備推進事業などの見直しを行いまして、政策的経費の見直し対象額、これは土木部の一般財源のところだけで申し上げますと1億700万円ぐ

らいございました。ですので、これから40%出しますと、4,000万円という形になるんですけども、こういったものを一応捻出しているような状況でございます。

実際、我々、既存事業のこういった見直しを行いながら、先ほどお話がございましたいわゆる脱炭素化であるとか、デジタル化の話がありますので、新しい事業を計上させていただいております。既存事業を見直しながら、政策的新規事業ということで、例えば私が先ほど説明しました公共土木施設の占用許可手続きのシステムを一体的に整備しますとか、あるいは県営空港の脱炭素化を推進するといった予算を、やはり時代の新しい流れというのを汲みながら予算を計上させていただいているところでございますので、シーリングはシーリングで落とさざるを得なかったんですけども、新しい時代に沿った形の事業は計上させていただいているという状況でございます。

【小林委員】監理課長、よく説明が届きますよ。大体土木部の政策的な経費が1億700万円と。そんなもんかなと思って、ちょっと間違いじゃないかと思ったら1億700万円だよ。その中の40%だから、確かに4,000万円だよ。そのやりくりをいろいろした結果が、今のような答弁になっているわけよ。

ただ、今の答弁を聞いて、つくづく思うんだけど、やっぱり額が小さいことは間違いがない。少ないけれども、やっぱり土木部は土木部なりに、その政策的経費は少ないかもしれないけれども、やっぱり工夫をしていただいて、新しい事業の取組などを考えていただいているような、そんな思いがいたしました。やっぱりそれなりに40%の影響が全くないというようなことではなくして、それはそれなりに受け止

めて、それなりの新しい事業転換をやっていた  
だいているというようなことが理解できました。

そうすることで、部長、先ほどから言ってお  
りますように、長崎県の公共事業費については、  
当然のことながら、我々はそういう自然災害の  
状況とか、長崎県が暮らしやすい、住みやす  
いと県民の皆様方が考えていただくためには、  
やはりそれなりの対策をやっていかなきゃいか  
ん。その原資というか、そこは公共工事にまつ  
ところ大きいと思うわけよ。

そういうような状況の中で、あなたの名文句  
が飛び出してきたわけだよ。何と言っているか  
というと、いわゆる「強靱な県土づくりは道半  
ば」と、これはあなたが言ったんだぞ、覚えて  
いるか。要するに「強靱な県土づくりは道半ば」  
と。「道半ば」、いい表現であります、その  
意味は何なのか、びしっと答えてください。今、  
みんなびしっと答えているから、あなたもずっ  
こけんように。

【奥田土木部長】強靱な県土づくりの例えば骨  
格をなすのが交通ネットワークの形成です。

高規格道路を見ますと、まだまだミッシング  
リンク、要はつながっていないところがたくさ  
ん残っています。我々、中長期の見通しとして  
20年、あるいは30年先を見据えてネットワー  
ク計画を公表しておりますけれども、それらをや  
っていくには、やはり予算が必要であります。

今現在は、国土強靱化の5か年加速化対策の  
予算、これがいわゆる別枠の形で、ボーナスと  
してもらっています。一般質問でもお答えしま  
したが、国土強靱化がなかった時に比べると1.2  
倍ぐらい公共事業費の予算をいただいでいて、  
これで何とか今、長崎県の課題解決に向けて取  
り組んでおりますが、これが令和7年度までと  
なっております。その後、どうやって安定的・

継続的に予算を確保していくのかというのが極  
めて重要な課題だと思っておりますので、この  
あたりについては引き続き、国に対してしっか  
りと働きかけを行っていきたいと思ってお  
ります。

【小林委員】今おっしゃる意味がよくわかりま  
す。やっぱりいろいろとまだ手つかずの状況と  
か、高規格道路とか、20年、30年という中長期  
で見た場合において、やっぱりまだ手をつけな  
きゃいかんことがいっぱいあると、こういうこ  
とですよ。

それから、もう前からも部長はおっしゃって  
おりましたが、いわゆる国土強靱化のありがた  
いこのシステム、この予算を十二分に活用して、  
やっぱり国の方で頑張ってもらって、結構予算  
をきちんと確保していただいでいると。これは  
感謝しながら評価をいたしておりますが、そう  
いう点から考えてみても、令和5年度、6年度、  
7年度、あと3か年しかないわけだよ。国土強靱  
化の予算は、もう3分の2ぐらいは使ってしまった  
て、あと3年間もたないんではないかと、こ  
んなようなことも言われているけれども、その  
点はどうですか。

【奥田土木部長】小林委員からのご指摘のと  
おり、既にもう7割余りは国全体としては予算が  
ついていて、この前の補正予算です。そう  
いう状況ですので、残り3割切るぐらいの  
ところで全国、同じような課題を抱えていると  
ころで、その予算の取り合いという形になります。

まずは、国全体で国土強靱化にかかる予算を  
しっかりと確保するべく、国に対して働きかけ  
を行っていきたいと思っております。

【小林委員】それと同時に、大事なことから  
ついでに申し上げたいが、国にやっぱり要望し  
て、先ほど監理課長が明確に答弁しました。大

体内示率がどの程度かということで68.1%、70%ぐらいではなかろうかと。大体これで推移しているような感じだけれども、長崎県の内示率はあなた方の努力で、相当頑張っていたいで、よい結果を出してもらっていると私は思うけれども、68%、70%については、まだ頑張る余地があるとお考えかどうか、その点どうですか。

【奥田土木部長】例えば交付金事業なんかで言いますと、重点配分対象と、あるいは非重点、そういったものが組み合わさって交付金事業があるんですけれども、なるべく重点事業に乗っかるように工夫しながら、今、要望を行っております。引き続き、しっかりと手厚い予算を配分いただけるように工夫しながら取り組んでまいりたいと思います。

【小林委員】あなたは土木行政の一番トップの人だから、大体国の流れ、長崎県の流れは、もう百も承知でいていただいて、非常に頼りになるというような見方をしているし、人柄もいいし、そういう点で実は感謝しているわけだよ。いつまで長崎県におられるかわかんけれども、お元気でしっかり頑張ってもらいたいと思っているわけだね。

そういうところから考えてみた時に、あとは繰越の問題が出てくると思う。繰越の問題については、以前からもこの繰越の縮減対策、これにしっかり取り組んでいただいて、実は繰越の縮減対策が高じて、令和3年度627億円というのが、要するに令和4年度においては488億円、さっき説明があったように。令和3年度は627億円の繰越、これが令和4年度においては488億円、つまり139億円の縮小をしていて、頑張れ、頑張れといつも言っているけれども、ちょっと頑張りがすぎたんじゃないかと。よくぞここまで

ってきたということは評価するけれども、一体これはどういうふうになっているのか、この内容を最後に質問して終わりたいと思います。

【馬場監理課長】委員からご指摘がございました139億円でございますけれども、前年度繰越額から大きく減少したところでございます。

中身を詳細に見てみますと、3つほど要素がございました。一つは先の議会でご承認いただきました経済対策補正の減というのが、対前年度から47億円ございました。特殊要素として新幹線事業に係る減というのが35億円、災害が少なかったこともございまして、災害復旧事業費が35億円減っております。ということで、今申し上げた金額を積み上げますと117億円になりまして、こういったものというのは特殊要因と申しますか、やはり想定できないところの金額でございました。

ただ、今年度、繰越縮減対策については、本庁と出先が一体となって取り組んできた結果として、全体的に繰越額が縮減になったのかなと考えているところでございますので、特殊要因がありつつも、ちょっと頑張ったところもあるのかなと考えておりますので、ここは引き続き、いつも申し上げているところでございますけれども、早期発注による事業効果の早期発現を図りながら、施工時期の平準化、こういったものも踏まえて繰越の縮減には努めてまいりたいと思っております。

【小林委員】ありがとうございました。よくわかりました。大体今まで、地元調整というような、そういうかつてないような言葉、地元調整と。もうちょっと事前に準備していただかなければいけないこと。用地買収についてもわかっておきながら、なかなか進まない。これは部長とか、あなた方にこの際申し上げておきたい

と思うんだけど、私の地元の大村市、ここは都市計画道路、大体用地買収については大村市なんか抜群だぞ。みんな県と大村市の職員の皆さん方が手を組んで、もう用地買収については徹底してやっていただいていると。

都市計画道路については少し遅れたけれども、これは新幹線等々、あるいは埋蔵文化財とか、こういう事情の中で遅れたんだけど、私は県のそういう関係のところにおいても、大村市と県というのは、この用地買収の進め方、これは最高のものだとか評価してもらいたいというようなことを発言してきましたけれども、今考えてみると、現地のいわゆる地元調整と、ここが非常にネックになって、なかなか予算を消化できずに繰越、繰越みたいな点があります。そういう中に地元調整というのは、事前にもっと協議をしてやってもらえばいいことで、ここはそれなりに用地買収等々についても、やっぱり地元と県が一体となってやっていかなければ、なかなか結果が出てこないと思うわけです。そういう点については、我が町を殊さら声を大にして叫ぶのもいかがかと思いつつも、そういう努力をしているというところが、これから長崎県全体の市町の皆様方にも必要ではないかと、こう考えておるわけでございますので、この辺のところを強調して終わりたいと思います。ありがとうございました。

【石本分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】第1号議案、第35号議案に反対をいたします。

第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分について。

土木部の予算は、道路、港湾、河川、住宅など、安全・安心な県民の暮らしを下支えする大切な予算であると認識しています。その上で、以下の点に反対します。

一つ、石木ダム建設事業。川棚川における過去の洪水被害は、河川改修により対応することができます。また、人口減少が進む中、佐世保市に新たな水源は必要ではなく、石木ダムは不要です。事業を進めることは、水没予定地に現に生活している13世帯、約60人を行政代執行で強制的に追い出すことであり、絶対に認められません。

二つ、長崎新幹線事業について。昨年開業した長崎新幹線は、武雄温泉で必ず乗り換えなければ博多に行くことができません。長崎県は、全線フル規格を希望していますが、いまだ見通しはありません。私は、この事業に反対しておりますので反対の態度をとらせていただきます。

第35号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分について。

繰越明許費の中に石木ダム事業、新幹線負担金が計上されており、先ほど述べた理由で反対とさせていただきます。

以上です。

【石本分科会長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】それでは、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第1号議案のうち関係部分について採決いたします。

第1号議案のうち関係部分は、原案のとおり

可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【石本分科会長】 起立多数。

よって、第1号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、第35号議案のうち関係部分について採決いたします。

第35号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【石本分科会長】 起立多数。

よって、第35号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、その他の議案について採決いたします。

第8号議案、第11号議案及び第42号議案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

土木部関係の審査の途中でございますが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き、土木部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前 11時48分 休憩

-----  
午後 1時28分 再開  
-----

【石本委員長】 再開いたします。

委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、土木部長より総括説明を求めます。

【奥田土木部長】 土木部関係の議案についてご説明いたします。

「観光生活建設委員会関係議案説明資料」土木部をお開きください。また、これに加え（追加1）をお配りしていますので、そちらも併せてご覧ください。

今回、ご審議をお願いしていますのは、第25号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」、第31号議案「契約の締結について」、第32号議案「契約の締結の一部変更について」であり、その内容は記載のとおりです。

なお、補足説明資料を配付させていただいています。

続きまして、土木部関係の議案外の報告事項についてご説明いたします。

（源泉徴収所得税の不納付加算税及び延滞税について）

県営団地の測量分筆登記業務委託費に係る源泉徴収所得税の納付に当たり、県が期限内に納付を完了せず、相手方に損害を与えた事案について専決処分させていただいたものであり、その内容は記載のとおりです。

（和解及び損害賠償の額の決定・起訴前の和解について）

令和4年度に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定6件、県営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いに係る起訴前の和解の申立て6件について、それぞれ専決処分させていただいたものであり、その内容は記載のとおりです。

次に、土木部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

（長崎大学のまちなか移転について）

2月1日の長崎サミットにおいて、長崎大学は、情報データ科学部、経済学部及び多文化社会学部の3学部を常盤町にある県営常盤駐車場及び県営常盤南駐車場を移転候補地として、移転の

実現性について検討を深めたいと説明されました。

移転候補となる県有地は、現在、駐車場としてクルーズ船客用のツアーバス駐車場や、県美術館の附置義務駐車場として利活用されており、平成16年に「長崎港常盤・出島地区用地活用ガイドライン」も定められていますので、それを踏まえて検討する必要があると考えています。

さらに、県の立場では、地域課題の解決につながることや、県全域にメリットが波及するという視点も大事だと思いますので、引き続き、広い視点から、関係者の皆様のいろいろなご意見を聞きつつ検討に協力していきたいと考えています。

（幹線道路の整備について）

幹線道路の整備については、産業の活性化や交流人口の拡大による地域活性化を図り、県民の生命・財産・暮らしを守り支えるための強靱な県土づくりに向けて、高規格道路の整備を重点的に進めています。

先月の18日には、県で整備を進めてまいりました西彼杵道路の時津工区3.4キロメートルが、無事、開通いたしました。

今後、移動時間の短縮や慢性的な交通混雑の緩和により、長崎生活圏と佐世保生活圏との交流促進や、安全・安心で快適な暮らしの確保など様々な効果があらわれてくるものと期待しています。

また、東彼杵道路については、昨年12月に開催された国の社会資本整備審議会九州地方小委員会においてバイパスによる整備方針が示され、今年1月からは環境影響評価手続きが開始されており、事業化に向けた手続きが着実に進められています。

今後とも、地域の振興や安全・安心の確保を

図るため、幹線道路ネットワークの整備に全力で取り組んでまいります。

（石木ダムの推進）

石木ダムについては、知事が現地訪問することを川原地区にお住いの皆様にお伝えしたうえで、本年1月11日、お伺いさせていただきましたが、当日は、新年の挨拶に留めるよう求められ、話合いの継続についてのお願いには応じていただけず、1月18日に改めて、話合いに向けた事前調整に応じていただくよう文書でお願いしたところです。

話合いにおいて、皆様は、事業の必要性について議論するよう主張されていますが、県としては、司法の判断も出ているなかで、事業の必要性の議論をする段階にはないと考えています。しかしながら、皆様の事業に対する認識の違いや疑問に思われていることなどについて、丁寧に説明させていただき、ご理解を得たいと考えていることに変わりはなく、認識の差を埋めるためにも、話合いを継続させていただけるよう、引き続き、努力してまいります。

一方、事業用地では、耕作などの不法使用が続いており、今後の工事の支障となることから、去る2月15日に不法使用を行わないよう、文書を皆様にお送りしたところです。

近年、全国各地で甚大な自然災害が頻発するなか、地域住民の皆様の安全・安心を確保することは行政の責務であり、川棚川の洪水被害を軽減し、佐世保市の安定した水源を確保するためには、石木ダムが必要不可欠であることから、今後ともダムの早期完成に向け、工事工程に沿って工事の進捗を図るとともに、川原地区にお住いの皆様から事業へのご理解とご協力をいただけるよう努力を重ねながら、佐世保市及び川棚町と一体となって事業の推進に全力を注い

でまいります。

そのほか、土木部関係の主な所管事項について、今回ご説明いたしますのは、長崎県自転車活用推進計画の改定について、長崎県マンション管理適正化推進計画（案）について、入札制度の改正について、令和5年度の組織改正についてであり、内容は記載のとおりです。

なお、長崎大学のまちなか移転について、長崎県自転車活用推進計画の改定について、長崎県マンション管理適正化推進計画（案）について、入札制度の改正については、補足説明資料を配付させていただいており、内容は記載のとおりです。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

【石本委員長】次に、建築課長より補足説明を求めます。

【宮川建築課長】第25号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

課長補足説明資料の3ページをご覧ください。

本条例は、建築に係る事務に関しての手数料を規定したものでございます。

まず、改正の理由ですが、今回の改正は、国における建築基準法の改正と省エネ認定基準の改正と2つの改正を受けたものでございます。それぞれ分けて内容をご説明いたします。

まず、1点目、建築基準法関係です。

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律が、昨年6月17日に公布され、1年以内施行として建築基準法に係る許可、認定行為が新設されたこと等に伴い、新たな手数料

の設定及び文言の修正を行うものでございます。

建築基準法の主な改正内容は、3ページの表の中に記載していますように、住宅や老人ホーム等に設ける高効率給湯設備等の機械室等について、特定行政庁が認定した場合に、当該部分の床面積を容積率算入とすることができる制度の創設。

としまして、省エネ改修等により、容積率・建蔽率の制限や高さ制限を超えることが構造上やむを得ない建築物について、特定行政庁が許可した場合に当該限度を超えることができる制度。

複数の建物から成るそれぞれの敷地の全体を一つの敷地とみなして制限を緩和する総合的設計制度等の対象行為に、大規模修繕、模様替え工事が拡充されるものでございます。

表の1-2の容積率・建蔽率とは、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合を容積率といいまして、建築物の水平投影面積である建築面積の敷地面積に対する割合を建蔽率といいまして、今回の制度改正は、この容積率、建蔽率や高さ制限が、既に上限近くまで達している既存建築物などに対して、高効率の給湯設備や太陽光パネルの設置、屋根や外壁の断熱改修、日射遮蔽のためのひさしの設置等の省エネ改修工事を促す内容となっております。

手数料の額につきましては、につきましては手数料の項目を新設し、につきましては既存の手数料項目で対応いたします。

いずれも、既存の手数料のうち、審査に係る人件費や建築審査会等に係る経費が同等のほかの許可認定の手数料と同様の金額といたします。

条例の施行日につきましては、改正された建築基準の施行日と併せ、令和5年4月1日としてございます。

次に、2点目、省エネ認定基準関連でございます。次の4ページをご覧ください。

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令が公布され、都市の低炭素化に資する法律、いわゆる（エコまち法）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）の住宅の認定において、これまでの性能基準に加えまして、新たに仕様基準としまして誘導仕様基準が新設されたことに伴いまして、新たな手数料を制定するものでございます。

具体的には、省令の改正により、エコまち法に基づく認定基準及び建築物省エネ法に基づく誘導基準のうち、特に着工件数の多い住宅につきまして、省エネ計算によらずZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）水準の省エネ性能の適合確認が可能となる仕様基準が制定されてございます。仕様基準といいますのは、屋根、壁、床の各部位の断熱材の種類や厚さ、開口部や設備機器の能力といった具体的な仕様を満足することにより、認定相当と判断できる基準をいいます。なお、この仕様基準を用いた認定申請の審査につきましては、国が参考として示した手数料算定を基に、手数料の額の算定を行ってございます。例示しています表の中央部がこの仕様基準による認定手数料になってございます。

こちらにつきましては、改正省令は施行されておりますので、施行日は改正条例の公布日と同時といたします。

以上が、建築関係手数料の条例の改正の内容でございます。

以上で第25号議案の補足説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【石本委員長】次に、河川課長より補足説明を

求めます。

【松本河川課長】補足説明資料5ページをご覧ください。

第31号議案「契約の締結について」ご説明いたします。

工事名は、郡川河川改修事業に伴う大村線 松原・竹松間30キロ334メートル付近郡川橋りょう改良工事及び池田沖田線街路事業に伴う大村線 松原・竹松間30キロ480メートル付近福重橋りょう改良工事です。

工事場所は、6ページの位置図にお示しておりますとおり、大村市皆同町及び沖田町でございます。

事業は、大村市を流れます二級河川郡川の洪水被害の解消及び大村市街地の交通渋滞緩和と地域の利便性の向上を目的といたしております。

次に、工事概要ですが、7ページの図面をご覧ください。

郡川橋りょうについては、郡川の流下能力を確保するため、延長68.9メートル、幅員6.675メートルのPC2径間下路桁橋に改良します。

福重橋りょうは、延長26.2メートル、幅員6.45メートルのボックスカルバート構造で新設するもので、令和4年3月に完成し、池田沖田線街路は全線開通いたしております。

黒色の実線でお示しております既存の軌道を、緑色の実線でお示します延長760メートルの仮線を設置し、軌道を一時的に切り替えており、令和5年度の郡川橋りょう完成後にもこの軌道に切り替える予定となっております。その後、仮線等の撤去を行い、令和6年度に工事完了予定です。

九州旅客鉄道株式会社を契約相手として、事業全体の工期は平成30年度から令和6年度を予定しており、令和5年度の実施協定予定額は7億

9,519万2,000円となります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

【石本委員長】次に、住宅課長より補足説明を求めます。

【森住宅課長】続きまして、補足説明資料8ページをご覧ください。

第32号議案「契約の締結の一部変更について」ご説明いたします。

事業名は、高田南宅地整備事業であり、設計業務と建設業務を一括して実施する事業として、令和2年3月19日に契約し、現在施工中の案件でございます。

事業場所や事業概要等は、8ページに記載のとおりでございます。

現在の契約額49億6,223万7,500円を1億8,641万4,800円増額し、合計で51億4,865万2,300円に変更するものでございます。

次に、9ページをご覧ください。

変更理由といたしましては、契約期間中に生じた公共工事設計労務単価及び材料費の上昇に伴うインフレスライド、それから土工事の数量の見直し及び詳細設計の追加を行うものでございます。

以上で、第32号議案「契約の締結の一部変更について」の補足説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

【石本委員長】以上で説明が終わりましたので、議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第25号議案、第31号議案及び第32号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【馬場監理課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました土木部関係の資料についてご説明いたします。資料は、アイコンの右から2番目でございます。

提出しております内容は、1,000万円以上の契約状況一覧表、陳情・要望に対する対応状況、附属機関等会議結果報告となっております。

なお、今回の報告対象期間は、令和4年11月から令和5年1月までに実施したものでございます。

はじめに、資料の2ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況について、建設工事関連の委託、建設工事、その他の3つに区分し、契約状況一覧表、入札結果一覧表を添付しております。

次に、資料367ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛にも同様の要望が行われたものに

ついでに、県の対応状況を記載しております。

最後に、415ページから426ページまで、附属機関等の会議結果を記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

【石本委員長】次に、土木部参事監より補足説明を求めます。

【坂田土木部参事監】観光生活建設委員会補足説明資料の10ページをご覧ください。

長崎大学のまちなか移転の検討状況についてご説明いたします。

概要についてですが、長崎県は、長崎大学のまちなか移転の検討に協力しているところでございます。この度、2月1日の長崎サミットにおいて、長崎大学が県有地を移転候補地として、移転の実現性について検討を深めたいと説明されましたので、補足してご説明いたします。

これまでの経緯についてでございますが、昨年の8月に長崎サミットで長崎大学のまちなかへの移転についての意見があり、長崎大学はそれを受け止めて、検討していくと表明されました。

9月には、県と市に検討への協力の要請がなされ、10月から検討会を3回開催されたところでございます。

そして、今年2月1日の長崎サミットにおいて、長崎大学は、移転候補学部と移転候補地を公表され、さらに検討を深めると発言されたところです。

具体的には、大学の発言要旨の3点目以降をご覧くださいと思いますが、大学としては、新キャンパスにおいて、オープンイノベーションの取組を進め、伝統と強みを生かした新たな価値やビジネスを創出し、社会的課題の解決や新産業創出に貢献することを目指すとしてお

り、そのため、移転候補学部として情報データ科学部、経済学部及び多文化社会学部の3学部を考えており、移転候補地として十分な広さと立地を踏まえて、県営常盤駐車場と常盤南駐車場を希望しております。

次に、11ページをご覧くださいと思います。

地図を添付しておりますが、常盤町の県有地の状況を示しております。

2つの駐車場は、市の景観形成基準によりまして、高さ20メートル以下とされております。また、面積は、合計で1万8000平米程度でございます。

今後の検討予定でございます。

長崎大学は、今後、財政面を含めて移転の実現性について、さらに検討を深めるとされております。今年の夏頃までに一定のめどを立てたいが、困難だったとしても、1年ぐらいで方向性を決定できればと発言しているところです。

県としては、引き続き、関係者の皆様のいろんなご意見をいただきつつ、検討に協力していきたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

【石本委員長】次に、道路維持課長より補足説明を求めます。

【村川道路維持課長】長崎県自転車活用推進計画の改定について、補足して説明をいたします。

補足説明資料の12ページをご覧ください。

1、総論として、県では、平成29年5月の自転車活用推進法の施行を受け、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成31年3月に長崎県自転車活用推進計画を策定し、自転車活用の推進に取り組んでおります。

令和3年5月に国の第2次自転車活用推進計画

が新たに策定されたことを受け、今回、長崎県自転車活用推進計画を改定するものです。

計画期間は、長崎県総合計画チャレンジ2025と国の第2次自転車活用推進計画が2025年度までの計画期間であることを踏まえ、2025年度までとしております。

3の基本方針を設定するに当たり、地勢、高齢化、観光資源について着目するとともに、自転車の世帯当たりの保有率が全国最下位である本県において、「だからこそ、長崎で自転車」のコンセプトのもと、長い海岸線と坂道が多い、コンパクトな街が多い、健康長寿日本一を目指す、観光地が点在するといった長崎らしさを主眼とした方針としております。

次に、13ページをご覧ください。

4、計画目標として、国の計画も勘案した生活環境、健康増進、観光振興、安全・安心の4つの目標とするとともに、地域の実情に即したのものとなるよう長崎らしさの関連性を期待しております。

また、本計画から新たに目標2の健康増進の分野を目標として設定しており、これまでの目標施策と併せ、右に記載の施策1から施策15の施策を行うことで自転車の活用を目指してまいります。

次に、14ページをご覧ください。

4つの目標ごとに施策及び取組を記載しております。朱書きの項目が本計画で新たに追加した目標、施策、取組となります。

具体的には、目標2の健康増進における全施策及び取組、目標3の観光振興における施策9の観光地散走の推進、それから施策10のサイクルツーリズムの情報発信、また目標4の安全・安心では、施策11の高い安全性を踏まえた自転車利用促進、施策12の多様な自転車への対応など

となります。また、右下6の指標の設定として、各目標において指標を設定し、目標達成に向け取り組むこととしております。

次に、15ページをご覧ください。

本計画策定に向けた経過を記載しております。本計画は、長崎県の自転車活用推進に向けた着目点、基本方針の策定、計画の目標に関する課題の整理、各施策の具体的な取組内容や指標の設定等を関係部局との調整会議を行いながら設定をいたしました。

また、客観的な観点から、観光、交通安全、自転車関連事業所等の有識者の皆様の意見をお聞きし、素案を作成しております。

その素案について、県民の皆様の声をお聞きするため、令和5年1月18日から2月18日にかけてパブリックコメントを実施し、今回の計画としております。

今後、本委員会でのご意見を踏まえ、今年度内に策定、公表を行い、長崎県の自転車活用の推進に取り組んでまいります。

以上で補足説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

【石本委員長】次に、住宅課長より補足説明を求めます。

【森住宅課長】補足説明資料の16ページをご覧ください。

長崎県マンション管理適正化推進計画案の作成についてご説明いたします。

この推進計画案は、国のマンション管理の適正化の推進に関する法律の改正及び公布に伴い作成するものであり、国や県の関与により、民間マンションの管理水準を底上げするため、行政による指導や助言、あるいは管理が適切なマンションの認定に関する対応方針を定めるものです。

現在、県内のマンションについては、左下の表にあるとおり、どんどん増えてきているんですけれども、築後40年を超える老朽マンションも、今後、増加傾向でありまして、適切に管理されないと、居住者や近隣住民へ危害を及ぼすおそれがあると考えております。

推進計画案でございますが、右下にありますとおり、令和5年3月にパブリックコメント、それから5月に公表を予定しておりまして、計画に基づく管理計画認定制度というのがございますけれども、それは6月に議会に諮り、手数料条例を改正し、9月から本格運用を予定しているものでございます。

法改正により、県などの地方公共団体には、2番の（2）にあるように、マンション管理適正化計画の作成や管理計画認定制度の運用、指導助言といった役割が定められております。

なお、管理計画については、地方公共団体が共同で計画を作成することも可能となっております。

県は、これまで、市町と連携して居住者向けのマンションセミナーを実施してきており、県民からの行政関与の必要性の意見も踏まえながら、推進計画の作成を進めてきたところです。

次に、17ページをご覧ください。

県の推進計画案の概要を記載しております。

本計画では、指導の基準や管理が適正なマンションの認定基準を定めており、長期修繕計画や修繕積立金、集会の開催や居住者名簿の備え付けの有無といった適正な管理水準を明示して、マンション所有者による自主的な適正管理を促すこととしております。

なお、推進計画は、町域は県、市域は市において作成することとなっております。県が先導して計画を作成することにより、県全体のマ

ンション管理適正化の推進を図りたいと考えております。

説明は、以上でございます。

【石本委員長】次に、建設企画課長より補足説明を求めます。

【中村建設企画課長】入札制度の改正について、補足してご説明いたします。補足説明資料の18ページをお開きください。

今回の大きな改正項目として2つ挙げておりますけれども、1点目については最低制限設計価格の見直しでございます。

現在、採用しております最低制限設計価格につきましては、上段左側に示しております。現行の算定法は、国の中央公契モデルを参考に、国の設定範囲より高い、設計金額の90%から92%の範囲で設定しておりますが、今回、中ほどの見直し案のとおり、設計金額に対して一律92%ということでの見直しを行います。

右側に道路工事を想定した見直しイメージの図を示しております。現行の算定法を青色点線のグラフで示しておりますけれども、設計金額が上がるにつれて、最低制限設計価格の率が上がっていき、一定の金額帯で上限の92%となります。

今回の見直しでは、赤の実線のように設計金額にかかわらず92%というふうになると考えております。

見直しの背景を資料中ほどの に示しております。地域の守り手であります建設業において、若手入職者の低迷や就業者の高齢化などにより、担い手不足が喫緊の課題となっております。

この課題に対して、官民連携して建設業の入職促進や魅力ある職場環境の整備をより一層進める必要があります。

に県の取組の一部を示しております。これ

まで、土木の日のパネル展であったり、現場見学会を通じた建設業の魅力発信や、週休2日モデル工事の発注による建設産業の働き方改革の実現に向けた取組を行っており、さらに、今年度新たに建設業の魅力を発信するホームページの開設や企業経営者向けの意識改革セミナーを実施しているところでございます。

一方、建設業協会においても、令和2年度より「給与」「休暇」「希望」の新3K実現の実践を宣言して、様々な取組を行っております。その中で、職員給与を3年間で5%以上上昇させることや、完全4週8休制の実施、新規採用職員の増加といった具体的なアクションプランが今回作成されました。

アクションプランを着実に進めるためには、最低制限の見直しが不可欠として、令和5年2月3日に最低制限設計価格の引き上げ要望があつてございます。

県では、アクションプランの推進に必要な経費が最低制限設計価格の引き上げに見合う内容となっていることを確認しており、今回、一律92%に引き上げたいと考えております。

続きまして、資料19ページをお開きください。

2点目の改正項目は、発注基準の見直しでございます。

発注基準とは、県が行う建設工事の発注を行う際に、建設会社を等級別に区分しており、その区分ごとに発注する金額を定めているものが発注基準となります。

まずは、発注基準を見直しする背景3つを説明いたします。

1つ目は、現在の発注基準につきましては、平成18年度に作成しており、策定以来、見直しが行われておらず、16年が経過しております。

2つ目は、平成18年度以降、物価や人件費等

の高騰があり、その物価等の上昇を示す建設工事費デフレーターの上昇は、平成18年度と令和2年度を比較すると、消費税の上昇も考慮し、約23%の上昇傾向を示しております。

3つ目は、建設工事の監理技術者の専任要件についても、デフレーターや消費税の上昇を加味して、国の方で金額要件の見直しが行われております。

このような社会情勢などの変化や国の制度の見直しに伴い、今回、建設工事における発注基準の見直しを行うこととしております。

見直しの内容につきましては、の土木一式工事、建築一式工事、電気工事・管工事、舗装工事におきまして、建設会社の等級別の発注金額を見直しております。

土木一式工事を例に挙げますと、現在、A等級の発注につきましては3,500万円以上の工事としておりますけれども、先ほどの背景となりました約23%の上昇率を掛けることで4,500万円としております。このような考えにより、各工種の金額要件を見直しております。

改正内容の説明は、以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

【石本委員長】 以上で説明が終わりました。

次に陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、81から85、1、5でございます。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行

うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【堤委員】第2次長崎県自転車活用推進計画についてお尋ねします。

国の改定を受けての改定ということで、新たに加わったことじゃないですが、最初のところに「市町における計画策定の促進」というのがあります。指標の設定のところには、「4市町で推進計画を策定してある」ということになっていますが、この4市町というのはどこなのか、今、策定中のところはないのかということをお尋ねします。

【村川道路維持課長】現在、市の方で策定しているところがございますけれども、大村市、南島原市、五島市、それから新上五島町、この4つの市町で計画を策定されておりまして、現在、策定を行っているところが島原市という状況でございます。

【堤委員】大村市、南島原市、五島市もそうでしょうけれども、比較的平地が多いところで、今、島原市も策定中ということで、斜面地があるところは、まだまだそういうことには至っていないということなかなと思います。

この自転車ですけれども、今年の4月から、たしかヘルメット着用が努力義務化されるかと思えます。そういうこともありますし、今、自転車と歩行者の交通事故で死亡事故が起きたり、7,000万円とか9,000万円とか損害賠償が発生しているとか、そういうのもニュースで耳にし

たりするので、進める一方で安全・安心の方にも配慮しなければいけないかなと思っているんです。

この目標2のところ、まずは健康増進ということで掲げられていますけれども、「自転車歩行者専用道路等の活用による環境の創出」とありますが、この自転車歩行者専用道路が県内ではどのくらいあるんでしょうか。

【村川道路維持課長】県内で供用中の自転車歩行者専用道路でございますが、野母崎の方で一般県道野母崎自転車道線約20キロと、県北の方になりますけれども、主要地方道栗木吉井線の6.7キロ、世知原から吉井間になりますけれども、この2か所がございます。

【堤委員】県北の方の6.7キロは、私もよく存じ上げているんですけれども、鉄道の廃線を利用して自転車歩行者専用道路ということになっています。今、2か所しかないということですが、今後、これを広げていくというようなことにはなるんでしょうか。

【村川道路維持課長】現在のところ、自転車歩行者専用道路という計画はございませんが、市町の要望等がありましたら、そこら辺の検討というのは進めていきたいというふうには考えております。

【堤委員】現状は、すごく改善をしていかないといけないんじゃないかと思うところもあるんですが、それは後でお尋ねします。

この施策11、12というところに、高い安全性を備えた自転車、多様な自転車とありますけれども、この辺はどういったことが当たっているのかお尋ねします。

【村川道路維持課長】ここの施策で考えておりますものは、主としてタンデム自転車といったところがございますけれども、その他でもスポ

ーツ自転車、それから電動アシスト三輪車、ほかにも子ども乗せ自転車等々ございます。様々な方が、目的や自身のレベルといったところに合わせて利用できるように、安全利用のための広報活動といったところを努めていきたいと思っております。

【堤委員】様々な自転車、特に電動アシストなどを利用すれば、そんなに力がなくても坂道の移動ができるかなと思いますし、いろんな自転車の広報に努めていかれるということですね。

その中で、最後の方に損害賠償保険等への加入促進というのが掲げてあります。自転車保険の加入がない県というのは、全国で非常に少なくなっているということを聞いています。長崎県は、自転車があんまり利用されていない、一番使われていない県ということでここにも示してありましたので、そういったことも関係しているかと思えますし、それから、都市部ではなく、やはり地方だということも関係しているのかなと思いますけれども、これを進めていかなければいけないんじゃないかと思っているんですが、このことについてはどんなふうにお考えですか。

【村川道維持課長】今回の改定に当たりまして、資料の14ページにも施策15といったところで、損害賠償責任保険等への加入促進ということを掲げております。

本県は、先ほど委員からご指摘がございましたように、現在、条例は制定していないところでありますけれども、所管する交通・地域安全課の方において、広報啓発等の強化による損害賠償責任保険への加入促進、これと併せて地域ごとの自転車の利用状況や事故発生の状況等の変化といったところを注視しながら検討を進めるということを考えております。

【堤委員】わかりました。土木部とは直接関わりはないかもしれませんが、やはり安心して自転車を利用するためには、これは必要なことではないかと思えます。

1月、2月にパブリックコメントを募集されたということですが、どういった意見が出ていたんでしょうか。

【村川道路維持課長】今回行ったパブリックコメントの意見として、1名の個人の方、それから1団体の方から8件ほど意見をいただいております。その中では、自転車通行空間の計画整備促進であるとか、学校における交通安全教育の推進といったところでの賛同する意見であったり、先ほども出ましたけれども、損害賠償責任保険の加入促進といったところでの意見というものが上がっております。

【堤委員】あまり意見はたくさんはなかったようですけれども、やはりこういったところに力を入れるべきだという意見だったのだなと思っています。

先ほど、自転車歩行者専用道路というお話をしましたけれども、県北の方、県が管轄しているとは聞いているんですけれども、例えば道路の横に桜の並木がありまして、その根が成長してアスファルトを押し上げたり、あるいはそのアスファルトが流出していたりします。この自転車歩行者専用道路があるところは、県道の横に歩道はないわけですね。結局、これが歩道の代わりになっていると聞いています。そうしますと、やはり歩行者もそうだし、自転車もそうなんですが、安全に事故なく利用するためには、もっと整備が必要なのではないかと思っていますけれども、この点についてはどんなふうにお考えですか。

【村川道路維持課長】確かに委員のご指摘にも

あるように、これまでも地元の方からも要望等を受けたところでもございます。

舗装の補修とか、防護柵の補修、修繕といったことをこれまでも行ってきているところでございますけれども、今回の改定で施策後の自転車歩行者専用道路の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出といったところも掲げておりますので、より積極的な維持管理を行いながら、同路線の利活用といったところも図っていききたいと考えております。

【堤委員】いつも、私も要望をいただいて持っていったりするんですけども、ほかの方が優先されて後回しにされているような状況があります。

ただ、土木部だけの取組にはならないと思いますけれども、やはり自転車を利用すること、活用することによって健康づくりであったり、観光振興であったり、地域の活性化であったりということにつながっていくと思いますので、各部局で協力しながら、安全な利用、自転車の普及というか、そういうことを取り組んでいただきたいと思っておりますし、ここに掲げてある新しくない項目でも、安全対策とか安全教育、指導とかいうところがまだまだ十分ではないということを感じておりますので、本当に県民が安心して活用できる、そういう自転車活用推進計画にさせていただくように要望いたしまして終わります。以上です。

【石本委員長】ほかにご質問はありませんか。

【浦川委員】先ほどの所管事項で説明がありました長崎大学のまちなか移転について質問したいと思っております。

先ほど、説明がございましたけれども、大学が掲げるというか、想定している将来的な絵姿というのは、具体的にはどのようなものなのか。

大学との協議はどのように進んでいるんでしょうか。

【坂田土木部参事監】まず、大学の方で考えている絵姿という話につきましては、先ほどの補足説明資料の3番にございます、大学の方としては新しいキャンパスでといったくだりのところ、先ほどご説明させていただいたところが文章上公表されているような中身になっているというところでございます。

また、加えて詳しくお話を伺っていますと、急速な技術進展で社会が大きく変化しているとか、そういったところを踏まえた中で学際連携ということが重要になったとか、そういったこともご説明は聞いているところでございます。

また、大学との交渉状況につきましては、補足説明資料にございますように、これまで3回の検討会で検討してきたところでございますけれども、それに限らず、頻繁にメールなどでもやり取りをさせていただいておりますし、今後もそういった形で検討内容が具体化していくことに対して協力していきたいと思っております。

【浦川委員】将来的な絵姿に対して協力していくというのはわからんじゃないんですけど、先ほどの説明からすれば、「移転に協力します」、「移転に協力します」という発言がなされているんです。実際なら、例えば将来的な絵姿なのか、次世代の大学に向けて協力していくというならわかるんですけど、移転についてというのがちょっと気になるんですよね。

なぜかという、移転すれば何でも解決するような形で大学側も言っていますし、「新たな価値やビジネスを創出し、社会的課題の解決や新産業創出に貢献することを目指す」と書いてありますけれども、これ自体は既存の文教キャンパスでもできることであると思うんですよね。

ただ、問題になっているのは、今、必要性として、大学の方が、文教キャンパスが狭隘化している、令和6年度までに大学院をどうにか設置したいという中で、今、ジャパネットのスタジオシティの中に一旦入れるような形になっているけれども、根本的な解決ではないというふうに思っております。

多文化社会学部についても、今、総合研究棟を一部間借りしたような形で対応しているということで、実質、大学の文教キャンパスの今の建物の中では難しいというふうには確かに私も感じますし、必要性は感じられます。

しかし、その移転、移転と、移転ありきですって言っていることが、前回というか、その前にもありました大村の駅のところにも移転という中で、2万5,000平米ほどある土地に情報データ科学部だけを持っていくという話だったですけども、その部分でも土地・建物の財政支援を受けても、財政面で難しいというような答えが出ておりました。

だから、言っていることと、結果がこうなっていることがちょっと違うのかなと思うんですけども、そこら辺の大村の情報データ科学部の時とどう違うのか、教えていただいていいですか。財政面ではなぜ優位になるのか、そこら辺はどういうふうに考えていますか。

【坂田土木部参事監】まず、大変申し上げにくいお答えも含まれるわけでございますけれども、大村への移転検討につきましては、これは我々県の方は協力要請を受けていないという状況もございまして、大村市と大学において詳細な検討がされたわけでございますが、なかなか我々がこれを説明する能力がないというところがございまして、

一方で、財政面というご質問に関しましては、

我々の方としても大変気になるところではございますが、現時点では、大学の方もはっきりと長崎サミットの方でも言っていましたとおり、財政面を含めて検討を深めるというふうに言っておりまして、今の状況では、なかなか今の状況でしっかりとしたことをお答えできるような状況にはないということを、我々は承知してない状況でございます。

【浦川委員】大学の移転の時には協力してくださいという要請はされてなかったという話ですけども、でも、マスコミの報道を見たら、例えば宿舎、学生の宿舎か教員の宿舎かわかりませんが、宿舎の面に関しては県の所有地のところでどうかという話も多分出ているんじゃないかと思うんですね。そういったことも出てきてないのかわかりませんが、それはマスコミが間違っただのかどうかかわかりませんが、

協力してくれと言われてないから協力しないというか、検討しないという段階じゃなくて、大学自体は、産官学とか官学とか、連携というのは、いろんな面で協定も含めて結んでいると思うんですね。

移転については、言われなくてはしないということではなくて、何が問題なんですかという部分で、県はいろんなことで協力し合っていると思うんですね。そこについてはどうなんですか。移転しますというのだけは協力します。でも、大村の方は言われてないから協力しません。では、ほかのは言われている、どういったことを言われて協力して、どういったことを言われてないから協力しないのか、その線引きはどうなっているんですか。

【坂田土木部参事監】委員おっしゃるとおり、県と様々な大学、高等教育機関との連携につい

ては、いろいろな機会を通じてやるというのはおっしゃるとおりではないかと思っております。長崎大学と県との連携についても当然でございますし、長崎県においては、様々な大学との連携をこれまでできてきているということは承知しております。

一方で、長崎大学のまちなか移転の検討に関しては、我々の方が検討の協力に至った経緯といたしますのは、やはりまちづくりへの貢献にもつながる部分もあって、さらには大学自身が長崎県や長崎市のまちづくりの方向性と整合を図りたいというようなお考えをお持ちなので、わざわざそういった呼びかけがあったというふうに認識しております。そういったところもございまして、我々も確かにいろいろなものに協力できればいいわけでございますが、大村の時については、すみません、ちょっと土木部としてはなかなか検討に対して協力できていなかったというところがございます。

【浦川委員】まちづくりについて貢献していくという部分に関しては、大村の駅の時においてもまちづくりの一環だと思うんですね、いろんな産業とか、そういったものを集積したり呼んだりというのは。それなのに大村駅の時には協力していなかったと言うけれども、今度のは、例えば長崎サミットの中で、議事という中の部、議事欄外のところで、例えばまちなかに大学があったらいいねという話が出ましたというのは書いてありましたけれども、それを議論したという形には捉えられなかったし、長崎サミットの議事録というか、その中で決まったことが書いてありましたけれども、その中にも載ってなくて、その欄外に、例えばまちなかにキャンパスがあったらいいよねという話が出ましたということは載っていましたが。逆に、な

んでそういった突然ちよろっと出た話にみんな飛びついていっているのかなというのが、ちょっとわからない。

先ほど言ったように、まちづくりとして考えれば、大学が移転するといったら、普通まちづくりの中の一環になると思うんですね、高校でも大学でも小学校でもいくとなったら。そこが地域の拠点になり得るんだから。産官学の拠点としての大学といったら、やっぱりまちづくりの一環じゃないかと思うんですね。それなのに、大村の時には参画しませんでした。でも、今回は、例えばといった話の中でみんな乗っていったというのが、ちょっと理解できないんですね。

それと、次世代の大学というか、将来的な絵姿の部分にもう一回戻りますけれども、例えば先日オープンしました県立大のシーボルト校の情報セキュリティ産官共同センターというのができましたけれども、あれは私もオープン記念で見に行きましたけれども、本当に素晴らしい取組だと思うんですね。しかし、まちなかじゃないんですね。でも、企業の参画、学生の志願倍率にしてもそうですけれども、やはり注目を浴びているし、人は行っているんですね。企業も参画している。でも、大学がまちなかに移転しないとできんようなふうに議論するのは、県立大とどう違うのか、ちょっと答えてもらいたいんですね。まちづくりの中でいいですけど。

【坂田土木部参事監】そうですね、前回の委員会の時に、ちょっと委員とはやり取りさせていただきましたが、その際にもお答えしましたとおり、大学の立地というのは、まず大学がどこに立地したいかというのが大きいんだと思っております。

そういう中で、大学の方が、今回、まちなか移転の検討をするので協力してほしいということで、我々は協力をしているという状況でございます。

さらに、まちなかであるかないかというところの違いでいきますと、やはり交流の仕方というのが大分変わってくるのではないかというふうに思っております。

日頃から交流しやすいという距離感で人や企業が近くにあるというのは、非常に魅力的ではないかというような趣旨のことを長崎サミットでも学長がおっしゃられておりますので、そういったところに着目すると、長崎大学の方は、まちなかに来るとということについて魅力を感じているので、このような検討がされていると理解しております。

【浦川委員】まちなか、まちなかと言うんですけど、電車通りはもうみんなまちなかなんですけどね。文教町もまちなかであるし、片淵キャンパスにおいても、電車通りにしろ、ちょうど県道も国道も通っているところから5分も10分もかからない中で行ける場所ですから。まちなか、まちなかと言うけど、文教だってまちなかじゃないですか。文教はまちなかじゃないんですか、逆にお尋ねしますけれども。

【坂田土木部参事監】今回の検討に当たりまして、長崎大学の方に想定しているまちなかというのはどのあたりかということを確認しましたところ、これは本会議場でもお答えさせていただいておりますとおり、長崎市が策定した中心市街地活性化基本計画のエリア内ぐらいがまちなかではないかと考えていると。その中で移転ができないかというのを考えたいということでした。

【浦川委員】行政が、社会資本整備のそ

う事業をする上でのまちなかと線引きしただけであって、電車通りがまちなかではないと言ったら、どういうふうにまちづくりをしていくのかちょっとわからないんですけどね。

それと、中活の部分はいいんですけど、文教キャンパスのところももうまちなかじゃないと言えば、振興局であったり、その隣にある駐車場で広く取っているところがありますけれども、そこら辺を一緒に協力すれば、学部にしる何にしる、そこに置けると思うんですよ。逆に文教キャンパスが集積地のようにいいと思うんですよ。

片淵キャンパスで経済とどうするということであるならば、経済のところでも土地は幾らでもあるような形でしているのに、そこがまちなかじゃないと言われれば、また何とも言いきれないですけども。

しかし、まちなかに行けば解決できると、今は解決できないと。狭隘化以外は解決できると思うんですけどね、文教町でも。そこら辺を逆に大学と、大学がどういうことに困っているんですかという中で、狭隘化で困っていますよと、大学院が必要なんですけど、置ける場所がないんですよ。じゃ、振興局と一緒に建てていけば、逆に言ったら技術力の向上にもつながりますし、そういうアイデアとかはどうですかというふうなそういう提案じゃないと、ただ、土地が余っていますよというだけの協力で、一方大村では協力しないというのは、それ自体がどういう線引きで協力する、しないのか。言われなければしない。でも、連携とか協定はしていますとか、先ほど説明したけれども、全然協力してないじゃないですか。連携してないじゃないですか。今後は、常盤に行ったら連携すると言っているけれども、する時としない時の線引

きはどのような基準なんですか。向こうから言われない限りしないということですか。

【坂田土木部参事監】まず、一般的な大学との連携に関しましては、いろいろなパターンがあるかと思えますけれども、県における政策決定過程で大学の先生方に協力していただくパターンもございますし、土木部の関係でいきますと、情報データ科学部と連携してITを土木分野で取り入れるというような連携みたいなことをさせていただいたり、あるいは、ほかの分野でいきましても、男女共同参画や生涯学習、平和教育、そういった様々な面で連携ということはさせていただいているところでございます。

大村の際に、県の連携が不十分だったというご指摘をいただいたとすれば、そこはおわびしたいところでございます。失礼いたしました。

【浦川委員】一般質問でもさせていただきましたので、あれですけれども、今、大学の絵姿自体も、今の場所でもできるような絵姿なのに、どうして常盤がいいのかというのが、まず理解できませんので、やはり市も大学側の方になったのかよくわかりませんが、まず、大学側でもしっかり話し合った議事録というか、協議とか、そういった部分を基にして、皆さんはまちづくりとしてどうなのかという形で検討していただきたいというふうに思いますし、それを基に、地域だったり、トップだけの話ではなくて、ワーキンググループを早急につくって、しっかりと地域の意見も加えてやっていただきたいというふうに思いますので、よろしいでしょうか。よろしくをお願いします。

【小林委員】今、長崎大学のまちなか展開、この移転についていろいろと質問が続いておりますけれども、ちょっと申し訳ないが、県の理事者の皆さん、今の浦川委員のご質問について、

何か今回のまちなか移転が、長崎県があたかも主役みたいなそんな状況の位置づけで、私の誤解かもしれないけれども、お話があっているやに感じるわけですね。

実は、長崎県は、2月1日の長崎サミットにおいて、河野学長が産学官という状況の中で、やっぱり長崎大学の経済学部を中心とした3学部をまちなかに移転をしたいと。それについて、長崎市及び長崎県は、ひとつ協力を願うことができないかというような話の展開で今きていると思うわけです。

だから、主体は、あくまでも大学であるし、また、長崎サミットの皆さん方が応援されているわけでありまして、我々長崎県側は、長崎市とともに、このまちなか移転について、いろいろと熟度を高めていかなければいけないし、たくさん課題もあるわけですよ。そういう状況の中で、この協力要請を受けるか受けないかというようなことを、もっとシビアに受け止めていかなければいけないことではなからうかと、こう考えているわけだな。

だから、まず主役は誰かと。これは長崎大学が主役でなければいけないし、当然わかりきっていることであって、長崎県は依頼を受けて協力をするかしないかと、こういう展開ではないかと思いますが、その認識は間違っているか、間違っていないか、まずお尋ねをしたいと思います。

【坂田土木部参事監】先ほどの補足説明資料にもございましたとおり、長崎大学から、9月に県、長崎市に検討への協力要請があって、この検討に我々協力しているという状況でございます。

【小林委員】だから、あくまでも長崎県の立つ位置は、主体的なものではないと、協力を受け

て我々が検討し始めていると、こういうことでありますから、その辺をよく明快にきちんと答弁していただいて、無用な時間を取らないように県側もしてもらわなければいかんじゃないかと。きちんとした姿勢を明らかにしてもらいたいと思っている。

そこで、私が質問をしたいことは、要するに今、絵姿と、大学としての将来的な絵姿が検討されつつあるというような状況の中で、より関係者の皆様が深く検討を始めていらっしゃるわけですよ。その内容が深められて、いろんな課題が、また、さらに絵姿が出てくるんじゃないかと、こういうことで実際楽しみにしているわけですね。

実は、私ごとで恐縮だけれども、私は、県議会の県庁舎整備特別委員長を2度ほどやりました。いわゆる江戸町の県庁舎を現在地の旧魚市跡地に移転する際に、いろいろと経験をしたわけでありまして。その経験の中から、この種の移転について考えなければならぬことは、まず第一に、移転に対して大学側がどういう基本的な理念と考え方をお持ちなのかと。まず第一に、基本的な理念、考え、こういうものが一つ。

それから、敷地の確保や建物の配置、それから事業規模、そして跡地の活用、そういうなぞが大きなポイントではないかと、そんな考え方を持つわけですね。

これから、長崎県は、新幹線の開業とともに、いろんな事業が折り重なってきて、百年に一度の大きな転換期にあると、こういう位置づけの中で、非常に期待感とか、わくわく感の中において、長崎県頑張れという士気のエールがあるわけだよ。

したがって、今回の長崎大学のまちなか展開ということについては、時代がまさに求め

られるようなそういう背景もまた考えられるんじゃないかと思っているんだけれども、今言っているように、大学側がどういう理念と考え方の基において、今回のまちなか移転をお考えになっているかどうか、この辺についての大学の意向、大学の考え方についてはおわかりになりますか。

【坂田土木部参事監】長崎大学が2月の長崎サミットで発言されましたのは、説明資料のとおりでございますけれども、先ほども少しお話ししましたけれども、急速な技術の進展というのが今起きております。AIでありますとかITでありますとか、そういったものもあるわけでございます。

そんな中で、資料にもありますように、文系と理系の枠というのにあんまりとらわれてはいけないという話でございまして、基本はそれぞれの分野の学びが要るわけでございますけれども、それを基に、お互いに活用しながら統合していくというような、学際連携ということが重要だというふうに考えているようでございます。ですので、情報データ科学部というのは、そういった面では非常に核となるだろうということ。

それから、経済学部というのも、経済動向とか、統計的、数学的に把握したり、経営分野についても非常に重要な連携ができるんじゃないかと、多様な社会・文化との共生ということを考えるようなものにも適した土地であるかと思っておりますので、多文化社会学部との連携もできるんじゃないかと、そういう考えを持ちまして、多様な価値観の中で共生・共創につながるようなことができるんじゃないかということをおっしゃっているというところでございます。

【小林委員】わかりました。そうすると、やっぱり移転地をどこにするかということが大変な

関心事であります。

それで、まず、移転の候補学部と移転する候補地というのが公表されております。経済学部はもちろんのこと、多文化、それから情報データ科学部、こういう3つの学部がいわゆる候補学部となっている。しかも、場所はどこかという、常盤町の県営駐車場を希望されているということが明らかになったわけでありまして。

この常盤町の県有地は一定の広さも確かにあります。同時に産学研究の場所として、非常に景色、眺望がいいと思います。また、周辺には誘致された情報サービス系の企業の研究開発拠点が集積されております。

大学のキャンパスとして非常に適している場所ではないかと思うが、大学側は、この場所にどのような点を最も評価して、このように希望をされているのか、この点についてはいかがですか。

【坂田土木部参事監】長崎大学は、先ほどの補足説明資料にも書いてありますような教育研究に必要な施設が整備できる十分な広さ、多様な人々が集う立地の可能性というようなことを表明していることもございますけれども、さらに具体的には、多様な人々が集うという観点でいきますと、長崎の市内の陸の玄関口である長崎駅、それから海の玄関口であります港に近いというあたりが重要ではないかと考えているようでございますし、また、人とつながりやすい、会社とつながりやすいというような観点でも魅力的という評価でありました。

また、広さ的にも、交流拠点として必要な建物の規模としては十分ではないかというふうに言っております。

【小林委員】大学側がこういう常盤町の場所を、県有地を何ゆえに求めたいのかと、大学側の希

望が伝わっているような感じがしますがけれども、要するにこの土地については、ちょうど私も経験がありますけれども、アーバンルネッサンスとか、そういう状況の中での展開だから、こういう活用のガイドラインをつくっていると思うんです。そういう活用のガイドライン、これが今回の大学誘致、あるいは移転等について適切な場所であるかどうか。このガイドラインから見た時にどういう判断ができるか、そこはどうですかということが第1点。

それから、松が枝の2バス化、これは非常にこれから、またいろいろ船が入ってくると。そういう状況の中で、クルーズ船というものがいよいよ解禁されるという状況が新たに展開をされてまいります。そうすると、こういう2バス化が、今後の代替駐車場の確保に重要になってきているということは、もう我々は常識的にわかっているわけですが、今の現在の状況についてはどのようになっているか、お尋ねをしたいと思います。

【坂田土木部参事監】委員ご指摘のとおり、この県有地につきましては、現在、駐車場として暫定的に供用されているという状況でございます。

先ほどの部長の説明の中でもございましたとおり、平成16年に「長崎港常盤・出島地区用地活用ガイドライン」というのを定めております。そちらについては、交流拠点、人的・経済的交流の拠点として役割を果たすものというふうにされておりまして、具体的には「文化・芸術・教育の振興に寄与するという施設」、それから「県民・市民の交流活動、国内外の交流活動の推進に寄与する施設」といったものがメインな利活用の分野として考えられた上で、それに支障がない範囲において、創造的産業振興・雇用

の場の確保に高い効果が認められるものでありますとか、こういったものに付随する施設といったものの4分野で利活用するということがされております。

ですので、長崎大学のキャンパスが仮に移転するということになりましたら、まさにこの用地活用ガイドラインの利活用の分野には合致するというふうにご考えているところでございます。

また、松が枝岸壁の2バス化の駐車場等を含めた検討状況でございますけれども、現在、拡張整備には国と県が連携して取り組んでいる状況でございますので、クルーズ船客用のツアーバス駐車場につきましては、この岸壁の拡張整備後に背後地に確保できるというふうになっているというところでございます。

また、県美術館の駐車場とか、ほかの駐車場用途もでございますので、このあたりについては、今後まだ検討しなければいけないところもございますので、さらに検討を深めていきたいと思っております。

【小林委員】今、ガイドラインが合致しているというような考え方とか、今、2バス化の状況の中で駐車場、いろいろお話がありました。そういう考え方に立って、これから検討しようかということになるかと思えますね。

それで、一番大事なことは、大学の移転に伴い、やっぱり移転ということになると、相当な経費、移転費用というものが考えられるわけです。当然であります。

例えば、県庁舎の移転に当たっては、ご案内のとおり四百数十億円、毎年毎年積み立てを重ねてきまして、そういうことで県庁舎を建設する時に、いわゆる財源確保についてはかなり優位な展開ができたわけですよ。そういう考えからいけば、この大学の移転については財源確保

をどう考えるかと。我々は積み立てで頑張ったよということを申し上げているわけけれども、長崎大学の移転について、常盤町の県有地を考えた場合、多額の費用がかかるということは、もう当然のことではありますが、こういう大学側の資金調達、それから事業規模については、どういう考え方をお持ちなのか、その点についてはお話できますか。

【坂田土木部参事監】まず、おわびしなければいけません。事業規模につきましては、なかなかまだ検討の途上にございまして、今後、詳細を詰める予定でございますので、あんまりはつきりしたことはお答えできません。仮にでございますけれども、3学部が移転するとなりますと、やはり用地費、整備費、それなりにお金を要しますので、100億円を超えるような事業規模になるのではないかとというふうに想定しているところでございます。

これに充てる財源というところについては、文部科学省からの補助金というものも大学の方は考えているようでございますけれども、なかなか資金面的には、今持っている資産の売却によって、具体的には片淵キャンパスについては、仮に移転するということになりましたら大部分を売却するようなことを行って、開発事業者によって一定規模の建物を建てていただくことができないかということをご想定しているようでございます。

そういう状況の中で、資金的に対応できるかということをご大学はこれから検討を深めるものと理解しております。

【小林委員】言えないところがあって、なかなか状況はよく理解できます。ただし、先ほどから浦川委員が話をされているところも十分理解をして聞かなければいけないと思うんだけど

も、要するに経済学部が移転するとなると、跡地活用がどうなっていくのかと。これは当然、跡地活用は移転と同時にセットで考えなければいけないと、ここはとても大事なところですよ。後のことは知らんではどうにもならないと。こういうことですから、移転と跡地活用についてはセットだと、こういう位置づけを明確にしておきたいと思います。

それと同時に、この跡地の活用が、今も答弁の中に出てまいりましたけれども、大学側も後のことは知らんというような考え方は絶対ないぞと、これは当然だと思うわけですね。いわゆる跡地を活用して、今までより以上に地域の活性化とか、そういう地域が潤う起爆剤にしていかなければならないというのは、当然大学側としての責務だと、私は率直に言わせていただきたいと、こう考えているわけですよ。

だから、したがってというところで大学側は、地域の方々に対して丁寧に、これからの対応のあるべき姿、どうやって対応していくかというようなことについてはしっかりご説明を、丁寧にということを重ねて言わせていただくけれども、やっぱりやらなければ地元の皆さん方が不安を抱くことは当たり前だと思うんです。そういう点について、大学はどのような考え方を持っているのかどうか、この辺についてもお尋ねしたいと思います。

【坂田土木部参事監】12月の委員会におきましても、しっかりと地域に対して説明ができないかというようなご意見をいただいておりますので、我々も大学に対しては、県民・市民の声をうまく反映するようなことを考えるようにお伝えしております。これは市も同じような考えでございます。

こういう中で大学が言っておりますのは、片

淵キャンパス跡地活用のコンセプトのたたき台を示しながら、今よりも周辺地域が活性化するためには、どんな跡地活用が望ましいのか、併せてこういったことを考えたいということ。

それから、地域をはじめとする関係者の皆様の意見を幅広く聞いて検討を進めていきたいというふうに伺っておりまして、引き続き、そのように対応するように働きかけてまいります。

【小林委員】これは、参事監、今からが一番大事なところなんだけれども、こういうまちなか移転について、いわゆる検討をこれから本格的に、2月1日の長崎サミットの具体的な内容を受けて、これから始まろうとするわけだけれども、一番大事なことは、市も当然であるけれども、長崎県が、要するにこのまちなか展開をどのように受け止めるかと、ここに一番私は注目が集まってくると思うわけです。

そういうところで、あくまでも県は、まちなか展開の依頼を受けて、また長崎市と歩調を合わせながら、経済界、産業界、長崎市民の皆様方、いろんな皆様方のご意見を拝聴しながら、最終的にきちんと対応をしていかなければならないんじゃないかと思うけれども、非常に県の姿勢が、特にあなたの発言が大事になってくると私は思うんですが、この点についての認識と考え方を承りたいと思います。

【坂田土木部参事監】長崎大学のまちなか移転の検討につきましては、この2月にさらに検討を深める段階に至りました。大学の考えが、長崎市、地元と経済界の考えに合ったまちづくりとなるのであれば、これは県としても関係者の皆様と一緒に検討していきたいと思っています。いるところでございます。

一方で、まだ十分にコンセプトが見えてないところもございます。今後、深めていく部分が

ございますので、長崎大学の魅力が高まったり、さらに産学連携とか、学生の様々な活躍が起こるといふ好影響があるかどうかというようなところ、県全域にも影響が及ぶ可能性があるのではないかということも期待されます。そういったものを、今後、引き続き見ていかなければいけないと思っております。

また、今回、県有地をご要望されるということでもございましたので、代わりの駐車場確保の問題も含めて、さらに県としてもしっかり検討していきたいと考えております。

【小林委員】冒頭、私は申し上げましたが、この大学のまちなか移転については、単なる長崎だけではなくして、長崎県全体に大きな影響を与えると、こういう視点から考えて、非常に長崎県全体が注目を集めていると思うわけです。ここをまずしっかり認識をしなくちゃいかんと思えます。

我々は、長崎大学を、もう相当な歴史でございまして、まさに県民にとっては、長崎大学経済学部、この長崎大学というのは我々の誇りであることは間違いないと思えます。

私は、長崎大学経済学部にはいってないけれども、やっぱり相当な長崎県民にとって市民にとっては、かけがえのない、そういう尊敬すべきところだと、こういうふうには実は考えているわけです。

したがって、こういう歴史と伝統のある、いわゆる有数の大学であるということから考えてみましても、これがどうなっていくのかということを考えて、自分なりに思う時に、先ほどから申し上げますように、長崎は大きな転換期が今訪れていると。

長崎県は、人口減少が、残念ながら最高な状況にあるわけですね。このままいけば100万人

は切るし、しかも、若い方々は長崎県を後にしてしまうと。行って戻ってくる人と、行っても戻ってこない、こういう状況がどんどん格差が広がって行って、もうそういう意味からしていけば、人口減少は待たなし。やはり百年に一度の大きな転換期にある長崎県において、この長崎大学のまちなか展開は、私は大きな意味があると思うんです。

そういうところで経済界も産業界も、またいろんな関係の皆様方もこの問題に関心をお持ちだと思います。私は、ぜひこの常盤町の駐車場の跡地ということも、なかなか率直に言って長崎県としては大変です。あれをなぜ大学に渡すのかと、こういう話が出てこないとも限らないと思えますよ。しかし、大きな目を見た時に、一体今、我々は何を考えるべきかというような視点をきちんと整理しなければならないと思えます。

ですから、今日、明日、いろいろ結論が出るものではないとしても、やっぱり大いにわくわく感と将来に期待を持たせるような形の中で、長崎県が変わる、長崎市が変わる、そういうような位置づけをしっかりとっていただくことをお願いしておきたいと思えます。ぜひ強く要望して終わりたいと思えます。

【石本委員長】ほかにご質問はありませんか。

審査の途中でありますけれども、ここで換気のため、しばらく休憩いたします。

3時15分から再開したいと思います。

-----  
午後 3時 4分 休憩

-----  
午後 3時14分 再開  
-----

【石本委員長】委員会を再開いたします。

ほかにご質問はありませんか。

【堀江委員】石木ダム建設事業に関わって、

佐々川の流量調査について質問したいと思いません。

前回の11月定例会の時に、私が一般質問を行いまして、土木部長が、「現在、佐々川の河川整備基本方針策定に向けて流量観測を実施しているところです」と答弁をしました。

大石知事は、「一般的には、流量観測によって安定的な取水ができると確認できれば、関係者のご意見を伺った上で利活用の検討が可能になるというふうには考えております」という答弁も行ってあります。

そこで質問ですが、私も見せていただきましたけれども、過去のデータが2005年までということになっておりますが、過去のデータがなぜ2005年で調査を止めたのかということが把握できておりましたら答弁をお願いします。

【松本河川課長】佐々川の流量調査につきましては、昭和50年代の終わり、57年から58年にかけて、現地で実際の流量観測を実施して、これは現在、流量観測をやっている地点ではございませんで、もっと下流側の小春地点というところで流量観測をしたというふうに聞いております。その流量観測結果を基に、昭和33年から平成17年までの雨量を使って流量を推測したというふうに聞いております。その後は、流量観測は実施してないと聞いております。

【堀江委員】今の答弁は、いつからいつまで調査をしたということなんですが、私が質問したのは、2005年まで調査を行っていた。その2005年で何で止めたのかということとは把握してないということですか。わからないということですか。

【松本河川課長】そのことについては、不明でございます。

【堀江委員】2005年で過去のデータが終わっ

ている、それが何でかというのはわからない、把握できてないということですね。

そこで、2つ目の質問ですが、先ほど答弁いただきました、もっと下流でという形で言われましたけれども、過去のデータをとった時の調査と、そして、今現在、2019年から調査されておりますけれども、何が違うか。今の答弁だと場所が違うんですよということですが、何が違うんですか。同じ調査をしているんですか。そこはどうですか。

【松本河川課長】現在行っている流量観測につきましては、佐々川は結構広い河川でございます。上流側は旧世知原町、旧吉井町、佐々町、現在の佐世保市小佐々町ですか、そこを流れている大きな河川でございます。その中で今、佐々川の河川整備基本方針を策定しているところでございますが、一番効率的に流量観測ができるという地点を新たに探しまして、現在、旧吉井町と佐々町の境のところの河川で流量観測を実施しているところでございます。

【堀江委員】私は素人でわからないんですけど、調査をしている場所が違うんですよと、過去のデータと今とですね。それはわかりました。

流量調査の調査そのものは、これは同じと思っていいの。それとも違うんですか。そこがわかりますか。

【松本河川課長】現在実施している流量調査につきましては、月1回必ず現地で流量観測を行っていますし、あと毎日の河川の水位がどのくらいありますよというのを、機械を設置しまして、自記水位計という機械ですけれども、これを設置して現地で測っております。

以前実施した流量調査については、どのような流量調査をしたのかというのは、現在報告書が残っておりませんので、私としては把握して

いないところがございます。

【堀江委員】過去のデータの報告書は残っていない。けども、どこでやったかというのは残っているわけね、今の答弁だと。それだけしか残っていないということ。

【松本河川課長】今、伝え聞いているところによれば、先ほど申しましたように下流側の小春地点のところで流量観測を実施したと。

具体的にどのような流量観測を実施したというのは、今のところ把握いたしておりません。

【堀江委員】 そうしますと、過去のデータと、今行っている流量調査と場所が違うよということはわかるけれども、流量調査そのものについてはわからないという理解でいいですか。ごめんね、細かく確認して。

【松本河川課長】 そのとおりでございます。

【堀江委員】 そこでお尋ねいたします。

今の佐々川の流量観測調査について、県民の方が情報公開請求を行いました。しかし、不開示決定通知が届いたといえます。請求した方は納得がいけないということで不服審査請求をされたという情報をいただいているんですが、その後の状況、それから長崎県の対応について、説明を求めます。

【松本河川課長】 今のご質問の件につきましてですけれど、県民の方から佐々川の流量のデータを我々のところに出してくださいということで開示請求があったんですけれど、まだ未熟なデータでございますので、流量については開示できませんと。ただ、水位については開示できますということで開示をいたしておりました。

そこにつきまして不服審査が行われまして、長崎県情報公開審査会というのが令和4年11月15日、12月16日、令和5年1月24日、3回開催をされております。その中で審査が行われまして、

開示すべきという答申が知事の方になされました。

現在、今後の手続きといたしまして、そういった開示すべきという答申が出ましたので、裁決書というのを作りまして本人に送付する、請求者宛に送付するということになっておりますので、今その準備を行っているところでございます。

【堀江委員】 そういたしますと、今3月ですが、ここ近年に情報公開審査会ですか、これが審議を行った結果として開示しなさいということになって、それを受けて長崎県としては開示をするための手続きを今しているという認識でいいんですか。

【松本河川課長】 委員ご指摘のように、今、提出すべく準備を行っておりますので、近日中に裁決書をお送りしようということを考えております。

【堀江委員】 そのことは、請求をされた県民の方に開示をしての結果が届くということではないんですか。

【松本河川課長】 そんなふうになるかと思えます。

【堀江委員】 県民の方から寄せられた情報ということもありまして、確認したくて今日質問をしたんですけれども、開示をすべきということになったのであれば、今手続きをされているというふうに答弁をいただきましたので、ぜひ速やかに進めていただきたいということを私からもお願いをして、委員長、質問を終わります。

【石本委員長】 ほかに質問はございませんか。

【小林委員】 最低制限価格の引き上げについてお尋ねをしたいと思います。

我々がここ観光生活建設委員会に所属をしまして、今日もそうですが、いろいろと意見の交

換をいたしております。

今日午前中からも話がありましたように、国土強靱化の予算の確保という状況で、結構、今までにない新しい担い手三法と、「品確法」、「建設業法」、「入契法」と、非常に業者側の皆様方にとってはいい提案がなされてきております。今までのような取り巻く環境は一掃されようとしておりますし、また、冒頭申し上げるように、今、こうして議論をしていて、建設業界の皆様方の受注の状況を我々がかいま見ることができるとは思いますけれども、結構、今、仕事はあるのではないかと。だから、ある一定の利益を確保していただいているという受け止め方をいたしております。

もともとこういう健全な、また今日お話があった強靱な県土をつくらなければいけないと。災害に強い、安全・安心というのは、これはもう避けて通ることができないと。そのためには業界の皆様方のお力をお借りしなければいけないと。このことについては何の議論もする必要もないくらいわかりきった理解をいたしているところであります。

しかし、今、こういう背景の中で、ここを92%に、今までは90%から92%の間としていたものを、いわゆる一定の92%に引き上げてしまうと。こういう背景、どういうことで今回引き上げるようなことになったのか、改めてお尋ねをしたいと思います。

【中村建設企画課長】最低制限価格を引き上げる背景について、どのような状況であったかというご質問ですけれども、課長補足説明資料18ページにも背景ということで一部記載をしておりますけれども、まず、現在の建設業就業者の年齢構成につきましては、60歳以上が32.5%と、50歳以上については5割を超えているという状

況でございます。それに対して、30歳未満は1割程度ということで、新規の担い手の方が非常に少ないという状況が一つございます。

補足説明の資料にはございませんけれども、厚労省の令和3年度の毎月勤労統計調査によりますと、県内の建設業の給与につきましては、月額約35万円という数字が出てございます。これに対して製造業は36万円ということで、金額については1万円低い程度というふうになっておりますけれども、建設業の年間労働時間は2,124時間となっております。製造業と比較しますと106時間多いような状況になっております。また、出勤日数につきましても、建設業においては257日ということで、これにつきましても製造業より18日長いという状況でございます。

ということで、給料はほぼほぼ同じぐらいですけれども、出勤時間、出勤日数とも製造業より長いという状況が一つございます。

そういう状況の中で、建設業の離職率でありますけれども、これは4割と非常に高い状況になってございまして、求人に対する充足率、これが製造業については17.4%という数字になってございますけれども、建設業につきましても6.9%というところございまして、先ほど申しましたように給与はほぼほぼ変わらないんですけれども、労働時間や休暇といったところが製造業と比較して厳しいという状況でございまして、我々は、その辺の担い手の確保・育成のための対策が喫緊の課題ということで、そういう背景で今回引き上げたいと考えております。

【小林委員】そうすると、今ご説明いただいた背景の中で、最低制限価格を92%に引き上げると、その内容は理解をしました。

そうすると、どう内容が変わってくるかとい

うところなんだけれども、例えばの話が、先ほ  
どのご説明の中で、製造業と建設業に就労の皆  
様方、その給与の比較をした場合において、  
建設業の関係が製造業に対して1万円低いと。  
35万円対36万円だと、こういうことをおっしゃ  
っているわけですね。しかも、就労時間が大体  
106時間ぐらい長いと、こういう話。また、出  
勤日数も18日間多く出ていますよと。

こういう状況の中で、60代、50代、中高年か  
ら高齢化、こういう状況が非常に今の流れにな  
っているし、若い方々が少ないと。これでは将  
来おぼつかないと。こういうことをお考えにな  
ることは、これは決して間違いじゃないと思ひ  
ますよ。ここはよく理解をしなければいかんと思  
っていますよ。

じゃ、具体的にこのアクションプランという  
ものをいろいろ試算されているわけだけれども、  
例えば、いわゆる35万円の給料が、92%にする  
ことによって、どれくらい毎月の給料、年間ど  
れくらい加算されるか、ここについてお尋ねを  
します。

【中村建設企画課長】今回の最低制限価格の見  
直しで給与にどれくらい影響があるかというご  
質問でございますけれども、今年度の発注工事  
で落札額が92%未満のものを92%に引き上げ  
た時の試算では、約6億円影響が出るという状  
況がございます。（発言する者あり）

給与の上昇につきましては、現在の建設業協  
会の会員が357社で9,000人程度おられます。先  
ほど申されましたように、協会の方が年間1.5%  
上げると言っていますので、35万円の1.5%で、  
月約5,000円程度の増額になります。

【小林委員】あなたは、いつも答弁が上手で、  
なかなかしっかりされていると思いますが、今  
日は睡眠不足ですか。昨日、パーティーに行か

れたんですか。そうですか。

そういうことから考えてみて、5,000円上がる  
と。年間6万円と、こういうところで多いか少  
ないかということなんだけれども、何も製造  
業に並べることだけが右へ倣えせんといかんこ  
とじゃないんだよ。もっと上がれば非常にあり  
がたいわけですよ。ここは2%上げることによ  
って、経営者の皆様方がよくお考えいただかな  
ければ、将来、建設業界そのものがもたないと、  
こういう受け止め方をぜひともしていただきた  
いと、こう我々は願うや切ですよ。

そうすると、この92%によって、いわゆる県  
費が幾らぐらい影響があるのかと。これが先ほ  
ど、あなたが先走って答弁されたそのところ  
ですが、もう一回正式に聞きますけれども、大  
体92%になることによって、長崎県の財政から  
どれだけの持ち出しがあるのかどうか、お尋ね  
をしたいと思います。

【中村建設企画課長】最低制限価格を92%に  
上げることによっての長崎県の持ち出しの金額  
というご質問でございますけれども、試算の中  
では約6億円の影響があるという試算をしてお  
ります。

【小林委員】資料を見ておりますと、道路の関  
係では大体8億円から10億円ぐらいと、こんな  
ようなことが資料の中にはございました。なか  
なか土木部のこういう積算の仕方がこれとい  
うのは、非常に通常と違う状況がありますけれ  
ども、今のお話では大体6億円の影響を与える  
ということが明らかになったところでありませ  
う。

6億円というのは、やっぱり少なくないと思  
いますよ。要するに、今、物価の高騰がいろ  
ろと話題になってはいますけれども、まさに6億  
円年間で値上げしたと、こういう受け止め方が  
できるわけだし、また、その6億円というのは

非常に自主財源が乏しい中において、これだけの6億円というのは非常に捨てがたいことだと思っております。かなりの影響を与えるということをしっかりお互いに認識をしていただかなければいけないのではないかと、こう思うわけですね。

そこで、この6億円を考えた時に、しかし、将来の建設業界のあるべき姿、先ほどから何回も言っているように、長崎県のこういう自然災害等々が多い、安心・安全なまちづくりをしなければいけない。道半ばの県土の強靱化、こういうことについてもしっかり予算を確保しなければいけない。予算の確保をしても、繰越繰越でも困るわけで、ここはやっぱり業界の皆様方に、いち早く執行し、そして結果を出してもらわなければいけないと、こう考えれば、この6億円が高いか安いかわかるようになってくるわけだよ。

そこで、私は、その92%がどこで誰が決めたのかと、こういうことも考えましたけれども、今日はこれはいいとして、やっぱり皆様方は令和元年頃からずっと勉強会をやっておったんだね、資料を見ましたけれども。

要するに、建設業協会、ここから最低制限価格の一律92%の引き上げを要望と。これを受けて令和元年9月25日に第1回の勉強会をやってるわけだよ。第2回、第3回、第4回、ずっと5~6回ぐらいやってもらっているわけだよ。

そして、その中における結論が、要するに、まず、アクションプランの内容についてはっきり明確にしておきたいと思うんだけど、協会会員企業の新規入職者の初任給及び職員給について、令和5年度から会員企業平均で年当たり1.5%以上の上昇、令和5年度から3か年間でおおむね5%以上の上昇を目指しますと。

2番目、全ての会員企業において、残業規制の強化が実施される令和6年3月までに完全4週8休体制、完全4週8休体制の実施を目指しますと。これも明確にアクションプランの内容としておっしゃっています。

それから、3番を抜いて4番目、以上の目標を着実に実行するため、毎年会員企業に必要な調査を行い、客観的なデータとして把握することをお約束しますと。

以上の目標を着実に実行するため、毎年、会員企業に必要な調査を行い、客観的なデータとして把握することを約束すると、こういうような内容になっております。このアクションプラン、よく交わりましたねと思いますよ。

そこで、課長、このところのいわゆる毎年、会員企業に必要な調査と、毎年、会員企業に必要な調査と、これは誰がやって、どういう成果を出そうと考えていらっしゃるのか。こういうチェック機構を、この1番と2番をきちんと達成するためにこれから調査もやりますよと。どんな調査で、誰がやって、これにもし違反するとか、これが実行されない時には何かペナルティがあるのかなのか、この辺も含めてご答弁をいただきたいと思います。内容によっては、技監の方にもひとつ付け加えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【中村建設企画課長】アクションプランの毎年のデータ把握に関する調査等々についてのご質問でございますけれども、アクションプランの中身につきましては、協会とも話を行っておりまして、協会の方で各社のデータを取りまとめ集計すると。最終的には、それを我々の方に結果を提出していただくということで、基本的には毎年、その状況を確認するということで考えております。

【小林委員】 課長、技監、非常に大事なところ  
です。アクションプランの今申し上げた、ここ  
の必要な調査を行い、客観的データとして把握  
することを約束しますと、ここについては何か  
ペナルティがありますかとか、そのとおりなら  
なかった場合はどうなるんですかとか、どうや  
って調査をやるんですかということについて、  
もう一度技監の方にお尋ねをしたいと思いま

す。  
【川添土木部技監】 いみじくも、冒頭、小林委  
員がご指摘されたように、今回の最低制限設計  
の引き上げは、これまでの担い手三法の取組の  
延長上にあるというふうに理解をしています。

担い手三法の取組につきましても、それぞれ  
発注者と受注者の義務がありまして、ここに  
ついてはきちんと一つずつ履行確認をやってきて、  
この数年そういうことが続いております。

そういった意味からも、今回の最低制限の引  
き上げにつきましては、先ほど建設企画課長が  
答えたように、一定のルールというか、決まり  
に従ってそこはチェックしていきたいと思いま  
すし、ペナルティに関してですが、具体的にペ  
ナルティということ自体は、なかなか科するの  
は難しいのかなと思っています。ただ、今、業  
界は担い手不足の状況で、どの会社も労働者を  
欲しがっています。2%のアップ分をきちんと  
能力に見合う中で、労働環境改善に意欲的に取  
り組む会社こそが、やはり世の中から評価され、  
企業の競争にも勝つのかなと思っています。し  
っかり今回約束していただいたことは、そうい  
った意味からも我々の方できちんと監視しなが  
ら、業界の方を指導していきたいと思いま

す。  
【小林委員】 ペナルティが何もないということ  
について、その代替的な考え方として、結局  
これから人材確保、担い手確保をするためには、  
やはり週休2日制だとか、あるいは一定の賃金

をきちんと上増しして払うとか、将来に夢があ  
るようなそういうやり方をしなければ、この世  
界は生きていかれないんだと、生き残りが難し  
いんだと。こういうことの中で、当然こういう  
アクションプランの3点、4点はぜひともやって  
いただかなければいけないと、そうしなければ  
残りませんよと。

ただ、何度も言うように、チェック機関がど  
うなのかということが若干曖昧なんですよ、正  
直な話。そこまでしなくてもよろしいと。今回、  
6億円の値上げをしたようなもので、県のお金  
が6億円消えるんですよ、毎年。わかりますか、  
そのことは。重大に受け止めてくださいよ。だ  
から、6億円上がるならば、当然この業界の将  
来が、長崎県の安心・安全に大事な業界なんだ  
からと、こういう意味づけで、人材の担い手確  
保というものをしっかりやっていただかなけれ  
ばいけない。担い手を確保するためには、それ  
なりの一定の条件が求められますよと、こうい  
う切っても切れない関係にあるわけですよ。

ですから、そういう点から考えてみて、かえ  
って6億円上げたことによって、それなりのき  
ちんと見える形の成果があったというようなこ  
とを、私は県民に明らかにすべきではないか  
と思います。

だから、そういうアクションプランの約束を  
守っていただいているような企業については、  
県知事表彰とか、土木部長の表彰とか、さも  
なくば技監の表彰とか、そういう形の中で、もう  
ちょっとやればそれなりに評価されるんだと。  
こういうことと、今回92%にしたことによって  
これだけの成果が生まれると、こういうことで  
この業界の夢を語るができるような、いわ  
ゆる担い手確保につながれば非常によろしいん  
じゃないかと、こう考えるけれども、その点に

ついてはいかがですか。

【川添土木部技監】今、委員のご意見に対しまして、非常に参考にさせていただいて、ぜひともそういった上げることに対して意欲が出るようなモチベーションを上げる方法とか、あるいはやらないところに対しては、それなりのペナルティに代わるものを何か科すとか、いろんなことを考えてやっていきたいと思えます。

【小林委員】わかりました。今の技監の答弁をもって、この92%については、6億円値上げをしたけれども、それに代わるべき大きな大きなものが業界から県民に与えられると、そういう位置づけで今回このことを受け止めさせていただきたいと、こう思いますので、今、技監が言われたことは議事録に残っていますから、いつも机の前に置いて、いつも読み返し、俺がこうして発言したんだと、こういうことで九州大学はしっかりやってもらうような、大村出身でもあるわけだから。そういうところでひとつお願いして終わりたいと思えます。以上。

【石本委員長】ほかにございませんか。

【小林委員】それから、最後だけでも、盛土規制法、これが今年の5月に施行されると聞いています。組織改正の説明の中で、盛土対策室を土木部内につくると、こういうことが明らかになっておりますが、この設置目的はどういうことなのか、改めて伺いたいと思えます。

【馬場監理課長】人事案件でございますので、私の方から答弁させていただきます。

午前中に予算の調査費の関係でお話ございましたけれども、新年度から盛土対策室を新設しまして、盛土規制法に基づく早急な、まず、規制区域を指定しないといけませんので、それに向けての調査を来年度やる予定でございます。

調査後は、規制区域を設定して、規制区域指

定後も、許可でありますとか、あるいはパトロール等の監視が発生しますので、一定恒常的な業務があるということで、既存の課・室から独立した室を新たに設置するというようにしております。

【小林委員】これは、今でも記憶に新しいけれども、令和3年7月だったよね。あの熱海における土石流、これで死亡者が32名、それから住宅被害が98棟と、多くの人命・財産が失われたと、甚大な被害が生じた。

では、この災害の要因は何だったかというところ、不適切な盛土が被害を拡大させたという指摘をされているわけですね。ですから、長崎県は、土砂災害が全国的に見ても第2番目とかいうように土砂災害が非常に多いわけだよ。そうすると、今回、新設する盛土対策室の規模はどの程度になると考えているのか、お尋ねします。

【馬場監理課長】人員につきましては、5名の室の配置を考えております。

それで、盛土規制法につきましては、国交省、農水省の共管法でございますので、農林部、あるいは土木部の多職種の技術職員を中心に構成しようと思っているところでございます。

【小林委員】5人程度でこれをやっていくと。そして、最初は基礎調査に入るということですから、非常に期待をしたいと思えます。

最後に、いち早く組織改正の中で盛土対策室を設置すると、私は非常にすばやい長崎県土木部の行動ではないかと思っておりますが、九州各県とか、そういうところでは、この点はどういう動きになっておりますか。

【馬場監理課長】人事案件でございますので、九州各県に内々に確認をさせていただいたところでございますけれども、今回、盛土規制法が5月に施行されます。各県、対応する人員は一

応確保するという事は聞いておりますけれども、専任の室の設置までは今のところ聞いていないような状況でございます。

ただ、本県の場合は、先ほど委員からご指摘がございましたけれども、土砂警戒区域が全国で2番目に多いということで、やはり地理的・地形的に傾斜地が多いということもございますので、他県よりも盛土対策に迅速に取り組む必要があるのだろうと考えておりますので、そのあたりで新たな室を設けまして、しっかりと対策を講じてまいりたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

【石本委員長】 ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 ほかに質問がないようですので、土木部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時49分 休憩

-----  
午後 3時49分 再開  
-----

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、土木部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、文化観光国際部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 3時52分 散会  
-----



## 第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年3月8日

自 午前10時00分  
至 午後4時6分  
於 委員会室3

国際観光振興室長 立石 寿裕 君  
物産ブランド推進課長 長野 敦志 君  
国際課長 坂口 育裕 君  
国際課企画監（平和推進・国際協力担当） 庄司 貴繁 君  
スポーツ振興課長 江口 信 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 石本 政弘 君  
副委員長(副会長) 千住 良治 君  
委 員 小林 克敏 君  
" 瀬川 光之 君  
" 徳永 達也 君  
" 堀江ひとみ 君  
" 西川 克己 君  
" 山口 初實 君  
" 近藤 智昭 君  
" 堤 典子 君  
" 浦川 基継 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

文化観光国際部長 前川 謙介 君  
文化観光国際部次長兼文化振興・世界遺産課長 土井口章博 君  
文化観光国際部参事監（国際戦略担当） 佐々野一義 君  
文化観光国際部参事監（G7保健大臣会合担当） 松田 武文 君  
文化振興・世界遺産課企画監（地域文化・国民文化祭担当） 山浦 義次 君  
文化振興・世界遺産課企画監（世界遺産担当） 栞原 恵 君  
観光振興課長 永峯 裕一 君

6、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時00分 開議  
-----

【石本委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、文化観光国際部関係の審査を行います。

【石本分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

文化観光国際部長より、予算議案について説明を求めます。

【前川文化観光国際部長】おはようございます。

それでは、予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料の表紙をお開きいただきまして、2ページからでございます。

文化観光国際部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第35号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分であります。

議案の説明に先立ちまして、文化観光国際部の新年度の取組の方向性についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響により、県内観光業界をはじめとす

る地域経済は大きな打撃を受け、各種経済対策事業等の実施による回復傾向は見られながらも、依然として厳しい状況にあります。一方で西九州新幹線の開業や水際対策緩和によるインバウンド需要拡大などの明るい兆しも見え始めていることから、今後はそれらの効果を取り込みながら地域経済の回復に取り組んでいく必要があります。

新年度におきましては、「新しい長崎県づくり」の実現に向けて「選ばれる長崎県のためのまちづくり、戦略的な情報発信・ブランディング」を中心に、魅力ある観光・文化・スポーツのまちづくりの推進、海外活力の取り込みや地域資源の価値を積極的に発信することにより、県内外からの観光客や観光消費額の増加、県産品の販路拡大など実需の創出に取り組んでまいります。

具体的には、デジタルマーケティングを強化することによる効果的なプロモーションや“魅力ある観光まちづくり”を推進するとともに、アジアをはじめとした海外の活力を取り込むために、インバウンドの早期回復や、海外への県産品販路拡大に取り組んでまいります。

また、本県の2つの世界遺産をはじめとする、多様で魅力ある地域資源の価値を積極的に発信し、令和7年度の国民文化祭や日本スポーツマスターズ2024長崎大会に向けた開催機運の醸成、歴史文化やスポーツを活かした交流促進やブランド力の強化に取り組んでまいります。

それではまず、第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算の総額は、5億9,892万5,000円で、内訳は記載のとおりであります。

歳出予算総額は、51億1,396万9,000円で、内

訳は記載のとおりであります。

歳出予算の主な内容につきましては、4ページから5ページに記載のとおり計上をいたしております。後ほど、各課長、室長、企画監から補足説明をさせていただきます。

それでは、6ページをお開きください。

次に、令和6年度の債務負担行為を行う主なものについてご説明いたします。

令和5年度に実施を予定しているアルカスSASEBOの特定天井改修事業や、長崎県美術館の温湿度を調整する自動制御装置更新事業などの工期を確保するため、文化施設改修等整備に係る令和6年度に要する経費として、1億5,408万2,000円を計上いたしております。

次に、第35号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算の内訳は記載のとおりで、合計6,564万8,000円の増であります。

歳出予算の内訳は記載のとおりでございます。合計7億6,874万5,000円の減であります。

歳出予算の主なものについては、記載のとおりでございます。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

観光需要回復促進事業費に係る経費については、「ながさきで心呼吸の旅キャンペーン」の1月以降の利用状況から、年度内の執行完了や精算に必要な事業期間を確保できないため、また、宿泊施設の緊急環境整備支援事業費に係る経費については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による、補助事業者が設置する空調設備やボイラー等の機材不足による調達の遅れのため、事業の年度内完了が困難であることから、観光費55億7,686万4,000円について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

また、文化施設改修等整備費について、9月補正において、世界的な半導体等の供給不足により設定した繰越明許費に加え、木部工事における高度な技能者等の人材ひっ迫により、年度内に適切な工期が確保できない事業が新たに生じたことから、繰越明許費を追加することとし、企画費3,982万円に変更しようとするものであります。

この結果、令和4年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は、246億9,163万2,000円となります。

最後に、令和4年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和4年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年度の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますので、3月末をもって令和4年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本分科会長】次に、次長兼文化振興・世界遺産課長より補足説明を求めます。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】おはようございます。

それでは、私の方から文化観光国際部の令和4年度2月補正予算総括表、令和5年度当初予算総括表について、ご説明をいたします。

令和5年2月定例会県議会予算決算委員会観光生活建設分科会補足説明資料、文化観光国際部の資料の3ページをお開きください。

これは文化観光国際部の令和4年度2月補正

予算総括表でございます。今議会に計上いたしております2月補正予算額、先日ご議論いただきました先議分を除きますが、各課室ごとの補正額は記載のとおりであり、部全体としては、歳入は6,564万8,000円の増、歳出は7億6,874万5,000円の減で、歳出減の主な要因は、国際定期航空路線維持・拡大事業費や、しま旅滞在促進事業をはじめとする各事業の年間所要見込みに基づく減額でございます。

次に、4ページをお開きください。

これは文化観光国際部の令和5年度当初予算総括表でございます。今議会に計上いたしております当初予算といたしましては、各課室ごとの予算額は記載のとおりであり、部全体としては、歳入が5億9,892万5,000円で、括弧書きで記載しております令和4年6月の肉づけ後の比較としては、124億7,180万9,000円の減で、主な要因は、観光需要回復促進事業費の事業終了に伴い、観光庁国庫補助金の歳入約126億円の減によるものでございます。歳出は51億1,396万9,000円で、同じく括弧書きの肉づけ後と比較いたしますと、121億9,178万4,000円の減となっており、その主な要因は、観光振興課の全額国庫事業の観光需要回復促進事業費の約126億円の事業が終了したことでございます。

続きまして、文化振興・世界遺産課の当初予算事業説明6件のうち3件について、私の方からご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、5ページをお開きください。

これは文化施設改修等整備費でございますが、5億8,542万9,000円の当初予算を計上させていただいております。県が所有いたします施設アルカスSASEBO、長崎県美術館、長崎歴史文化博物館の改修などの整備に要する経費でございます。

主なものとしたしましては、アルカスSASEBOは、ホールのバトンやライト、幕をつるすための舞台機構設備の更新、長崎県美術館では、エントランス横のアートビジョンの更新、長崎歴史文化博物館では、長崎奉行所復元部分の木部の灰汁抜き及び補修などに係る経費でございます。

アルカスSASEBOは、平成13年開館で22年、長崎県美術館、長崎歴史文化博物館は、ともに平成17年開館で17年が経過いたしておりますが、施設改修の基本的な考え方は、壊れてから改修を行う事後保全型維持管理ではなく、壊れる前に改修を行う予防保全型維持管理を前提に建物や設備、機器の長寿命化を図ることといたしております。

3施設とも、定期的な点検やメンテナンスを実施いたしまして、更新周期や劣化部分を適正に把握した上で中期計画を策定しておりますので、突発的な事故等を除き、その計画に従いながら予算要求を行い、計画的に改修を進めてまいりたいと考えているところでございます。

それと、1ページ飛ばしまして7ページをお開きいただきたいと存じます。

「潜伏キリシタン関連遺産」に関する事業費でございますが、9,193万2,000円の予算を計上させていただきます。

12の資産が2県6市2町にまたがり、長崎県が全体を包括して主導する役割を果たしているところでございます。

包括的保存管理計画推進事業費は、世界遺産を保有する県として果たすべき遺産保護の責務に係るもので、世界遺産委員会決議で求められている遺産影響評価や調査研究の実施、関係市町が行う測量調査に要する経費の助成を行うこととしております。

また、構成資産以外の多くのキリスト教関連文化財やスポットを含む「キリスト教文化遺産群」及びそれらを巡る「世界遺産巡礼の道」についても、引き続き情報発信や活用の取組を進めてまいりたいと考えております。

情報戦略推進事業費は、世界遺産価値の理解促進を図る総合的な展示解説やパンフレットの更新、資産の経過観察に係る情報管理や史料・写真等のデジタル化を行うための予算となっております。

3、周知啓発・広報事業費は、本事業の認知度や来訪マナーの向上に向けて、公共交通機関や交通拠点、イベント等での広報費となっており、るところでございます。

世界遺産登録5周年記念事業費でございますが、本遺産は、登録5周年を機に、改めて機運の盛り上げを図るため、県内外において、魅力発信や誘客促進、保護意識醸成のためのイベント等を行うものでございます。

5の世界遺産を未来につなぐプロジェクト事業費は、各構成資産地域が連携してフォトコンテスト等の取組を行うとともに、次世代継承に向けての人材育成研修や子どもたちへの世界遺産学習を実施するものでございます。

続きまして、8ページをお開きください。

「産業革命遺産」世界遺産事業費として693万6,000円を計上させていただきます。

こちらは8県11市に所在いたします23資産と全国にまたがる資産群でございますが、国の方針の下、本県は8資産の所有者である長崎市及び三菱重工長崎造船所と連携いたしまして、他県市や関係部署等と連携、調整を図りながら取り組んでおり、具体的には、全国の関係自治体で協議会を構成いたしまして、ユネスコ対応や総合的な価値説明、人材育成等の事業を実施い

たしているところでございます。

私の方からは以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本分科会長】次に、文化振興・世界遺産課企画監より補足説明を求めます。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】続きまして、文化振興・世界遺産課の残り3件につきまして、私の方から説明をさせていただきます。

6ページに戻っていただきまして、まず文化芸術ながさきステップアップ事業費でございますが、3,802万1,000円の当初予算を計上させていただいております。

県内どこにいても良質な文化芸術に触れられる機会を提供し、芸術文化活動の促進と県民文化の向上を図るため、持続的な芸術文化事業の運営基盤づくりを推進することを目的に、演奏会等の開催や文化団体の体制強化を行うものでございます。

1の長崎県新人演奏会第50回記念演奏会の開催につきましては、クラシック音楽家の登竜門として毎年開催をしております「長崎県新人演奏会」が50回を迎えることから、本県唯一のプロオーケストラである長崎OMURA室内合奏団と連携し、記念演奏会を行うものでございます。

2の長崎県文化団体協議会の機能強化につきましては、本県の文化振興に取り組む広域の文化団体であります同協議会において、専門人材を1名配置し、体制を強化しようとするものでございます。

3の県内文化団体の活動支援につきましては、長崎県文化団体協議会から県内文化団体への活動支援に係る助成を行う予算でございます。

4の県展公募展、移動展の開催等につきまし

ては、県内最大の公募展であります長崎県美術展覧会とその移動展に要する経費を計上しております。

続きまして、9ページをお開きください。

令和7年度に開催予定の「国民文化祭」及び「全国障害者芸術文化祭」の開催準備のための経費として、国民文化祭推進事業費2,722万8,000円を計上させていただいております。

内訳としましては、有識者会議の開催、先催県視察、市町及び文化団体との調整等に787万7,000円、県実行委員会への負担金として1,935万1,000円、これは県実行委員会の開催、企画会議の開催、2年前イベント、開閉会式実施計画の策定、広報活動等の経費でございます。

具体的には、統一名称、キャッチフレーズの決定後に、ロゴマークや公式ホームページなどを作成しまして、県内外へ広く情報発信するほか、開閉会式の実施計画策定業務委託など、国民文化祭開催に向けた準備を進めることとしております。

続きまして、10ページをお開きください。

国民文化祭推進事業積立金としまして1億円を計上させていただいております。

令和7年度に開催予定の両文化祭開催に係る必要経費を開催年に一度に支出するのではなく、県負担額の平準化を図るため、毎年度1億円ずつを基金に積み立てることとしております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本分科会長】次に、観光振興課長より補足説明を求めます。

【永峯観光振興課長】それでは、私の方から観光振興課関係の事業についてご説明を申し上げます。

資料11ページをご覧ください。

まず、「みんなで磨く！観光まちづくり」推進事業費でございます。

予算額については、約1億1,700万円でございます。

事業概要につきましては、市町や観光関係団体等による観光まちづくりの取組を支援するというものでございまして、これは従前から行っております継続事業でございます。

事業内容は、地域の魅力の磨き上げということで、市町等への支援、補助金でございます。それと、専門人材、民間の人材による伴走型支援というものでございます。令和4年度から企画立案の段階から民間の視点も取り入れながら支援していく、より旅行者の方のニーズに合った売れる商品づくり、コンテンツづくりに取り組んでいく、そういった部分を少し改善して事業を展開しているものでございます。

補助金の支援対象としては、市町、観光協会、まちづくり会社等というところでございます。補助率、2分の1以内の上限額1,000万円となっております。

併せまして、中段の方、2番のところに「地域の魅力発信」と記載をしておりますが、こういった各地の観光まちづくりの取組あるいはコンテンツ、そういったものを情報発信していくというような経費も併せて計上いたしております。

次に、12ページでございます。

観光DX・プロモーション事業費ということで、（新）と記載をいたしておりますが、こちらも従前から実施しておりますプロモーションの事業に、一部新しい要素を追加して、組み替えて実施をするものでございます。

事業費については、約7,000万円でございます。

内容といたしましては、これまでプロモーションの部分を中心に事業を実施したわけですが、プロモーションをより効果的に展開していくために、マーケティングをしっかりと強化していこうというようなことで、データを活用したマーケティングの強化の部分を今回新たに追加して実施をするというものでございます。

これは昨今、デジタル化の進展により、いろんなデータが取得できるようになっておりますので、例えば、携帯電話の位置情報データでありますとか、あるいは宿泊の予約の状況のデータ、そういったものをデータベース化いたしまして、それを分析し、プロモーション、あるいは先ほど申し上げたようなコンテンツづくりに活かしていこうというような取組でございます。

マーケティングの部分で約1,400万円ほど、プロモーションの部分で5,500万円ほどということでございまして、この5,500万円のうち、プロモーション経費2,500万円と記載をいたしておりますのは、主にウェブでのプロモーション、そういったものを想定して予算を計上いたしております。その他、観光連盟の旅ネットといった観光ポータルサイトの運営費、あるいは東京のアンテナショップの観光案内コーナーの運営費等を計上いたしているところでございます。

それと併せまして、別の資料になりますが、先ほどの2月補正予算の繰越明許費についても補足してご説明を申し上げます。

資料については、補足説明の追加というファイル名がついている一枚物の資料をご覧くださいければと思います。

繰越明許費につきましては、当課から2つ挙げさせていただいております。まず一つは、全国旅行支援事業に係るものでございまして、金額は約55億円ほどの繰越というものでござい

ます。

この全国旅行支援につきましては、1月10日以降、割引率等を改定して展開しているところでございますが、年度内の執行完了が困難であるというような状況がございまして、繰越をお願いするものでございます。

先般、本定例会の開会日に先議で追加の予算をご審議いただきましたが、それを除いた分で、1月以降の予算額としては、ここに書いてございます69.5億円というような予算がございました。そのうち1月の執行見込み分が14.5億円ということで、これを除いた約55億円を繰越をお願いしたいというものでございます。

この55億円の内訳になりますけれども、2月、3月、年度内に執行が見込まれる分につきましても、実際に宿泊施設から請求が来て、お支払いをするというところが4月以降になるということで、その精算業務のために繰り越すという部分が37億円、それから4月以降の執行に回っていく分が約18億円ということで、合わせまして55億円というようなことでございます。

それと、先ほど申し上げた先議分4.7億円につきましては、これは先般の開会日の議案の中で、繰越も併せてお願いしているという状況でございます。

そして、下の方、宿泊施設の緊急環境整備支援事業費でございますが、これは原油高騰・物価高騰に係る宿泊事業者への支援事業ということで、6月の追加補正予算、それから10月の臨時補正予算で予算をいただいたものでございますが、このうち10月の補正予算分につきましては、空調設備等の製品確保に時間を要するといった事業者の方々が多々いらっしゃいまして、交付決定件数、決定金額ともに約6割ほどの予算を繰越をお願いしたいというものでございます。

米印で記載をいたしておりますが、第1回募集分、6月分につきましては、年度内で全て執行できているというような状況でございます。

私からは以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【石本分科会長】次に、国際観光振興室長より補足説明を求めます。

【立石国際観光振興室長】続きまして、私から国際観光振興室関係について、ご説明いたします。

資料は、お手元の13ページをご覧ください。

インバウンドプロモーション強化事業費といたしまして、1億1,412万4,000円の事業でございます。

この事業は新規事業となっておりますけれども、昨年度のプロモーション事業から、1番の福岡からの誘客の部分とか、デジタルマーケティングに新たに中国の市場を加えまして、新たに構築した事業となっております。

インバウンドの受入につきましては、10月に大幅な水際対策の緩和が行われてから大きく増加している状況でございますけれども、地方空港につきましては、まだほとんどが再開に至っていない状況がございまして、地方部への誘客というのが課題になっているところでございます。

そのような中、インバウンド需要の早期回復を図るために、まず1番目の事業でございます九州の玄関口となっております福岡からの誘客といたしまして、福岡空港との路線が再開して多くの外国人観光客が訪れております韓国、台湾、香港の市場におきまして、発信力のある航空会社と連携をいたしまして、ウェブサイトやSNSなど、航空会社の媒体を活用した情報発

信に取り組むとともに、県内周遊を促進する企画乗車券などの特典を付与いたしまして、福岡空港から本県にインバウンドを呼び込むというプロモーションを実施するものでございます。

続きまして、2つ目でございます。こちらは個人旅行化やデジタル化の進展を見据えまして、韓国、台湾、香港と、新たに中国市場を加えまして、この重点4市場におきまして、ウェブサイトやSNSなどを活用した動画広告や特集サイトなどによる情報発信のほか、ウェブサイト等で商品を販売する旅行会社、OTAと呼ばれておりますけれども、OTAと連携した予約行動分析などを行って、効果的な情報発信につなげていくというようなデジタルプロモーションを行うものでございます。

また、3つ目といたしまして、富裕層・中間層をターゲットに、アクティビティを通して自然や文化を体験するといったアドベンチャーツーリズムというものや、サイクリングなどを中心とするスポーツツーリズムなどのテーマに沿ったメディアやインフルエンサーの招請などによる情報発信などを行っていくものでございます。

続きまして、4番目でございますけれども、重点市場であります東アジアを中心に、東南アジアや欧米豪におきまして、各国の異なる市場特性や旅行ニーズを踏まえて、現地のメディアや旅行会社と連携いたしましてプロモーションを行っていくというものでございます。

続きまして、14ページをご覧ください。

国際定期航空路線維持・拡大事業費でございます。

2億2,644万4,000円の事業でございます。

長崎空港の国際航空路線につきましては、既存路線であります上海線、香港線や新規路線誘

致を行っております台湾線の航空会社と、これまでも継続して協議を行っているところでありますが、令和5年度当初からの運航再開、新規就航には至っていない状況でございます。そのため、予算額につきましては、運航再開や新規就航が決定した後、他空港に遅れることなく円滑な運航と併せて航空会社、旅行会社等と連携した利用促進に取り組む費用といたしまして、上海線、香港線は年度の後半から、台湾線につきましては7月からの運航を想定した所要額を計上しているものでございます。

内容につきましては、上海線、香港線、台湾線に係る着陸料等の運航支援のほかに、インバウンド及びアウトバウンド双方の利用促進に係る国内外の旅行会社等の販売促進の取組に対する支援や、航空会社等との連携による国内外におけるプロモーションの実施に係る費用を計上している状況でございます。

今後、航空会社や旅行会社と連携いたしまして、早期再開、新規就航に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【石本分科会長】次に、物産ブランド推進課長より補足説明を求めます。

【長野物産ブランド推進課長】続きまして、物産ブランド推進課関係の事業について、ご説明をさせていただきます。

資料の15ページを引き続きご覧いただければと思います。

まず、県産品魅力発信事業費といたしまして、長崎の「食」の魅力発信事業費でございます。

3,628万4,000円を計上させていただいております。

この事業につきましては、今年度、事業を実施しているところございまして、今回、令和5年度に、内容等を少し見直しながら実施しようとするものでございます。

中身につきましては、県産食材のブランド化を推進するために、「食」の魅力づくりに取り組むとともに、都市圏において長崎フェアの実施、これらの取組をしっかりとデジタルを活用して発信していこうというものでございます。

主な事業内容でございますけれども、下に記載しています4つの取組がございます。2番から4番につきましては、都市圏でのホテルフェアの実施でございますとか、これまで県内においても、県産酒をはじめとして、様々な食の魅力づくりに取り組んできたところございまして、1番のデジタルマーケティングを取り入れた情報発信というところで、この取組内容をしっかりと発信していこうというものでございます。

主な内容でございますけれども、1番のデジタルマーケティングを取り入れた情報発信では、2番から4番の取組の条項を情報のコンテンツとして、動画を活用しながら発信していくということに加えて、インフルエンサーを活用して情報発信、SNS等を活用しながら、より消費者の目線に近い、効果的なPRを実施していこうというものでございます。

さらに、そのコンテンツを作成するに当たりまして、様々なライターの方を活用しながら、記事体を作成いたしまして、ウェブサイトにも掲載をしていくといった内容でございます。これらの取組を事業実施中に効果検証しながら、効果的な情報発信につなげていきたいと考えているところでございます。

2番以降の取組でございますけれども、2番につきましては、首都圏におけるホテルフェアの

開催ということで、これらのフェアの開催に加えまして、首都圏のシェフでございますとか、そういった料理人の方々に、これまでは産地に招聘しておりましたが、それに加えて、首都圏での食材の勉強会の実施といったことを踏まえながら、フェア開催に努めてまいりたいと考えております。

3番、4番でございますけれども、これらも現在、取組を進めておりますけれども、県産酒と地魚の双方の顕在化をする取組でございますとか、4番の県内の料理人の方にも県産食材の魅力ある利用促進にも引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

引き続きまして、16ページをご覧ください。

こちらは輸出の関係事業でございます。長崎県海外販路拡大支援事業費といたしまして、3,514万3,000円を計上しております。

これまでも貿易関係団体等とも連携しながら、県産品の輸出に向けて、新規ルートの開拓でございますとか、既存ルートでの量的な拡大に取り組んできたところでございますけれども、今回、主な取組といたしましては、まず1番の新規国での販路開拓についてでございますけれども、これまで加工品全般を幅広く対象として、国を決めて取組を進めたところでございますけれども、国の状況については様々ございまして、その市場で受け入れられる商品を意識したマーケットインの考え方が非常に重要であると考えまして、今回は、本県から輸出が比較的進んでおります酒、麺、菓子、この3品目に重点を置きまして、当該品目に関して現地との結びつきが強い商社等が有する情報や営業力を活用して、より効果的に新たな商流構築に取り組んで、現地パートナーとの関係性構築を図ろうと

するものでございます。

2番につきましては、これまでも取り組んできました重点国での販路拡大ということで、これまで貿易公社が構築してきたパートナーとの関係性を活かしまして、中国、香港を中心とした輸出量の拡大の促進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、簡単でございますけれども、物産ブランド推進課の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【石本分科会長】次に、国際課長より補足説明を求めます。

【坂口国際課長】それでは、私から、周年記念事業費について、ご説明をさせていただきます。

資料は、17ページをご覧ください。

予算額は846万8,000円でございます。

今年は、我が国とベトナムが外交関係を樹立してから50周年の節目の年でございます。昨年は、クアンナム省との友好関係樹立5周年を記念し、相互に訪問団の派遣、受入れを計画しておりましたが、残念ながらコロナの影響で実施できておりません。このため、令和5年度におきましては、1年遅れとなりますけれども、主な事業内容に記載のとおり、1番の長崎県訪問団の派遣、それから2番のクアンナム省訪問団の受入れを行いまして、ベトナムにおける人的ネットワークの強化と友好交流の促進を図ってまいりたいと考えております。

長崎県訪問団の派遣につきましては、本年8月頃にベトナムを訪問し、政府関係者との面会のほか、日本文化展示の家の視察などを行う予定としております。この日本文化展示の家は、クアンナム省ホイアン市が日本文化を発信する施設として昨年8月に整備をしたものであり、

この中に本県情報の発信スペースがあり、本県のPRパネルや県産品の展示などを行っております。

また、クアンナム省訪問団の受入れにつきましては、長崎くんちの開催時期での受入れを計画しておりまして、表敬訪問や歓迎レセプションのほか、10年ぶりとなる御朱印船の奉納踊りをご視察いただき、クアンナム省との友好関係の深化につなげてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【石本分科会長】次に、国際課企画監より補足説明を求めます。

【庄司国際課企画監】私の方から、長崎県平和発信事業費について、ご説明させていただきます。

資料の18ページをご覧ください。

予算額は、2,053万9,000円でございます。

本事業では、被爆県として被爆の実相や県民の核廃絶の思いを世界に向けて発信するとともに、県民の平和意識向上のための事業を実施することとしております。

主な事業内容といたしましては、1つ目が、NPT再検討会議・準備委員会への参加でございます。本年の7月31日から8月11日にオーストリアのウィーンで開催されます会議へ参加し、核兵器廃絶に向けた機運醸成のためのサイドイベントの開催や会議に参加されております核軍縮に関する関係者などと面会、意見交換を行い、グローバルな人脈やネットワークづくりを図ることとしております。

2つ目は、同じ被爆県である広島県と連携して事業を行うものでございます。

まず、グローバルアライアンス、通称「GA

S P P A」と呼んでおりますけれども、こちらの取組への参加でございます。これは、現在のSDGsの目標が2030年までとなっておりますことから、次に制定されるであろう次期国連開発目標に、核廃絶が目標として位置づけられるような取組を現在行っており、引き続き、広島県をはじめ、世界各国のNGOなどと一緒に取り組むこととしております。

また、本県と広島県の高校生の平和の相互学習を行うものであります。広島県の高校生向けの平和教育事業であります「グローバル未来塾inひろしま」へ本県の高校生を派遣することや、広島の高校生を本県へ招聘することなどを計画しております。

3つ目が、平和発信に係る職員の配置でございます。世界に向けた平和発信事業への取組を強化するため、平和・核廃絶への専門的知見と一定の語学力を有する職員を雇用することとしております。

4つ目が、平和意識向上のための取組として、県内留学生などを対象とした長崎平和大学、県内小中学校、高等学校などへの被爆講話者の派遣、県と長崎市、長崎大学の協議体であります核兵器廃絶長崎連絡協議会への負担金などとなっております。

私からの説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本分科会長】次に、スポーツ振興課長より補足説明を求めます。

【江口スポーツ振興課長】令和5年度当初予算として、新規事業として上程いたしておりますスポーツ振興費、日本スポーツマスターズ2024開催準備費について、ご説明させていただきます。

予算額は、809万6,000円でございます。

令和6年に長崎県内で開催されます「日本スポーツマスターズ2024長崎大会」の開催準備を行うものでございます。

マスターズ大会の概要につきましては1に記載のとおりでございます。原則35歳以上のシニア世代を対象としたスポーツの祭典と言われておりますけれども、かつてオリンピックでありますとか、全日本の選手として活躍されたトップアスリートであったり、日本各地で日々練習を重ねてきた選手たちが同じ舞台で競うことができるという魅力がある大会でございます。

開催期間は、令和6年9月27日から10月1日まで、13競技で競われることとなっております。

令和5年度における開催準備といたしましては、5月頃に、県スポーツ協会、県内の競技団体、それから競技を開催される市町、観光、物産、交通などの関係団体で組織する実行委員会を立ち上げいたしまして、開催場所を選定してまいりますほか、大会運営について協議、それから先催地、福井県で来年度開催されますけれども、そういったところの視察等を行ってまいります。

また、開催1年前のイベントとして、大会アンバサダーを活用したキックオフイベントを開催し、県民皆様のおもてなしの機運醸成を図ってまいりますほか、各種広報を行い、広く周知に努めてまいります。

以上でスポーツ振興課の当初予算の事業説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【石本分科会長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料（政策的新規事業の計上状況）」について説明

を求めます。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして本分科会に提出いたしました文化観光国際部、県民生活環境部、土木部関係の資料について、ご説明申し上げます。

今回ご報告申し上げますのは、政策的新規事業の計上状況についてであります。

資料の2ページをお開きください。

文化観光国際部関係は、1番目から4番目に記載しております観光DX・プロモーション事業費、インバウンドプロモーション強化事業費、長崎県海外販路拡大支援事業費、周年記念事業費の4事業でございます。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】幾つか質問したいと思います。

まず、質問に入ります前に、今回、文化観光国際部の予算に伴う横長資料は、非常にわかりやすい作りになりましたね。事業概要の中身について、短い説明文がつくようになりました。個人の感想ですけれども、私としては非常にわかりやすい。前年度との予算の比較をする際に、事業の中身が、どうしても同じような文字が使われた事業があったりして間違ったりするんですけれども、事業そのものに説明がついているので、私としては、非常にわかりやすく、予算書を見るのが楽しくなりました、という個人

的な感想を述べて、質問したいと思います。

まず、分科会横長資料の18ページ、美術館運営費について、質問いたします。前年度と比較して643万円の増なんですけれども、これは物価高騰の負担分ということの理解になるのか、まず教えてください。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】美術館運営費につきましては、比較しますと643万9,000円で、そのうち物価高騰負担分の負担金は619万9,000円ということで、物価高騰見合い分が増加しているものと理解しております。

【堀江委員】そうしますと、指定管理者で管理運営しておりますので、美術館の管理運営としては、ほぼ同じ、例年どおりの予算ということで理解いたしますが、問題は、コロナ禍の中での美術館の運営と、それからアフターコロナの中での美術館の運営ということは、少し変わってくるのではないかと私は思います。いずれにしても、どういう状況であっても、県民が優れた作品に出会う場という機会をいかにつくっていくかということが問われているのではないかと思います。

先日、若い世代の皆さんとオンラインの集いを開く機会がありました。その中で、県立美術館にも学生割引、学割をつくってほしいという意見がありました。

その一方で、同じオンラインの会議に参加している、もう一つの若い世代の方から、今の若い人たちは、賃金が少なくても、時間がなくても、これは大事にしたいという自分の中で特化したいと思う部分は、お金を出して、時間を出して使うんだと。だから、そういうふうに行っている人たちからすると、学割で県立美術館に行けるということだけでは、ちょっと頑張っている人たちからすると、どうかなと思うという

意見も出されました。

学割をと言った方は、県立美術館に行こうというふうに関心がある人は、そうやって時間もお金を使うけれども、そうでない人たちがどうやって県立美術館に足を運ぶかという一つの形として、学生割引があった方がいいんじゃないかという意見もありました。

同時に、学生だけ対象とするのはおかしいから、アンダー25とかという形での県立美術館に足を向けるような制度があってもいいんじゃないかという意見をいただきました。

今日、この委員会があって、文化観光国際部で、所管する委員会なので、そのことを私が質疑で取り上げるので、担当課がどのように考えているかというのは、ぜひ視聴してくださいということで回答いたしております。だから、この質疑は、その意見を出された方たちも、インターネットで県議会の中継を出されていますので、今、聞いていると思います。

そこで私がお尋ねしたいのは、アフターコロナの中で、長崎県美術館に多くの人に足を運んでもらうという中で、これまでのコロナ禍のやり方と、そしてアフターコロナの中での運営に関わって、そういったアンダー25あるいは学割という形でも、あった方がいいのではないかという意見もある一方で、どのように考えておられるかという見解をお持ちでしたら、この機会にお尋ねしたいと思ひまして、質問をいたします。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】長崎県美術館におきましても、アフターコロナの入場者の対策として、できるだけ若い世代にも足を運んでいただきたいという問題意識は持っております。

学生割引につきましては、美術館の利用料金

である入場料割引につきましては、施設の収支に直結するものでございますので、割引によって若者の入場者がどれくらい増えるのかとか、その効果を十分にシミュレーションするなど、慎重に検討する必要があると考えております。指定管理者である長崎ミュージアム振興財団の方にも、このようなご意見をいただいたことをしっかりとお伝えしたいと思ひます。

一方で、例えば、若者に関心を持ってもらえるようなテーマの企画展を開催する、美術館の空間を活用したコンサートを開催するとか、若者が行ってみたいと思えるソフト面の充実も大切な話ではないかというふうに考えておりますので、併せて協議をしていきたいと考えているところでございます。

【堀江委員】いずれにしても、私が指摘をする以前に、十分にそういう視点はあろうかと思うんですが、私に寄せられた声もあったのと同時に、やはりコロナの3年間、これからのアフターコロナの中で、予算上は、運営事業費そのものは同じなんだけれども、やはりやり方が違ってくる。そういうソフト面も含めて、あらゆる層が関心を持ってもらえるようなソフトのやり方も求められるというふうに思うので、同じ予算でも、どういうふうに使うかというのが、特にこの令和5年度、2023年度は問われていくのかなというふうに思ひますので、あえて寄せられた声を質問として取り上げたところです。いずれにしましても、様々な形でご検討いただきたいと思ひます。

次に、横長20ページ、文化振興・世界遺産課の文化芸術ながさきステップアップ事業なんですけれども、これは補足説明の6ページですが、文化芸術ながさきステップアップ事業費は、ご説明がありましたように、県内どこにいても良

質な芸術文化に触れられる機会を提供するというところで、私としては、大事な事業だというふうに思っています。

その中で、前年度と比べて、この同じ文化芸術ながさきステップアップ事業費が拡大というふうに補足説明にも書いてありますけれども、1,700万円増えているんですね。具体的に、補足説明の6ページには、一つ一つの中身が幾らかかというのはもちろん書いてあるのですが、前年度と比較して1,700万円増えている。どこが増えているのかというのは、この補足説明資料だけではわからないので、どういうふうに事業が違うかというのを教えてください。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】補足説明資料にもございますとおり、委員ご指摘の1,700万円の増加となっている理由でございますが、1つは、長崎県新人演奏会第50回記念演奏会の開催に1,100万円、50周年記念事業ということで、例年は実施されていない記念事業の部分が增加となっております。それと、2つ目の長崎県文化団体協議会の機能強化の400万円につきましては、体制強化に伴う人件費を計上しているところでございます。

第50回記念演奏会につきましては、本県唯一のプロオーケストラである長崎OMURA室内合奏団に協力をいただいて、記念オーケストラ演奏会を開催するものでございまして、これまでの長崎県新人演奏会の出演者の中から、現在も音楽活動を頑張っていらっしゃる若手の演奏家に多く出演していただきたいと考えております。

長崎県文化団体協議会の機能強化につきましては、長崎県文化団体協議会には県内72の芸術文化団体が加盟しておりまして、事業として、先ほどの長崎県新人演奏会や各文化団体への助

成等を行っておりますが、令和7年度の国民文化祭を契機として、団体の体制を強化しまして国民文化祭後も、加盟団体も含め、持続的な芸術文化事業を運営できる体制を構築してまいりたいと考えております。

【堀江委員】 そうしますと、大きくは50回記念演奏会で主な予算が増ということで理解いたしました。この2番目の長崎県文化団体協議会の機能強化の400万円ですけれども、人材を1名配置して、それぞれの団体の体制を強化することですけれども、そうしますと、これは単年度ですか。人材派遣ですので、1年というだけでは私は体制強化にはつながらないというふうに思いますので、せめて数年の配置でないと、72もある状況では無理ではないかと思うのですが、この人材の1名配置について、今の段階、答えられる答弁がありましたら、教えてください。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】長崎県文化団体協議会の体制の在り方については、今後、国民文化祭の開催もにらみながら協議を進めていく必要があると考えておりますが、委員ご指摘のとおり、単年度だけではなく、継続して体制を維持していく必要もございますので、少なくとも国民文化祭の大きな大会を迎えるまでには、こういった体制を維持するといえますか、徐々に強化していくようなことを予算面も含めて検討していきたいと考えております。

【堀江委員】 それぞれの団体が芸術文化事業、それぞれの状況でされているので、ぜひ機能強化につながるようにしてほしいと思っております。

同じく横長資料の27ページの「みんなで磨く！観光まちづくり」推進事業費について、質問いたします。これは補足説明の11ページとい

うこととなりますが、「みんなで磨く！観光まちづくり」推進事業は、先ほど説明がありましたように、企画立案の段階から民間視点を取り入れるということなんですけれども、これはこれまであった21世紀まちづくり推進総合支援事業費のある意味、衣替えという理解でいいですか。

【永峯観光振興課長】委員ご指摘のとおり、令和3年度までは、21世紀まちづくり推進総合支援事業というようなことでやっております、今年度については両方の事業が併存しておりましたけれども、令和5年度からにつきましては、それが一体となって、「みんなで磨く！観光まちづくり」推進事業費というようなことで展開をしていくということでございます。もともとは21世紀まちづくり推進総合支援事業で支援をしてきた取組でございます。

【堀江委員】そうしますと、例えば1の（1）市町等への支援なんですけれども、9,100万円ありますが、これは支援をするに当たっての条件というのがありますか。

【永峯観光振興課長】この支援対象といたしまして、市町、観光協会、まちづくり会社等ということで記載をいたしておりますけれども、基本となります支援先といたしましては市町というところでございます。観光協会やまちづくり会社等に直接県から支援をするという場合には、広域的に連携して取り組む場合、例えば島原半島3市が連携して取り組むようなものであったり、そういった場合には観光協会等に直接というようなこともございます。あと異業種連携というようなことで、民間の様々な事業者の方が連携して取り組む場合は、まちづくり会社等に支援するというようなケースもございますけれども、市町を通して、その先の観光協会だった

り、民間の事業者の方々に支援をしていくということが基本でございます。

市町に対する支援といたしましては、これは条例の中で規定がございまして、観光地づくり実施計画といったものを策定いただくことを要件といたしております。今、県内21市町のうち、17市町において、この計画を策定いただいておりますので、その要件というようなことで申し上げますと、そういった部分が市町にとっては要件というようなことでございます。

【堀江委員】長崎県21世紀まちづくり推進総合支援補助金につきましては、長崎市から、これまで強く要望がっておりますよね。長崎ランタンフェスティバル、帆船まつり、ペーロン選手権大会、この3事業がこれまで長崎県21世紀まちづくり推進総合支援補助金ということの対象になっていたんだけれども、この長崎県21世紀まちづくり推進総合支援補助金が、新規のイベントのみが対象というふうに変ったことから、今、私が述べました3つの事業については、もう補助金の対象でなくなったと。しかし、長崎市それから長崎県内に観光客誘致をするという意味で、長崎ランタンフェスティバル、帆船まつり、それからペーロン選手権大会というのは大きな事業であるので、ぜひ補助金を見直してほしいと。あるいは、もう21世紀まちづくり推進総合補助金で対象でないのなら、新たにまたその指摘をした3つの事業に補助となるような交付金というか、補助金を創設してほしいという要望が長崎市から出されているというふうに思うんですけれども、そういうことも含めて、「みんなで磨く！観光まちづくり」推進事業費に条件があるのかという質問をしたのですが、つまり、長崎市が求めているような長崎ランタンフェスティバル、帆船まつり、それから

ペーロン選手権大会にいわゆる補助を出すというような補助金ではないということですか。

【永峯観光振興課長】そういった大型イベントへの支援といったようなところも前の21世紀まちづくり推進総合支援事業の中では支援をしてきたという経過は確かにございます。長崎市においては、委員からご指摘ございました3つの事業、それから佐世保市では、YOSAKOIさせば祭りであったり、あるいはきらきらフェスティバルといったようなイベントもございました。ただ、こうしたイベントにつきましては、支援が恒常化していると申しましょうか、例えば長崎ランタンフェスティバルにつきましては、補助金の名前はいろいろ変遷はございますが、平成5年度のイベントの立ち上がり時期から継続して支援をしてきたといったようなこともございまして、最終的には令和元年度まで補助を続けてきたというようなところがございます。そういう支援が相当長期間というような中で、県議会の方からも当時同じような取組にずっと継続して支援することに対するご指摘等もございましたので、市の方とも平成30年に協議をいたしまして、先ほど委員からお話ございましたが、新たな取組については支援をするけれども、これまでと同様のものについては支援は打ち切るというような協議をさせていただいたところでございます。

基本的な考え方といたしましては、これは今の補助事業の採択についても同じ状況でございますけれども、我々、行政の支援がなくなったところで取組が終わるといようなことはあまり好ましくないと考えておまして、地域の事業者の方々を中心に、持続可能な取組を続けていただく、そういったところを目指す必要があると思っております、そういった方々の取

組の立ち上がりの部分をこの事業では支援していくというようなことで、ここ数年、少し視点を変えて運用してきているところでございますので、ベースの部分は、先ほど申し上げたような考え方で事業を実施しております。しかしながら、先ほど申し上げましたようなイベントについても、そういう意味での新たな取組の立ち上がりの部分については支援は可能というようなことで、これは長崎市さんにも、佐世保市さんにもお話ししているところでございますので、市の方ともしっかり協議をしながら、今後取組を進めていきたいと考えています。

【堀江委員】 そうしますと、今回予算として出されています「みんなで磨く！観光まちづくり」推進事業というのは、いわゆる立ち上がりの部分に補助をするという、こういう理解でいいのですか。

【永峯観光振興課長】 基本的には、そういう考え方で事業は採択していくということでございます。

【堀江委員】 しかし、観光振興課長は、自らの観光業界がコロナ禍の中でどういう状況にあるかというのは私以上に非常に感じておられることだというふうに思います。立ち上がったけれども、長崎市としても、なぜ補助金を、イベントの支援をというふうに言っているかということ、長崎ランタンフェスティバルにしても、帆船まつりにしても、ペーロン選手権大会にしても、コロナ禍の中では、今までイベントの共催をしてくださったところが本当に大変な状況になって、なかなか資金調達も厳しい状況にある、だからこそ予算状況が厳しいからこそ、観光長崎を支える一つのイベントとして、佐世保のYOSAKOIもそうですけれども、ぜひ力を貸してほしいというふうな対応だと思えます。

もちろん新規の取組に予算を出すというのは当然ですが、それが順調にいくとは限らないという中では、言われるように、今回の「みんなで磨く！観光まちづくり」推進事業費以外に、そういった形で支援する形というのにも検討すべきではないかと思うんですが、その点についてはどうか、最後に質問します。

【永峯観光振興課長】委員ご指摘のような視点になってまいりますと、少し別の形でのメニューを考える必要があるかなというふうに考えております。ランタンフェスティバルにつきましても、民間の事業者の方々の資金調達がなかなか難しいというようなお話は確かに伺っておりますけれども、実質、その運営の中身を見ますと、ほぼ9割方市の財源というような状況もございます。なので、民間の事業者の方々への支援というような視点と、あと長崎市に対する支援というようなところの両方の見方も出てこようかと思えますし、また例えば佐世保のYOSAKOIで申し上げますと、有料の観覧席を設けたりというような自主財源を獲得されようとする工夫というのも見られているところでございますので、事業者の方々、主催者の方々のそういう工夫というところもお願いをしながら、その状況を注視していくようなことになろうかと思えますけれども、財源も限られている中で、ここでさらに新たな補助金を創設するというようなところはなかなか厳しいところもございます。

先ほど申し上げたとおり、当時、それぞれの各市とは十分に話をさせていただいて、今の取扱いを決めさせていただいたというような経過もございますので、もちろん状況は当時と変わっているというようなところは十分認識はしておりますけれども、そういった経過も踏まえな

がら検討する必要があるかと思っておりますので、なかなか新しい補助金を創設して支援をとというようなことについては、今の段階では少し難しいかなというふうに考えているところでございます。

【堀江委員】私がこの質問をするのは、立ち上げは手伝いますよと、どうぞいわゆる民間の視点も取り入れてやってくださいと。しかし、そこから先は、もう「やってください」みたいな、そういうやり方だけでいいのか。地域の活力を活かすということでは当然大事なので、立ち上げで必要なお金も出すということについては、私は必要かと思えますけれども、立ち上がった後に、どういうふうになっていくかというのは、やはり検討しなくてはいけないというふうに思っています。長崎県のように人口減少で、そこそこの地域のいろんなものが成り立たなくなっていく、人的にも不足しているという部分もあるわけですから、そういった時に、じゃ、補助金の在り方はどうなのかというの、今回の立ち上げには出しましょうというだけの視点でいいのかというのは、ちょっと私は疑問に思っているところです。

いずれにしても、さっき私が言った3つの事業について、新たな補助金、負担金の創設をお願いしますというのは、この間、コロナ禍で開催できておりませんが、要望としては長崎市が提出している内容でもありますので、私としては、検討していただきたいということはこの機会に申し上げておきたいと思えます。

【石本分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【近藤委員】私の方から、観光基盤整備事業費に1億1,700万円ぐらいついているんですね。その時に、観光基盤整備、どういうことを指しているのか教えてもらえないでしょうか。

【永峯観光振興課長】観光基盤整備事業費につきましては、今、堀江委員からもご指摘ございました「みんなで磨く！観光まちづくり」推進事業費の経費でございまして、「基盤整備」という表現にはなっておりますけれども、最近ハード、ソフト、両方支援対象とはいたしておりますけれども、主には、例えばその地域での体験メニューでありましたり、あるいは食の新たなメニュー、そういったものを開発していく、あるいはその地域を周遊していただくようなコースをつくるような経費でございます。

【近藤委員】ソフトが主な予算ということで考えていいわけですね。

【永峯観光振興課長】主なということで、数的にはソフトの方が多いんですけれども、中には、例えば古民家を改修してカフェを作るとか、あるいはゲストハウスのような運用を行うとか、そういった改修費用についても対象といたしておりますので、そういったものも金額としては入ってくる可能性がございます。

【近藤委員】昨日、私は土木部の会議の中で、第2次長崎県自転車活用推進計画と出てきたんです。これを見たら、これはこっちじゃないのかなと思ったんですけれども、これは土木で出てきたもので、昨日、質問はしなかったんですけれども、何でなのかなと。この土木の目標は、例えば健康長寿とか、観光資源、そういうものを目標にしてこの計画を立てているということで昨日説明を受けたんです。

その中で、これはすごいなと思ったのが、これは土木部、文化観光国際部、県民生活環境部、福祉保健部、総務部、教育、警察まで絡んだ一つの組織の中でこの計画を立てているということが見ておってわかったんですけれども、これはある程度、観光が主になったような自転車の

例になっているのですが、観光としてここに予算をつけたところは、どこら辺につけているのか、教えてもらえますか。

【永峯観光振興課長】ご指摘の自転車活用推進計画につきましては、私どもも会議に参加させていただいて、関係各課といろんな話をさせていただいているところでございます。主に土木部が所管をいたしておりますのは、自転車で走る際のインフラの部分の整備といったところが必要になってまいりますので、例えば、今、南島原の方で島鉄の廃線跡をサイクリングロード、あるいは人が歩く専用の道として整備をいたしておりますが、そういった事業もございまして、土木部が中心にやっております。

私どもといたしましては、そこを活用して観光につなげる取組というようなことで、例えば、島原半島観光連盟というところがございます。先ほど少し申し上げました広域的に3市連携した観光協会のような組織でございまして、この島原半島観光連盟が半島のサイクルツーリズムの推進といったようなところに今、取り組んでおりますので、その島原半島観光連盟の取組に対して、「みんなで磨く！観光まちづくり」推進事業、この補助事業を活用して支援を行っているというような状況でございます。

【近藤委員】私のはっきり言いたいのは、道路を守るのは土木部の道路維持課ですよ。そこは年間計画が決まっています、今から先に道路に木が覆いかぶさって、それを切ったりなんかというのは本当に道路維持課も大変なんですけど、予算が限られているんですよ。私がいつも言われるのは、観光。眺めのいいところとかの草刈りとかがなされていないんですよ。実際は観光客がそこに入って写真を撮ったりなんかするのに、その部分が草ぼうぼうで中に入れなくて、そ

という環境が結構あるんです。それで、土木部に言うと、やっぱり予算の問題ですよ。だから、普通の道路のところはいいんですけども、そういう観光に関しての場所というのは結構あると思うんです。だから、そこら辺の整備予算というのを、こういうところに上乘せできないのかどうか。観光、観光とソフトばかり言っていたって、例えば教会、教会と、教会だけ見ておけばいいんじゃないかと、そこの教会に行くまでの道路の眺めのいいところとか、観光地として良好なところが結構あるんです。そういう中で、ここの部分で予算をどこか取る必要があるんじゃないのかと私は思うんですけども、課長、どうですか。

【永峯観光振興課長】確かに観光地に向かうアクセスは重要であるというふうに認識はしております。先般、県北のある市で史跡を案内いただいて、行ってみようかと思ったところが、草が生い茂って近くまで行けなかったというようなことも私の経験上もございましたので、そういった部分というのは改善していく必要はあるのかと考えております。

しかしながら、それを県がどこまでやるのかというような議論はあろうかと思っておりまして、私どもとしては、基本的には、そういった部分については地元の各市町の方で対応していただく形がいいのではなかろうかと考えているところでございます。

【近藤委員】国道沿いのそういうものは、市町じゃなくて、県の管理になるはずですよ。結局、国道沿いにちょっとした公園が出ているとか、そういうところの管理は県ですよ。それで、道路維持課がこれを全部するんですけども、これを町に言ったって「県にやってください」と言うだけです。道路維持課も一生懸命しよつと

ですよ。しかし、なかなか予算の問題があって、道路の邪魔になるところの木を切ったりなんかというのが一番のことです。でも、これを見たら、観光というのを3本柱の1本にしているんですよ。その中で、そういうものをただ道路だけに任せていていいのかと。実際、観光が表に立って、道路としっかりやっていく必要があるんじゃないのか。市町に投げたらだめですよ。ここは市町ができるわけじゃないですよ。ここは県の予算でやらないと。だから、そこら辺が、観光であって、観光の基盤の方に予算がないのがおかしい。まして、こういうふうなものはすごいですよ。これを見たら、この中にはスポーツ振興課も入っているんですよ。だから、これが何で土木部が出てきたのかなと、本当はこっちから出てくるものじゃないのかと私は思っていたんですけども、そうしたら、これは大分文化観光国際部の方がかんでいる問題と考えた中で、そういうふうな基盤整備の予算というのをもう少しどこかにつくる必要があるんじゃないかと私は思うんですけども、現在、課長が言ったでしょう、市町に投げる。市町には、その予算はないんですよ、「これは県でやってください」。そんなことを言ったら笑われますよ。

だから、そこら辺もう一回、予算のつくり方で、必要な予算ですよ。道路なんかも予算はあるけれども、それが足りないんです。目的がちよっと違うところがあるから今、課長に質問しているので、どう思われますか。

【永峯観光振興課長】申し訳ございません、市町でというふうに申し上げたのは、国道などからさらに入っていくような市道や里道を私がイメージしたものですから、そういった表現を使ったところでございます。

そういった国道、県道のところは県の管理で

あるというようなところは認識いたしております。そういった視点でこれまで土木部とも話をしたことがございませんでしたので、そういった観光地周辺で障壁となっているような、そういうアクセスしにくいような状況というのがどれぐらい発生しているのかというようなところも含めて、土木部の方とも一度話はさせていただきたいと思っております。

【近藤委員】 地元に戻って、五島ばかりじゃなくて、外海とか、全て一緒ですよ。その中で、「この眺めがいいよね」とか、これは道路維持課も一生懸命やっているんですけども、予算の問題の中で、でも、ここの部分はやっぱり観光だよなという部分があるんですよ。そういう部分の整備とか、そういうものはぜひこっちでも。これがいい機会ですよ、予算を取りにいったほしいなと。現状は、1億幾らがソフトだけの予算に見えるんですよ。今も言ったハードも少しその辺に加えてほしいと思うので、これは要望にします。

【石本分科会長】 審査の途中でありますけれども、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時半より再開したいと思いますので、よろしくをお願いします。

休憩します。

-----  
午前 11時20分 休憩

-----  
午後 1時30分 再開  
-----

【石本分科会長】 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

【堤委員】 横長資料の27ページ、観光産業高度化事業費のところに、ユニバーサルツーリズム受入体制整備促進事業費1,980万円が計上されています。ユニバーサルツーリズムということについては、これまででも予算計上されてきた

と思うんですけども、この額は前年度並みというような理解でよろしいのでしょうか。

【永峯観光振興課長】 ユニバーサルツーリズム受入体制整備促進事業費につきましては、長崎空港にワンストップセンターでございますユニバーサルツーリズムセンターといったものを設けております。この運営費の補助が主な内容でございます。約1,300万円ほどがこの運営費の補助という形で充てられているところでございます。そのほか、車椅子貸出しのネットワークの構築に120万円ほど、そしてふるさと納税を活用した事業もやっております。その分が500万円ほどということで、合わせまして1,980万円という金額でございます。この金額につきましては、昨年度までの当初予算が2,042万円でございますので、ほぼ同額というような状況でございます。

【堤委員】 長崎空港にワンストップセンターを設けられたというのは、前に委員会で説明を受けていますけれども、ここの運営費が1,300万円とかなり大きいということなんですが、ここのワンストップセンターは、旅行者に対して、こういった情報の提供とか、こういった利便性を図ってあるのか、お聞きします。

【永峯観光振興課長】 このセンターにお問合せいただく方々と申しますのは、高齢者の方々であったり、障害をお持ちの方が多くございます。通常の観光のルートですとか、そういった施設のご案内ですと少し不十分なところもございまして、バリアフリーの情報でありますとか、そういったところを中心にご提供するような形になります。それと、こちらに来て車椅子を借りたいとか、あるいはお子さん連れのご家族からはベビーカーのレンタルといったような申出もいただいております。そういう機材の貸出

しといったようなところにも対応している状況でございます。

【堤委員】バリアフリーに関する様々な情報提供であったり、車椅子やベビーカーの貸出し、そういうことに便宜を図っているということですね。私は、ユニバーサルツーリズムといったら、障害者、高齢者以外の誰にでも対応できるというか、そういうところだと思いますし、それから宿泊施設であったり、観光地の方の例えばバリアフリーになっていないところもあると思うんですが、そういう情報も旅行者は欲しがっているのではないかと思うんですが、その辺については情報提供などはされているのでしょうか。

【永峯観光振興課長】具体的に、例えば全ての施設を提示して、ここは対応している、対応していないというようなところまでは情報としては恐らく提供していないのではないかと思います。ただ、ご指摘のとおり、受入れ側の意識と申しますか、姿勢といったようなところも非常に重要な要素になってまいりますので、県内の宿泊施設であったり、観光事業者向けには、これは国の事業も活用してということになりますが、観光施設における心のバリアフリー認定制度といったものもでございます。そういったものも広く普及啓発を図って、受け入れる県内の事業者の方々の意識の醸成といったようなところにも併せて取り組んでいるところでございます。

【堤委員】わかりました。

この事業概要の説明のところでは「高齢者や障害者の受入拡大を図るため、民間団体等による持続可能な受入体制を構築」とありますので、もう少し広い範囲で関係のところの受入体制を進めることを支援していかれているのかなという受け止めだったのですが、まだまだここ

のところは進んでいないなという気はしていますので、ハード面は経費がかかりますし、なかなかバリアフリーを進めていくというのは難しいかと思いますが、ソフトの面で、そういったそれぞれの施設が、こういうことは可能ですが、こういうことはできませんというような情報も旅行者に対して提供できるような体制をつくっていただきたいと思います。多様な旅行者のニーズに対応できるような取組、事業にさせていただきたいと思っています。

それから、小さいものなのですが、横長資料の35ページに、海外県人会費699万8,000円というのがありまして、これが前年度より600万円ほど増額されていまして、中身を見ましたら、ブラジル長崎県人会創立60周年記念事業費597万8,000円とあります。海外の県人会が周年の記念事業を行うということになっていきますけれども、この内容についてお尋ねします。

【庄司国際課企画監】海外の県人会の周年事業でありますけれども、今回予算計上していますブラジルにおきましては、5年ごとに県人会の会員同士の結束や連携を図り、故郷である長崎との絆の強化を図ることを目的に開催されておりまして、コロナに入る前は、本県からも10年ごとに訪問団を派遣しておりました。

ブラジルの県人会の記念事業につきましては、本来ですと令和4年が創立60周年ということになっておりましたが、ブラジル国内でもコロナの感染が拡大しておりましたことから、1年延期して、来年、令和5年度の開催になったものです。

ブラジルの県人会の方から、コロナの状況がまだ不透明ということもありまして、今回は、会場へ参加できる方と遠方の方がオンラインで参加できるハイブリッド方式での開催をされた

いということの申出があったために、来年は、オンラインと現地の会場等の開催経費とすることとしております。

今回の経費につきましては、総務省の方で、中南米日系社会と国内自治体との連携促進事業という委託事業がございまして、その事業を活用して、500万円を国から委託を受ける形で財源として当て込んで実施することを計画しております。

【堤委員】5年ごとに県人会の集まりがあって、県からも10年ごとに訪問されていたということで、そういうことがあったんだと今初めて知ったわけなんですけれども、国内の長崎県人会というのはあちこちにあるかと思うんですが、海外の県人会というのが今どういう状況なのか、例えば国、団体の数とかはどうなっているのでしょうか。

【庄司国際課企画監】私どもが把握しているところだと、海外における県人会は21団体ございます。今回出しております南米を例にして挙げますと、ブラジルで大体300名程度の会員数、ボリビアで289名、パラグアイで265名、アルゼンチンで297名、そのような規模感での県人会という状況でございます。

【堤委員】私、子どもの時に、同じ町内の人一家で南米の方に移住されたりとか、そういうのを覚えているんですけれども、以前はそういうことがあったかと思うんですが、今は、そういうところに移住をするようなケースというのはすごく少なくなってきているんじゃないかと思えます。この300名、289名とかと言われた皆さんというのは、2世、3世になるのか、高齢化されているのか、どういう状況なのでしょう。

【庄司国際課企画監】委員ご指摘のとおり、今から新たに南米の方に移住というケースはほぼ

なくて、基本的には1世、2世の方が多いんですけれども、若年層、3世、4世の会員の方の数というのは少ない状況にありますので、その方々にもさらに県人会に入っていただくと、長崎との関係というのは感じていただくように、我々も関係を築いていきたいと思っているところです。

【堤委員】わかりました。

あまり海外の県人会のことについて思い至ることはなかったんですけれども、長崎以外の他県では、かなり何々県人会というのがしっかりした組織というか、盛んな活動をされているようにも調べてみたらあったりするんですけれども、海外移住者というのは、長崎県からの南米とかの移住というのは、他県に比べて少なかったということなんですか。

【庄司国際課企画監】移住は南米の方が多いと思うんですけれども、南米の移住に関して、長崎県が他県に比べて特別少ないというような状況はないと思います。

【堤委員】わかりました。

世代交代で、県会というのも前よりは活動も縮小してきているかなと思いますけれども、長崎をルーツにする皆さんが、海外に移住して外国で長崎とのつながりを持っていらっしゃるということで、これからは交流というか、そういう場を設けていただきたいと思えます。

【浦川委員】国際交流・協力費の周年記念事業費ということで846万8,000円上がっております。これは県単独ということで上がっているんですけれども、日越外交関係樹立50周年ということで、全国でもいろんなところでベトナムと関連のある自治体は周年行事を予定しているようなんですけれども、この846万8,000円というのは、内容は書いてありますけれども、年間を

通して、当初予算ではこうでしょうけれども、今後計画はあるのかどうか、お尋ねしたいんですけれども。

【坂口国際課長】 日越50周年の記念事業ということで、基本的には、国と国との外交関係が樹立したということでの記念事業となるので、国の方で様々な記念事業あるいはイベント等を計画していると思います。

県内では、長崎県の方で、昨年がクアンナム省との5周年という記念の年、これがコロナの影響で相互訪問ができなかったというところがありますので、基本的には、1年遅れになりますけれども、それをまずはしっかりやるというところがございます。

その上で、ベトナムとの関係ということで行くと、クアンナム省はベトナムの中部になりますので、ハノイの方にベトナム中央政府の方との関係をつくって、今、長崎県の場合は、主に外国人材の受入れが進んでいますので、そういったところにつなげられるようなネットワークを構築していきたいと思っております。

ベトナムとの関係で申し上げますと、県の事業としては、この周年事業以外では、ベトナムで開催されるイベント、それからクアンナム省ホイアン市、それからダナンの方で日本文化を感じるイベントがありますので、そういった場合に本県のPRを実施しているという状況でございます。

【浦川委員】 846万8,000円というこの事業ではこれなんでしょうけれども、先ほどのブラジルの件を聞いたら、委託事業でいろいろな取組もやっているというふうに聞けば、年間を通して、そういったものも周年の時にしっかりと入れていかなければいけないんじゃないかというふうに感じるんです。先ほども言ったように、

人材交流とか、農業とかそういったものでも人材を送り出していただけるような形でも進んでいると思いますけれども、これを契機に交流人口拡大というか、他の自治体もいろんな事業をしたいと思いますけれども、その中で、やっぱり長崎は違うんだというような予算をしっかりと確保していく、補正予算で組んでいくというような気概で頑張ってもらいたいと思ひまして、よろしく申し上げます。

【石本分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【堀江委員】 私も、また幾つかお願いをします。

横長37ページ、スポーツ振興課のスポーツによる賑わいづくり推進事業費3,215万円、これはここの横長資料に書かれているとおりに、地域の様々な資源を活かしたスポーツツーリズムを推進するという事なんですが、前年度に比べると503万円減になっているんです。令和5年度のスポーツ振興課は、横長38ページにあるように、日本スポーツマスターズの開催準備費が大きなものだと思うんですが、一方で、こうした国内・国際大会の誘致、チームの合宿の誘致とかというのは、大きな大会があろうとなかろうと、日頃取り組んでいくべき事業ではないかというふうに思うんですが、少ない予算の中で503万円も減になるというのは、大丈夫かなと率直に思うのですが、それはどういうふうに理解したらいいですか。

【江口スポーツ振興課長】 スポーツによる賑わいづくり推進事業についてのお尋ねでございます。堀江委員からも紹介がございましたように、こちらはスポーツ大会、合宿の誘致などをさせていただいている予算になります。

今回減額をさせてもらっている主な要因といたしましては、今、コロナ禍でございまして、海外からのスポーツ合宿の誘致というのがなか

なか難しい状況でございます。たまたまと言うのもおかしいんですけども、実は、後で議案外の方でもご報告いたしますけれども、今度の2月、3月にかけて、令和4年度につきましてはスイスから剣道チーム、それからスペインからハンドボールの連盟の方が来ていただいて、それぞれ島原市、佐世保市で市民、県民との交流事業が実施できました。そういったものが来年度ないものですから、その分で捻出したというのが1点ございます。

それから、先ほども少し触れましたように、コロナ禍で、スポーツ合宿、大会の誘致というのがやはりどうしても苦戦はしております。でするので、実態に応じて、補助金の部分を少なく予算化させてもらったという実態でございます。

【堀江委員】コロナ禍というのは一定理解をするのですが、逆に、マスクも外す、いろんな状況が変わって行って、アフターコロナという状況に向けたいろんな動きもあるのも事実だし、海外の観光客も多く日本を訪れるというような状況がつかられて、一方では、そのための予算も膨らませるというふうな一方の見方がありますよね。そうしますと、スポーツによる賑わいづくり推進事業は、一定来年度どういうものがあるかというその予定の下に予算は積み立てていくんだとは思いますが、結局、アフターコロナの中で、逆に、そういう合宿を希望するところが増えてくるということも当然あり得るわけで、そうなった時には、予算そのものとしては、補正予算等であるいは増えていくという形に理解をしていいのですか。

【江口スポーツ振興課長】合宿につきましては、前年度のうちに関係市町と協議をしまして、ここは合宿が見込めるところを予算化しております。ただ、堀江委員からご指摘ございま

したように、もし今後、コロナ禍が明けて、どんどん来るような状況になりましたら、我々としては、ぜひスポーツ振興、合宿、大会にしても推進していきたいと考えておりますので、補正予算についても議会の方にご相談さしあげたいと思っております。

【堀江委員】いずれにしても、スポーツによる賑わいづくり推進事業そのものについては、私も同じように大事だというふうに思っていますし、そういう答弁だったと思います。ただ、コロナの影響の下で、予算そのものは来年度の実績に基づいて予算が積み上げられていったということで、いろんな形で予算の削減が一方ありますので、そういう予算を削減するということの中で削られたのかなという疑問もあったものですから、あえてこの質問をさせていただきました。

いずれにしても、必要なところには、十分予算を確保して対応していただきたいと思っております。

もう一つ、戻りまして横長35ページの国際平和推進費の中の長崎県平和発信事業費について、お尋ねします。これは補足説明資料の18ページになります。

この中で、予算が905万円前年度と増えているんです。その大きな理由は、NPT再検討会議それから準備委員会への参加で500万円ぐらいいなんですけども、そうであっても905万円増えているので、残りの部分は、広島県との連携事業にしても、900万円増えたという予算上から見た時に、何がどう増えたのかというのが私が理解できなくて質問しているんですけども、どう取ったらいいですか。

【庄司国際課企画監】予算が900万円程度増加している理由ですけども、NPT再検討会議に係る分の旅費につきましては、昨年度より予

算計上する人員が増えている影響もありまして、300万円程度昨年よりも増えております。

次の広島県との連携に係る経費につきまして、この196万3,000円は丸々増加分でありまして、主な中身につきましては、先ほど事業説明の方で説明させていただきましたけれども、広島県の高校生を長崎県に招聘する旅費ですとか、逆に長崎県の高校生を広島のプログラムに参加させる旅費等々の経費になります。

あと、補足説明資料の3番にあります職員の新たな雇用、この524万円も丸々新しくかかる経費ということになりまして、概ね1,000万円程度の増額になるんですけれども、逆に、4番にあります核兵器廃絶長崎連絡協議会につきましては、昨年、10周年ということで補助金を80万円通常より増額しておりましたので、その分が今回80万円程度減っていますので、その辺で差引きで900万円程度の増額ということになっております。

【堀江委員】私は、知事がNPT再検討会議に参加をすとかということについては、大いに参加をしていただきたいし、発信をしていただきたいし、被爆県長崎の知事という立場での世界に向けた発信というのは大事だと思うんですが、職員も同行して参加するという参加の予算なんですが、参加をして、どういうふうにそれを今後活かしていくのかということでは、どんなふうに考えているのかということも教えてくださいいただけますか。

それと同時に、この職員の配置は、世界に向けた平和発信事業の取組を強化ということで、この長崎県平和発信事業費は、世界に向けて発信と同時に、県内の平和意識の向上もあるんですけれども、そこについてはこの3番目の職員配置というのは、比重の置き方は違うのかなと

いうふうに思うんですが、2つ教えてください。

【庄司国際課企画監】まず、NPT再検討会議への参加ですけれども、去年は、広島県と共同で、「核兵器と持続可能性」をテーマにしたサイドイベントを行って、軍縮関係者との面会とか、意見交換を行ってきたところでございます。来年度もサイドイベント等を広島県と連携して行うことを考えておりますけれども、単に参加するだけではなくて、我々の思いとか取組も参加されている軍縮関係の方に十分アピールできるように行いたいと思っておりますし、具体的にネットワークに関して言えば、昨年、NGOの団体の方と面会をさせていただきました。その方から、4月に各国の若者12名程度を連れて長崎に来て、被爆者や長崎の若い世代と交流を持ちたいという連絡もいただいたところです。中身につきましては、今、随時協議をさせていただいていますけれども、このようなことも、まずNPOなどの国際会議に出席した成果の一つだと思いますので、行ったからには、そこでの活動の結果を事業の方に活かしながら、平和の発信については取り組んでいきたいと考えております。

もう一つの新たな職員の雇用に関してですけれども、今申し上げましたとおり、我々が今までなかなか取り組んでいなかった海外との関わりがある活動とかが増える関係もありまして、若干語学力を有している方でもありますとか、海外での活動を経験した方に一緒に活動していただけないかということで配置を考えておりますけれども、その分、通常の県職員の業務を新しい職員の方に移せますので、職員の方で、しっかり県内向けの意識向上というのは今まで以上に取り組んでいきたいと考えているところです。

【堀江委員】私は、この長崎県平和発信事業で、

これまで以上に力を入れて被爆県長崎という立場での核廃絶を世界に発信するということでは、大いに進めていただきたいと思うんですが、県と長崎市との関わり、同じ被爆地、被爆県ということで、ここにあるのは広島県との連携事業とかというふうに、もちろん高校生を長崎に招聘するという時には市とのいろんな細かい点もあろうかと思うんですが、事業として、長崎市との連携というところ辺では、特に1項目挙げてどうこうという感じではないのですか。長崎市と一緒に平和の発信というところでは、どんなふうに考えておられるのか、見解をお持ちでしたら答弁を求めます。

【庄司国際課企画監】長崎市との連携につきましては、今、資料にあります事業の中でも、小中学校への被爆体験者の派遣というのは、長崎市内は長崎市が行っていきまして、県は、長崎市以外の市町への派遣を行っておりますし、核兵器廃絶長崎連絡協議会につきましては、県と市と大学でつくっている協議会でありますので、このあたりも市、大学と一緒に取り組んでいるところです。

来年度の大きな事業として、県と市で何か具体的に事業がというのはないんですけども、事業を進める中で、私も、長崎市の課長さんとは日頃からよく情報交換しておりますので、何かありましたら、一緒に連携できる事業は取り組んでいきたいと思っております。

【堀江委員】今言われた補足説明資料の18ページの4、平和意識の向上のための取組ということにつきましては、これは今まで通常にやっていたことなので、今回、長崎県平和発信事業がさらに拡大をするという中であって、長崎市との連携なり、共同のものなりというのがあるのかなという視点で質問させていただいた

のですが、考えているということでは、広島県との連携事業そのものは、こういうふうに補足説明資料の18ページに書いてあるんだけど、長崎市との連携とかというのは、これまでやってきたことをそのままやりますということになりますか。

【庄司国際課企画監】基本的には、4番の事業を県民の意識向上の中で長崎市とは考えておりますけれども、NPTへの参加などにつきましても、長崎市長が当日会議に参加するようなことがありましたら、私の方からも長崎市に、何か一緒にできることがないかというようなことはご相談さしあげようかと考えています。

【堀江委員】ただ、NPT再検討会議に参加をしますという時に、長崎市長が参加をする、長崎県知事が参加をする、その時に、議会の都合だったり、いつ行くかと日程上の様々な違いはあるんだけど、例えばの案ですけども、知事と市長が一緒になって会見をして、今年は特に被爆地からこのことを訴えたいとか、そういう県民に向けたメッセージを出すなり、県と被爆地長崎として、一緒になって平和の発信をしていくという部分が県民に見える形で発信するということも考えてもいいんじゃないかと私は思うんです。

そういう意味では、今回、長崎県平和発信事業費が拡大するということになりますので、ぜひ被爆地としての県と市の両方の役割、発信力がさらに掛け3乗、4乗にもなるような発信の仕方を今の時代に合わせてするような考え方もあっていいんじゃないかと思ひまして質疑をしたところですので、今言われたように、ぜひいろいろ発信の仕方を検討していただければと思います。最後に見解を教えてください。

【庄司国際課企画監】まさに委員からご指摘い

ただいたとおりだと思います。現在、広島県と一緒に取り組むことが多いですけれども、広島県と一緒に取り組むことに対しても、国内外のいろんな関係者の方から、被爆県の両知事が一緒に行動されているということで評価をいただいているところであります。委員ご指摘のとおり、長崎県、市と一緒に取り組むことはもっと重要なことだと思いますので、私の方からも、市と十分協議しながら取り組んでいきたいと考えております。

【堀江委員】最後にします。横長資料の26ページ、インバウンドプロモーション強化事業費、補足説明資料の13ページです。今回、観光振興課の大きな一つの目玉が、九州の玄関口である福岡からのお客様を長崎に受け入れる、そのことでいろんなことをやりますということなんだと思うんです。ここは私は素人なので、誘客プロモーションの実施とかということでは、そこはプロの皆さんがされることだと思うんですけれども、例えば素人として思うのは、福岡に行くというのは、目的があって行くので、福岡に来たから、その人たちを長崎にとはならないと思うので、事前に長崎にというふうな視点を持つための手法をいろいろと考えますということだったと思うんですけれども、県の予算案が発表されてから、それぞれの新聞等で県の予算案について、いろいろずっとコメントなり、記者のいろんな記事が載っているのですが、そこでこういう記事があります。県は新年度、福岡からの誘客に注力すると。同空港に発着する海外航空会社と連携し本県の情報発信を強化するほか、県内宿泊者に県産品の土産も準備し、お得感も加える、というふうに記事が出されているんですけれども、例えば、こういう県内宿泊者に県産品の土産も準備し、お得感も与えると。

これはどこから予算が出るのかなというふうに思いながら私はこの記事を読みまして、そうすると、例えば同じ観光振興課の観光産業高度化事業費の中に、「長崎の宿」品質・おもてなし向上事業でありますとか、インバウンド受入環境強化事業費というのがあるんですけれども、そういうことの予算も含めて、今回、例えば福岡空港に来たお客様を長崎に誘客するというふうになるのか、そこら辺のつながりは、どう考えたらいいですか、教えてください。

【立石国際観光振興室長】福岡を經由したインバウンドの誘客につきましては、記事の方では特産品ということを出ておりましたけれども、基本的には、福岡に飛行機に乗って旅行した方を、いかにそこから他県じゃなくて長崎県の方にお呼びするかということで、旅に出る前の検討の段階から、例えば福岡から長崎に来る二次交通の何か特典をインセンティブという形で提供する場合とか、長崎に来られてお泊まりになられたら特産品を提供するという一つの案としては考えられると思うんですけれども、ここは取材の中で、いろんなインセンティブが考えられるという中でそういうお話をしておきまして、予算上は、先ほどの2月補正の先議の部分で特典クーポンの部分ということで、それと当初予算の分と一体的に実施をするものでございまして、そのクーポンというのが、長崎にいかに誘導してくるかという魅力につながる部分のインセンティブをどうするかというところでございまして、そこはこれから航空会社とか、いろいろなところと協議をしていくことになってきますけれども、今想定しているのが、福岡に入って、いかに長崎に誘導するかというのがありますので、福岡から長崎への二次交通、もしくは長崎県内に入ってから、県内をくまなく周遊して

いただくようなインセンティブが働くような特典を検討して、発地から長崎まできちんと一貫したような誘致ができるような形で考えていきたいと思っております。

【堀江委員】福岡に着く前に、長崎に行くという視点が持てるような誘客の方法で、何とか福岡空港を行き来する方を長崎までお願いをしたいということで、考え方としては理解をします。

その際に、例えば、従業員とか、貸切バスがコロナ禍の中で不足をしているという声も業界の中からあるのですが、そういうことに対応するということについては、またここは予算は違うんですね。そうなった時の連携は、どうなるのですか。国際観光振興室は、とにかく九州の玄関口である福岡からの誘客を何とかしようとしている。でも一方で、従業員が足りない、貸切バスが足りないという、そこにはどう対応するかというのは、どのように連携をしながら対処していくのですか。

【立石国際観光振興室長】この予算としましては、誘客プロモーションの予算ということで計上しておりますけれども、来ていただくだけでは、受入体制がしっかりしていかなければいけないということでありまして、インバウンドの視点で言いますと、人員不足に対する対応というところは、予算上では計上していないところでございますけれども、受入体制といたしまして、観光関係の皆様がインバウンドをきちんと受け入れられるように、セミナーを開催したり、多言語での対応ができるような形でお迎えしましょうというような人材育成、啓発の事業というのは組んでおりまして、そういう形でしっかりお迎えできるような受入体制は整えていきたいと考えております。

【堀江委員】私がこの質疑をしたのは、これは

結果としてどう出るといのがなかなか難しい。九州の玄関口である福岡からの誘客ということで、その方向を目指すということでの予算の確保なのですが、実際にどういうふうになるかということでは、やってみないとわからない部分も出てくるので、福岡からの誘客を長崎にという形で予算として計上します、そのこと自体はもちろん理解できるので、観光業界のいろんな方の思いの中で、インバウンドに一方で回復を望むというのは、インバウンドに偏り過ぎるというのはどうかと私自身は思いますけれども、しかし、今の時期にインバウンド、海外からのお客様に期待するというのは当然のことだと思っているので、できるところから観光業界の期待に応えていくというのは大事なことだと思いますから、これそのものの予算にどうこうではないんですけども、ただ実際に来ていただかないと、これは予算を実行したとはならないので、本当に大変な予算だと思いますが、努力していただきたいということを重ねて要望して、私の質問を終わります。

【石本分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【西川委員】国際交流について、お尋ねします。横長33ページの国際交流費の中で、上海事務所経費が7,000万円、それからソウル事務所1,873万円ありますが、コロナ禍の中での予算の消費事情はどうだったのか、それと今年度の予算はアフターコロナということでの予定をなされているのか、その考え方をお尋ねいたします。

【坂口国際課長】まず、上海事務所、ソウル事務所の現在の状況でございますけれども、上海事務所については、当然、中国国内における活動になりますので、基本的には、中国国内で活動できるところについては、しっかり対応していただいております。

ソウル事務所については、所長1名体制ということで、これはCLAIRのソウル事務所に駐在員という形で置いておりますので、その所長の活動ということになるのですが、やはり韓国の方はスタッフが1名ということで、なかなか活動の大きさから言うと、中国よりも大分小さくなっています。ソウル事務所の場合は、体制が弱いところがあって、外部にアドバイザーという形で委託することができるような予算を確保しております。ただ、実際には、このコロナ禍で、その外部の人材を活用することは今年度は行われておりません。というのが現状でございます。

予算上、上海事務所については、非常に円安が進んだということがありまして、その為替の部分で経費がかさんでおりまして、今回の2月補正でも、その分で増額の補正をさせていただいております。

【西川委員】実は、産業労働部所管の東南アジア各地での事業推進のための予算がほとんど委託とかという形でやっているんです。それで、長崎県はベトナムとの交流を人的交流、文化、経済、特に労働力とかを力を入れていますので、特に今年は、昨年できなかった周年の記念事業もありますし、私は、ソウル事務所よりも、今からはベトナムの方が事務所が要るんじゃないか、もしくはシンガポールかどこか東南アジア向けの事務所、もちろん産業労働部の事業も含めての拠点になると思いますが、そういう将来の本県の海外戦略については、ほかに出張所というか、事務所、そういう検討はなされていないのですか。

【坂口国際課長】上海、ソウル以外の特に東南アジアにおける県としての拠点の設置については、これまでも内部でいろんな議論がされてき

ております。ただ、どの国においてそれを設置すべきなのかという観点からいくと、インバウンド、県産品の輸出、それから先ほど言った外国人材の確保、様々な観点でそれぞれターゲット国に違いがございます。そういうところがございまして、どこか1か所にとというのがなかなか難しいというところもありますし、今、長崎県の場合はベトナムクアンナム省との関係性を深めていく中で、ベトナムに関しては、先ほども申し上げましたとおり、やはり人材の獲得ということがメインでありまして、なかなかインバウンド、あるいは県産品輸出がほかの国・地域に比べて今後大きく伸びるところがまだまだ先行きが見通せないところもございまして、そういったところを踏まえて、委員会のご指摘も踏まえて、今後どのような形で戦略を進めていくのかということは、しっかり検討してまいりたいと思います。

【西川委員】私も市議会議員時代から上海事務所、ソウル事務所にはお世話になりましたし、県議になってからも両方の事務所を見てきておりますが、特にソウル事務所は、ある銀行との共同でやっているような、事務所を借りているような感じですけども、私は、今からの長崎県の海外戦略を考えたら、ベトナムのハノイかホーチミン、もしくはクアンナム省のダナンかホイアン、そういうところに事務所を作った方がいいと思うし、また、担当部署が違いますけれども、少しは関係あると思いますが、東南アジアとの貿易を促進するためには、早く手を打つというか、どこかに拠点を設けた方がいいと思うんですけども、部長、何かそういうものは県の幹部の会議とかでは全然上がっていないのですか。

【前川文化観光国際部長】海外のマーケットが

らどう人呼び込むか、あるいは県産品、農林水産物も含めて、どう輸出していくか、それから人材の確保をどう行っていくか、これは非常に大切なところでございまして、県の知事、副知事、各部長が入った会議の中でも議論になるところはございます。

現在、上海とソウルに事務所を構えておりますけれども、今、上海にある事務所、ソウルにある事務所がずっと今の状態のままでいいのか、将来を見据えた時に、どういった在り方がいいのか。現在、香港と台湾には観光分野に特化した形でレップという産業労働部と同じような形で業者に委託をして活動していただいております。その観光分野に限って香港、台湾で活動していただいている部分というのも、コロナ禍にありまして、こちらから現地に赴くことができない時に、非常に有効なツールとなりました。そういったところも踏まえながら、今後、シンガポールあるいはベトナム、東南アジアも含めて、海外展開を行っていく上で、どういった形で、どういう拠点を置いていくのかというのは、短期的にも中長期的にも常日頃検討しながら、少し先も見据えて検討していくことが必要だと思っております。そこはしっかり頭に据えまして、今後どういった形でやっていくのかというのをしっかり見据えてやっていきたいと思っております。

【西川委員】予算からあまり外れたらできんと思っておりますが、一応国際交流に関係ありますので言わせていただきますが、かつて、前の前の知事の時代にソウル事務所を閉鎖したことがあったと思っておりますが、その時、何か不便があったのでしょうか。そして、外交上は、あるのをなくしたということは少しマイナス面になったかわかりませんが、経済交流、人的交流はあまり

関係なかったと思います。ソウル事務所を途中で閉鎖しておいた時代の影響というか、事情をひとつ教えてください。

それと、シンガポールでも、ほかの東南アジア各国でも、ヨーロッパでもそうですけれども、JETROに大変お世話になって、いろいろと助けていただいたり、協力してもらったりしていると思いますが、JETROばかりの考え方はできんと思っておりますが、JETROと県の共同的な実態がうまくいっているのか、その辺等をお聞かせいただければと思います。

【坂口国際課長】まず、ソウル事務所が一時閉鎖をしていた時の影響でございますけれども、当然、事務所が閉鎖をして、そこに拠点がないということで、例えば韓国の政府、あるいはビジネス上のネットワークというのは、どうしても関係性が弱まったというところはございます。ただ、その反省があったからこそ、改めて今のソウル事務所、CLAIRソウル事務所の駐在員という形ではありますけれども、設置をして、その関係の再構築を図るということで取り組んでいるところでございます。

恐らく、ビジネス的な部分では、今、ソウルまでエアラインで行ったとしても1時間程度で行けるような状況にございますので、ビジネス上はさほど影響がないということで、他県も、その時点であったソウル事務所を撤退したところもかなりございますので、そういった動きも一方でありながら、本県としては、そういう中で、今後、この事務所を活用して、どういうふうにやっていくのかというところを今、先ほど部長が申し上げたとおり、再構築を図ろうということで検討を進めているところでございます。

それから、JETROとの関係、連携でございますけれども、ここは主に産業労働部の方が

所管をすることになりますので、産業労働部の方で連携をして取組を進めているかと思えますけれども、例えば事務所という拠点を置くという観点から申し上げますと、CLAIRに駐在員という形で派遣するというのと同じように、JETROに駐在員として派遣をするということを県としても過去にやったことがございます。その中で、JETROに派遣をすると、県の業務だけをやるというのがなかなか難しいという状況がございまして、今はCLAIRへの派遣という形でしか駐在員制度としては活用していないという状況にございます。

【西川委員】とにかく人的、文化的交流でも、物の貿易でも、外国とのやり取りは大変難しいことだと思いますが、物はJETRO、それから人的なことなどはCLAIRのお力をお借りしながら頑張っていたら、ぜひ肉を切る、また必要なところには予算を投入する、そういう確な運営をしていただければと思います。

【石本分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【千住副会長】まず、物産ブランド推進課にお聞きしたいのですが、横長資料の31ページ、貿易振興事業費の中で、海外販路拡大支援事業があると思うんですけども、そこで、知事もトップセールスということをやっていますが、今回、新規国開拓、あるいは重点国へのさらに販路拡大ということではありますが、そのあたりで本年の目標とか、今後二、三年でここまで持っていきたくてというようなビジョンはあるのでしょうか。

【長野物産ブランド推進課長】先ほども補足説明で説明させていただいた海外の販路開拓事業を今回、新規事業として挙げさせていただいておまして、その活動の中で、知事のトップセールスも可能な範囲でやっていければと考えて

いるところでございます。

今回、もくろみとしましては、海外の販路を拡大していこうということで、これまでやはりどうしても中国であるとか、韓国、香港といったところ、いわゆる重点国への輸出というのが大半を占めているという状況でございました。今回、いろんな意味で様々な地域に農産物、水産物、あるいは我々がやっている加工品、お酒も含めて、全世界に対して輸出がどんどん広がっているという状況でございます。今回は、こういった今まで取り組んできた商社様の意見もお聞きしながら、少しターゲットを絞って、これまで比較的進んでいる酒と麺と菓子、こちらを重点的に取り扱っていただくことで、現地で、百貨店とか小売店だけではなくて、もう少し消費者に近いところまで業務用として届けられるような形で商流を構築できればと考えております。

目標の金額等については、今からの取組ですので、まだ具体的に申し上げられるものはございませんが、しっかりと商流を構築して、販路開拓に向けて取り組んでまいればと考えております。

【千住副会長】ぜひ、かけた金額の10倍、20倍売っていただけたらと思います。

もう一つ、補足説明資料の次のページなんですけれども、国際交流・協力費で、周年記念事業費というのがあるのですが、そこで今回約3,400万円ほど予算要求がされておりまして、実際計上は846万8,000円ということで、約4分の1になっているんですけども、この4分の1になった金額で当初の目的が達成されるのか、その辺ちょっと心配なんですけども、お聞かせください。

【坂口国際課長】周年記念事業費の予算要求に係るところになりますけれども、約3,400万円の

予算要求をさせていただく中で、中国関係の予算がその中で1,400万円、ベトナム関係の予算が2,000万円という構成になっております。中国関係については、長崎日中親善協議会の設立50周年ということで、中国への訪問団の派遣を予算で計上しておりました。この内容になるんですけども、ちょうど10年前、40周年の際に中国へ訪問団を派遣しておりました、中国とのネットワークの構築ということで行っていたんですけども、今回、改めて日中親善協議会という団体の在り方として、訪問団の派遣という形よりも、その協議会の会員というのが県内にある団体であり、個人というところになりますので、そういった皆様方との中国を通じた交流ということで、県内で何らかの事業をやっていく方がいいんじゃないかという結論になりまして、この1,400万円相当の予算については全部取下げをいたしました。

それから、ベトナム関係の方になりますけれども、こちらは日越外交関係樹立50周年に係る予算になります。この中で、ベトナムとのスポーツ交流ということで700万円を予算要求しておりましたけれども、こちらについては今回、周年事業の一環ということで予算要求したのですが、財政課との協議の中で、この部分についてはスポーツ振興課の既定の予算枠の中で要求すべきという結論になりまして、一旦この周年記念事業費の中からは要求としては落とさせていただいて、ただ一方で、この部分については、内容を一定見直した上で、スポーツ振興課の別の事業で予算措置がされております。

4分の1近い予算になっているということで、国際課としても実際予算要求の段階で十分な整理、精査ができていなかったと思っておりますので、今後こうしたことがないように、しっか

り検討を進めたいと思っております。

【石本分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分及び第35号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

ここで換気のため、しばらく休憩をしたいと思います。

再開は、45分からお願いします。

-----  
午後 2時32分 休憩

-----  
午後 2時44分 再開  
-----

【石本分科会長】再開いたします。

【石本委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

文化観光国際部長より総括説明を求めます。

【前川文化観光国際部長】文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第24号議案「長崎歴史文化博物館条例の一部を改正する条例」であります。

この条例については、長崎歴史文化博物館の休館日に関する規定について、安定した館運営の継続のために、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

台風の影響により、昨年9月に開催を予定しておりました国際的音楽家と県内の演奏家によるクラシックコンサートを中止した事案について、和解及び損害賠償の額の決定を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

内容としましては、コンサートの中止に伴い、出演者に係るキャンセル料やコンサート当日に使用予定であった看板の制作費用等の27万2,335円を賠償金としたものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

（G7長崎保健大臣会合の開催）

まちなかや会場である出島メッセ長崎周辺において、懸垂幕やバナー広告等の掲示、デジタルサイネージにより会合開催の周知を図るなど、まち全体で歓迎ムードを高める取組を展開しているところであります。

また、ウェルカムフラッグのデザイン募集や写真によるモザイクアート制作など、小中学生を対象としたイベントを開催することで、若者の参加を促し、幅広い世代での機運醸成に努めております。

開催まで残すところ2か月余りとなりましたが、会合の成功はもちろん、今回の経験をレガシーとして将来の長崎に残し、今後の新たな国際会議の誘致へとつなげられるよう、開催準備に万全を期してまいりたいと考えております。

（核兵器廃絶に向けた取組）

昨年12月26日、知事は、広島県知事とともに、今年5月に開催されるG7広島サミットに向け、核兵器廃絶の実現を求める提言書を、岸田内閣総理大臣と武井外務副大臣に対して提出いたしました。

3行飛ばしまして、1月5日には、知事は、在日米国大使館を長崎市長とともに訪問し、G7広島サミットに合わせ、被爆地長崎を訪問していただくよう、バイデンアメリカ大統領あての要請書を提出いたしました。

4行飛ばしていただきまして、県としましては、G7広島サミット及びG7長崎保健大臣会合の開催が、核兵器のない世界に向けた潮流を生み出す契機となるよう、引き続き、国や広島県、長崎市等と連携を図りながら、核兵器廃絶に向けた取組を進めてまいります。

（世界遺産の保存活用について）

内容につきましては記載のとおりでございますが、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」につきましては登録5周年に向けて、また「明治日本の産業革命遺産」につきましては令和7年の登録10周年に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

（国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭について）

昨年12月5日から本年1月31日までを募集期間として、統一名称（愛称）とキャッチフレーズの一般公募を行ったところ、全国から統一名称（愛称）1,541点、キャッチフレーズ1,460点の応募をいただきました。入賞作品については、5月に開催を予定している県実行委員会に合わせて表彰式を行うこととしております。

また、県実行委員会の中に両文化祭の企画会議をそれぞれ設置し、第1回目の合同企画会議

を2月13日に開催いたしました。

このほか、市町に対しましては、早期の実行委員会設立に向けて働きかけを行うとともに、「文化団体の全国大会」や「地域独自のプログラム」などの市町が主体となって実施いただく事業について、意見交換を行っているところでもあります。

（観光の振興について）

昨年10月から12月にかけて実施した「佐賀・長崎デスティネーションキャンペーン」においては、旅行会社による送客の促進や全国での集中的な宣伝活動に取り組むとともに、西九州新幹線開業の話題性や全国旅行支援による需要喚起等も相まって、期間中、たいへん多くの方にお越しいただきました。キャンペーン終了後も、佐賀県及びJR九州と連携しながら、観光客の受入態勢の充実と効果的な誘客プロモーションに引き続き取り組んでまいります。

観光人材の確保・育成については、県内の高校2年生を主な対象とした「観光の『ミライニナイ』塾」を、昨年10月から12月まで計6回、長崎市及び佐世保市で開催いたしました。その内容については記載のとおりでございます。

ここで恐縮でございますが、資料の追加1を開きいただきたいと思っております。

令和4年10月から12月期の本県観光の動向については、9月23日の西九州新幹線の開業による効果もあり、主要宿泊施設における延べ宿泊者数は、対前年比16.3%増となりました。月別では、10月が対前年比30.1%増、11月が対前年比15.6%増、12月は、前年12月期がコロナ禍前を上回る実績となるなど好調に推移したことから、伸び率は低くなっていますが、対前年比6.6%増となっております。

元の資料の6ページにお戻りいただきたいと

思います。

（インバウンドの推進について）

インバウンドにつきましては、内容は記載のとおりで、分科会の室長補足説明とも内容が重複いたしますので、説明は省略をさせていただきます。

ここでまた資料が飛んで恐縮ですが、追加2をお願いいたします。追加2の上段でございます。

去る2月25日、対馬 - 釜山間の国際定期航路が約3年ぶりに再開されました。対馬においては、以前から多くの韓国人観光客で賑わっていたことから、観光需要回復の追い風になるものと期待しており、引き続き、対馬市と連携しながら、感染防止対策に十分配慮し、韓国人観光客の誘客に取り組んでまいります。

また元の資料の6ページにお戻りいただきまして。

（県産品のブランド化と販路拡大について）

「日本橋長崎館」では、店舗への誘客促進を図るため、去る2月1日から、首都圏で県産食材を使ったメニューを提供する「長崎県産品応援店」との周遊を促すキャンペーンを開催しているほか、SNSを活用し、長崎館で一定金額以上購入した方に抽選で県産品をプレゼントするキャンペーンを実施しております。

7行飛ばしていただきまして、中ほどちょっと上からでございます。

県産品の愛用については、去る2月7日に今年で54回目となる長崎県特産品新作展の審査会を開催し、記載の5部門への応募総数98点の中から「県知事賞」等の各賞を選定いたしました。入賞商品については、3月31日から長崎市内の百貨店で開催される「春の県産品まつり」で展示・販売するほか、「日本橋長崎館」や長崎県

物産展等においてもPR・販売を実施することとしております。

県産品の輸出促進については、去る2月9日から15日まで、香港イオンにおいて「長崎フェア」を開催し、農産物や県産酒などの県産品と観光プロモーション等を通して、多くの方々に県産品をはじめとした本県の魅力を総合的に発信することができました。

8ページをお願いいたします。

（ベトナムとの交流推進について）

去る2月5日、ベトナムクアンナム省との友好交流関係樹立5周年を記念し、これまでの交流の歴史を踏まえた今後の日越交流について考えるシンポジウムをオンラインで開催いたしました。

その内容については記載のとおりでございます。

（V・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカの県民応援フェア開催について）

内容は記載のとおりでございます。

県としましては、県議会をはじめ、市町や経済界・関係団体、県民の皆様と一体となって、J1及びB1昇格へ力強く後押しをしてまいります。

（日本スポーツマスターズ2024長崎大会について）

去る2月21日、日本スポーツ協会の日本スポーツマスターズ委員会において、令和6年に開催する長崎大会の会期及び実施競技が決定されました。

会期、実施競技、競技会場については記載のとおりでございます。

引き続き、来年の大会の開催に向けて、日本スポーツ協会及び県スポーツ協会と連携して準備を進めてまいります。

ここで、申し訳ございません、また資料2の下段の方に行かせていただきたいと思っております。

（海外とのスポーツ交流について）

去る2月21日から26日まで、島原市内において、同市と連携して誘致を進めてきたスイス剣道チームによる合宿が実施されました。

3行飛ばしまして、また、2月28日から3月6日まで、王立スペインハンドボール連盟の会長、コーチ等が佐世保市を訪問・滞在し、市内小学生との交流会及び小中高生を対象としたハンドボール教室が行われたほか、県内の観光も楽しんでいただきました。

3行飛ばしまして、県としましては、引き続き、日本の伝統文化である武道と観光を組み合わせた「武道ツーリズム」の推進や、これまでの海外チームのキャンプ受入れにより築いてきた友好関係を活かしたスポーツ交流、本県の情報発信などに取り組んでまいります。

また元の資料の9ページに戻っていただきまして、以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本委員長】次に、次長兼文化振興・世界遺産課長より補足説明を求めます。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】それでは、私の方から、「長崎歴史文化博物館条例の一部を改正する条例について」、補足してご説明いたします。

令和5年2月定例会県議会観光生活建設委員会補足説明資料、文化観光国際部の3ページをお開きください。

長崎歴史文化博物館条例は、県が設置いたします長崎歴史文化博物館の設置及びその管理に関する事項を定めた条例であり、今回の改正は、

その休館日に関する規定の改正でございます。

博物館の休館日に行われる業務といたしましては、より多くの収蔵品を県民の皆様にご覧いただくための展示替え作業と、展示室内の保持・修繕業務がございます。加えて、開館から17年以上が経過していることもございまして、施設の修繕及びメンテナンス作業の時間を確保する必要が高まってきており、その業務が月1回の休館日に集中し、調整が難しくなりつつあるのが現状でございます。

そこで、休館日を月1回と定める現行の規定を改正し、休館日を柔軟に設定することを可能とし、施設管理業務と展示替え業務に係る時間をそれぞれ十分に確保することで、事故を予防しつつ、収蔵品鑑賞の機会の提供により、県民サービスを維持し、施設の長寿命化を図ることで、博物館の安定した運営の継続を図りたいと考えております。

また、具体的な条例の運用につきましては、毎年度、指定管理者と締結する細目協定により休館日を承認していくことになり、当面は、月2日、第1月曜日及び第3月曜日を休館日として運用していきたいと考えております。

休館日につきましては、博物館運営の現場実態の把握及び来館者へのアンケートを継続いたしまして、柔軟に館運営に反映させていきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本委員長】以上で説明を終わりましたので、議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】質疑がないようですので、これ

をもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第24号議案は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ご異議なしと認めます。

よって、第24号議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして本委員会に提出いたしました文化観光国際部関係の資料について、ご説明申し上げます。

お手元の観光生活建設委員会提出資料の2ページをご覧ください。

補助金の内示について、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町及び直接、間接の補助事業者に対し内示を行った補助金の令和4年11月から令和5年1月の実績を記載しております。

今回は、間接補助金について、長崎県文化芸術活動ブラッシュアップ事業補助金、計2件でございます。

次に、3ページをご覧ください。

令和4年11月から令和5年1月の期間に行われた陳情・要望に対する対応状況について、12ペ

ージまでに記載しております。

次に、13ページをご覧ください。

附属機関等の会議結果について、令和4年11月から令和5年1月までの実績としまして、第1回長崎県観光審議会、それと第1回長崎県スポーツ推進審議会が開催され、その概要を15ページまでに記載しております。

なお、1,000万円以上の契約状況に係る参考資料といたしまして、土木部営繕課及び出納局物品管理室で実施している集中契約のうち、文化観光国際部関係の契約2件について記載したものを別紙で配付させていただいております。

以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本委員長】次に、観光振興課長より補足説明を求めます。

【永峯観光振興課長】私の方からは、観光振興基本計画に掲げる事項の実施状況についてということで、補足してご説明申し上げます。

資料につきましては、横長の補足説明資料に戻っていただきまして、5ページをご覧くださいければと思います。

この観光振興基本計画につきましては、令和3年度を初年度とした5か年計画でございます。今回は、その初年度の令和3年度の実施状況について、ご報告を申し上げます。

課題といたしましては、その下、5ページ上段に記載をいたしておりますような課題認識を持って、この計画については策定をいたしております。

そうした課題に対応する施策の柱といたしましては、中ほど下の方に、1番から5番まで記載をいたしております。それぞれの柱に沿って、状況についてご説明申し上げます。

まず、6ページでございます。

滞在型コンテンツの充実等による観光まちづくりの推進というものでございます。

これは先ほど予算議案の中でも、「みんなで磨く！観光まちづくり」推進事業といったようなこともご説明いたしましたが、そういった事業を活用いたしまして、市町等が取り組む観光コンテンツの開発・ブラッシュアップ、そういった取組を支援するというようなものでございます。

令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響下にございましたことから、なかなか計画どおり事業が実施できなかったものもございましたけれども、今後のまちづくりの推進に向けた取組は、一定図られたものと考えております。

今後の取組につきましては、右の方に記載をいたしております。先ほども申し上げましたが、地域の多様な関係者の皆様に参画していただき、自立・継続的な取組となっていくように、専門家による支援等も受けながら、効果的な観光まちづくりの取組を進めていきたいと考えているところでございます。

続いて、7ページでございます。

「おもてなし」力の向上といった項目でございます。

施策といたしまして2点記載をいたしております。1つは、「長崎コンシェルジュ」ということで、宿泊施設において、質の高いサービスはもちろんのこと、本県の魅力をしっかりお伝えすることができるような人材の認定制度を設けております。試験は年1回行っておりますが、この年は、過去最多の27名の方に受験をいただいているところでございます。

それと、その下の方ににつきましては、ユニバ

ーサルツーリズムセンターということで、高齢者の方、障害者の方も含めて様々な方に旅を楽しんでいただくために設置されたセンターの運営を行っているものでございます。

今後につきましては、コンシェルジュについては、一定制度の浸透は図られてきたところではございますけれども、これはゴールド、ブロンズ、シルバーというようなランク分けをしておりますが、その最上位のゴールドの認定がなかなか進まないといったような状況もございますので、研修会等を通じて質の向上を図ってまいりたいと考えております。

そしてまた、人手不足につきましても、観光協会のみならず、いろんなところで声が出ているところでございます。こういった部分につきましても、業界の皆様とも意見交換をしながら、どういったことができるのかというところについては検討していきたいと考えております。

続きまして、8ページでございます。

安全・安心対策、それから高付加価値化の推進という項目でございます。

安全・安心対策につきましては、いわゆるteam NAGASAKI SAFETYというような第三者認証制度を設けて展開をしております。令和3年度の状況で、616の施設に取得をいただいたというような状況でございます。

併せまして、高付加価値化の点では、観光庁の補助事業を活用した取組が、記載のとおり、県内でも幾つか動きが出ておりますので、こういったところも引き続き支援をしていきたいと考えております。

なお、このteam NAGASAKI SAFETY第三者認証制度につきましては、今後、新型コロナウイルス感染症が5類になった以降どうしていくかというところについては、今検討している

ところでございまして、この点も、事業者の皆様方と意見交換しながら検討を進めていきたいと考えております。

それから、9ページについては、情報発信の項目でございます。

これも、これまでもYouTubeあるいはSNSといったデジタルメディアを活用したプロモーションを行ってきたところでございます。令和3年度、新たな取組といたしましては、「#ナガサキタビブ」というようなことで、県内外のフリーライターの方に実際に旅をしていただいて、その記事をアップしてもらうというような取組も行ってきたところでございます。

これも今後につきましては、予算補足説明で申し上げましたけれども、このプロモーションの効果を最大化していくために、しっかりその手前のマーケティングのところを力を入れていこうというようなことで、データを活用したマーケティングに取り組んでいくということを考えているところでございます。

最後に、10ページでございます。

インバウンド観光の推進ということでございます。

令和3年度につきましては、まだなかなか海外との行き来ができないというような状況でございましたので、アフターコロナを見据えた情報発信の実施を行ってきたところでございます。

こちらも今後については、重点市場である東アジアに加え、東南アジアあるいは欧米豪向けも含めて、デジタルプロモーションといったようなところを実施していく、そしてまた香港、台湾のレップの事業者も活用した情報発信に取り組んでいくというようなことで考えているところでございます。

説明については以上でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

【石本委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願ひます。

審査対象の陳情番号は、84番となります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【小林委員】 それでは、部長、あなたの委員会の説明をもって質問をしたいと思いますが、先ほどの説明の中で、今年の1月5日、長崎市長と長崎県知事、お二人をもってアメリカ大使館に、バイデン大統領に、ぜひ長崎県にお越しいただきたいと、いわゆる世界のサミットが開催される機会にぜひともということでご要請に行かれたという説明がございました。

今日は3月8日でございますので、1月5日から約2か月ぐらいたっておりますけれども、手応えどうですか。

【前川文化観光国際部長】 私どもも期待をして朗報を待ち続けているところでございますけれども、まだバイデン大統領が長崎に来ていただくというようなお話は私どものところには届い

ておりません。

【小林委員】 まだ届いていないということでありまして、まだ今は届かないだろう。ただ、私がおなたに聞いていることは、そういう短兵急な話じゃなくて、もうちょっと奥深い話を聞きたいわけです。

まず第一番目に、今回、1月5日に長崎市長とともにバイデン大統領のご来県を促す、こういう行動を取った背景は何かあったのですか。

【前川文化観光国際部長】 本県は、これまでも世界各国の指導者に対しまして、ぜひとも長崎を訪れて被爆の実相に触れていただきたいという要請を行ってまいりました。今回、G7広島サミットで、大統領が広島まではお越しになるということが決定しておりますので、ぜひとも長崎まで足を延ばしていただきたいという思いで、本県を訪れていただくという要請を長崎市とともに行ったところでございます。

【小林委員】 アメリカ大統領は、広島までは行かされると、だから長崎県にもぜひとも。オバマさんは広島で終わっているから、長崎県までは来なかったわけだから、そういう点からは、その背景の中で、やはりバイデン大統領にぜひとも長崎県にお越しいただきたいとご要請をする背景はそこにあるということは十分理解ができますけれども、現実に、今の段階では何の音沙汰もないということですね。

そうすると、今お願ひをしたいという日程を聞いてみると、5月14日、15日というようなことが大体お願ひをされている日程だと、こういうふうになんか伝わってきておりますけれども、いつ頃までにお越しいただけるかどうかというようなことになるのか、その辺の手応えは何かございますか。

【前川文化観光国際部長】 今回は、G7広島サ

ミットと合わせてということで要請をしたところでございますけれども、また前後しまして、先ほどご説明もいたしました、長崎におきましてもG7の保健大臣会合がございます。ただ、G7長崎保健大臣会合でも、詳細な中身につきましては、まだ詳しいところが厚生労働省あるいは外務省から本県の方には情報が届いていないところでございます。

過去のサミットの時の詳しい行程等が地元への時期にもたらされたかというのを調べてみますと、大体そのサミット本番の3週間前とか、そのぐらいでございます。ですから、バイデン大統領の来訪の情報というのも、早くて4月、場合によっては5月に入ってからというところではないかと思っております。いずれにしても、期待をして朗報をお待ちしたいと思っております。

【小林委員】今の部長の答弁で、大体3週間ぐらい前、こういうようなことが過去の実績から判断されるんじゃないかというお話でございまして、そういう非常に厳しい日程であるということも理解ができました。

私は、最近あなたの顔を見ていると、これはバイデン大統領がお見えになるなど、あなたの顔から実は読めるわけですが、あなたはそんな顔を以前よりも増してやっているよ。県庁舎跡地のあの担当の頃の顔と今は雲泥の差ですね。これはバイデン大統領がお見えいただくんじゃないかと、私はそういう感じであなたのお顔を見ているわけでございますけれども、なかなか率直に言って、大変な大きな課題でありますけれども、もしお見えいただくようなことが実現できれば、それは長崎にとっては、確かに被爆県であると同時に、今、私は絶好のタイミングだと思っているわけです。なぜならば、2月24

日にロシアがウクライナに侵攻し、もう1年を過ぎました。その中において、そういうロシアの指導者が核兵器の使用をおこなっているかのような発言をされていると。世界に非常に大きなショックを与えているわけです。絶対にあってはならないことが実は今、現実にはそういう指導者から発言がなされていると、こんなような状況の中で、まだまだ今回のこのロシアの侵攻が長引くような一つの気配の中において、この時期に被爆県である長崎にお越しいただくということは、それなりに大きな意味があると思うんです。ここをやっぱり一番強調していただきたいと思うし、我々は、そこを願っているわけでありまして。

改めてアメリカ大使館に重ねてお願いに行くとか、あるいはまたウクライナの諸情勢の中において、今が最高のタイミングですよと、こういうようなことを申し上げている私のこの意見に対して、部長として、どういうふうにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

【前川文化観光国際部長】1月に知事と長崎市長がアメリカ大使館を訪問いたしました時に、大使館側から、地元の思いはしっかりと本国に伝えるというお話を伺っております。まさに時期といたしましては、小林委員がおっしゃられたとおり、今は本当に大事な時期ですし、タイミングとしても、絶好のタイミングかと思っております。

今後の対応につきましては、アメリカ大使館側とも十分調整を図りながら、もし、またしかるべき機会があれば、そうしたことも検討してまいりたいと思っております。

しっかりと期待をしてお待ちし、6月の定例会では朗報をこの委員会の中でまたご説明できることを切に願っているところでございます。

【小林委員】非常に前向きな発言を続けていただいて、大変感謝をしたいと思っております。

先ほども申し上げたように、ウクライナ侵攻というあってはならないことが現実のこの時代にあっているわけです。これが長期化しそうですと、こういうような状況からしてみれば、最高のタイミングであるし、バイデン大統領が長崎県にお越しただいて、核不拡散というような格好で、絶対に核は使ってはならないと、こういう世界的なアピールをしていただくということは、非常に意義のあることであります。

私は、このタイミングをぜひともアメリカ大使館を通じて長崎県のそういう気持ちを重ねてお願いしてもいいのではないかと、こういうようなことを考えておりますので、ぜひとも知事に具申されて、これが実現できるような形でお願いをしたいと思っておりますので、ぜひとも6月議会で朗報をお待ち申し上げたいと、こういうようなことを考えておりますので、どうぞよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、世界遺産の5周年ということについて、お尋ねをしたいと思えます。

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」、これが正式に世界遺産として登録されて、やがて5年を迎えんとしていると、こういう現状であります。当然5年を迎えるわけだから、一つの節目として記念事業というものを考えて予算化されていると、こういうことで、どんな事業内容になるかということに大変な関心を私は個人的に持っているし、またこの記念事業がいわゆるコロナで非常に痛んでしまった本県の経済、また観光等々について、これを乗り越えられるような一つの起爆剤になってもらいたいと、こういうようなことを実は期待いたしているわけがあります。

そこでお尋ねしますけれども、まず5周年を迎えるに当たって、この世界遺産の「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」と、それを目当てに大体どれくらい観光客が、来訪者がお見えいただいたのか。つまり、構成資産が長崎県には11、そして天草に1、トータル12ありますけれども、まず長崎県の方に構成資産を目当てにお見えになった、この登録は2018年ですから、その登録の1年前、2017年から端を発してコロナ前まで、大体どれくらいの来訪者がお見えになったか、そしてコロナになって、どれくらいの数になってしまったかと、この辺のところのデータをお持ちであれば、お知らせをいただきたいと思えます。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】世界遺産登録後の来訪者数はどう推移しているのかというお尋ねでございますが、潜伏キリシタン関連遺産の構成資産につきましては、その大部分が地域の方々の生活の場、そして祈りの場でございます。観光施設はないということでございまして、それぞれの来訪者のカウントにつきましては、これまで市町とか、所有者、あと教会守のご協力によりまして、可能な範囲で行っているところでございます。

県内にございます構成資産全体における来訪者数は、我々が知り得ている範囲でございますが、世界遺産登録前年でございますが、2017年、この時は54万8,000人でございます。登録の年、2018年でございますが、64万人で、登録の前の年からは9万2,000人ほどの増加となっているところでございます。また、2019年、その翌年でございますが、66万9,000人で、登録前年からは12万1,000人の増加となっております。そういった意味では、登録効果というのが持続していたところでございましたが、皆さん

ご承知のとおり、コロナ禍となりまして、2020年でございますが、26万5,000人で、トータルすると、登録前年からすると28万3,000人の減、そして2021年には19万9,000人で、34万9,000人の減まで落ちております。その後、昨年、2022年には40万5,000人という形で14万3,000人減まで回復はいたしております。

さらに、長崎市中心部の観光地でございます大浦天主堂を除いた離島・半島地域のみを見た場合でございますが、2017年は、登録の前年でございますが、10万3,000人であったのが、登録の2018年には19万8,000人、登録前に比べまして1.9倍、2019年は21万人まで、2倍でございますが、増加傾向で推移したところでございます。コロナ禍で、こちらも2020年には元の1倍で、2021年が0.75倍と激減しておりまして、今年になりまして、ようやく回復してきているんですけれども、1.2倍程度となっておりますが、ただ登録年の年までは至っていないというのが現状でございます。

来訪者の数は、先ほども申しましたが、教会守にお願いしているんですけれども、時には不在という事情もございまして、実数より少ない把握となっているかとは思いますが、離島・半島地域での登録効果が、2018年、2019年には2倍になった、顕著に現れたものと考えているところでございます。

【小林委員】 ありがとうございます。

今の数字を聞きまして、世界遺産の潜伏キリシタン、これはテレビで現地の登録決定を見ておりましたけれども、やっぱり世界が一人残らず今回の潜伏キリシタンの世界遺産をきちんと承認してもらったと、こういう感動を今さらながら覚えているわけでありましてけれども、そこで、いわゆる観光消費金額がどういようにな

ったかということも、今みたいな形でざっと言ってくれませんか。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】 世界遺産を訪れた方によります観光消費額についてのお尋ねでございますが、私どもも、構成資産が所在いたします市町にもお尋ねいたしました。が、実際は市町でも採取されていないというのが現状でございます。実は私どもの方で、市町が発表しております観光統計を用いまして、あくまでもこれは推計という形でしかお答えできませんが、市町ごとの観光客実数に占める構成資産来訪者の割合を市町の観光消費額に掛けまして、その合計額を算出したようなところでございますが、今の計算方法によりますと、県内にある構成資産全体の推計観光消費額でございますが、世界遺産登録前年である2017年では117億6,000万円でございます。登録の2018年では137億3,000万円となりまして、登録の前年からでございますが、19億7,000万円の増加ということになっております。同じ方法で2019年の計算もいたしましたところ、149億7,000万円、32億1,000万円の増加となっているところでございます。その後は、コロナ禍になりまして、2020年は61億6,000万円、56億円の減、2021年は43億9,000万円、73.7億円の減と、コロナ禍の影響で大きく減少に転じているという算定結果になったところでございます。

【小林委員】 ありがとうございます。

今の説明を聞いておりまして、やっぱり構成資産のいわゆる来訪者が2019年を一つのピークとして12万1,000人増えていると、それから観光消費額については、同じく2019年で32億円増えていると、こういうようなことが現実今の調査から出てきたわけでございますね。

そうすると、今、話を聞いてみて、離島が21

万人ぐらいになっている、倍ぐらいになっていると、これも大きな今回の世界遺産の登録効果ということにつながり、どちらかと言うと観光に恵まれない状況のそういう環境に恵まれない離島の関係の方々が、これだけの実績がきちんと出てまいりますと、やっぱりこれからもこういう世界遺産に対する大きな期待は湧いてくるというようなことがはっきりしていると思います。

そこで、例えば天草は、長崎県の構成資産と比べて1つしかない。1つしかない状況の中で、これも一つの成果を収めているのかどうか。コロナ前まで来訪者が増えていますか、どうですか。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】お尋ねの熊本県でございます崎津集落についてでございますが、私どもが持っております統計上は、登録の前年であります2017年は8万5,000人でしたけれども、登録の年の2018年は15万人、ですから約6万5,000人の増で、2019年は15万2,000人と6万7,000人の増となっております。やはりコロナ禍で2020年は8万2,000人まで落ちまして、2021年は6万6,000人まで落ちております。2022年になりまして若干回復してまいりまして8万5,000人程度、登録前の数ぐらいまでは回復しているというのが現状でございます。

【小林委員】先ほども申し上げたとおり、この世界遺産、特に潜伏キリシタンの関係は、これだけの効果を収めた。しかし、一転コロナ禍になりまして、これだけのマイナスが出ているということも考えてみたときに、やはりコロナの経済に与える影響とか、もろもろに与える影響というものがどれほどすさまじいものかということもよく理解ができるわけでありまして、

そこで、私は、最初申し上げているように、

5周年のこの記念事業を一つの起爆剤にしてもらいたい。人呼んで栄えるこの長崎県の基幹産業である観光についての起死回生と、起爆剤というような気持ちを込めて今回ぜひとも取り組んでいただきたいと、こういうふうに思っているわけですが、どんなような取組を基本的に考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】登録5周年の記念事業といたしましては、各種イベントを開催することによりまして、改めて世界遺産の価値や構成資産地域の現状や魅力をアピールして関心を持ってもらいまして、保存とか、あるいは活用の活動に関わりたいという人を増やしていきたいと、そういうふうに考えているところでございます。

特に、これからの世界遺産の継承を担っていただく若い世代の興味、関心を引きつけるような取組を実施することによりまして、これまで関心が薄かった人たちが世界遺産に関わるきっかけをつくりまして、将来的には、構成資産地域の外からも保存、活用に関わってくれる層として呼び込んでいけるようにつなげていきたいと思っております。

具体的には、県内外からの誘客につなげるためのPRイベントで、若い世代をターゲットといたしましたトークショーの開催とか、あと各地域への周遊や交流促進のための、実は令和3年に「世界遺産巡礼の道」というのを創設いたしておりますけれども、その巡礼の道を活用いたしましたスタンプラリーとか、参加者全員が保全とか保護に関心を持ってもらえるような清掃活動を行いながら巡礼の道を歩いていただくクリーンウォークなども実施する予定としておりまして、委員ご指摘のとおり、コロナ後の回復のきっかけとなるように取り組んでまいりた

いと考えているところでございます。

今、地元で頑張っていたいただいている活動団体とか住民皆様にとっても、地域外や世代間での交流の活動持続のモチベーションにもつながるものと考えておりますので、今後も、さらなる好循環が生まれることを目指しまして努力していきたいと考えているところでございます。

【小林委員】 ありがとうございます。

ぜひ、こういう記念事業が一過性に終わらないように、これが継続して、冒頭から申し上げているように、長崎県の大きな起爆剤になってもらうように、このことを特にお願いしたいと思います。

それで、私は世界遺産をずっと関心を持ちながら今日まで眺めてまいっておりますけれども、一番大事なのは、やっぱり構成資産の保存、管理、ここに一番の力を注いでいかなければいけないのではないかなと、こういうようなことを考えているわけでありまして。今回も、いろいろ事業の中に予算化されていると思っておりますけれども、これまで登録してから、この4年間ぐらいに、どれぐらいの予算を確保されているのか、その辺についてお尋ねをしたいと思っております。

【楽原文化振興・世界遺産課企画監】 保全管理に関わる部分につきましては、私の方からお答えさせていただきます。

登録後は、世界遺産を保有する自治体として、構成資産を持つ2県6市2町と共に、構成資産を適切に保護・保存し、次世代へ継承する責務を果たしていくために、ユネスコに提出をしております包括的保存管理計画に基づく取組を着実に推進しているところでございます。

小林委員お尋ねの世界遺産の保存管理に係る経費につきましては、さきの予算決算委員会分科会の補足説明資料との関係で申し上げますと、

7ページの1番目、包括的保存管理計画推進事業費に計上をさせていただいております。登録後の推移を申し上げますと、決算ベースで、平成31年度は4,092万円、令和2年度3,660万円、令和3年度は4,730万円でございます。令和3年度は、コロナ対策交付金を活用しまして、「世界遺産と関連文化財を結びます」世界遺産巡礼の道を創設したという新しい取組がございましたので、例年と比較して少し増額の要因がございました。そして、令和4年度でございますが、今回の2月補正後で3,000万円、来年度、令和5年度予算として4,140万円を計上させていただいております。この経費には、保存修理ですとか、市町が行います測量調査に対する補助金などが含まれておりまして、毎年度の要望額に概ね1,000万円程度の変動がございますけれども、登録後の保存管理計画の推進に要する経費は、おおよそ3,000万円から4,000万円で推移しているところでございます。

【小林委員】 ありがとうございます。

今の答弁によって、大体毎年3,000万円から4,000万円ぐらい、この5年間でトータル約2億円近い保存経費が確保されていると、こういうことでございますね。

そこで、感じるんだけれども、この世界遺産を守っていく上で、推薦時にユネスコにこの保存の管理について約束をされているわけですね。ここに資料があるのですが、包括的保存管理計画の目的ということで、これは大事だからお互い確認をしておきたいと思うし、これは我々も知っておくべきではないかと思っておりますけれども、各構成資産は、それぞれの保存管理計画に基づき確実に保存されているが、各構成資産間の緊密な関係に基づき、推薦資産全体が持つ顕著な普遍的な価値を確実に保存、継承していくため

には、推薦資産全体及びそれらの周辺環境も含め、一体的な保護の在り方及びその方法並びに推進体制を含む全体の保存管理体制を明確化する必要があると、こういうような形の中で、こういうことも書いてありますよ。構成資産は、所在地域の特異な立地や自然環境の中で人々が育んできた文化と歴史を表す物証である。その周辺環境も含めて地域住民によって継承されてきた生活や信仰の場でもある。引き続き、構成資産とその周辺環境の調和に配慮した整備を行うとともに、構成資産全体をもって世界遺産の顕著な普遍的な価値を人々にわかりやすく伝える。また、世界遺産登録を契機とする来訪者の増加により、世界遺産の顕著な普遍的な価値のみならず、地域住民の生活や信仰に対して負の影響が及ぶことのないよう適切な受入れ体制を講じ、秩序ある公開の実現を目指すと、こういうようなことで、とても我々が意識しなければならない、注意をしなければならないところの内容が、まさに包括的な保存管理計画、こういうような形の基本的な認識になっていますけれども、県としては、今も言うように、この5年間で約2億ぐらいのお金を確保しながら、世界遺産構成資産としての維持管理、保存というものに、それなりの意識を持って取り組んでいただいていると。さっきも言ったように、これは推薦時にユネスコに、世界に約束しているわけですから、そういう面から考えてみても、保存管理についての基本計画というものを長崎県はつくって、そしてきちんとやっていく、またやっているのかどうか、この辺のところを最後にお尋ねしておきたいと思います。

【桒原文化振興・世界遺産課企画監】今、小林委員がご紹介をくださいました包括的保存管理計画は、私ども関係2県6市2町が適切に世界遺

産を保存管理していくために、そのための基本的な方針と一緒に策定したものでございます。

包括的保存管理計画の位置づけを申し上げますと、12の資産で一つの価値を証明する潜伏キリシタン関連遺産を将来にわたって保存、継承していくことを世界に向けて担保する計画として推薦時にユネスコに提出したというもので、世界遺産登録の審査においても、大変大切な要件となっておりました。実際、ユネスコ世界遺産センターのホームページにも英語版が掲載をされておりまして、世界的に公表されている計画でございます。

計画には、保存管理の方針と保全状況の経過観察の指標、それからこういったものをモニタリングしていく体制というものまで記載しております。関係の2県6市2町が一体となって取り組むべきものでございます。

実は、5周年の節目を控えまして、この計画を改定する準備を進めてまいりました。世界遺産登録後に整った保護措置の追加ですとか、世界遺産委員会の登録決議文における価値、それから勧告への対応、こういったものをしっかりと計画に反映をさせまして、より実効性のあるマネジメントプランとして、適切に実行していくための追加記載を行うものでございます。

正式には、今月の28日に開催を予定しております保存活用協議会において合意形成を図りましてから、英語版を文化庁に提出し、国として、ユネスコに提出されることとなります。

引き続き、関係市町、所有者、それから地元の方々、あと庁内で関係する部局とも一層連携を図りまして、適切な保存管理に努めてまいりたいと思います。

【小林委員】部長、これは突然で申し訳ないが、今、企画監が説明された保存管理の在り方、こ

それは当然、土井口課長を中心として、今の企画監はじめ関係の皆さん方が大変努力をされていると。長崎県は2つの世界遺産を持っているというような状況の中で、これが及ぼす長崎県のプラス面というのは計り知れないものがあると。先ほど土井口課長にいろいろ人数とか、あるいは観光消費額、そういうことをご答弁いただきましたけれども、これは相当なウエートを持っていると思うんです。

したがって、一番大事なことは、これからこの維持管理の保存管理をしっかりしていかなければいけないと、こういうようなことで、これは担当は担当でしっかりやってもらうけれども、県としても、そういう保存管理については十分な取組をこれからもやってもらいたいと私は特にお願いをしたいんだけど、部長のご見解がありましたら、お願いをしたいと思います。

【前川文化観光国際部長】委員ご指摘の点につきましては、世界遺産条約第5条において、遺産の保護・保存・整備、活用のための財政措置を積極的に確保するようにうたわれてもおります。県といたしまして、特に私ども文化観光国際部は、その保存整備を行う部署、それからその活用を積極的に行っていく部署、その両方の担当部署がまさに集合している部でございますので、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

【小林委員】よろしくお願ひしたいと思ひます。

【石本委員長】ほかに、質問はありませんか。

【小林委員】それでは、引き続き質問します。

私は以前から、大村に空港があるということも一つの関連が全くないことではないけれども、やはり長崎県の国際化ということを考えて時に、海外の路線をもう少し増やしていただきたいと、こういう願ひを日頃から持っているものであり

ます。

それで、特に今の2つの国際定期航路というものに加えて、特に台湾・台北のこういう流れが、これまで令和元年の6月頃から約5か月間、チャーター便を飛ばしてもらいました。大体1万3,000人ぐらいの方々がお越しをいただき、かなりの実績をおつくりになって、いよいよこれはと非常に期待をいたしたところでもございましたけれども、残念ながら、今回のコロナという状況の中で、今日まで歯がゆい思いをしてきているわけでありませう。

そこで、今、全国的にいろいろと空港の水際対策も大分緩和されてきまして、大分流れが変わってきたような感じがします。それで、今回の予算の中にも、台北の関係で予算も確保していただいているわけでありませうけれども、この台北のこれからの動きは具体的にどのようなようになっていくのか、国際観光振興室長にお尋ねをしたいと思います。

【立石国際観光振興室長】台湾線につきましては、先ほどございましたように、令和元年に、定期便を見据えたチャーター便を行いまして、約1万3,000人と、非常に好調でございました。残念ながらコロナによって中断しておりますが、その間も、私どもは、タイガーエア台湾というそのチャーターを行った航空会社とも、また定期便に向けて交渉してまいりました。昨年11月にも台湾に参りまして、コロナ後を見据えて、タイガーエア台湾と交渉してきました。タイガーエア台湾におきましては、まずは既存路線の復便を日本では行っていくということでございまして、新規路線につきましては、その定期路線の復便の回復を見ながら、また長崎空港の受入体制や需要の回復状況を見極めながら就航を検討するというところでございました。

長崎空港におきましては、受入再開の課題となっておりますのは、保安検査とか、グランドハンドリングといった受入体制の人員不足というのが課題として挙がっておりますので、これに関しましては、関係機関と一緒に解決に向けて、私どもも今、協議を進めているところでございます。

そしてもう一つは、需要の回復につきましては、今後、台湾の旅行会社などをこちらの方に招聘しまして、長崎県内を視察していただいて商品造成につなげていただくということで計画しておりますので、こういうものを進めながら、できるだけ早期に台湾線の新規就航が実現するように、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

【小林委員】 室長、今年の7月から12月まで6か月間、チャーター便を飛ばすと。これは台北の方から、180席の席の確保をされているところも聞いているし、そこにお越しいただくというような状況で、非常に実績づくりをされようとなられているわけですね。

そうしますと、7月から12月までの6か月間チャーター便を飛ばし、そこで実績をつくり、そして定期航路に昇格すると、こういうものがいつ頃を考えていらっしゃるのですか。

【立石国際観光振興室長】 7月から半年間のチャーター便就航を想定した予算を計上しております。その後、今年度で言いますと来年の1月から3月の3か月間の定期便の就航に伴う予算を計上しております。ですので、約半年間チャーター便ということで、その後は、来年の1月から定期便化を想定した予算組みにしておりますので、チャーター便も6か月実際に実施するかどうかというのも航空会社との協議も必要になってきますけれども、できるだけチャータ

ーを踏まえて、目標は定期便でございますので、できるだけ早期の定期便就航につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

【小林委員】 この問題の最後に、今言う7月から12月までの6か月間、それで大体1万二、三千名の方を台北から長崎県にお越しいただくという実績をつくりたいと。今度は、長崎県人が、日本人が台湾の方にお伺いをしなければいけないと。そうしないと路線はもたないわけでありましてけれども、例えば、長崎県の方が台北に行くということについてのチャーター便、あるいはそういう実績づくりについては、どういふふうになっていきますか。

【立石国際観光振興室長】 台湾線につきましては、旅行会社が大半の座席を買い取った形で、台湾のお客様を集めてチャーター便で飛んでくるという形態が主流になっておりますので、こちらからのアウトバウンドの座席につきましては、まずはチャーター便で実施する場合は、台湾からのお客様を中心に呼んでくるということ想定しておりますが、やはり定期便化して長く路線を維持していくためには、当然インバウンドだけではなくて、こちらから出ていくアウトバウンドというのもしっかり確保していかないと路線の維持につながらないと認識しておりますので、アウトバウンドのためのチャーター便も含めました航空座席の確保につきましても、今後、航空会社ともしっかり協議をしてまいりたいと考えております。

【小林委員】 それでは、次の質問に移ります。観光面について観光振興課長にお尋ねしたいけれども、今回、全国旅行支援については、約55億円が繰越だというようなことが明らかになっておりますけれども、この55億円の予算をいつ頃までに消化しようと、そういう計画をお持ちで

すか、お尋ねをしたいと思います。

【永峯観光振興課長】今回、繰越で55億円といった議案を出させていただいておりますが、この55億円のうち、37億1,000万円ほどは2月、3月の執行分の精算待ちというものでございまして、4月以降の執行分については、現時点での見込みでは17億9,000万円、約18億円ほどということで見込んでおります。これは今の執行状況から推計をいたしますと、恐らく、ゴールデンウイーク明け、あるいはもう少し先、5月中下旬まで、キャンペーン展開が可能ではないかというふうに考えおきまして、5月いっぱいあたりをめどに消化をしていきたいと考えているところでございます。

【小林委員】5月頃にこれを使い切って効果を高めていきたいと、こういうお話でございませぬ。そうしますと、今まで長崎県はコロナ禍の中において、コロナのいわゆる関係交付金、それから全国旅行支援と、こういう支援に支えられて何とかやってきたというようなことございまして、今言われたように、この残り55億円の繰越は5月の大型連休ぐらいまでにこれを消化したいと。そうなってくると、私はいつも思うんだけど、今、こういういろいろ支援があったからこそよかったけれども、5月以降、本当の勝負はまさにこれからではないかと考えるわけです。今まで支援にいろいろと助けられてきた状況から、これから支援がなくなると。そうすると、本気で勝負をかけていかなければいけないと。そのために、何ら支援がない本来の姿に戻ってきた時に、この観光県を称する長崎県、どういようなやり方でこれから観光の関係皆さん方と一緒に頑張っていくのかと、その辺の決意を聞いて、終わりたいと思います。

【永峯観光振興課長】確かにこのコロナ禍にお

いて、令和2年度、3年前から様々な支援策が講じられてきたところでございます。国におけるGoToトラベル事業もございましたし、コロナ対策の臨時交付金といった事業、あるいは今回展開しているような観光庁の全国旅行支援のような事業といったものがございましたが、観光庁の方にも確認をいたしましたけれども、こういった割引の支援事業というのは、今回の全国旅行支援事業で終了するというようなことでございます。先ほど委員からございましたとおり、その後どうしていくかということが非常に重要だというふうに私どもも認識をいたしているところでございます。

取組の方向性といたしましては、観光産業復活、そしてまた良質な雇用場としていくためには、観光消費額をいかに上げていくかということが最大のポイントであろうと考えております。

したがって、観光消費額を上げていくために、まず1つ、観光客数そのものを増やしていくという取組、このためには、国内のマーケットはどうしても縮小傾向にございますので、リピーターをいかに増やしていくか、そのために、どういった売れるコンテンツをつくっていくか、そういったところに注力していきたいと考えております。

そしてもう一つ、1人当たりの観光消費額の単価を上げていくという取組、これは先ほど来お話しておりますインバウンドの富裕層に向けたコンテンツづくりも含めまして、いかに高単価な商品をつくっていくかということであったり、あるいは滞在時間の延長、宿泊につながるような夜型、朝型のコンテンツを充実させて、もう1泊、もう2泊泊まっていたらというような仕掛けを進めていきたいと考えており

ますので、そういった部分について、地域の観光事業者の皆様方、あるいは宿泊施設の方々ともしっかり連携を取りながら、今後のアフターコロナに向けた観光振興に取り組んでいきたいと考えております。

【小林委員】 ありがとうございました。

【石本委員長】 ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 ほかに質問がないようですので、文化観光国際部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時59分 休憩

-----  
午後 4時 4分 再開  
-----

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、文化観光国際部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、県民生活環境部関係の審査を行います。

文化観光国際部関係の理事者の皆様におかれましては、大変お疲れさまでした。

-----  
午後 4時 6分 散会  
-----



# 第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年3月9日

自 午前10時00分  
至 午後5時11分  
於 委員会室3

生活衛生課長 眞崎 敬明 君  
食品安全・消費生活課  
総括課長補佐 井手口勝也 君  
水環境対策課長 松尾 晴彦 君  
資源循環推進課長 吉原 直樹 君  
自然環境課長 笹淵 紘平 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 石本 政弘 君  
副委員長(副会長) 千住 良治 君  
委 員 小林 克敏 君  
" 瀨川 光之 君  
" 徳永 達也 君  
" 堀江ひとみ 君  
" 西川 克己 君  
" 山口 初實 君  
" 近藤 智昭 君  
" 堤 典子 君  
" 浦川 基継 君

交 通 局 長 太田 彰幸 君  
管 理 部 長 猪股慎太郎 君  
乗合事業部長 柿原 幸記 君  
貸切事業部長 江頭 興祐 君

文化観光国際部長 前川 謙介 君

土 木 部 長 奥田 秀樹 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

県民生活環境部長 貞方 学 君  
県民生活環境部次長 西 貴史 君  
次長兼地域環境課長 重野 哲 君  
県民生活環境課長 本多 敏博 君  
男女参画・女性  
活躍推進室長 有吉佳代子 君  
人権・同和対策課長 久柴 幸子 君  
交通・地域安全課長 濱田 次則 君  
統 計 課 長 下野 明博 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時00分 開議

【石本委員長】おはようございます。

これより、委員会及び分科会を再開いたします。

これより県民生活環境部関係の審査を行います。

なお、食品安全・消費生活課、峰松課長から本委員会を欠席し、井手口総括課長補佐を代理出席させる旨の届出が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

【石本分科会長】それでは、分科会による審査を行います。

県民生活環境部長より、予算議案について説明を求めます。

【貞方県民生活環境部長】県民生活環境部関係の議案についてご説明をいたします。

お手元にお配りしております資料のうち、「令

和5年2月定例県議会予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料「県民生活環境部」の2ページ目をお開き願います。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第15号議案「令和5年度長崎県流域下水道事業会計予算」、第35号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分、第46号議案「令和4年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第4号）」の4件でございます。

初めに、第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明をいたします。

県民生活環境部では、令和5年度予算編成に向けた重点テーマの方向性や、気候変動をはじめとした社会情勢の変化を踏まえ、安全・安心な暮らしの確保と多様な人材の活用・育成及び持続可能な地域づくりに重点的に取り組むことで新しい長崎県づくりを目指してまいります。

歳入予算につきましては計25億7,397万5,000円、歳出予算につきましては計54億9,643万8,000円を計上いたしております。

次に、予算の主な内容についてご説明をいたします。

3ページ目をお開きください。

県民協働の推進について。

多様化する県民ニーズや地域課題の解決にきめ細かに対応するため、協働サポートデスクを活用し、協働に関する行政やNPO等からの相談対応や事業掘り起こしを行うとともに、協働の主体であるNPOをはじめ、活動団体の運営基盤強化や活動活性化を図るため、企業人材等の有する専門的知識、経験、ノウハウを活用する経費として257万7,000円。

女性の活躍推進について。

女性にも魅力的な職場環境づくりを促進しつつ、地元働きやすい職場があることを知ってもらうため、女性活躍推進企業の見える化や、女子高校生等の企業見学、管理職登用に向けた女性人材育成の支援を図るとともに、企業におけるジェンダー平等視点の強化等を通じて多様な人材の活躍につながる取組を実施する経費として1,562万6,000円。

4ページ目をお開きください。

人権尊重社会づくりの推進について。

人権が尊重される社会の実現を目指して様々な人権問題の解決に向け、県民の人権への理解を深めるため、各種講演会・研修会等の開催や、人権・同和教育指導者の養成・活用等を行うとともに、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくしていくための啓発・研修等を実施する経費として3,337万5,000円。

交通安全対策の推進について。

県民一体となった各季の交通安全運動や、交通安全教育・指導、普及啓発活動を実施するほか、交通事故死者数に占める割合が高い高齢者の交通安全対策として、交通事故防止に資する安全運転サポート車の普及啓発を推進するとともに、高齢運転者及び高齢歩行者等の総合的な交通安全教育に要する経費として2,480万6,000円。

統計調査について。

「住宅・土地統計調査」や「漁業センサス」などの基幹統計調査の円滑かつ確実な実施と、県民経済計算の推計を行うとともに、EBPMの推進を支援するため、外部の専門家による実践的な統計研修や、県内全市町の窓口で転入転出の移動理由を把握するアンケートなどに要する経費として2億756万6,000円。

5ページ目をお開きください。

動物殺処分ゼロプロジェクトについて。

「人と動物が共生できる住みよい社会づくり」の実現を目指し、動物殺処分ゼロに向けたロードマップに沿って、「収容数の削減」、「収容動物の譲渡推進」、「市町や県民の参加と連携強化」の3本柱による取組を進めるための経費として3,776万5,000円。

消費者行政の推進について。

消費者トラブルの未然防止・拡大防止のため、啓発活動の実施、消費者教育の推進、県消費生活センターの機能の充実、市町相談窓口の整備・強化の支援等、多様な施策に取り組むことにより、県民の消費生活の安定と向上を図る経費として3,743万4,000円。

地球温暖化対策の推進について。

脱炭素社会の実現に向け、地域における脱炭素の取組を推進するとともに、国の交付金や補助金等を活用し、県有施設への太陽光発電設備の導入、公用車の電動化、市町の支援のほか、国の動向等を踏まえ、県の地球温暖化（気候変動）対策実行計画の中間見直しなどを実施する経費として1億1,203万3,000円。

6ページ目をご覧ください。

水道施設及び污水处理施設の整備について。

安全な水の安定供給のため、市町が実施する水道施設耐震化・老朽化対策への支援として国から県に一括して交付される交付金の市町への配分や、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、市町が実施する浄化槽設置整備事業などに対する助成を行うとともに、県内市町において、経済的・効率的な污水处理施設の整備が進められるよう、整備区域及び整備手法等の見直しに要する経費として14億2,349万6,000円。

廃棄物対策の推進について。

廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処理事業者等に対する定期的な立入検査及び不法投棄監視パトロールや、優良な産業廃棄物処理業者育成のための講習会等を実施するとともに、PCB廃棄物の適正処理指導や、海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制対策に要する経費として2億1,543万5,000円。

生物多様性の保全について。

生物多様性の保全を推進するため、ツシマヤマネコをはじめとする希少野生動植物の調査及び普及啓発、民間団体等が行う活動への支援、対馬におけるシカや特定外来生物等による生態系被害の防止対策等の実施に要する経費として5,633万9,000円。

続きまして、7ページ中段になりますが、債務負担行為につきまして、記載のとおりでございます。

次に、第15号議案「令和5年度長崎県流域下水道事業会計予算」についてご説明いたします。

収益的収入は11億2,098万7,000円、収益的支出は9億5,348万5,000円。資本的収入は4億4,710万円、資本的支出は5億7,981万8,000円を計上いたしております。

続きまして、8ページ目になりますが、債務負担行為につきましては、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、令和5年度当初予算の説明を終わります。

次に、第35号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算につきましては、計3億2,435万4,000円の減、歳出予算につきましては計4億8,427万2,000円の減を計上いたしております。

これは、予算年間所要見込額等に基づく補正であり、主な内容は、9ページ目中段から10ページ目上段に記載のとおりでございます。

続きまして、10ページ目中断になりますが、繰越明許費につきましては、記載のとおりでございます。

次に、第46号議案「令和4年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第4号）」についてご説明いたします。

収益的収入は1,226万3,000円の増、収益的支出は7,078万円の減、資本的収入は1億1,490万円の減、資本的支出は1億1,401万6,000円の減を計上いたしております。

以上をもちまして、令和4年度補正予算の説明を終わります。

最後に、令和4年度補正予算の専決処分につきまして、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和4年度予算につきましては、本議会において補正をお願いしておりますが、歳入におきまして国庫支出金等に未確定のものがあり、また、歳出におきましても、年間の執行額の確定をもって整理を要するものがございます。

したがいまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって令和4年度予算の補正について専決処分により措置をさせていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本分科会長】次に、県民生活環境課長より補足説明を求めます。

【本多県民生活環境課長】令和5年度県民生活環境部当初予算案の概要についてご説明をいた

します。

資料は、「令和5年2月定例県議会 予算決算委員会観光生活建設分科会 補足説明資料 県民生活環境部」でございます。資料をご覧いただきながらお聞きいただければと思います。

まず初めに、資料の3ページをご覧いただきたいと思います。

県民生活環境部では、令和5年度予算編成に向けた重点テーマの方向性や気候変動をはじめとした社会情勢の変化を踏まえ、安全・安心な暮らしの確保と多様な人材の活用・育成及び持続可能な地域づくりに重点的に取り組むことで新しい長崎県づくりを目指すため、必要な事業の予算を計上しております。

各課・室の主な計上事業につきましては、後ほどご説明いたしますが、県民生活環境部の令和5年度当初予算の合計額は、対前年度比94.5%の54億9,643万8,000円となっております。

予算減の主なものとしたしましては、飲食店第三者認証に係る経費の減や、今年度、経済対策補正により一部事業について前倒し計上したことによるものでございます。

次に、4ページをご覧いただきたいと思えます。

長崎県流域下水道事業会計の令和5年度当初予算額につきましては、収益的支出が9億5,348万5,000円、資本的支出が5億7,981万8,000円となっております。

次に、各課・室の主な計上事業についてご説明いたします。

資料5ページ以降に事業を事項ごとに、目的及び概要、当初予算額をそれぞれ記載しております。このうち来年度重点テーマに基づく新規事業や拡充事業を中心に、事項名単位で、その概要についてご説明をいたします。

まず、6ページをお開きいただきたいと思います。

下段に記載の、ながさきプロボノチャレンジ推進事業費についてでございます。専門的な知識や経験、ノウハウ等をボランティアとして提供するプロボノワーカーと、社会課題に取り組むNPOをはじめとした活動団体のマッチング等を支援することによって、団体の運営基盤強化や活動活性化につなげる新たなモデルを創出し、その普及を図ってまいります。

次に、7ページをご覧ください。

下段に記載の男性の家事・子育てへの参画促進事業についてでございます。家庭生活における家事・育児等のシェアの促進により、女性の社会での活躍を推進するため、企業向けの男性の育休取得促進セミナーや子育て世帯向けイベント等を実施いたします。

次に、8ページをご覧ください。

上段に記載の女性が活躍できる環境づくり事業についてでございます。

女性にも魅力的な職場環境づくりを促進しつつ、地元で働きやすい環境の職場があることを知ってもらうため、女性活躍推進に係る経営者向けセミナーや管理職登用にに向けた女性人材育成講座等を実施するとともに、女子高校生や女子学生による県内企業見学や、県内企業で活躍する女性の紹介を通じて、女性活躍推進企業の見える化に取り組んでまいります。

次に、9ページをご覧ください。

上段に記載しております人権・同和問題啓発費でございます。

人権・同和問題に関する正しい理解と人権尊重思想の啓発・普及を推進してまいります。

主な事業内容として、性的指向や性自認を理

由とする偏見や差別をなくしていくために、国、市町等と連携した啓発パレードや企業等への啓発、市町職員を対象とした研修会等を実施いたします。

次に、14ページをご覧ください。

上段に記載の動物殺処分ゼロプロジェクトについてでございます。

人と動物が共生できる住みよい社会の実現を目指し、野良猫の不妊化手術の強化、地域猫活動に係るアドバイザー創設やセミナー開催、さらなる譲渡を推進するための総合ウェブ開設及び市町や県民と連携した動物愛護についての学習や啓発などを行ってまいります。

次に、18ページをご覧ください。

上段に記載の地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費でございます。

脱炭素社会の実現に向け、県有施設への太陽光発電設備の導入や公用車の電動化など、行政自らの率先した取組を通じ、県民や民間事業者等に展開していくことで、県全体の脱炭素化を推進してまいります。

最後に、22ページをご覧ください。

中段に記載の食品ロス削減推進事業でございます。

「長崎県食品ロス削減推進計画」に基づき、テレビCMや啓発イベントの開催など、積極的に普及啓発活動を行い、県民及び事業者の意識改革を進めるとともに、フードバンク団体と連携し、食品ロス削減活動を促進してまいります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【石本分科会長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料

（政策的新規事業の計上状況）」について説明を求めます。

【本多県民生活環境課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本分科会に提出いたしました県民生活環境部関係の資料についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、政策的新規事業の計上状況でございます。

資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

県民生活環境部では、ながさきプロボノチャレンジ推進事業費ほか4件を計上しており、要求額と計上額の差につきましては、事務費または事業内容等の精査によるものでございます。

なお、各事業の内容につきましては、先ほどの補足説明でご説明したとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【石本分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【近藤委員】 ちょっと教えてください。

女性の活躍応援事業ということで予算もついているんですけども、ここに書いてある「女性にも魅力的な職場環境づくり」というのはどういうことを指しているのか、お願いします。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 魅力的な環境づくりとは、女性の皆さんが出産を機に退職されていらっしゃるという現状がありますので、継続就業が可能となるような環境、経営者の方に働きかけて、そういった環境をつくってもらうとか、あと、キャリア形成が実現できるような環境、雇用されてもサポート的な役割をずっと担うことではなくて、経験を積んでキャ

リアが認められるような、キャリアアップできるような、そういった環境を指しております。

【近藤委員】 今、若い方々は共働きで、子どもを育てながら、お互い一生懸命やっているような状況であります。

その中で、魅力的な子育ての後に女性が職場に復帰する時の一番の障害になる、そういうのはどういう障害があるんでしょうか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 産休、育休を取られて職場に復帰される時の障害としては、やはり家庭内における家事、育児がまだまだシェアできていないようなご家庭がありますので、そういったところが非常にネックになってくると思います。

そういったところで家庭内で男性が家事や育児を行うことで、女性が産休、育休が終わった後に復帰しても、家庭と仕事が両立できる環境が実現できますので、まずは家庭内での家事、育児のシェアが求められてくると考えております。

【近藤委員】 その部分的なことはわかりました。この目的の中に「女性にも」というふうな、「にも」という言葉が入っているんですね。現在、職場として女性もいっぱい働いている中で今までの職場環境、それは間違っていたという形なんですか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 魅力的な職場環境づくりというのは、女性が働きやすい職場は、当然、男性にとっても働きやすい職場になりますので、そういった表現を使わせていただいております。

【近藤委員】 結局、今までの職場が間違いじゃなくて、男性も女性も一緒にということが、この「にも」には入っているわけですね。

その中で、今、一つの部分の中で、これは大

事なことと思うんですよ、女性が外に出て、たくさんの女性の方がいろんな形で今社会に出て一生懸命頑張られています。その中でたくさんの女性の職場の中でいろんな悩みがあると思うんですよ。そういう悩みというのは、今言われたように、お産の後だけの問題で考えているのか、ほかにもどういうあれがあるのか、あったら教えていただけないでしょうか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】職場に戻られた後ですけれども、キャリアアップを目指していながらも昇進のルートには乗れずに補助的な仕事をずっと求められる、マミートラックと言われることなんですけれども、女性が産休、育休を経て職場に戻ったとしても、なかなか意欲に応じた処遇を受けられない、そういったことがまだまだ現状あっておりますので、そういったことを経営者の方々にご理解いただいて、意欲ある女性をちゃんと登用していただくような仕組みづくり、そういったものが必要になってくると思っております。

【近藤委員】私の言いたいのは、ここだけで解決できる問題じゃないんじゃないかなと思うんですよ。これは産業とか福祉とか、いろんな部門で、いろんな形で関係してくる部門で、例えば県庁で横串といいますか、いろんな問題が出てきますよ、福祉の問題とか、今言われたように産業の問題とか、そういうふうな形を、ここが中心になって、いろんな形での対策を練っているのかどうかというのをちょっと知りたいんですよ。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】長崎県の男女共同参画社会の実現に向けてということで基本計画を策定しております。今は第4次になっておりますけれども、令和3年度から令和7年度までの基本計画について進捗を図っている状

況です。その計画の中には、今、委員がおっしゃられました産業分野とか福祉分野、あと土木とか農林とか、そういったところまで様々な取組を全庁的にされておりますので、その計画に基づいて実行していく取組を進めているところでございます。

【近藤委員】すみませんね。私もこれね、一生懸命やってほしいから、これだけの予算でできるのかなという中で、もっとそういうのを広げてもらいたいという思いの中で、この質問をしているんです。

例えば、その計画を立てる時には、それは総合的な形で県庁の中で決めたとするんです。毎年、毎年、それがどういうふうになっているのか。それをちゃんと各課で一緒に総合的な考え方の中で進めているのかどうかというのをちょっと聞きたいんですよ。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】令和2年度に第4次計画をつくりまして、その後、毎年、毎年、その進捗を測る23指標がありまして、それを中心に進めていくこととなります。各課での取組も23指標以外にも数多くやっております。その各課の取組も年1回、現状を把握して課題をあぶり出して今後どうするのか、そういった取組状況をまとめまして庁内で共有するような取組を毎年度行っているところでございます。

【近藤委員】ありがとうございます。ぜひ、ここは女性も働きやすい社会といいますか、うちの子どもたちも、女性も全部仕事をしてるんです。その中でいろんな問題が、女性は子どもを育てながら社会で活躍するというのは、いろんな問題が出てきますので、その辺はいろんな課で、横串の中でいろんな考え方を実行していただければと思います。よろしくお願いします。

【堀江委員】私も、今の女性が活躍できる環境づくり事業費について質問いたします。

委員会横長資料の24ページですが、女性が活躍できる環境づくり事業費は、昨年度に比べて262万円増えています。この事業の中身を補足説明の8ページ、それから、主な事業の縦版、横版と私は思うんですけど、主な計上事業の縦版では1ページ、それから主な事業の横版では9ページに記載されております。

例えば、主な事業の横版の9ページで見ますと、いろいろこういう事業をやりますよというふうにあるんですが、細かい予算につきましては、主な事業の、私が縦版と呼んでいる、この縦版を見ないとわからないんですね。そうなった時に具体的に前年度と比較して262万円増えた。この増えたところは、何が、どう増えたのか、説明を求めます。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】この事業につきましては、新規事業として1つ立ち上げておりますジェンダー平等の視点を強化するための企業向けセミナーを主な事業、縦長の資料に記載しております。この事業を立ち上げるに当たって、事業の選択と集中をするに当たり、当然スクラップしていった事業もございます。そういった中でプラス・マイナスの結果で数字が上がっているところでございます。

【堀江委員】主な事業の横版、令和5年度当初予算案の横版の9ページ、今言われた主な内容が5つあって、その一つが「新」ということでジェンダー平等の視点を強化するための企業向けセミナーが260万円、これが増えましたということです。

そうすると、主な事業の横版の9ページの女性活躍推進に係る経営者向けセミナーというのが主な事業として書いてあるんですけど、これは

予算はゼロですね。そのまま見ますと、予算はゼロになるんですけど、どうですか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】経営者向けセミナーにつきましては、継続事業ですので予算は要求をしているところでございます。

具体的に申し上げますと、経営者向けセミナーに要する経費につきましては41万1,000円になっております。

【堀江委員】手元にあります主な計上事業一覧、いわゆる縦版の1ページに「女性が活躍できる環境づくり事業の重点」というのがあるんですよ。そこの1,562万円、これは予算ですよ。それが4項目あって、新ジェンダー平等から含めてね。これを全部足すと1,562万円になるんですよ。わかりますか。

そうすると、今、室長が述べられた数字と合わないんじゃないのかなと。細かいことを言って申し訳ないんですけど、要は、262万円増えました。何をするのかと、ジェンダー平等の視点を強化するための企業向けセミナーを今度新たにするのねと。同時に、そしたら主な事業の横版の9ページには、主な事業が5つ並べられている。そうなったときに女性活躍推進に係る経営者向けセミナーの予算はないよねと思うんですけど、その違いはどう見たらいいですか。

【石本分科会長】 暫時休憩します。

-----  
午前10時32分 休憩

-----  
午前10時33分 再開  
-----

【石本分科会長】 分科会を再開します。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】委員おっしゃられた縦長の1ページ目の経営者セミナーや管理職登用に向けた女性活躍人材育成講座851万3,000円と、私が先ほど申し上げました経営者セミナー41万1,000円の金額が違うのでは

ないかというお話だったかと思います。

これにつきましては、851万3,000円の内訳としましては、ほかの事業も含んでおります。その後に記載しております女性人材育成講座等ということで書いておりますけれども、長崎女性活躍推進会議の委託経費とか、そういった各種経費も積み上げたところで851万3,000円としております。

【堀江委員】要するに、主な事業の一覧は、どういう事業をするんですかといって4項目上げて、主な事業の横版は5項目上げている。実際は主な事業の縦版の中には、いわゆる主な事業の横版の、要するに2つの部分を一緒にして予算としては書いているんですね。これは見にくいよね、というか、私を読みきれなかったのが間違っていたんですが、内容としてはわかりました。

それで、要は私が質問したいのは、女性が活躍できる環境づくり事業というのは本当に大事で、先ほど近藤委員が言われたように、この事業だけで環境づくりはできないと、様々な部署と連携をしなければいけないということになるので、ジェンダー平等の視点を強化するための企業向けセミナー、これまでも経営者向けセミナーとかいろいろしてきたんだけど、260万円、この予算で企業向けセミナーのジェンダー平等の視点を強化するという形で、これはいわゆる研修、講演をするということになりますか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】このジェンダー平等の視点を強化するための企業向けセミナー260万円の内訳としましては、昨今、ジェンダー平等の視点が強く求められておりますことから、企業向けセミナーを年2回実施することと、あと、ジェンダー平等の視点の強化を取り組みたいということで社内研修を実施する

企業に対して講師を派遣する、その2本立てで組み立てている事業でございます。

【堀江委員】講師を派遣するということで予算を確保して、実際に講師が呼ばれて、それを受けた皆さんがどういうふうになっていくか、ジェンダー平等の視点をどう、あるいはこれまでとどう違うのかというのは、これはまた評価が違うところになっていくというふうに思うので。ただ、室としての仕事としては、まずは派遣をするという、そこが仕事だというふうに思います。

いずれにしても、派遣を受けて研修を受けた皆さんが、どういうふうになっていくのかという部分の検討も、どういう形になるのかだと思うんですが、そこまで見ないと、講師を派遣するために、これこれの予算をつくりましたということだけでは、女性が活躍できる環境づくりができるというふうには私は非常に思わないので、そういう視点も持っていただきたいというふうに思います。

同じく横長資料23ページの男性の家事・子育てへの参画促進事業費ということで677万円ありますね。これは前年度と比較しますと663万円増えています。これは補足説明の7ページでもありますし、主な事業の縦版、横版でも、それぞれ1ページ、10というふうにあるんですけど、この663万円の増の中身を教えてください。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】この事業は、企業経営者向けのセミナーと、子育て世帯向けのイベント、この2本で構築している事業でございます。予算増としましたのは、子育て世帯向けのイベントに係る経費を増といたしました。今年度も実施しましたけれども、来年度はさらに内容を充実して実施する内容を増やしていること。それに対し、経費が増となってい

ること。

あと、今年度は県庁を会場といたしましたけれども、次年度は別会場、できれば県央地区でやりたいと考えているところですが、別会場で行うことで、より多くの方にご参加していただきたいと考えております。これらに要する経費として増額で要求をさせていただいているところでございます。

【堀江委員】昨日のある新聞の報道に、「家事・育児、分担したいのに、男性1時間54分、女性7時間28分」ということで、家庭内での家事や育児の分担状況について女性は不満を抱いているということが2021年の総務省調査によってわかりましたという報道です。同じように帰ってきて、男性がテレビを見て、その横で女性が家事をする、夕飯を作る。そういう状況に、帰ってきてから何もせず、「今日のご飯は？」と聞かれると腹が立つというふうな女性がいるという、家事はまだ男性にとってはお手伝いというふうな状況がまだまだ多いというのが現実だと思います。

その中で男性が家事や子育てに、手伝うではなくて、分担をするということはどうするかの一つの男性の家事・子育てへの参画促進事業だというふうに思っています。これが全てではないというのはわかりますが、そういう視点を持っていただくということの事業ということで、とりわけ男性育休取得経験者のパネルディスカッションということで、これまで例えば長崎県にとっては著名な方に、子育てもされていた方に子育てに関わる様々なお話をさせていただいたりというふうになっていたと思います。この子育て世帯向けのイベントというのは理解もしますけれども、私が今、新聞報道を取り上げましたように、男性の意識、あるいは女性の意

識をどう変えていくのかということに関わる事業だというふうに思うので、そういう意味では、例えばイベントを行って、参加した方がどういうふうな視点の持ち方を変えたかとか、そういうところまで見ていくような事業の成果の確認というか、そういうことについてはどのように思っておられるか、この機会に答弁を求めます。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】委員おっしゃいますように、男性の意識を変えていくという視点において非常に重要な事業だと考えております。まだまだ男性が仕事、女性は家庭という、そういった性別による固定的な役割分担意識、そういったものが本県には根強く残っているということも感じております。

そういった中で、その意識を変えていくための事業の一つとしてこの事業を位置づけているところでございます。今年度、事業を実施した後、参加者に対してアンケートを取りまして、そういった意識、家庭内での家事・育児のシェア、分担ではなくてシェアという言葉をあえて使わせていただきますけれども、そういった家事・育児をシェアすることの必要性を感じていただけたかどうかということについてアンケートを取ることで検証いたしました。

そういった中で会場にお見えになられた多くの皆さんが、そういった意識の変革があったということを確認することができましたので、次年度も多くの方に、このようなイベントに参加していただくことで、男性が家庭内で家事・育児をシェアする意識を高めていただくことで女性の社会への参画の促進、そういったところにつなげていきたいということを考えているところでございます。

【堀江委員】男女参画・女性活躍推進室の仕事というのは、今日やったことが明日に見えると

いう仕事ではなくて、女性が活躍できる環境づくりにしても、それから、男性が家事や子育てにシェアするという考え方一つをとっても、どういうふうに意識づけをするか、その視点をどう持ってもらうというふうに、なかなか目に見えない仕事ではあるかと思いますが、大事な分野だと私は思っておりますので、ぜひ新年度につきましても、こうした事業は頑張っていたきたいという、エールの思いで質疑をしているので誤解しないようにしていただきたいと思っております。

もう一つ、食品安全・消費生活課にお尋ねいたします。井手口総括課長補佐におかれましては、いきなり座って質問を受けるということで申し訳なく思いますが、質問いたします。

横長資料の35ページ、この中で県民生活推進費、消費生活対策推進費の中に金融広報生活設計推進費というのがあるんですが、これは新年度は25万円の予算ですね。これは私の認識に間違いでなければ、例年、175万円の予算が計上されていたと思うんですが、新年度、150万円減になっている理由を教えてください。

【井手口食品安全・消費者生活課総括課長補佐】

ご質問の金融広報生活設計推進費ですが、これは金融教育に係る予算でございます。例年、175万円、予算を計上しておりましたけど、この財源は、全て日本銀行を事務局とします金融広報中央委員会からの地方庁運動費助成金であります。このうち庶務費の25万円を除く推奨事業費の助成が中止となったことによるものです。

これまで本県では、その奨励事業費150万円につきましても、県や市が行う講座開催や啓発に係る費用、また、市への補助金として活用してきたところですが、昨年の12月に入り

まして日本銀行が事務局となります金融広報中央委員会より、各都道府県に対しまして、令和5年度の助成金の推奨事業費について助成を中止する旨の通知があり、予算減となったものです。

【堀江委員】出すところが出さなくなったので、そのまま予算が減になりましたということですが、ここはいわゆる金融教育について、多重債務、クレジットに関する講座を実施し、金融教育の推進に寄与したというのが事業としての見方ですね。

そうすると、お尋ねいたしますが、いわゆる消費者教育というふうになった時に、例えば消費者行政活性化事業費、これは学校での消費者教育の強化事業分ですね。この分については、これは横長資料の次のページの36ページになりますか、ここの部分については94万円増えているということになるんですけれども。

それから、もう一つは消費者教育・啓発事業費ですね。これも消費者教育で大事な部分だと思うんですが、横長資料の35ページ。いわゆる高校生あるいは中学生を対象とした消費者教育なんかも、県消費生活センターが、これは消費者教育をこれまで実施をしてきているんですが、そういったことには影響はないということになるんですか。

【井手口食品安全・消費者生活課総括課長補佐】

今回、金融教育に係る予算、助成金が150万円、来年度は減になりますけれども、これにつきましては当該事業で行っていましたが金融広報に係る啓発活動につきましても、委員がおっしゃられたとおり、学校での消費者教育に係る予算の消費者行政活性化事業費及び各種講座、ヤング講座やシニア講座などを行う消費者教育啓発事業費、これらを活用して金融教育も含めた

ところで消費者教育を行っていくように考えております。

また、金融広報中央委員会からも、これまで助成金を使って県主体で行っていた金融広報活動を各地域の金融広報委員会、長崎県の金融広報委員会、日本銀行の長崎支店が事務局になりますけども、その予算の範囲内で主体または県との共催で行っていくことは可能という回答もありましたので、長崎県金融広報委員会や市町、教育現場とも連携して金融教育に取り組んでいきたいというふうに考えております。

【堀江委員】 コロナ禍の中で、なかなかそういった教育ができなかったという時期もあったかと推測するんですけど、例えば、県消費生活センターが高校等を対象とした消費者教育を237回実施したとか、1万3,120人が受講したというふうな数字が事業の評価とかでは読めるんですけども、そういった回数でありますとか、受講生の対象とか、そういうのは新年度は例年並みに実施するというふうに、これは理解しているのか、そのことがわかれば教えてください。

【井手口食品安全・消費者生活課総括課長補佐】

消費者教育につきましては、県だけでなく、市町や教育現場、あと地域も含めて連携して行うように考えております。

委員のご質問の助成金が減になったことでいろいろな事業費にも影響が出るだろうという意味でのご質問だと思うんですけど、それについては節減できるところは節減して、また、関係機関、市町とも連携して、そういう回数や受講者数は減ることがないよう、質の高い消費者教育に取り組んでいきたいと考えております。

【堀江委員】 今の井手口総括課長補佐の答弁を了としますので、成人の年齢も大きく変わってきたということから、こういう多重債務、それ

から様々な部分の教育、クレジットに関してもそうですけど、消費者教育が本当に大事になってくると思いますので、予算減になったけれども、それ以外に活用できる分野も出てきたという答弁だと思っていますので、そういうことも活用しながら消費者教育につきましては、特に若年層を対象とした部分については、ぜひこれまでの活動が少なくとも維持できるような方向で努力をしていただきたいということを希望したいと思います。

委員長、ほかの質問は議案外でやりますので、私の質問は終わります。

【小林委員】 当初予算のアニマルポートに関連してお尋ねいたします。

まず、率直な話だけれども、殺処分今日の状況、まずこれを教えてください。長崎県の殺処分のいわゆる頭数は、全国的に見て今までは第1位ということでありましたけれども、その第1位は、これは悪い意味でキープしてますか、いかがですか。

【真崎生活衛生課長】 令和3年度は、まだ速報値ですが、残念ながら、1位になっております。令和2年度におきましても一番多い状態となっております。

【小林委員】 今申し上げるように、大変残念でありますけれども、こういう喜ばしくない殺処分の全国1位と、こう言われて久しいけれども、これだけ殺処分ゼロということが合い言葉みたいになっている今の長崎県の状況の中で、令和2年度においても、令和3年度においても、いわゆる殺処分は全国第1位になっていると、こういう課長の答弁であります。

そうしますと、第1位の頭数ですね、令和3年度でどれくらいの殺処分が行われているのかと。長崎県が第1位と、こう言うんだけれども、九

州各県でどれくらい殺処分が行われているのか、比較をさせてもらって、いかに長崎県が、どれくらい多いのか、こういうことを明らかにしてもらいたいと思いますが、他の長崎県以外、九州各県の令和3年度の殺処分の数はどのくらいになっておりますか、お尋ねいたします。

【真崎生活衛生課長】令和3年度におきましては、長崎県が1,345頭、大分県が572頭、福岡県が386頭、鹿児島県が252頭、宮崎県が156頭、熊本県が132頭、佐賀県が92頭、沖縄県が79頭ということで、速報値でございますが、このような頭数になっております。

【小林委員】今、令和3年度の殺処分の頭数を承りました。速報値であるけれどもということ、いわゆる所管の厚生省のところに各県から通知がいったないというようなことの速報値と受け止めておりますけれども、この数字が基本的に間違っているわけではなくして、厚生省から間もなく発表があるであろうと、こういうような受け止め方で、今の殺処分の頭数を聞いております。

繰り返しますが、長崎県は1,345頭と、次はどうかというと大分県で572頭とか、そして、九州で人口が一番多い福岡県で386頭とか、鹿児島県で252頭とか、宮崎県で156頭とか、佐賀県で92頭とか、こういう状況でお話がありました。私は正直に言って沖縄あたりは、失礼けれども、殺処分の数ももっと多いのかなと、こう思っておりましたら79頭とか、こういう数字を比較してみて、なるほど長崎県は全体的に断トツの第1位をキープしてるんだと。これはイメージも非常によくないし、これをそうかと言って笑って通り過ごすわけにはいかないと、こういうような感じを持つわけでありませう。

では、何で長崎県が殺処分がこんなに多いの

かと、この要因、原因は一体何なんですか。

【真崎生活衛生課長】長崎県で一番多い要因といたしますのが、やはり野良猫の子猫の収容が多いということでありませう。子猫というのが、生まれたばかりの子猫であったり、そこを譲渡につなげないという部分が非常に問題でありまして、一番大きな要因であるというふうに考えております。

【小林委員】その要因が譲渡につながらない、つなげないと。なぜそういう譲渡につなげないのか、つながらないのか、その要因は、じゃ何なんですか。

【真崎生活衛生課長】幼弱な犬、猫におきましては、やはり自活できないということで自分で餌をとれない。したがって、もし生かしていくならばミルクをやって自活できるまで育ててあげる。また、自活できるまで収容するスペースが必要だということになります。

長崎県におきましては、今現在、動物管理所というのがありますが、どうしても収容スペースが少ないというようなことで長く生かすことができないというような状態で、どうしてもここがネックになっているというふうに考えております。

【小林委員】なるほどですね。今、非常に明快にお答えがあったと思いますが、要するに、大村市の森園町というところにアニマルポートというのがあつたわけです。その中で、現在、犬、猫の収容頭数、これは許容スペースはどのくらいですか。

【真崎生活衛生課長】犬が多くて15頭程度、それから猫が6頭から9頭程度です。

【小林委員】犬が15頭、猫が9頭と、こういう状況の中で、びっくりしますけども、この数字。それで要するにスペースが狭いがゆえに殺処分

にせざるを得ないということを繰り返しているというようなこと。しかも、なぜ譲渡につながらないのかということについては、要するに、現センターが譲渡ができるような環境整備が整ってないと。まず、駐車場もないではないですか。しかも、今おっしゃるように犬で15頭ぐらいとか、猫で9頭ぐらいと。これは今のセンターの状況から考えてみますと、今、解き放たれた、殺処分の対象になっているような、そういうような犬、猫の頭数が本当に多いわけですよ。これは飼育の問題もきちんと今回の条例でうたっていらっしゃいますから、これもいよいよ改善をやってもらうような時期も来るのではないかと思うけれども、この頭数から見ても一遍にはなかなか難しいんじゃないかと、こういうふうに思うわけですね。

それで、結局、譲渡を本来ならばしたらいいところが環境整備等々の問題点があってできないと。

では、お尋ねしますけれども、いわゆる殺処分しなくても、表現がちょっとよろしくないけれども、いわゆる処分、殺して処分しなくてもいいような、例えば譲渡可能な頭数が殺処分に実はかけられてしまったと、収容スペースが狭いがゆえにと、こういうような頭数が、要するに譲渡可能なそういう動物がどれくらいおって、それが殺処分にかけてしまっているか、この数字がわかりますか。

【真崎生活衛生課長】 令和3年度におきましては、譲渡できる動物の頭数が、犬、猫合わせて937頭であります。

【小林委員】 課長、今の937頭は、正直言って譲渡が可能な動物、つまり譲渡する要件を全部満たしていると。ところが、重ねて指摘しますけれども、収容スペースが少ないがゆえに、結

局は殺処分で回していくしかないんだと、この悪循環が今日、全国第1位をキープすると、こういう悪しき、ありがたくない話になってしまっているわけですね。

ここのところ、やっぱり937頭、こういう譲渡可能な、そんな犬、猫の愛護という立場から考えた時に、失礼だけれども、殺処分しなくてもいい動物たちを今日まで、いとも簡単にボタン一つで実は処分してきていたと。こういうようなことに対して937頭、ここのところについては部長、これは知事が「殺処分ゼロ」なんて言っているわけだろう、声高に「殺処分ゼロ」ということをおっしゃって、これは県民が非常に共鳴をしているところであるし、我々も共鳴しているところだ。

これが今、937頭という数字が出てきました。人の命だったら大変だよ。これは担当部長として、この937頭、殺処分しなくてもいいこの数字を、あえて殺処分ということにならざるを得ない、この現状をどう思われますか。

【貞方県民生活環境部長】 委員ご指摘のとおり、937頭、大変重い命でございます。本来なら譲渡を推進したり、できれば一旦収容したものについて、しばらくでも譲渡可能な時まで置いて、50頭でも100頭でもそこで生かしておいて譲渡先を探すというようなことが必要なんだと考えてきてましたが、やはり現施設のキャパシティーもあり、いずれもかなわなかったということで、ここは知事のマニフェストにもございます。今回のロードマップもそれで作りましたが、そういったものについてしっかりとゼロに向けて減らしていくよう努力していかなければならないと考えております。

【小林委員】 譲渡ができない状態、譲渡可能な約1,000匹近い動物を、いとも簡単にボタン一つ

のガスで殺していると、こういうような実態が明らかになりました。

では、この譲渡を進めるためには、現状のセンターでは無理だという、答えははっきりしていると思うけれども、それについては部長どうですか。

【貞方県民生活環境部長】本会議の一般質問でもこういったことが議論されてきましたけれども、やはり殺処分ゼロを目指す、譲渡数を増やしていくという観点からは、現在の施設では非常に限界がある。したがって、新たにそういったものに対応できる施設をつくらなきゃいけないということで考えております。

【小林委員】結局、再整備をして早く造り替える。もうこれ以外には譲渡の促進、譲渡を進めるということは、これ以外にはないんだと、現状のセンターでは譲渡はなかなか難しいと、こういうことをおっしゃっているのか、もう一度確認をします。

【貞方県民生活環境部長】委員ご指摘のとおりでございます。

【小林委員】そのことが明らかになりました。再整備については、本会議の中で担当責任者の副知事からも、そういう意向であることははっきりしておりますけれども、また、具体的に再整備に向けていろいろ取り組んでいただいていることは、新聞報道等でもよく理解しているところでございます。

そうすると、まず、再整備に向けて年度内にやってしまうということについては、担当副知事からも聞いておりますけれども、今、大村にはあるけれども、21市町の中で、いわゆる土地の提供等、また、こういうセンターを、アニマルポートを引き受けたいと、こういうようなところで打診をされたと思います。この結果はど

うだったんですか。

【真崎生活衛生課長】離島に関しましては、なかなか難しいということで、離島も含めて意見はお聞きしましたがけれども、本土地区におきましては、現在、大村市からの提案があっただけです。

【小林委員】大村市のほうが、私も現場を見てきましたよ。いわゆる建物を建てるわけで、無償貸与ということだけれども、現実に県に寄贈すると言われても、全然中身は変わらないですね。まさにそうやって寄贈するのと同じぐらいの状況の中で大村市が構えていると。土地の広さはどのくらいですか。

【真崎生活衛生課長】大村市からのご説明によると、約5,000平米ぐらいだと聞いております。

【小林委員】5,000平米もの土地を、しかも、見てきましたけれども、本当にきれいな土地だよ、約1,500坪ぐらいの。そういうような状況のものを、いわゆる県に事実上、寄贈すると。無償貸与であるけれども、実際に建物を建てるから寄贈すると。こういう状況にあるわけで、このところについては、どういう受け止め方を部長はしてるんですか。

【貞方県民生活環境部長】離島、長崎市と佐世保市を除く全市町に照会させていただいて、大村市からだけ出てきたということ。しかも、今、委員からご説明があったとおり、非常に好条件ということも大変ありがたいと考えております。現地を私も見ましたが、平地であるし、ご説明のとおり、あそこはいい土地ではないかというふうに考えております。

【小林委員】私は、このアニマルポート長崎の再整備の第一条件というのは、一定のスペース、駐車場の確保、譲渡を進めるためには、その環境の整備の中で、周りに民家が少ない、ほとん

ど民家がなくて、いわゆる臭いとか、あるいはやかましいとか、そういうような悪しき条件を全部クリアしているような場所ではないかと。正直言って、これ以上の土地はないと。それを先ほどから言っているように無償貸与、事実上、寄贈してもらおうというところについては、長崎県は、もうちょっと感謝とかさ、ありがたいとかさ、そういうような、もうちょっと、なんかこうね、言葉にもう少しの、いわゆる深みがあってもいいのではないのか、全然そんなことを感じないけれども、一体どうか、部長。

【貞方県民生活環境部長】県の照会に対して大村市から提案という形で回答していただく時に当たりましては、市当局だけではなくて市議会等ともご協議をされた上で上がってきているということで、その間のご苦労については大変敬意を表するところでございます。ほかから上がってきてないところからも、そこも私としては大変ありがたいと考えております。

【小林委員】まさに敬意を表したいと。何も行政並びに関係者だけではなくして、権威ある市議会が全協の中においてきちんと説明を受けて、それに協力をしようというようなことで、まさに大村市民挙げて今回の再整備に協力をさせていただこうと、こういうことを21市町の中で大村市だけが手を挙げていると。私は、もうちょっと重く受け止めていただいているのではないかと。もう少し言葉の使い方、感謝をしているならば、感謝をしているように、もうちょっと心のこもった言葉を、そういうめりはりをつけてきちんと答弁をしていただきたいことを、これはこの際、強く要望しておきたいと思えます。

そこで、再整備をせんと譲渡がなかなか難しいということがはっきりいたしました。いつ再整備をやるんですか、どういうスケジュールに

なりますか。まさに今回の予算のロードマップも、いわゆる流れをつくっていただかなければいかんが、再整備を、いつ供用開始するのか、これからどういう形の中で取り組むのか、お尋ねをします。

【真崎生活衛生課長】今現在、その再整備に向けて建設検討委員会を2月7日に発足いたしました。その中で、例えば機能であるとか、附帯設備であるとか、必要な規模であるとか、そのあたりを協議していただいているところでございます。

この検討委員会で令和6年1月ぐらいまでに計画を策定する予定としておりますので、1年かけて計画をつくっていく。また、その中でPFIの導入調査というものも、実施可能かどうかを調査する予定でおりますので、そこでまた1年ぐらいかかります。その後、基本実施設計、それから工事、それで供用開始を令和9年度を目指して進めているところでございます。

【小林委員】令和9年ということは2027年ということですね、供用開始が。そうすると、今、2023年ですよ。令和5年度がいよいよ始まるけれども、令和5年度、6年度、7年度、8年度、約4年というような形で、この4年間、いわゆる殺処分が全国1位の汚名を返上できるような環境をどうやってつくるかということも、やっぱり4年間、相変わらず、結局、収容スペースが狭いと、だから殺処分せざるを得ないというあしき循環をそのまま放置しておくつもりですか、いかがですか。

【真崎生活衛生課長】この4年間で殺処分ゼロを目指すためには、入り口対策である収容数の削減と出口対策の譲渡の推進、それから市町との連携ということで進めていきたいと思っております。

センターの整備につきましては、譲渡の推進という中で位置づけておりますけれども、その前の収容施設に入ってくる動物を少なくするための施策も必要であるということで、不妊化・去勢手術の頭数の拡充などを予定しているところでございます。

【小林委員】我々も、こうやって県議会という、いわゆる県の行政をチェックさせてもらう、そういう県民の代弁者として我々の存在があるわけだよ。それで新しい知事になられて、ありがたい殺処分が一番多い県として、こんなイメージの悪いままを放置しておくわけにはいかないと。だから、殺処分ゼロをうたい、再整備ということの中で大村市が手を挙げて最高の場所を提供していると。大村市民の皆さん方を挙げてご協力をさせていただこうと、こういう高い気持ちに立ってやっていただいているわけでしょう。

何で4年間かけんといかんのかと。時間をかけることが、丁寧にするということですか。必要な論議、必要な取組は絶対に必要だし、拙速になつてはならないというのは当たり前ですよ。けども、現実に今殺されているわけだろうが。そんなことを考えていけば、現況を乗り越えるためには、いろんな問題が横たわっているのかと例えば、そんなに問題はないじゃないか。なんか特別、土地が見つからないとか、協力ができないとか、協力体制がよくないとか、いろいろ立ち足る問題が何かあるならば、それはそれこそ慎重にやらざるを得ないと思うけれども、今の状況の中では、何も立ち足るような問題はないと私は確信しているけれども、部長や課長や、どうですか、何か立ち足る問題点ありますかどうですか、お尋ねをします。

【眞崎生活衛生課長】殺処分の頭数をやはり減

らしていくためには、野良猫の対策をやっていかないといけないということで、あとはボランティアさんの協力も必要不可欠でありますので、そこがまたちょっと長崎県としては弱い部分でありますので、そこを強化していきながら、このゼロを目指していきたいと思っております。

【小林委員】そういう、なんかのらりくらりでよかいですか。再整備したからといって、すぐに殺処分がゼロになるわけではないんですよ。今言われるところの長崎県の弱み、また、民間のボランティアの皆様方の協力、特に新しい条例の中で、いわゆる飼育のやり方をもうちょっとしっかりしていただかないと、飼い主の皆様方の責任も、この際明確にされている条例ですよ。だから、そういうような環境整備はしっかり指摘をされていると思うんです。

したがって、立ち足る問題が何かありますかという、いわゆる根幹的なことについては、ほとんど私は再整備のためにはないと思うんです。

だから、一刻も早く、しかも、先ほどPFIを導入するか、導入しないかということで1年もかける。一体どこから1年もかかるんですか。PFIって、どんな方式かご存じなんでしょうか。なんでそこに1年かけるのか、誰がかけるんですか。県で調べるんですか、PFIということを決めたんですか、どうなんですか。

【眞崎生活衛生課長】まず、PFIの導入可能性調査というものを、導入が可能かどうかの調査を実施したいというふうに考えております。

従来型の公共工事でありますと、設計とか建設とか、これをばらばらに年度ごとに発注するような方式になっておりますけれども、設計や建設なども含めた企画、それから計画についても、民間事業者へ複数年度まとめて発注する方

式、これがPFI方式と申しますが、そこと比較して公的財政負担額の見込みが少ないというふうに判断ができればPFIを導入していくというふうなことでございます。

【小林委員】PFIという新たな方式は、行政にはなかなか馴染まないということが実際言われているわけでしょう。民間の資金とか、民間のアイデアとか、そういうものを導入しながらですね。

ならば、PFIにするとすれば、民間に委託して運営もやってもらおうという考え方も中にはあるんですか、そのところ、部長、いかがですか。

【貞方県民生活環境部長】PFIにも様々な手法があるというふうに認識しております。例えば、単に運営だけ、施設は全部公で造って運営だけお願いする方式もありますし、施設整備から運営まで丸ごとお願いするというような方式もあります。そのどれにするかについても、今年度当初予算に上げておりますが、導入調査の中で検討してまいりたいと考えております。

【小林委員】時間も大分たってきて申し訳ないと思うが、部長、本当に冷静に考えてください。私も冷静に申し上げますが、要するに、再整備しないと殺処分ゼロに近づけることができないと。もうこの答えは、残念ながら、基本的に変わらないんですよ。現センターが、それだけのスペースがないわけです。もうあれから47～48年経過するわけですよ。時代の流れは、まさに県民をはじめとして、国民の皆様方は、動物愛護という、その流れは以前とは大きな違いで、家族同様な扱いの中で、今、そうやって動物愛護の機運が高まってきていることは、もうおわかりのとおりだと思うんです。

そういうことの中で先ほど数字が出たように、

1,345、これだけの頭数を、九州で断トツ、全国でも第1位というこの姿。しかも、実際に譲渡可能な犬、猫を、動物を、まさに収容スペースがないということだけで殺処分していると。こんな血の通わない、こんなやり方が果たして長崎県のやり方ですかと、その原因も何も全てわかっておりながら、まだ4年以上かけて供用開始をやろうとしている。

ちょっとお尋ねしますが、丁寧にやらなければならんことはわかるけれども、そうやって必要以外のいわゆる論議をするようなことは、これが丁寧というんですか、行政がこんなよろまでいいんですか。今待ったなしの状況を、今みたいな4年もかけてというような形に、必要な年数なんですか。私は、もう少し、丁寧はきちんとやらしてもらわなければいけないけれども、4年もかけるようなものではないんじゃないかと。なんととっても最大のネックの土地は最高の土地が出てきているわけだから。仮に大村市がもうやらないと、そんな時間をかけてね、付き合いきらんと。こんなよろまな、こんなとろい長崎県の行政に付き合いきらんと。もしそうなった場合に一体取り返しがつくんですか。

こんなようなことを考えれば、議論すべきは大いに議論し、検討すべきは大いに検討し、しかし、私はもうちょっと早くこの行政の方針を決定できるような、そんな取組が望まれていると思いますけれども、部長、この辺のところはしっかりお答えをいただきたいと思いますが、誰が、こんなのが早過ぎるぐらいのことを言っているのか。そういうところをもう少しはっきり、責任の所在を明らかにしてもらわないといかんと思うけれども、どうですか。

【貞方県民生活環境部長】委員ご指摘のとおり、譲渡数を削減していくためには、この施設整備

というのは大変有効な手法でございます。そういったことで計画にも、ロードマップにも掲上げて進めているところでございます。

一方、これも委員ご指摘のとおり、丁寧に進めていかなきゃいけない。要は、拙速のそしりを受けぬように、しっかりと進めていかなきゃいけないということも私どもとしても十分心得ていかなきゃいけないと考えております。

そういう中で、私ども、これは言い訳がましくなるかもしれませんが、この施設整備を当部で再度やるということになると、50年ぶり、半世紀ぶりぐらいの大事業なんです。そういったことで例えばPFIについては、私ども、十分に承知しておりませんでしたし、入札から基本実施設計、工事に至るまで、全て初めて、実質初めての経験でございますので、そこを一定、ある程度の余裕を持って期間を見積もってきたということが事実でございます。

そういったことから関係部局、PFIにしても、建築設計についても、工事についても、関係部局とも十分相談しながら、縮められるところは極力縮められるよう検討を重ねながら、供用開始を少しでも早くできるよう努力してまいりたいと考えております。

【小林委員】国の文科省に行かれたらいいと思います。国の文科省はPFIで建てたところです。それが唯一そこだけ。だから、PFIでいろいろやっているというところは、事実関係がどこもないというんじゃないで、やっているところはやっているんです。ですから、調査をしようと思えばできるし、また、それが足かせになって、それで供用開始が遅れて、そして、犬、猫は全国1位に殺処分が進んでいると。こんなばかな話はないでしょう。もうちょっと人間として血の通うような。しかも、大石県政は、殺

処分ゼロをしっかりと打ち上げて、県民の皆様にも、議会の皆様方にも、全部支持されておるわけだから。あとはあなた方がやるか、やらなかだけの話で、この辺のところは貞方部長の時代に明確に方針を打ち立てていただかないと、後で大きな問題になる可能性がありますから、この点をしっかりお願いをし、とにかく一日も早く再整備の中における殺処分の頭数を減らしていただくように、特に強くお願いをしておきたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

【石本分科会長】ちょっと長くなりましたので、ここで10分間、休憩をとります。

11時35分から再開します。

-----  
午前11時26分 休憩

-----  
午前11時34分 再開  
-----

【石本分科会長】分科会を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

【堤委員】横長資料の33ページ、先ほどから出ている動物愛護管理対策費のところですね。動物殺処分ゼロプロジェクト3,776万5,000円が計上されていますけれども、政策的新規事業の計上状況というところに要求額よりも1,000万円近く上積みした計上額となっていますけれども、今回の当初予算の重点テーマの中の一つにこれが掲げられている重点1の5番目ということで、そういうふう積み上がったのかなと思うんですけれども、その要求額から1,000万円近く積みあがったところの経緯がわかればお尋ねしたいと思います。

【真崎生活衛生課長】約1,000万円、多くなっておりますけれども、PFIの導入可能性調査というものを当初入れ込んでおりませんで、その部分が約1,000万円増額になっております。

【堤委員】私は、幾つかあるのかなと思ってましたけれども、PFIの調査を入れたということで積み上がったということなんですね。わかりました。

今回、プロジェクトを立ち上げられるということで、これが令和11年度までの7年間の取組ということになりますけれども、今まで長崎県がすごく足りていなかったというか、力を入れないといけなかったところに、ようやくそういう取組が進められていくのかなと、とても期待をしています。

それともう一つ、動物愛護管理対策費327万2,000円というのがありますけれども、この経費は、アニマルポートの経費という理解でよろしいのでしょうか。

【真崎生活衛生課長】動物愛護管理対策費につきましては、アニマルポートではなくて、犬の引取りの飼養管理費とか、病気で入ってきた犬、猫に対する簡単な治療費とか、あと伝染病が入らないようなワクチンの経費など、そのほか研修会の費用とか旅費、そういうものが入っております。

【堤委員】今のご説明ですと、犬の引取りや飼養管理費、治療費、伝染病などの経費、ワクチンであったり研修会であったり、様々言われましたけれども、327万2,000円でこういうのがちゃんと足りているのかなと思ったり、この事業費はどこで使われることになるわけですか。

【真崎生活衛生課長】場所につきましては、動物管理所でも使われますし、あとは講師を呼んだ時の報償費というものなので、どこにという一定のところではなくて、いろんなところに使われる費用になります。

【堤委員】管理所というのはアニマルポートになりますかね。県が講師を呼んで何か研修会を

される時の費用になるかと思いますが、ものすごく少ないなという感じがしてますけれども、これはその事業を進める上で十分な額になっているのでしょうか。

【真崎生活衛生課長】この動物愛護管理対策費というのが、もともとあった費用でありまして、今回、動物殺処分ゼロプロジェクトというような新規事業を立ち上げました。その新規事業の中でも講師の派遣とか、アニマルポートでかかる費用とか、そういうものも含めておりますので、どちらかといいますと、動物愛護管理対策費と今回の動物殺処分ゼロプロジェクトを足した形で殺処分ゼロを目指していくというような形にしております。

【堤委員】わかりました。動物愛護管理対策費だけでは、とても手が回らないというか、これでは殺処分ワーストワンの地位は免れないような、そんな感じがするわけですがけれども、この殺処分ゼロプロジェクトの中でもそういう取組が進められていくということで、新年度の当初予算で3,700万円余り計上されていますので、1年間でこれを使っていくということですから、前年度よりもぐんと取組が進むのかなと思います。中身については、後で議案外で質問したいと思います。

それから、横長資料の47ページに鳥獣行政費というのがありまして、48ページに生物多用性情報見える化事業73万3,000円、外来生物対策事業500万円があります。この内容についてお尋ねしたいと思います。

【笹淵自然環境課長】今、委員からお尋ねのありました生物多様性情報見える化事業と申しますのは、長崎県内の生物多様性の情報、いろいろな動物の分布情報、あるいは国立公園、国定公園等の自然保護地域の情報をホームページ等を

介して県民に伝わるようにということで実施している事業でございます。

それから、外来生物対策事業につきましては令和5年度の新規事業として要求させていただいております。令和4年度に外来生物法の改正がございまして、その中で国の責務、それから都道府県の責務といったものが法律の中で新たに位置づけられました。都道府県の責務としましては、既に国内に定着が確認されている外来生物の被害の防除といったようなことがあります。

それを受けまして来年度の新規の予算として外来生物対策事業500万円を計上させていただいて、県として法律に位置づけられた責務を果たすために必要な対策を進める上で、今、県内の外来生物の状況がどうなっているのか、県として主体的に対策すべき事業、緊急的に取り組むべき種がどういったものがあるのか、どういった手法で対策すべきか、そういったところを検討した上で実際の対策を進めるといったことで、今回、外来生物対策事業費を計上させていただいております。

【堤委員】生物多様性情報見える化事業は、金額から見てもホームページあたりで公開するような中身かなと思うんですけれども、このホームページのタイトルといいますか、県民の皆さんが見る時は、どういったことで検索したり見たりすることができるのでしょうか。

【笹淵自然環境課長】現状では情報を整理している段階で、まだ県民の皆様が直接見られるような状況にはなっておりません。

【堤委員】こちらも新規なんでしょうか、それとも今までもあったということですか。

【笹淵自然環境課長】こちらは新規ではございません。過去の継続事業として、これまでの県

内の生物多様性の情報をホームページで公開できるように準備を進めているものでございます。

【堤委員】わかりました。ありがとうございます。外来生物対策事業の500万円は新規だということで、国の法律の改正によって県でも取組を進めていくということですが、外来生物について、県民に対する情報提供とか、それから、県によつての扱いの違いとか、外来種でこれは有害なので在来種を駆逐していくような影響、環境に影響を与えるので除去してくださいとか、いろんな注意事項なんかの情報を行政が積極的に発信しているところもあるかと思えば、本県は、そういった情報提供というのは少ない方じゃないかなと思うんですけれども、その辺の考え方というのは、地域性とかかなかがあるのか、長崎では、そこまでは必要はないという判断でこれまでできてあるのか、その辺がわかればお答えいただきたいと思います。

【笹淵自然環境課長】長崎県の特徴としましては、半島や離島が多いということで、そういった特殊な環境に生息する生き物が多く、そうしたものは外来生物の影響も受けやすいということで、決して他県に比べて長崎県が外来生物の問題が少ないということではないと考えております。

県としましても、令和元年に長崎県の外来種リストというものを作成しまして、それを県民の皆様、県内でこういった外来種がいて、こういった影響がありますよということを普及啓発に使っているところでございます。

【堤委員】リストがあるのは知っていますし、興味があれば調べて見ることはできますけれども、一般の県民の皆さんに周知というところまでは、なかなかいってないんじゃないかなと思います。

それから、例えばオオキンケイギクって、5月ぐらいになったら黄色いコスモスみたいな花が咲いて、他県では駆除してくださいとか、ビニール袋に入れてとか、県内でもそうかもしれないですけども、繁殖しないように、種を飛ばさないようにとか、処分する時もいろいろ注意事項をつけてお知らせしているような状況があるかと思うんですけども、皆さんあんまりご存じないなと思っているんですが、その辺はいかがですか。

【笹淵自然環境課長】県としましては、県内の外来生物について、先ほど申し上げた外来生物のリストなんかで広報を進めているところですが、県民の皆様一人一人に、まだその情報が十分に伝わっていないということであれば、引き続ききちんと外来生物の問題、あるいはこういった対策を進めるべきかといったことが県民の皆様にご理解いただけるように情報発信に努めてまいりたいと思います。

【堤委員】わかりました。取り組むことがたくさんあって大変だと思いますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

以上で終わります。

【堀江委員】すみません、1点だけ。

今のやり取りで政策的新規事業の計上状況で、動物殺処分ゼロプロジェクト費が、要求額は2,784万円だったのに、計上額が3,776万円、その理由は何ですかということについて、PFIの調査を入れて1,000万円増えましたという回答でしたね。PFIの調査を入れて増えたというのはどういうことなのか。

例えば、PFIは考えていたんだけど、あっ、調査費というのが入れてなかったということで増えたのか。PFIはそもそも考えていなかったんだけど、PFI導入可能性調査ということ

もやってみようかということで予算計上の時にPFIというのが出てきたのか、それとも別の意味なのか。1,000万円がPFIの調査を入れてといった意味の中身は何ですか。

【真崎生活衛生課長】この公共施設を造るに当たって、PFIを導入するかどうかということをもまず考えないといけない、優先的にするかどうかということをお考えなくはいけないということで、このあたりを整備するに当たって、その部分がなかなかわかっていなかったというところもありまして、そこでPFIという調査が必要であるということが出てきまして、そのPFI導入可能性調査をまずやって、PFIでいけるかどうかというところを判断しなければいけないというところが出てきた形であります。

【堀江委員】私の質問に明確に答えてないよね。担当課としては、PFIをやる、やらんというのを、最初持ってたのか、予算計上の時に。それを教えてください。

【真崎生活衛生課長】そのあたりの判断がなかなか知識的になかったものですから、公的な施設を建設するに当たって、そこが必要かどうかというところの判断ができなかった。また、PFI導入につきましては、設備費用も関係してくる関係で、なかなかその設備の費用がまだ確定、今でも確定できてないんですけども、その部分がなかなか調査できてなかったというところがあります。

【堀江委員】つまり生活衛生課としては、動物殺処分プロジェクトを出す時に、PFIでやるということは、最初、予算計上する時は考えていなかったんですね。そういうことですか。

【真崎生活衛生課長】私たちとしては、考えがそこまで及んでなかったというところですよ。

【堀江委員】担当課としては、PFIそのもの

も含めてPFIのことは考えていなかった。だけど、予算として計上した時に、誰がPFI調査費を入れたらどうか、公共施設だからPFIでやるんだろうと誰が生活衛生課に言ったんですか。

【眞崎生活衛生課長】公共施設を造るに当たっているいろいろと調べていった段階で、こういうことも必要であるということが判明しまして、そのような流れになりました。

【堀江委員】生活衛生課としては、予算を計上する、最初に予算として要求する時に、PFIのことは一切なかったんでしょう。けれども、なに、いろいろと出てきたと。だから、誰から言われているいろいろと出てきたんですか。予算で要求額でしょう、これ、要求額でしょう。要求する時は2,784万円、生活衛生課が出した時には、PFIのこれは一切なかった、それが計上する時にはPFIの導入可能性調査が出てきた。PFIという言葉をもってきて検討するべきじゃないかと誰が示唆したのか、指摘したのか、アドバイスしたのか。

【眞崎生活衛生課長】建設に当たって、私たちもいろいろと調査、他部局とかにもいろいろ相談ごとをいたしております。その中でわかってきたことで、なかなか私たちとしても考えがなかったということで反省しております。

【堀江委員】建設に当たって相談して、その中でわかった。予算要求する時には、そういうことも含めて最終的に、この額で、この内容でやりますって要求するんでしょうが。それを要求した後にいろいろ言うてくるということは、生活衛生課以外の人が出てきたんでしょう。そうするのが普通でしょう。誰が出てきたのか、そのための政策的新規事業の計上状況を議会に出すんでしょう。なぜ1,000万円増えましたかと

いう質疑をしてるんだから。生活衛生課が出した要求額と、1,000万円、最終的には違った。出す時にはPFIのことは一切なかったって言ったじゃないですか。それがどうしているいろいろ相談してってなるのか。要求する段階で、これはいろいろ固めて出すんでしょう、それがどうして実際の計上額が1,000万円増えたのか、私の質問に答えておりません。隠さなきゃいけない理由があるのか、事実を述べてくださいよ。

【眞崎生活衛生課長】繰り返しになりますけれども、いろいろと調べていきながら、他部局とも相談しながらしたところ、この手法があるということがわかりまして、このような形になりました。

【堀江委員】いろいろと調べて要求を出したんでしょう。どうして出した後にいろいろ調べて出てきたのか。いろいろと調べと、そこにあつたんでしょう、誰かがPFIでやるべきじゃないとか、そういうアドバイスがあつたんでしょう。部長、答弁してください。

【貞方県民生活環境部長】まず、事実関係だけご説明をいたします。私ども、当然、財政当局に予算要求する段階では、PFIのことは全く念頭にございませんでした。要するに、私どもは、そういったものが存在、規定があるんですね。正確に申しますと、長崎県PPP・PFI手法導入優先的検討規程という、庁内で定めがありまして、本来なら、建設関係をしょっちゅうやっているところは、そういったものは当然知ってるんです。私どもも、建設関係をよくやっている部署であれば、よく存じ上げていたし、私自身も当然知っておく立場でございました。これはもう正直申しますと、私自身も、そういった規程があることを存じ上げませんでした。

そういう中で、先ほどの小林委員の質問の中

でもご説明しましたが、私ども、こういった大規模な事業、建設事業に取り組むのは初めてでございます。建設関係の部局とかといろいろ話を、実際に相談するわけですね。工期はどれぐらいかかるかとか、そもそも入札からどれぐらいかかるかとか、費用はどれぐらいを見積もればいいのかとか、そういったこともいろいろご相談している中で、幾らかかるのかという議論になって、5億円か10億円か、それは規模によって違いますと。

そういう中で、10億円を超えればPFIも検討せんばごたる規程のあつとは知つとつとかという話も当然出たと思います。そこは私、現場におらなかつたのでわからないですけど。その規程を見せてもらって、ここにあるんですけども、この規程を見ると、確かに、従来手法に優先して検討すべきと書いてありまして、直接あれじゃなくて、PPP、PFIもきちんと検討すべきと書いてあって、その中に10億円以上の公共施設整備については検討しなさいというふうになってるんです。それを私ども、全く知らなくて、そういうのがあつたのかということで改めて話をして追加で要求をさせていただいたところです。

以上が事実関係でございます。

【堀江委員】私の質問は、なぜ要求額と計上額に差があるのかということですよ。その至る経緯を述べてほしいと、私は今質問してるんですけど、要求額の際には、PFIのことは全く知りませんでした、存じませんでしたと言われましたね。それが要求した後、誰から言われたのか、PFIというのがあるよと誰から言われたのか、それを聞いてるのよ、私は。

【貞方県民生活環境部長】繰り返しになりますが私ども、こういった建設事業は初め

てでございますので、いろんなところに話を聞きました。その中で建設等に携わつたところですね。その中で、そういった規程があるのは知っているのかというような話になつたと思うんです。これも私が聞いたわけじゃないので。その中で、私が見せてもらって、そんなのがあつたんだということはその時、認識しまして、それなら、これ、要求せんばよねって。今から無理かもしれんけどということで、これは途中で追加したものと認識してます、要求額にですね。

【堀江委員】要求額の際にはPFIは知らなかつたと何度も言ってますよね。部長は言いました、私にもね、答弁、それはもう言われたとおりです。それが要求した後、計上額に変わっていく時に、あるのを知ってるかと、これ、誰が言つたんですか。PFIというのは全く知らなかつた部、課が、PFIというのがあるよと誰が言つたのかと聞いてるんですよ。一々、要求額についてあだこうだと言うからには、誰かが言つたからでしょう。どういう指摘が、PFIというのがあるということを言われたんだよという、そういう指摘を誰から受けたのか。

【貞方県民生活環境部長】私、答弁しているもので、細かいところまでは、経緯は存じ上げてませんが、そういう規程が存在すること自体、本来、私ども、承知しておくべきでした。知らなかつたことについては、私の責任でございます。本来なら、私のところでそういった要求が漏れているんだつたら入れなさいというふうになきゃいけなかつたんですけども、そういった規程を私自身も存じ上げてなかつたので、規程の存在を誰から教えてもらったかというのはよくわかりませんが、県庁職員で、こういった建設に携わる者であれば誰でも知っていること

というふうに聞いておりました、それを私どもが知らなかったということでございます。

【堀江委員】じゃ、誰から教えてもらったんですか、課長。

【眞崎生活衛生課長】誰から教えてもらったかというところについては、覚えておりません。

【堀江委員】今、何と言ったんですか。もう一度答弁してください。

【眞崎生活衛生課長】その当時、誰から言われたのかということですが、その部分については、覚えておりません。

【堀江委員】今のは、国会の答弁のやり取りじゃないですか。記憶にないとか、覚えてませんとか。覚えてないんですか、今、予算の審議してるんですよ。1年前の話をしてるんですか。それは理由にならないですよ。これは答弁、きちんとしてくださいよ。それで議会として納得しろと言うんですか、私は納得できないですね。もう少し詳しく。だから、事実を述べますと部長は言ってるんですから、事実を述べてくださいよ。言えない人なのか。全く知らなかった、担当課としてPFIを知らなかった、事実でしょう。知らなかった、そして予算を要求した、そこに至るまでいろんな話を聞くでしょうよ。その上で1,000万円、PFI導入可能性調査でしょう、これを入れなさいとなった経緯が、今の話ではわかりません。しかも、言えません、記憶にないと、それでは答弁になりませんよ。言えない理由も含めて言うべきです。議会でしょう、ここは。

【石本分科会長】午前中はここで休憩をして、午後1時半から再開しますので、それまでに回答をしっかりと考えてください。

午後 零時 3分 休憩

午後 1時29分 再開

【石本分科会長】分科会を再開いたします。

午前中に引き続き、回答の部分から始めたいと思いますので、再度よろしくお願いいたします。

【貞方県民生活環境部長】午前中の堀江委員からの質問にお答えいたします。

当初予算要求後に施設整備についての生活衛生課と関係部局との協議、ここは具体的に言うと財政課でございます。財政課との協議の中でPFIの検討もするべきではないかとの議論になったということでございます。

そして、その議論、協議の内容を私が報告を受けまして、PFI検討規程というのもその時、初めて見たんですが、その内容も見せていただいて、やはり来年度の検討が必要だなということを確認しましたので、私の方で当初予算要求に追加で入れるように指示をし、財政課にそれを要求しろというふうに言ったわけですけど、財政課と議論を経て最終的に当初予算に計上することになったというのが実際の事実関係でございます。

【堀江委員】要求額を要望する時は、いろんな、十分精査した上で担当部として財政課を含めて上げて、実際それがどうかということは、財政課を含めたいろんなところで集団討議をして、結果としてPFI導入ということも視野に入れた調査予算を入れるべきではないかという、集団的な論議の中でそういう意見が出て、最終的に1,000万円の予算の計上額というふうになったということで、私も、この間、どういうことかということで私も財政課に対応いたしました。

だから、私の質問は、誰が言ったのかということですけど、その時に答弁として、要求額に

については、財政課をはじめ、関係部局と集団論議をした上で計上額になりましたというふうに答弁すれば、私としても、それ以上は何も言わなかったのに、それを言えませんか、覚えてませんかとかって言うからね、よけい、私としては納得ができないという形であのような再質問をさせていただいたんですけど、いずれにしても、計上の経緯については、そういうことで私も理解をいたします。

そして、このPFI導入そのものについては、同じ観光生活建設委員会の中で、土木部住宅課が、既に川口アパートの県営住宅の問題ではPFI導入のことで議案まで出すような状況です。

だから、同じ委員会の中の部がそういうことをやっていますので、これからそういう情報が、もちろん入手されるというふうに思うんですけども、長崎県庁でも公共施設に対してPFI導入とかを含めて、これは導入した経緯が既にありますから、そういう意味では、他県の状況は、生活衛生課を含めた県民生活環境部の方が十分承知だと思いますので、そういうことも含めて検討してほしいというふうに思っています。

ただ、PFI導入については、私はいろんな意見がありますが、今回の予算そのものは、導入の可能性そのものについて、まずは予算として計上するという事なので、それはそれで理解をいたしますので。

ただ、先ほどから出てますように、その間、動物殺処分ゼロということでは、現実問題、手をつけられない状況にあるということも、これまた事実ですので、その部分を考慮いただいて、殺処分ゼロと掲げて、ゼロプロジェクト費というのを掲げたんだけど、実際はまだ何も現実的に手をつけられないという状況ではいけないというふうに思いますので、そこは慎重性と緊急

性と両方持ち合わせて対応していただきたいというふうに思っています。

【小林委員】今、大体まとめていただいて、きれいに話が終わらんとしています。それはそれで結構だと思いますが、ただ一つ、PFIの調査で1,000万円かかるということについては、それなりに根拠のある計上の仕方をしているのか。

これは、要するに県費そのものじゃないかと思っています、一財で。国のお金とか、あるいは起債を起こして交付税で措置されるとか、そんなものではないのではないかと思います。県民の、まさに真水じゃないかと。これが1,000万円もかかるというのは、きちんとした根拠のある話ですか。何に幾ら、何に幾ら、どんなものが必要で1,000万円になるのか、それを答えることができるんですか。そこまでちゃんとやっていますか。

【真崎生活衛生課長】PFI導入可能性調査というのは、業者に委託するような形になりますが、その中で例えば前提条件の整理であったり、事業のスキームの検討であったり、その手法の調査であったり、市場調査であったり、そのあたりの、主に人件費にかかる費用になります。

【小林委員】PFIに、今言われたような内容の調査をコンサルに頼むと。大体どのくらいの期間をかけて、何に幾らくらいのお金がかかるかと。いわゆる一括で1,000万円と。PFIを導入するかどうかということに県民の税金の真水を1,000万円と、ちょっと穏やかではないわけだよ。

このところについては、もう少しきちんとした形でやらないと、その1,000万円が全然生かされないような形になってしまったら大変だと思うんです。

このところは堀江委員がいろいろと質問を

されておりました。それは、まず堤委員が最初の話をもっていかれて、ちょっとおかしいんじゃないのというところからここまできております。やっぱりもうちょっときちんとした内容をこの委員会に、きちんとわかるような形で、1,000万円の根拠の内容をきちんと資料として出していただくようお願いをしたいと思います。委員長、お取り計らいをお願いいたします。

【石本分科会長】今、小林委員から要望が出ておりますが、対応についてどうですか、部長。

【貞方県民生活環境部長】本委員会に計算の基礎となった資料についてお出ししたいと思います。

【小林委員】よろしく願いいたします。

【石本分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【千住副会長】1点だけ。横長資料の39ページ、地球温暖化対策推進費の地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業についてです。

予算要求は8億7,000万円で予算の計上は1億1,000万円で8分の1になっているということで、長崎県も二酸化炭素実質排出ゼロを表明している中で、この8分の1になった理由というのはあるのでしょうか。

【重野次長兼地域環境課長】委員ご質問の件ですけれども、予算要求時は、この重点対策加速化事業のうち県有施設への太陽光発電設備導入事業について、県が太陽光発電設備を所有する内容で計上しておりました。その後、重点対策加速化事業の交付要件として、P P A、第三者所有でやってくださいということが示され予算要求時から要件が変わったこと、つまり設備の導入方式がP P A事業になったということがまず1点でございます。

それと2点目として、この太陽光発電設備の

導入事業を当初は5か所12施設でやる予定としてたんですけれども、国の予算の条件として、まずは令和5年度中に設置可能な施設でないといけないという縛りがございましたので、確実に実施できる3施設をまずは令和5年度にやるということで、当初のこの太陽光発電設備の導入事業の予定が8億4,158万2,000円だったものが2,311万3,000円に落ちたということが主な理由でございます。

【千住副会長】国の補助金も相当前からたくさん出ているわけなので、それが変わってきて合わなくなったというわけじゃなくて、今、県内で12市町が脱炭素に向けて表明しているわけですので、どこの市町も県の動きというのをよく見て、それを参考にしながら取り組んでいかれているみたいなので、ぜひ早め、早めに動いていただいて、補助金には限りがありますし、かなりの補助金が出てますので、それをうまく活用するように積極的にお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【重野次長兼地域環境課長】今回も国の重点対策加速化事業に対して、県としても本年度の2月に申請を行っております。この申請結果を踏まえて市町にも十分伝達できるような形で、県が先頭に立ってやれるよう、今後も進めていきたいと思っております。

【千住副会長】県の本気度を見せるような取組をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

【小林委員】地球温暖化の対策については待ったなし、殺処分も待ったなし、地球温暖化も待ったなし、こういう対策が要求されていると思うんですね。

それで、当初予算の中身の中に、いわゆる地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業について

予算がそれなりに積んでございますから、その点についてお尋ねしたいと思います。

まず、国は2030年、CO<sub>2</sub>の46%削減に向けて今取り組んでおります。これを本県といたしましても、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、こういうようなことで国は令和4年度の当初予算で200億円確保している。それから、令和4年度の補正、加えて令和5年度の当初予算、こういう予算を組み合わせると大体400億円の対策、これだけの予算を確保しているというようなことでございます。

そうしますと、この400億円の予算の中において、長崎県はこれまでも明らかになっているように、あなたもよくおっしゃっておりますが、長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画の中に、2013年度比で2030年度までに、国は46%であるけれども、長崎県は45.2%を削減目標として今上げているわけでありまして。この点について今回新規事業として地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業が計上されているが、これはどういう事業内容になっているのか。その予算額の内訳等についてまずご説明をいただきたいと思っております。

【重野次長兼地域環境課長】脱炭素社会の実現に向けて県有施設への太陽光発電設備の導入や公用車の電動化など、行政自ら率先した取組を通じて、県民や事業者等に展開していくことで県全体の脱炭素化を推進するために、この事業をやることとしております。

財源としては、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金や補助金等を最大限活用して長期的に進めていきたいと考えております。

令和5年度の事業費総額は1億1,203万3,000円ということで、事業内容として5項目考えております。

1つ目が、先ほど話をさせていただいた県有施設3施設において、第三者保有のPPA方式によって、蓄電設備を含む太陽光発電設備の導入費用として2,311万3,000円。

あと、庁舎等の省エネ空調改修や照明LED化に先行して取り組む市町を支援する費用として7,631万6,000円。

3番目として、太陽光発電設備を導入した県有施設のうち、公用車の更新予定のある2施設において電気自動車を導入する費用として574万2,000円。

ZEHなど省エネ住宅やZEBなどの省エネ建築物の普及促進のため、工務店や企業向けの事業説明会を実施する費用として170万7,000円。

最後に、温室効果ガス削減目標や再エネ導入目標の見直しを含め、「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」の中間見直しの費用として515万5,000円。

以上を計上しております。

【小林委員】 その1億1,200万円の予算の中身、今、5項目上げましたね。大体、なるほど、なるほどと、こう思いましたが、要するに、さっきもあなたが言われたように、具体的にCO<sub>2</sub>削減対策、いわゆる地球温暖化に取り組むという国の姿勢を受けて、本県も、また地方自治体も、挙げてその取組を具体的に始めていこうと。だから、まず、模範となるべくこの姿勢を県で示すよと、それから市町に移っていこうやと。こういう行政のシステムの中において、まず国民の皆様、県民、市民の皆様にきちんと取り組んでいる姿を見せて結果を出してくれよと、こういうような動きではないかと、こう思っているんですね。

そこで、お尋ねしますが、まず太陽光発電の

ことは、千住副会長が先ほど、どうして予算が少なくなっているのかと。あなたの話では、県有施設に5つの太陽光をはめていこうと考えておったんだけど、国の基準がいろいろ出てきて3つしかできないと、こういうような話をされたやに記憶をしますけれどもね。

県有施設というのは、まさに県立高校をはじめ、県立の建物は山のごとある。さっきどさくさで聞いたみたいだったけども、3施設しか太陽光を載せない、こんなような話じゃなかったかと思うわけだね。じゃ、3施設に減った基準が何か出てきたのかどうか。どんな県の施設であるならば太陽光の補助金をいただいて載せることができるかと。この辺のところについてはどうですか。

【重野次長兼地域環境課長】委員ご質問の件ですけれども、委員がおっしゃられるとおり、高等学校とか水産試験場とか振興局、あと警察署など県有施設はいろいろありますけれども、まずは太陽光を設置するための一つの基準として屋上面積が300㎡以上と、あと築年数が40年以下の施設がどれくらいあるかということで調べた結果、県内に約180か所あったということでございます。

その中で設置可能な面積とか日射の状況、それと電気使用量、あと建物の屋根の形とか強度、それから施設ごとの事業性を考慮して、太陽光設備を設置する施設を選定してきたということでございます。

令和5年度につきましては、先ほども申しましたように、令和5年度中に確実に設置できる数として3施設ということで上げさせていただいております。

【小林委員】今の説明はよくわかるんだけど、結局は、たくさんある中において耐えられ

る基準にきちんと合致する県有施設が180か所だという答弁が今ありました。180か所の中において、これからCO<sub>2</sub>削減の地球温暖化対策をやるのに、太陽光はきちんとしたそれなりの効果は実績が物語っていると思うんだけど、これが3施設というのは、ちょっと寂しい感じであるけれども、それは予算の関係でそうなのか、180か所の中で3施設しか今の現状でできないということは一体何なのかと、この辺の問題ですね。ここはどうなんですか。

【重野次長兼地域環境課長】先ほどから申しておりますように、令和5年度については3施設ということで予定してますが、この事業自体は6年間の事業として我々としては考えておりますので、令和5年度から令和10年度まで、今のところ、76施設について、この太陽光発電をPPAで設置することを計画して事業を進めているところでございます。

【小林委員】だんだんわかってきました。これは令和5年度から令和10年度まで6年間の事業ですよ。今、私はよくあなたの説明を聞いていますよ。なんで3つしかできんとかと、こう言ったけれども、これはこれから令和10年度までの6年間でやっていくんですよ。最終的には76の県有施設をターゲットにしますよと、こういうような形になっておるわけだね。それで、現状、令和5年度は3施設ですよと、こういうようなことでございますね。

そういうようなことでこれから進めていきたいというような現状ははっきりわかりましたので、ぜひとも76、あるいはそれ以上載せていただくように、太陽光発電の実績をきちんとやってもらいたい。

それから、電気自動車のことを言っていましたね。電気自動車については何台で、将来的に

大体どれくらいの数にもっていこうとしているのか、その6年間の動きはどうなりますか、お尋ねします。

【重野次長兼地域環境課長】ご質問の電気自動車につきましては、より二酸化炭素の削減を考えると、屋根に太陽光をつけた再エネで電気自動車を動かすということが一番理想的でございますので、令和5年度につきましては2台ということで、この2台を更新時期に合わせて、毎年度2台ずつ、令和10年度まで計12台、公用車を電気自動車に変えていくということで進めていきたいと考えております。

【小林委員】なるほどね。太陽光を県有施設の上に載けて、再生可能エネルギーをそこできちんと勝ち取って、それを要するに電気自動車の方にもっていくと、なかなかやっぱり時代的な背景を感じるよね。

そうすると、それが2台、ちょっと寂しいけど、そのくらいしかできんとか、載せるやつは、どうですか。

【重野次長兼地域環境課長】現時点の計画では2台ということで上げさせていただいておりますけれども、今後の予算の執行状況、太陽光施設の設置状況などを踏まえながら、毎年、毎年、検討しながら進めていきたいと考えております。

【小林委員】これは国のやり方だけれども、長崎県において、建物の上に太陽光発電を載けて、そこから電力を取ると、まさに再生可能エネルギー、これで車2台が電動で動く。こういうようなことは非常に夢があって、さすがだなというような感じがやっぱりしますよね。こういうことについては仮に2台としても6年間で12台と、これはちょっと寂し過ぎる。ぜひそこら辺のところの促進を私はやってもらいたい。

こういうことを県民の皆様方、それと同時に

市町の皆様方がご覧になって、なんだ、こういうことかと。こういう形の中でCO<sub>2</sub>削減の道に近づいていくのかと。県の方も45.2%だけれども、当然、国の2030年の46%、それに合わせるべく計画を変えるんだらうと、こう思いますよ。だから、そういう点から考えてみましても、今の取組は非常に大事なことです。

そうすると、大事なことであるけれども、その交付金とか補助金、こういうような地域脱炭素移行・省エネ推進交付金、こういうのがあることを調べてきましたが、いわゆる幾らの交付金が見込まれるのか、その点はいかがですか。

【重野次長兼地域環境課長】委員お尋ねの地域脱炭素移行・再エネ推進交付金につきましては、事業計画を現在出してしております。本年2月3日に環境省に対して申請しております。2月24日、国からのヒアリングが終了して、現在、審査中でありまして、3月末までに交付金の限度額が通知され、併せて令和5年度の交付額が内示される予定となっております。

各自治体、1計画のみで、上限は20億円という中で、現在、総事業費として約36億7,105万円で申請をしているところでございます。

【小林委員】交付金の上限が、今の説明では20億円。長崎県が申請して、2月24日ぐらいに審査が終わっていると、申請をしているわけですね、2月24日。2月24日は俺の誕生日だから、よく覚えてるんだよ。2月24日に申請をされている。

そうすると、こういうところで20億円ということに対して、今、あなたがいみじくも言ったように、長崎県は36億7,000万円をお願いをしたいんだと。じゃ、36億7,000万円と20億円の上限だったら16億7,000万円ぐらいの差が出るけれども、これはどこから金を持ってくるのか。

【重野次長兼地域環境課長】 差額の16億7,000万円のお尋ねですけれども、県負担分が3億6,800万円、市町負担分が3億6,860万円、あと事業者負担が9億4,030万円となります。この事業者負担につきましては、先ほどからご説明させていただいていますようにP P A事業ですので、屋根貸しということで事業者に半額補助をして、残りの半額を事業者が負担することから、こういう形になっている。通常は、事業者が全額負担して、このP P A事業をやるんですけれども、今回は半額の補助があるので事業者も取り組みやすい形になっております。

あと、県の3億6,800万円につきましては、公共施設への高効率照明等の設置・更新について現在考えているところでございますけれども、一部、起債措置ができる可能性がありますので、毎年度、毎年度、財源調整をしながら、なるべく県費を使わないような形で進めていきたいと考えております。

【小林委員】 わかりました。この取組の全容がよく理解できるようになりましたし、これは非常に夢がある内容であるし、もう議論から具体的な行動に移っているというようなことで私は非常に評価をしたいと思ってるんです。

ただ、今回の県の当初予算を見ると、市町の支援というか、取り組んでもらう市町が21市町ある中において、これが大体どれくらいになっているのか、どこどこで実際にやるのかと、最初の取組、この辺のところについて言えますか。

【重野次長兼地域環境課長】 今回の申請につきましては、市町が単独で申請する場合は、交付要件として0.5メガワット以上の再エネ導入が必要であるという縛りがあります。市町からは、その縛りのほか、人員不足とか、専門知識が乏しいといった状況があり、市町単独でなかなか

申請しにくいというご意見をいただいております。

そのため、昨年5月に21市町に対して単独での申請が厳しい場合には、県と一緒に申請することを呼びかけまして、8月には県との共同申請の意向を確認し、来年度の予算要求において調整を行ったところでございます。結果として、3市町が実施する事業に対して、今回、共同で申請して支援することとなりました。

なお、今回、県の事業申請に伴う情報とかノウハウにつきましては、先ほど千住副会長からのご質問にもお答えしましたけれども、3市町以外の市町にも展開することとしておりまして、他の市町においても、今後、重点対策加速化事業に取り組めるよう、県としても支援をしていきたいと考えております。

【小林委員】 3市町と、市が幾つで町が幾つですか。

【重野次長兼地域環境課長】 2市1町になります。

【小林委員】 先ほどからも言っているように、21市町ある中で、今回、2市1町が手を挙げていただいたと。ここがこれから県の指導を受けながら、また、県の支援を受けながら一緒の取組を始めると。これは非常にいい展開ではないかと思うし、こういうことによって、何度も言っているように、長崎県民の意識が変わってくると。こういうことの中で脱炭素の取組、CO<sub>2</sub>の46%削減に向けて、まず2030年までやっぺこう。そして、最終的に国の方針、2050年のカーボンニュートラル、こういう方向に向かっていくということについては、非常に大事な話なんですね。ですから、非常に夢のある、ここ6年間の動きを結果的に見守っていかなければいけないと思います。

だから、今、次長がおっしゃっていることが、言葉だけで終わることが絶対ないように、ここだけはひとつしっかり県庁の権威をもってやっていただくことをお願いしたいと思います。

最後に1つお尋ねしたいんですけども、さっきも言ったように、太陽光を載せるのを今3つと、最終的に6年間で76施設をやりたいと。それから、再生エネルギー可能な、その電力をもってEVというか、電気自動車、これを2台ずつというようなことで、仮に1年に2台とするならば6年間で12台しかない。

こんな状況の中で、果たして2030年の46%が、要するにその目標に、今のようなやり方で到達するという考え方を持っているのか。県がやり、市町がやり、そして何といたっても市民の皆様、県民の皆様方がやっていただかなければいけないと思うんだけど、その46%の到達についてのそれぞれの役割分担というか、どういうようなところにCO<sub>2</sub>削減を期待しているのか、この辺の考え方はありますか。

【重野次長兼地域環境課長】今の委員のご質問ですけれども、委員がご質問されたように、まず、県でこの事業を実施すると。そして市町と同じ目線でこの事業を実施することによって、市町にこの事業が拡大していく、それが民間事業者に拡大していくということを意識しながら県としてはこの事業に取り組んでいきたいと考えております。

具体的には、この重点対策加速化事業で太陽光発電をすることによって、市町の分も合わせて83施設の4,479キロワットの電力が発生することになりますし、9,504トン、二酸化炭素を削減することになります。この事業を進めていくことによって2027年には90万9,410トン、民間とか市町とか家庭とか含めて、この事業を広げ

ていって2030年の目標である45.2%、今後、計画を見直すこととしていますが、その削減目標達成に向けて県が率先してこの対策を進めていきたいと考えております。

【小林委員】私は全くの素人で、よくわからないまま、流れを少し勉強させてもらって質問をしているんですけども、何度も言うように、具体的な行動がよいよ始まったなという感じがするわけです。そして、お話しのとおり、県がまずやってみて、それから市町がこれに従ってもらって、そして県民の皆様も立ち上がると。こういうことで最終的に90万9,000トンぐらいの削減が可能だと。そして、県も見直しの中で削減目標が46%になるわけでしょうから、そういうような形で、それは実現できるというような計算の中でこれが動き出すと。ひょっとしたら46%では終わらんかもしれん、もっとトン数が増えるかもしれない、うまくいけばと。

そして、今の計画、これは国の計画だろうけれども、そんなに難しいことではないと思います。要は、補助金申請のきちんとした、それだけかかる費用におけるところの支援をきちんと貰っていただければ、今言われるような難しいことでは絶対ないと。今日は非常に有意義な話を聞いたと、こう思いますから、ぜひそれを実現して見守っていただきたいことを重ねてお願いしておきたいと思います。

以上です。

【石本分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第15号議案、第35号議案のうち関係部分及び第46号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【石本委員長】 次に、委員会による審査を行います。

県民生活環境部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、所管事項についての質問を行います。

まず、県民生活環境部長より、所管事項説明を求めます。

【貞方県民生活環境部長】 「観光生活建設委員会関係議案説明資料 県民生活環境部」をお開きください。

今回、ご審議をお願いする議案はございませんので、議案外の主な所管事項についてご説明をいたします。

2ページ目をお開きください。

男性の家事や子育てへの参画促進について。

男性の家事や子育てへの参画を促進するため、イクメンオブザイヤー2022のスポーツレジェンド部門を受賞された大久保嘉人氏をお招きし、1月22日に男性の育休・家事・子育てをテーマとしたトークイベント「パパとママの子育てプロジェクト」を開催いたしました。大久保氏にお子さんと2人での単身赴任の経験や家

事に対する心の持ち方を語っていただくとともに、大石知事や子育て中の3名と意見を交わしていただくことを通して、参加者に家事や子育てを楽しみながらシェアすることへの理解を深めていただきました。

今後とも、男性の家庭での活躍を促進することで、女性の社会での活躍の後押しを図ってまいります。

女性の未来参画推進事業について。

県では、女子学生等が地元団体等と連携してまちづくりに主体的に関わることで、まちの未来に参画し、地元への愛着を深めてもらう取組を長崎大学や活水女子大学、地元団体等と連携して実施しております。

昨年度から事業に取り組んでいる島原市の万町商店街と中堀町商店街においては、学生からの提案を検討し、2月に長崎大学提案の「エシカル商店街構想」への取組の報告会と、活水女子大学提案の「小学生による商店街のお店体験」が実施されました。

また、今年度から新たに諫早市において地域に根差した活動を行っている女性グループと協働して事業に取り組んでおり、「新幹線開通で福岡の学生に諫早に来てもらうためのPR」をテーマに、昨年6月以降、フィールドワークやワークショップなどを重ね、2月には、これまでの活動を通して見えなかった課題や諫早に来てもらうためのアイデアを学生から地元の皆様にお示しする「課題解決提案の発表会」を開催いたしました。今後、学生から示された提案を、地元女性グループ等において、いかに具体的な取組に結びつけていくか検討していただくことといたしております。

今後とも、若い女性の方が地元との結びつきを深め、愛着を持つことにより、将来的に県内

への定着につながるよう、引き続き取り組んでまいります。

4ページをお開きください。

第2弾認証店利用拡大キャンペーンについて、新型コロナウイルス感染症防止対策の推進を図り、県民及び来県者が安心して飲食店を利用できるよう、令和3年6月から飲食店第三者認証制度を進めているところであり、3月7日現在の認証店舗数は4,048店舗となっております。

この認証店を対象として、利用促進及び県内需要喚起を図るため、令和4年11月10日から5年1月10日まで第2弾認証店利用拡大キャンペーンを実施し、2,309店舗の認証店に参加いただきました。飲食店からは、「集客につながった」ということも聞きしており、利用客の来店のきっかけとすることができたと考えております。

動物殺処分ゼロに向けたロードマップの策定について。

本県における人と動物が共生できる住みよい社会づくりの実現を目指すため、動物殺処分ゼロに向けたロードマップをこのたび策定いたしました。

このロードマップでは、殺処分ゼロに向けた3つの課題である収容数の削減、収容動物の譲渡推進、市町や県民の参加と連携強化について、目指す姿と施策の方向性、具体的な施策展開をお示ししております。今後は、このロードマップに基づき、各施策を推進し、令和11年度に動物殺処分ゼロを達成できるよう取り組んでまいります。

5ページをお開きください。

高病原性鳥インフルエンザについて。

昨年12月に佐世保市の養鶏場において、県内で初めて高病原性鳥インフルエンザが発生いたしました。これを受けて庁内での情報共有と防

疫対策の確認などを行う知事を本部長とする総合対策本部会議を直ちに開催いたしました。

その中で、食品の安全・安心対策として、畜産物への風評被害を防止するため、県ホームページや新聞、ラジオでの鶏肉・鶏卵等の安全性に関する広報・啓発を行うとともに、保健所等への相談窓口の設置などを迅速に実施したところでございます。

今後とも、県内養鶏場で鳥インフルエンザが発生した場合には、関係部局と連携しながら、食品の安全・安心対策に努めてまいります。

促進区域の設定に関する環境配慮基準の設定について。

昨年4月1日に施行された改正地球温暖化対策推進法に基づき、市町は、県の設定する環境配慮基準等に基づき、地域主導により地域に裨益する地域脱炭素化促進事業の対象となる促進区域を設定することができる制度が新設されました。

この県の環境配慮基準を設定するために、昨年7月に県の環境審議会に諮問し、審議会の部会においてご論議いただき、令和4年12月9日から令和5年1月9日までの1か月間、パブリックコメントを実施いたしました。

部会でご議論いただいた内容やパブリックコメントで寄せられたご意見、市町への意見照会の結果を踏まえ、2月16日に開催された環境審議会環境配慮基準案についてご審議いただいたところでございます。

この環境配慮基準につきましては、4月1日から施行を予定しており、これにより、今後は、県の環境配慮基準等に基づき、市町が促進区域を設定していくことで、適正に環境に配慮し、円滑な合意形成を図りながら、地域に貢献し、地域と共生する再生可能エネルギーの導入が促

進されていくことにつながると考えております。

7ページをご覧ください。

「長崎県水道広域化推進プラン」の策定について。

人口減少に伴う料金収入の減少や水道施設の老朽化による更新費用の増大が見込まれる中、行政区域を超えた広域的な連携や経営基盤強化を図るため、県が主体となって水道広域化推進プランを今年度までに策定するよう国から求められておりました。

令和2年度から約3か年にわたり、関係市町と連携しながら、施設の共同化や事務及び維持管理の共同化などの検討を行い、このたび、「長崎県水道広域化推進プラン（案）」を取りまとめたところでございます。

今後とも、県と市町が一体となり、広域化の推進などの取組を通じて水道事業の経営基盤強化に努めてまいります。

ごみの投げ捨て等防止重点地区等の追加指定について。

ごみの投げ捨て等防止重点地区、喫煙禁止地区、自動販売機設置届出地区につきましては、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づき、平成20年から文化遺産等のある地域など県内26地区を指定し、地区の環境保全に努めてきたところでございます。

追加指定の要望がございました島原市の島原城跡、対馬市の金田城跡、雲仙市の雲仙地獄自然公園の3地区につきましては、長崎県環境審議会でご審議いただき、4月1日に指定することといたしております。

今後とも、新たに指定した地区の周知徹底を図るとともに、関係機関と連携した指定地区の巡回指導と啓発活動を通じ、県内の環境美化に取り組んでまいります。

国立公園雲仙の災害復旧及び活性化に向けた取組について。

県では、令和3年8月の大雨により被災した雲仙温泉地区において、国及び雲仙市と連携して災害復旧・再生に取り組んでいるところでございます。

現在、崩壊した八万地獄の上部斜面を安定させるための工事に必要となる詳細な測量調査・実施設計業務を進めるとともに、本体工事に必要となる工事用の仮設道路の工事に取り組んでいます。

また、滞在環境の上質化を図るため、おしどりの池広場の整備工事を今年度中の完成を目指し、進めているところです。

引き続き、関係機関と連携して、雲仙温泉地区の早期の災害復旧及び活性化に向けた取組を着実に進めてまいります。

このほか、ご報告いたしますのは、3ページから順に、人権尊重社会づくりの推進について、交通安全対策の推進について、食育の推進について、地球温暖化対策の推進についてであり、内容は記載のとおりでございます。

続きまして、「観光生活建設委員会関係議案説明資料（追加1）」の2ページ目をお開きください。

一般公衆浴場入浴料金統制額の改定について。

地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される一般公衆浴場、いわゆる銭湯の入浴料金は、物価統制令に基づき、知事が最高統制額を指定することとなっております。

一般公衆浴場を取り巻く経営環境は、自家風呂の普及やスーパー銭湯等の出現による客数の減少、原油価格高騰に伴う経営費用の高騰などにより厳しい状況にあることから、去る2月15

日に「長崎県公衆浴場入浴料金協議会」を開催し、統制額について諮問し、改定について答申が出されたところでございます。

これに基づき、一般公衆浴場の入浴料金統制額を16年ぶりに改定し、大人料金を50円引き上げて400円にすることとし、6歳以上12歳未満に適用される中人及び6歳未満に適用される小人料金は、それぞれ150円及び80円のまま据え置くこととして、令和5年4月1日から施行することといたしました。

今後とも、地域住民の皆様の入浴機会の確保と衛生的なサービスが提供されるよう努めてまいります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【本多県民生活環境課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました県民生活環境部関係の資料についてご説明いたします。

なお、今回の報告対象期間は、昨年11月から本年1月までに実施したものとなっております。

初めに、資料の2ページをご覧ください。

県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町に対し、間接補助金として内示を行ったもので、長崎県浄化槽設置整備事業補助金13件となっております。

次に、3ページをご覧くださいと思います。

1,000万円以上の契約状況についてでございますが、記載のとおり、計5件となっております。

す。なお、4ページ以降に入札結果一覧表を添付しております。

次に、11ページをご覧くださいと思います。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、島原半島振興対策協議会、対馬市、長崎県町村議会議長会から要望のありました3項目であり、要望項目ごとの県の対応につきましては、資料11ページから13ページにそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、14ページをご覧くださいと思います。

附属機関等会議結果報告でございます。

附属機関については、上段に記載のとおり、長崎県環境審議会など6件、また、私的諮問機関等については、下段に記載のとおり、長崎県製菓衛生師試験委員会など3件を開催しており、会議の概要等につきましては、資料15ページ以降に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【石本委員長】次に、生活衛生課長より補足説明を求めます。

【真崎生活衛生課長】「補足説明資料」をお開きください。

第2弾認証店利用拡大キャンペーンについてご説明いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大による影響が大きい飲食店の利用拡大と、県内需要喚起のため、11月10日から1月10日まで、第2弾認証店利用拡大キャンペーンを実施し、2,309店舗に参加いただきました。

1月10日のキャンペーン終了後、クーポン補助金の申請が1月31日までとなっております。

補助総額が3億9,411万5,000円でありまして、1店舗の平均が約17万円でありました。発行総額の85%の回収率でありました。第1弾と比較しますと、回収率は30%増加しておりまして、第2弾は、当日使用可能なクーポンとしたことから観光客の利用が増加したことや、額面を1,000円としたことで誘客につながる効果となったと考えております。

また、第1弾で課題でありました支払いの遅延につきましては、チェック方法の見直しや確認者の人員を増加して対応したため、若干の問い合わせはありましたけれども、各事業者に対し、ほぼ対応できたと考えております。

事業者の方々からの声として、1,000円クーポンはお客様の評判もよく、飲食店側にも「売上げが上がって助かった」とか、「常連のお客様のご来店回数が多くなった」とか、「キャンペーンのおかげでお客様にも喜んでいただき、お店も潤った」というようなご連絡をいただき、利用の拡大につながったと考えております。

続きまして、「補足説明資料」をお開きください。

「動物殺処分ゼロ」に向けたロードマップについてご説明いたします。

本県の動物殺処分数は、全国でも多い状況であることから、人と動物が共生する住みやすい社会を実現するため、動物殺処分ゼロに向け、入り口対策として、（1）収容数の削減が課題でありまして、その対策として、収容数の多くを占める野良猫の数を減らすため、不妊化（地域猫）活動が県内各地で実施されるよう、取組を進めてまいります。また、不妊去勢手術頭数を拡充し、取組を進めてまいります。

出口対策として、（2）収容動物の譲渡推進が課題であります。その対策といたしまして、

これまで殺処分の対象となっていました幼若な子猫・子犬の飼養及び譲渡活動について、動物愛護ボランティアと連携しまして推進してまいります。また、収容スペースの確保が重要であり、新規動物愛護管理センターの整備を検討してまいりたいと思っております。

（3）市町や県民の参加と連携強化として、殺処分ゼロに関する理解が促進しますよう、市町・関係部局と協力した広報・啓発を積極的に行ってまいります。

また、保健所ごとにアクションプランを作成し、進捗を管理してまいりたいと思っております。

このような3本柱の課題を解決するための施策に取り組み、動物殺処分ゼロを令和11年度、2029年度までに達成できるよう取組を進めてまいります。

次のページをお開きください。

3、長崎県動物愛護管理センター（仮称）建設検討委員会についてですが、本委員会は、ロードマップでは収容スペースを確保するという点から、新規センターの検討をする施策として、主要動物の譲渡推進の項目の一つとして上げております。

（1）概要です。本委員会の位置づけは、長崎県動物愛護管理センター（仮称）の整備に係る基本的考え方や計画案に対し、委員会に意見を聞くため、知事の私的諮問機関として設置しております。

（2）委員ですけれども、有識者の方が2名、動物愛護ボランティア団体として5団体、市町担当者が3名入っていただく構成としておりまして、10名の方々に委員になっていただいております。

（3）協議の内容につきましては、第1回は記

載のとおりです。また、第2回目を3月3日に開催しておりまして、施設に必要な機能や規模などについて協議をいただいております。

今後は、令和6年1月を目途に基本計画案を答申していただく予定としております。

（4）本委員会の開催予定期間といたしましては、第1回の2月7日から基本計画案の答申までとし、令和6年1月までを予定としております。

以上で生活衛生課関係の補足説明を終わります。

【石本委員長】次に、次長兼地域環境課長より補足説明を求めます。

【重野次長兼地域環境課長】お手元の「補足説明資料」をご覧ください。

改正地球温暖化対策推進法に基づく県環境配慮基準についてご説明いたします。

昨年4月に施行された改正法では、地域への再生可能エネルギー発電施設の導入促進を目的として、地域脱炭素化促進事業制度が創設されたところです。

この制度は、災害時のレジリエンス強化や関連産業の進出による雇用促進などに結びつけながら、太陽光や風力などの再生可能エネルギー発電施設を設置し、地域の脱炭素化を図る制度であり、国と県が示す基準に基づく促進区域を市町が設定し、その区域の中で事業者が立案した計画を市町が認定し、地域の脱炭素化を進めようとするものでございます。

1、促進区域に係る国、県、市町の役割の下の表に記載しておりますように、まずは、国が促進区域から除外すべきエリア、配慮を要するエリアを示し、県において、本県特有の自然的・社会的条件に応じた除外すべきエリア、配慮を要するエリアを示し、市町がこれらを勘案して促進区域を設定する仕組みとなっております。

す。

昨年7月に県の環境審議会に諮問し、3回の未来環境部会での審議、パブリックコメントや市町意見を踏まえた内容で、去る2月16日に知事宛て答申されたことから、11月定例会に続き、本委員会にご報告させていただいたものでございます。

2ページ目をご覧ください。

本配慮基準は、「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」の別冊として位置づけることとしております。

4、今後のスケジュールといたしましては、本委員会への報告後、今月下旬に基準の設定・公表を行い、4月から運用を開始する予定としております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【石本委員長】次に、水環境対策課長より補足説明を求めます。

【松尾水環境対策課長】私の方から、「長崎県水道広域化推進プラン（案）」についてご説明させていただきます。

「補足説明資料 1」の1ページをお開きください。

概要版に沿ってご説明いたします。

なお、次の2ページから7ページの「補足説明資料 - 2」に概要をつけておりますので、併せてご確認ください。

まず、策定の背景ですが、人口減少に伴う料金収入の減少、施設の老朽化に伴う更新工事の増大等により、将来の経営環境が厳しくなると見込まれることから、持続可能な水道事業の経営推進を強く求めているところでございます。

また、県内において、平成の大合併を機に自治体内で水道事業の統合や施設の統廃合が積極的に行われ、一定の経営の効率化がなされたと

ころでございます。

一方、国からは、平成31年1月に都道府県に対して、県、市町村の担当課と共同で管内市町村と広域化の検討体制を構築し、令和4年度までに同プランを作成するよう要請がっております。

次に、プランの概要につきましては、目的としまして水道の基盤強化の一環として行政区域を超えて業務や施設の広域化、共同化を推進するための県の基本方針として策定しております。

次に、プランの概要ですが、計画期間は令和元年度を基準年とし、令和20年度までの概ね20年間としております。

20年後の状況の予測としましては、県全体の総有収水量はマイナス8.7%、それに伴い給水収益もマイナス10.6%と、それぞれ減少する予測となっております。

また、水道施設の更新投資額につきましては、基準年である令和元年度は153億円ですけれども、令和2年度から令和20年度までの平均投資額は199億円となる見込みで約1.3倍に増加する予測となりました。

また、公営企業会計からの視点でも収益的収入は約8%減少し、収益的支出は約11%増加することからも、より一層のコスト削減が求められる結果となりました。

そこで、コスト縮減に向けた手法として、施設の統廃合や共同利用といったハード連携がまず考えられますが、本計画期間でのハード連携は、長崎市と長与町による新浦上浄水場共同整備事業が唯一計画されており、長崎市で74億円、長与町で10億円の削減効果が期待できることとなっております。

なお、計画の詳細につきましては、5ページに記載しております。

次に、ソフト連携についてご説明いたします。

ソフト連携とは、薬品や資材等の共同調達、営業や維持管理業務の共同委託、システム等の共同化、経営の一体化等を前提とした職員数の削減を行うものでございます。これらをブロック単位で全てに実施したとしましても、そのコスト削減効果は2%から4%とわずかであるという評価結果となりました。

なお、広域連携のパターンの設定及びコスト削減の方策につきましては4ページに、シミュレーションの結果につきましては6ページに記載しております。

したがって、背景でも触れましたが、本県は合併を機に水道事業の統合は一定程度進んでおりますので、本計画の推進方針といたしましては、まず、ソフト連携から始め、地域の実情に応じた広域化を推進するため、まず、事務及び維持管理の共同化の実現に向けた調査研究から始めまして、段階的な実施の実現を目指すこととさせていただいております。

最後に、今後の取組予定といたしましては、本委員会に説明後、3月末に県のホームページで公表する予定としております。

以上で「長崎県水道広域化推進プラン」について説明を終わります。

【石本委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は、81及び83でございます。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般に関する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についての質問を行います。一旦ここで休憩をとります。

再開は、午後2時45分といたします。

-----  
午後 2時35分 休憩

-----  
午後 2時45分 再開  
-----

【石本委員長】委員会を再開します。

ご質問はございませんか。

【堀江委員】端的に、そして時間内に質問したと思います。

「補足説明資料」の「動物殺処分ゼロ」に向けたロードマップについて質問したいと思います。

1ページの中で収容数の削減ということで不妊化活動が県内各地で実施されるよう、取組を進めます。そのとおりだと思いますし、さらに、3ページで不妊化の取組をさらに広げることとして、同じく8ページに具体的に年度、現在が不妊化の数が250であれば、1年後、2年後ということで、その数が明記されています。

そこで、お尋ねするんですが、私もこの子猫たちの不妊化をどうするかというのは大きな問題だというふうに思っていて、なかなかこれが進まない状況があるかと思うんですが、この8ページの不妊化数の実績も含めた、実績はそうだと思うんですが、1年後、2年後ということで、具体的にこのように数値が上げられているこの数字は、いわゆる希望的な数なのか、それとも

取組の明確化の中で、1年後は、これをこういうふうにするということでの根拠のある数字なのか、そこら辺をどのように認識したらいいのか、答弁を求めます。

【真崎生活衛生課長】ロードマップの4ページをお開きください。その一番上に不妊化拡充ということで書いております。令和4年度が434頭、令和5年度が700頭ということで、あとずっと100頭ずつ減らしていつているわけですが、現在、動物病院の方でいろいろと手術をさせていただいているところですが、なかなか、長崎県の動物病院の中でも手がいっぱいになってきたということもあります。

そこで、今、大村にあるアニマルポートの方で700頭、その余分の方ですね、実施する予定にしております。その中では改めて獣医師会とも契約いたしまして、その上回った部分についてアニマルポートで実施したいと考えておまして、700頭ということで設定しております。

その頭数のめどといたしますのが、なかなか把握できないんですが、最初に野良猫の数を減らさないといけないということで、このあたりがマックスではないかということで700頭と設定をしております。

あと、1年ごとに100頭ずつ減らしていくのは、収容数がどんどん減っていくという予定でありまして、ここも年度ごとにいろいろと進捗を管理いたしまして、年度ごとで判断させていただきたいと思っております。

【堀江委員】当面の手術の問題を取り上げた時に、大村のアニマルポートでできるようにするというので、具体的な体制も取れるということと700頭という数が出てくるということでは、これは具体的に根拠のある数字という認識でいいんですかね。そして、その後については、総

合的な取組もあるので、一つは減少するという  
ことを前提にした上でということであるので、  
いわゆる当面の現実的な根拠がある数字と、将  
来的には推測というか、希望的な数字も入っ  
ているという見方でいいでしょうか。

【真崎生活衛生課長】委員ご指摘のとおりで  
ございまして、今後の頭数につきましては、い  
ろんな対策をしていく中でどういう状況にな  
るかわかりませんので、このロードマップに  
関しましては、このような予定で数として上  
げております。

【堀江委員】ぜひこういうふうな方向で進  
めてほしいという思いがいたします。特に不  
妊化の問題は、これはなかなか一口で言っ  
ても大変なことだというふうに思っております。  
しかも、数としてきちんと上げていてい  
ることからすると、大変なことだと思  
うんですが、その部分につきましては、  
ぜひお願いしたいということをあ  
えて申し上げておきたいと思  
います。

もう一つ、男女の賃金格差の問題で質問を  
したいと思います。

女性活躍推進法が改正されて、昨年7月  
から従業員301人以上の民間事業主の  
男女賃金格差の開示が始まりました。

そこで、今、厚労省のホームページで  
毎日更新されて、従業員301人以上の  
企業については、男女の賃金格差を  
開示するよう義務づけられている  
ので、厚労省のホームページで  
毎日更新されています。

昨日の新聞報道の中では、301人以上  
の企業に終わらずに、それ以下の  
企業も含めて、この新聞が分析  
した状況によりますと、女性の  
賃金は男性に比べて76%、  
いわゆる格差があるということが  
明らかになりましたし、それは大

企業ほど格差があるということが  
分析の結果として出たという  
ことが昨日の新聞で報道されて  
います。大企業ほど男性の正  
社員数が多く、管理職も多数  
を占めているということが  
女性の賃金格差で、大企業  
ほど格差があるというふう  
な分析もあっております。

そこで、質問ですが、男女の賃金格差は、  
私はあるというふうに思  
っておりますので、長崎  
県の現状がどうか、把握  
しておりますか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】  
男女の賃金格差でござい  
ますが、先ほど堀江委員  
が新聞記事を用いられ  
てお話をありました76%  
というのは、賃金構造  
基本統計調査によるもの  
と思われま。これでは  
各県の状況というの  
がわかりにくいところ  
ではありますが、本  
県の産業労働部が毎年  
行っております統計調  
査でお話しさせていただきます  
と、毎月勤労統計調  
査がござい。これによ  
りますと、令和2年度  
の長崎県の男女の賃  
金格差は、男性を100  
とした場合、女性は  
残念ながら60.7とな  
っておりまして、格差  
がある状況にはござ  
いますが、近年の推  
移を見ますと、この  
格差は縮小傾向にあ  
る状況でございます。

【堀江委員】統計としては、産業労働  
部の毎月勤労統計調  
査で一応把握できる  
ということで、担当  
が男女参画・女性活  
躍推進室ということ  
なので、そちらが答  
弁ということになっ  
たんですが、今の答  
弁ですと、令和2年  
度で男女の賃金格差  
、男性が100とし  
た場合、女性が60.7  
ということですが、  
縮小傾向にあるとい  
うことですが、縮小  
傾向の幅は小さい  
ですね、というふう  
に私は思いますが、  
どうでしょうか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】  
訂正させていただきます  
が、産労部が毎年  
公表しております  
労働条件等実態調  
査の中で取りまと  
められ

ている表ですが、毎月勤労統計調査自体は厚生労働省が行っているものでございます。これで各県の状況が見えますので、全国と比較したところが見えるところからお話をさせていただいたところです。

縮小傾向にあると申し上げましたが、私が知り得る限りで調べましたところ、平成24年まで遜ることができました。その当時は58、平成27年が59、そして令和2年が60ということで、縮小傾向にあるといいましても、少しずつその歩を進めているというところでございます。

【堀江委員】ありがとうございます。厚労省の調査でわかるということで、平成24年度が男性が100%とした時に女性が58%だったのが、令和2年度で60.7%までということで、そういう意味では確かに縮小傾向であるというふうな室長の答弁をそのまま数字の上で示したものだというふうに理解しています。

そこで、私は男女の賃金格差、同一労働同一賃金も含めまして、女性が働いて男性と差がなく、労働に見合っきちんと賃金が出される、その方向に国はしているというふうに思っておりますので、直接担当します男女参画・女性活躍推進室としまして見解としてお持ちでしたら答弁を求めます。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】男女の賃金格差でございますが、これはやはり女性の経済的自立につながるものと考えております。女性が経済力をつけるということは、女性自身が人生の選択肢を増やすためにも大変重要なことであると考えております。

このため、当室におきましては、各種事業を推進することで女性の継続就業、それからキャリア形成につなげるとともに、男女の賃金格差の解消にもつなげていきたいということで考え

ているところでございます。

【堀江委員】経済的自立を持つということは、女性が人生の選択肢ができる、本当にそのとおりだと思います。一つ離婚をしようと思っても、いろんなことを選ぼうとする時に経済的自立がなければ人生の選択をすることができません。

そこで、今の室長の答弁はそのとおりだと思うんですが、賃金を上げるというのは、これは県がどうこうということではないですし、企業がどうするかということが基本的なことだと思いますし、国がそのためにどういう支援をするかということとも関わってきます。

男女参画・女性活躍推進室として、この男女の賃金格差をなくしていくということについて、例えば、予算の時に審議しましたが、ジェンダー平等というふうな観点での経営者セミナーであったりとか、いろんなことがあると思うんですけど、県として関われることというのは、今ある事業の中で、そういう視点を持った事業というのはあるんでしょうか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】男女の賃金格差の解消に向けては、国において女活法を改正したり、または働きたい女性が就業調整をしなくて済むような仕組みづくりに取り組んでいただいているところでございます。

本県では、様々な事業を推進する中で、午前中にお話ししました企業経営に求められるジェンダー平等の視点強化の事業、それから、大学生向けのキャリア形成セミナーにおきまして、大学生に現在の女性の人生の多様化の実態について理解していただくとともに、女性の経済的自立がいかに必要であるのかということの意識を醸成していただく事業をやっているところでございます。

【堀江委員】私は、室長の仕事分野は、非常に

大きな仕事だというふうに思っておりまして、直接、県政にどうこうということだけじゃなくて、長崎県民の、とりわけ女性の暮らしをどう支えるかということにも関わる大事な分野だと私は思っています。

そういうのもありまして、今回、女性活躍推進法が改正されて、民間事業主が男女の賃金格差を開示できる、公表ということに時代が変わってきました。

その中で長崎県においての男女の賃金格差がどうなっているのかということをお調べできれば明らかにしてほしいと思っております。今日はこの質問をしたところです。いろんな資料を用いて事前に準備をしてくださって、少なくとも令和2年度の段階で男性が100であれば、長崎県の場合は60.7という数字を出していただきました。そのことについてはお礼申し上げたいと思います。

と同時に、室長が言われましたように、経済的自立があるということが、女性が人生の選択をできる、人生の様々なところで、誰に左右されることなく、自らの意思で人生を選べるという、そういう人生を送れるということは、これはもう時代が求めることだというふうに思っておりますので、ぜひそうした女性を支えての事業を行う、あるいはそういう視点で県政を司るという立場に立って進めていただきたいということを重ねて申し上げて、私の質問としたいと思っております。

終わります。

【石本委員長】ほかに、質問はありませんか。

【堤委員】「動物殺処分ゼロ」に向けたロードマップの8ページに不妊化数が書いてありまして、併せて殺処分数が書いてあります。令和3年度937頭となっておりますが、午前中の小林委

員の質問に対して、令和3年度1,345頭で、そのうち譲渡可能だったのが937頭ということだったと思うんですけども、他県の数も言われましてけれども、他県はどういうカウントなのか、お尋ねします。

【真崎生活衛生課長】この937頭というのは、収容数のうち譲渡が可能な数になります。そして、午前中に他県の状況の数を申しましたのは、収容数の中で譲渡の可能数もありますし、その中で譲渡に不適な動物というのも一定ございます。例えば、病気をした個体であるとか、あと凶暴な犬であるとか、そういうような動物については、残念ながら、殺処分せざるを得ないというようなことになっております。

その中で譲渡ができると獣医師が判断した数が、ここで言えば令和3年度では937頭という形になっております。他県の数字については、全て殺処分した数という形になっております。

【堤委員】譲渡可能が937頭で、病弱だったり凶暴で譲渡ができないとか、いろんなことでトータルで1,345頭が殺処分されたということですが、937頭にしても本県はすごく多くて、他県は譲渡できないものも合わせた数だということなので、いかに長崎県がたくさん殺処分してこれたかということをお改めして思いました。

先ほど、不妊化数の今後の見込みということ堀江委員から質問されましたので、私から重ねては質問しませんけれども、不妊去勢手術をする一方で、地域猫活動を進めていくことで収容数を減らしていく、そういうことで殺処分ゼロにつなげていくという取組は、本当に大切な取組だと思います。

その中で、今、県民の方から聞くのは、条例ができましたけれども、この条例の内容につい

て十分に理解されるまで伝わっていないということ。それから、保護猫活動をする人に対する無理解であったり、嫌がらせであったり、あるいは県央地区あたりで違法なトラバサミを使って猫を虐待してわなにかけている。それで、わなにかかって亡くなった猫もいて、そういうのを見つけて警察署や保健所や、そういったところに連絡をしましたというお話も聞いているんですね。

だから、県民に対する周知、啓発というのがすごく大切ではないかなと思っていますけれども、今後、進めていかれると思いますけれども、その辺をどういうふうに取り組まれるのか、お聞きしたいと思います。

【真崎生活衛生課長】 ロードマップの6ページをお開きください。

周知、広報というのは大事だと私たちも考えておりまして、ここも県だけでは、もちろん県も一生懸命やっていきたいと思っていますけれども、市町とも協力しながら、条例も含めまして、殺処分ゼロまたは動物の遺棄とか、そういうようなことについても県民の皆様へわかりやすいような形で実施していきたいと考えております。

ロードマップでいいますと、関係部局との連携というところで、今後、学校で命の大事さを教えていただくところに動物の関係も組み込んでいければなという考えを持っておりまして、今後、関係部局とも連携しながら、話をしながら、このあたりを進めていきたいと考えております。

【堤委員】 ありがとうございます。佐世保の新しくなった動物愛護センターに行きましたら、収容されている猫ちゃんとかがいて、本当に訪問した人が飼いたいというか、かわいいと思えるような、そういう収容の仕方がされていたり、

今、譲渡できる猫はいませんということもホームページで示されております。ただ、地域には野良猫とかがいっぱい、まだまだいて、そういうところでは地域猫活動もなかなか進んでいないし、まだまだ保護しなければいけない、手術をしないといけない猫がたくさんいるなということを感じています。

センターに行った時に職員の方から言われたんですけど、知事が率先して、こういう取組をしますというPRをしてもらったらありがたいなという声もありまして、やっぱり長崎県として本気で取り組んでいるというところを示していただけたらと思いますが、いかがですか。

【真崎生活衛生課長】 知事も殺処分ゼロについて公約されております。また、最近では福山雅治さんとの対談の中でも取り上げでいらっやいますので、そこも皆様方に周知、広報して、県民の皆様へ伝えられるように取組を進めていきたいと考えております。

【堤委員】 ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、九州エコファミリー応援アプリについて、議案外の6ページに書いてありますけれども、登録者数が2月13日現在、1,442名ということで、なかなか増えていかないなと思っています。これは福岡県が始めて、それに九州のほかの県がのっかったというアプリなのかなと思っています。その状況はどうなんでしょうか。

【重野次長兼地域環境課長】 委員のご質問ですけれども、委員がおっしゃられたとおり、まずは福岡県が先行してやっていました。それを改修した形で九州が一緒になってやったというものでございます。

【堤委員】 予想どおり、福岡が始めてというこ

とで、福岡がいろんなマップというか、情報がたくさんありまして、ここを訪問したら、こういうお得なことがありますよというのがたくさん載ってるんですが、本県はまだまだそれが進んでおりません。

先月、「ながさき健康づくりアプリ」というのが始まりまして、私も登録してるんですが、今、全体で1万3,396人が登録されています。約10倍ぐらい。健康に対する県民の意識の高さとか、歩いた距離なんかを毎日、毎日示されるのが励みになるのかなと思うんですけれども、こちらのアプリも、マップ情報にいろんなお店とか、いろんな訪問先で、長崎はポイントが付与されますというのが結構多いので、そういうのが楽しみになるのかなと思いますので、いろんなところに働きかけて増やしていただきたいと思います。やはり登録者の数が増えていかないと取組も進んでいかないとしますので、そのところを頑張っていたきたいなと思っております。

【重野次長兼地域環境課長】ご意見ありがとうございます。我々も、この登録者数がなかなか伸び悩んでおり、何らかの対策をとっていかないといけないという中で、現在、九州各県で協議しているところでございます。

今、アプリの改修も考えておりまして、なるだけ二酸化炭素の削減量が目に見えるような形で表示ができないかということも検討して、より取り組みやすい形で今後進めていきたいと思っておりますし、協力店についても、ご意見のとおり、福岡県は進んでおりますので、負けられないような形で進めていきたいと考えております。

【堤委員】ほかの県の登録者数などはわかるんでしょうか。

【重野次長兼地域環境課長】 令和5年2月23日

現在で、福岡県が7,196人、鹿児島県が2,054人、大分県が1,592人、長崎県が1,474人、宮崎県が1,123人、熊本県が615人、佐賀県が499人となっております。

【堤委員】ありがとうございました。まだまだのところがたくさんあるということですね。改善して利用が増えるように頑張っていたきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で終わります。

【石本委員長】ほかにご質問ありませんか。

【山口(初)委員】過去にも一度、本件について話をしたことがありますけれども、県立公園の眺望改善についてお尋ねをいたします。

大村湾県立公園内の諫早市と長与町にまたがる琴ノ尾岳の頂上に関する質問でございます。琴ノ尾岳は451メートル、頂上の付近では昔ののろし、砲火台の跡もございます。頂上からは南は長崎市、西に長与町、時津町、西海市、北には佐世保市、川棚町、東彼杵町、そして東に大村市、諫早市と、360度見渡せる風光明媚な場所であります。

諫早市、長与町はじめ、長崎市を含め、県内各地域から四季を通じて手軽な山登りコースとして、また、頂上には駐車場もありますので、老若男女、それぞれ家族連れでドライブにも来られている場所です。

そういう状況にあるわけではありますが、近年、頂上にお見えになる皆さんから眺望改善が求められております。

特に頂上からは眼下に大村湾が見渡せる状況にあるんですが、頂上展望台の周りには植林をされた杉やヒノキが大きく成長して、全く眺望が遮られてしまっている状況です。要するに、眼下の大村空港に離発着する飛行機も全く見えない、そういう状況になっています。

そういうことで、地元の自治会、いわゆる10地区の自治会の連名で、この眺望改善に向けまして県民生活環境部長に要望させていただいたところでございます。その後の検討状況についてお尋ねをしておきたいと思っております。

特に課題は県と長与町との関係にあるわけですが、その後の進捗状況についてお尋ねをいたします。

【笹淵自然環境課長】今お尋ねのありました琴ノ尾岳の展望台の眺望改善についてお答え申し上げます。

委員からお話のあったとおり、昨年11月に諫早市自治会連合会の多良見西支部の皆様から県民生活環境部長宛てに琴ノ尾岳の展望台の眺望改善の要望を受けております。それを受けまして、年明けの1月に貞方部長とともに、私も一緒に長与町長と面談をさせていただきました。その場でこれまでの経緯、それから自治会からの要望内容についてご説明をさせていただいたところでございます。

その場ですぐに具体的な解決策について話し合い、結論が出たというわけではございませんが、本件については、お互い協議を重ねていくということで町長とも確認をさせていただいたところでございます。

引き続き、長与町とも協議をしながら眺望の改善に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

【山口(初)委員】ご努力はいただいているというふうに認識をしております。要は、どういう課題があるかということ、植林をされている地主さんは長与町在住の方で、もう完全に眺望が遮られる状況まで木は成長しているんですけれども、その木を切らせてくれと、切って眺望改善を図ってほしいというお願いをしているわけですが、

樹木を切っても、また次の樹木が大きくなるので、とにかく土地を県できちっと購入して整備をしてほしいという長与町の地主さんの要望です。それを私も直接お伺いをして、諫早市の一住民の立場でという話をしました。そういうところで結論として言えば、その植林がなされている地域を県としてきちっと購入をしていただいて、しっかり整備をしてほしいというのがその地主さんの要望でした。

具体的なことについての所管ということになると長与町になるのだと思うのですが、そういう意味では、県がきちっと長与町と連携して、費用面も含めて長与町としてもしっかり事業ができるようにバックアップをしなければならないというふうに思っておりますので、いまひとつ、部長も最後の委員会になられると思いますので、きちっと方向性を今示しておっていただきたいなど。後任が次に来られて具体的な作業になるというふうに判断しますので、課長でも、部長でもいいですから、これから先の進め方について、いま少しお話をいただけませんか。

【貞方県民生活環境部長】委員ご指摘のとおり、琴ノ尾岳の展望台は、確かに展望台からの眺望が植林によって遮られている状況でございます。私も現地に何度も足を運んで、その状況を確認させていただいております。また、土地の状況についても、展望台があるところは諫早市の土地、そして植林がされているところは長与町の個人の私有地、建物は県で建てましたけれども、長崎県として土地を買いますということは困難だという認識を踏まえて、地元自治会の思いも承りましたので、長与町に出向いて町長さんにもお願いをして話をさせていただいたところでございます。

これまで町長さんと直接この件で話したとい

うことは聞いておりませんので、今回初めてそういった話がありましたし、窓口もしっかり決めて今後進めていこうということが、この場で取り交わされましたので、まずは一步前進したのかなというふうに認識しております。

今後、この問題をどう解決していくかでございますが、委員からご提案があった、長与町に財政的な支援をして長与町に買ってもらうというのも一つの手法でありますし、ほかに有効なやり方がないか、長与町ともよく話をしながら、最終的な目標は地元の要望でもございますけれども、県民が全てそこに行けばいい眺望が見られるというのが本来の県立公園の展望台の趣旨でございますので、そういった趣旨にかなうように、県としてもできるだけそういった県民のためになるようなことで進めていきたいと考えております。

【山口(初)委員】ありがとうございます。そういう形で進めてもらうんですが、結果としては、県が主体性を持ってやるということに尽きると思います。長与町も、それはやりますけれども、お金をどうするのかという具体的な話になっていきますので、県が主体性を持って県民の、いわゆる大村湾県立公園内の眺望改善になるわけですから、そこのところはしっかりやっていただきたいと思います。

少し時間がたってますので、きちっとしためどだけはお示しいただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

【貞方県民生活環境部長】先ほども答弁申し上げたとおり、今ここでめどというか、結論的なことを言うことは、まだまだその状況にないものと認識しております。このことにつきましては、長与町、それからその土地の所有者、そういった関係の方々もおられますので、なかなか

かすぐに結論を得るとというのは難しい状況でございますが、何としても、できるだけ早い段階でそこに決着をつけたいという思いは、私ども、長与町とも共有しておりますので、最終的に目指す方向は一緒ですから、長与町ともしっかりと話をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

【山口(初)委員】ありがとうございます。そうやってご尽力、ご努力をいただいていることは十分承知してますので、こういうことを言っているのかどうかわかりませんが、部長にとりましても、あんまり期間がございませんので、しっかり3月中に詰めをしておいていただきたいということを心からお願いいたしておきます。よろしくお願いいたします。

終わります。

【石本委員長】ほかにございませんか。

【千住副委員長】1点、獣医師の不足をよくお聞きするんですけれども、県の職員、公務員の獣医師の状況はどうなっているのでしょうか。

【真崎生活衛生課長】県内の獣医師の状況というお尋ねですけれども、県民生活環境部にいる獣医師は公衆衛生獣医師ということです。公衆衛生獣医師は、県民生活環境部と福祉保健部に配属されております。県民生活環境部におきましては、食肉衛生検査所、福祉保健部におきましては保健所に配属されておきまして、現在、欠員が5名生じております。

その5名に対しまして、県職のOBの方々を会計年度任用職員として雇用し、欠員を補充している状況となっております。

また、畜産関係、農林部の方は欠員が9名というふうに伺っております。同様に県職のOBを会計年度任用職員として雇用することで欠員を補充しているとお聞きしております。

【千住副委員長】欠員がかなり出ているということですが、それに対する対策は、こういった対策を取られているのでしょうか。

【眞崎生活衛生課長】獣医師の確保といたしまして、これまで他県の獣医学部へ進学しております長崎県出身者の学生に対しまして、学校を通じてメールで採用試験の受験依頼、大学への就職説明会への参加、インターンシップ研修の実施を行ってまいりました。

また、採用試験に際しましては、年齢制限の引上げ、または試験を複数回設定いたしまして、県外での試験の実施の取組を継続してまいっております。毎年、数名の採用につながっていると思っております。

また、2019年に岡山理科大学の獣医学部、定員が140名となっておりますけれども、開設されて、令和6年、2024年3月に卒業生が輩出される見込みでありまして、今後は大学や学生に対して働きかけを行ってまいりたいと思っております。

【千住副委員長】この獣医師の手当てのアップについても取り組まれているようなお話を聞いたんですけれども、そのあたりは実際どうなっているのでしょうか。

【眞崎生活衛生課長】手当てに関しましては、人事課の所管でありますけれども、人材確保のために獣医師の初任給調整手当を月額3万円から5万5,000円に令和5年4月から増額するという事をお聞きしております。

【徳永委員】今の獣医師の関係ですけど、今、獣医師学部は非常に難関だと、難しいということ。その定数が、岡山理科大学にできたけれども、まだ少ないですね。そういう中で獣医師不足というのは、本県だけでなく、全国的にそういう状況、かつ獣医師の人気というのは、じゃ卒

業後、どちらに進むかということ、ペットの開業医の方に行く状況だということで、獣医師会の皆様方も非常に危惧されております。

そういう中で、もっとしっかりやらないと、この先、確保が非常に大変ではないかなと思うんですけれども、その辺はどうなんですか。

【眞崎生活衛生課長】委員おっしゃいますように、今、獣医師の大学生の傾向といたしましては、小動物の臨床に行くような偏りが出ていること。また、公務員獣医師に関しましては、東京とか、九州で言えば福岡あたりに偏ってしまっている。地方の方にはなかなか来てもらえないという状況があります。

このようなことから私たちとしても、長崎県に来ていただくために大学等へ働きかけを強化いたしまして、直接出向いて、コロナ前は出向いて働きかけを実施していたところがございます。このあたりも引き続き獣医師確保を目指して進めてまいりたいと思っております。

【徳永委員】なぜ私がこのことを言うのかといえば、今、家畜の伝染病とか行政がやらなければならない仕事、責任があるわけですね。それには獣医師がいなければ、これ、大変なことになるわけですね。

今後、数値といいますか、先ほど不足が何人と答弁がありましたけれども、今後、どういうふうな、5年後、10年後というのが不足なのか、その辺はしっかりプランニングしておられますか。

【眞崎生活衛生課長】その将来的な見込みというのは、なかなか難しいんですけれども、今、欠員が生じている部分につきまして、何とか確保したいというところを目指しておるところで、大学または今仕事をしてない方についても働きかけをしているところでございます。

【徳永委員】なかなか答弁があれなんですけど、ただ、そう簡単ではないと。これは関係団体からはずっと前から言われているんですね。ここはもう喫緊の課題ということでしっかりと対処していただきたい。最後に部長、その辺どうなんですか。これは県民生活環境部だけの問題じゃないと思うんですけども。

【貞方県民生活環境部長】委員ご指摘のとおり、獣医師不足については、行政だけではなくて、本県の産業界も含めて重要な課題であると認識しております。

そういう中で、関係する農林部、そしてまた人事サイド、そういったところともこの件については従来からずっと協議を重ねてきております。いろいろ処遇面等についても議論してきておりますので、何とかそういったところで、一気に解決とはいきませんが、少しでも希望者が増えて採用者が増えるように取り組んでまいりたいと考えております。

【石本委員長】ほかにございませんか。

【西川委員】ささいなことなんですけど、先ほどから犬、猫保護のことでいろいろあってました。この委員会として県外視察とかで行きますね。その時に担当課または担当係が同行します。たしか4年前は、今期の一番初めの年は沖縄県の動物愛護保護センターみたいなところに視察に行って、できたばかりの新しい施設を見ました。

そのような時、要するに委員会の視察などの結果を部の事業計画などに反映させるべき準備とかいうのはどのようなことをしているのか。そしてまた、その時に行って現場を見たりした担当者が復命書というようなものを例えば部長宛てとか県知事宛てとか、そういうようなことで提出しているのかどうか。

この大村にある施設が老朽化して早くどうに

かしなければならないという話はずっと前からあったと思うんですけど、今日これだけ問題になりましたから今さら言わなくてもいいんですけど、どうしてこんなふうに遅れたのか、大変残念ですけど、まず、委員会視察とかの後のことがどのようになっているのか教えていただきたいと思います。

【眞崎生活衛生課長】4年前の沖縄県の視察につきまして前課長から聞いておりまして、沖縄県の新しい施設を見に行った理由は、長崎県の施設をどうにかしたいというところもあったと思います。

かなり新しい施設ということで、動物愛護に関する施設整備がなされていたというふうに聞いておりますので、そこも参考にしながら、今後、整備に関しまして取り組んでいきたいと思っております。

【西川委員】委員会の視察というと、物見遊山で議員が遊びに行くわけじゃないんですよね。やはり先進地視察というのが一番の目的ですから、その時の報告書なりが残っておると思しますので、そういうのを参考にしながら着々と進めていっていただきたいと思います。

【石本委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ほかに質問がないようですので、県民生活環境部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時43分 休憩

-----  
午後 3時43分 再開  
-----

【石本委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、県民生活環境部関係の審査を終了いたします。

引き続き交通局の審査を行います。準備のため、しばらく休憩いたします。

午後3時50分に再開いたします。

-----  
午後 3時43分 休憩

-----  
午後 3時50分 再開  
-----

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

これより、交通局関係の審査を行います。

【石本分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

交通局長より、予算議案について説明を求めます。

【太田交通局長】 よろしくお願いたします。

交通局の予算議案につきましては、経営状況等と密接な関係がございますので、本委員会関係議案説明資料の一部をご説明した後に議案の説明に移りたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、本委員会議案説明資料の1ページをお開きください。

交通局の経営状況について。

交通局の経営状況については、今年度の10月から12月までの第3四半期において、営業収入が前年度同期と比べ10%増となっており、空港リムジンバスや貸切バスにおいて前年度を上回るなど、令和4年春以降、堅調に推移しております。

経常費用は、軽油価格の高騰はあるものの、経費節減の効果などから微減となっており、経常収支（税込）は、前年度同期から1億7,000万円改善し、5,000万円の赤字となりました。

この結果、令和4年4月から12月までの累計では、経常収支（税込み）が前年度から約5億6,000万円改善し、1億1,000万円の赤字となっております。

今年1月から3月までの第4四半期においては、路線バスや貸切バスの利用が前年度より増加して推移しており、また、路線バスへの補助金等の収入が見込まれることなどから、最終的な収支は前年度より大幅に改善する見込みであります。

これまでコロナ禍に対応した各種の経営改善策を講じてまいりましたが、社会経済の活性化や国、県、市からの補助金等の支援も相まって、その成果が現れてきたものと考えております。

今後も中長期的な視点で種々の対策を講じながら、県営バスの存在意義である路線バスの維持等を図ってまいります。

3ページをお開きください。

東長崎営業所の活用について。

交通局においては、長崎市域の路線バス網の維持を図るため、長崎自動車株式会社（長崎バス）との共同経営による路線バスの再編を進めております。令和4年10月には東長崎地区において、長崎バスが運行していた地域内路線バスに代わり、県営バスが長崎市コミュニティバスとして運行を始めたところであり、長崎バス東長崎営業所の一部を乗継拠点として提供いただき、待合所としてお客様にご利用いただいております。

令和5年度からは、東長崎営業所を県営バスの営業所として活用したいと考えており、長崎自動車株式会社や関係機関等との調整を行っているところです。

これにより、現在、乗継拠点となっている当該施設に営業所機能が追加され、利便性向上にも資するものと考えております。

それでは、議案の説明に戻らせてまいります。

交通局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、第14号議案「令和5年度長崎県交通事業会計予算」、第45号議案「令和4年度長崎県交通事業会計補正予算（第1号）」であります。

初めに、第14号議案「令和5年度長崎県交通事業会計予算」につきましてご説明いたします。

交通局におきましては、県営交通事業として輸送の安全確保と輸送品質の向上に努めながら、地域生活交通の維持確保を図るとともに、本県の観光振興へ貢献していくことを基本方針として運営を行っており、令和5年度からはコロナ禍等の経営課題に対応する「中期経営計画後期5か年行動計画」に沿って、減収への対応や事業継続のための投資などを推進していくこととしております。

令和5年度においては、後期5か年計画の初年度として、長崎自動車株式会社の東長崎営業所の活用などによる営業所の再編や計画的なバス車両更新の再開などに取り組みながら、経営の効率化を推進し、黒字化を目指すこととしております。

業務の予定量につきましては、記載のとおりでございます。

3ページ、収益的収入及び支出。

事業収益並びに事業費用につきましては、記載のとおりでございます。

4ページをご覧ください。

4ページ中ほど、収益的収入と収益的支出の差額は、1億1,946万9,000円となり、消費税抜収支差として4,431万円の黒字を見込んでおります。

なお、コロナ禍の長期化による営業運転資金の不足に備えるため、特別減収対策企業債について5億円の限度額を設定しております。

資本的収入及び支出につきましては、記載の

とおりでございます。

5ページの中ほどをご覧ください。

なお、重要な資産の取得といたしまして、長崎自動車株式会社が所有するバス営業所一式を取得したいと考えております。

続きまして、債務負担行為につきましては、記載のとおりでございます。

6ページをご覧ください。

次に、第45号議案「令和4年度長崎県交通事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

収益的収入及び支出の補正につきましては、記載のとおりでございます。

6ページ下ほど、資本的収入及び支出の補正につきましては、記載のとおりでございます。

7ページの中ほどをご覧ください。

最後に、令和4年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承賜りたいと存じます。

令和4年度の予算については、年間の執行額の確定に伴い、整理を要するものが予想されます。これらの最終的な整理を行うため、3月末をもって令和4年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

また、諫早バスターミナル跡地売却に係る予算計上については、入札日程等の関係で補正予算への計上が難しいことから、3月末の専決処分をもって措置させていただきたいと考えておりますので、併せてご了承賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本分科会長】次に、管理部長より補足説明を求めます。

【猪股管理部長】 それでは、補足説明をさせていただきます。

資料の「令和5年度当初予算（案）及び令和4年度2月補正予算（案）」についてご覧ください。

資料の1ページ、令和5年度当初予算（案）の収益的収支ですが、一番上の事業収益（A）が52億3,000万円、これに対し、中ほどの事業費用（B）が51億1,000万円でありまして、当年度の純損益が、一番下になりますが、4,400万円の黒字を計上しております。

内訳として、運輸収入ですが、コロナ禍の影響が長期化すると想定して、令和4年度の状況を踏まえて収入を見込んでおりまして、収入が37億4,700万円、前年度比1億8,500万円の減となっております。内訳ですが、乗合収入が前年度比1億1,100万円の減、高速収入が3,100万円の増、貸切収入が1億400万円の減となっております。

次に、営業外収益ですが、新幹線建設工事に係る補償費の減などにより前年度比3,100万円の減となっております。

なお、内訳の補助金等は、令和4年度とほぼ同額を見込んでおります。

そして、特別利益は、旧職員公舎の売却による収益増を見込んでおります。

続きまして、費用ですが、営業費用は49億9,700万円で、前年度比5,800万円の減となっております。内訳として、人件費が前年度比1,600万円の増となっておりますが、これは各種手当や法定福利費の増を見込んでおります。

次に、物件費が前年度比5,000万円の減、経費が2,400万円の減で、主にバスの稼動減に伴う軽油費の減や、他社に支払う乗車券販売手数料の減などでございます。

最後に、営業外費用ですが、主に支払消費税の減でございます。

令和5年度もコロナの長期化、物価高騰の継続が見込まれますが、収支改善で影響を最小限にとどめ、黒字化を達成したいと考えております。

しかし、コロナ禍など不安定要素が大きいことから、最後に記載しておりますとおり、万が一のため、特別減収対策企業債5億円の限度額を計上しております。

続きまして、2ページをご覧ください。

資本的収支ですが、資本的収入が11億4,800万円で、前年度比9億1,200万円の増となっております。主に企業債の増でございます。資本的支出は14億3,000万円で、建設改良費が前年度比9億500万円の増となっております。これは企業債を財源としてバス車両や長崎バスが所有する東長崎営業所の購入などを行うものでございます。

次に、2番、長崎バスの東長崎営業所取得についてですが、営業所の概要は記載のとおりでありまして、現在、交通局との共同経営に伴い、営業所は廃止され、交通局が乗り継ぎ拠点として使用しております。

交通局としましては、令和5年5月からバス営業所として活用したいと考えており、財源となる企業債を確保するまでの間は、当該施設をお借りし、企業債借入れ後に購入したいと考えております。

その経費ですが、予算（案）に記載のとおり、収益的支出で賃貸料の3,300万円を、また、資本的支出で土地、建物の購入費5億9,600万円を計上し、総額6億2,800万円を見込んでおります。

続いて、3ページをご覧ください。

3、交通事業会計への補助金等の概要ですが、

上段の が国、県の制度により、公営、民営を問わず、バス事業者に対して交付される補助金や、不採算路線に対する関係市からの補助金で、合計7億800万円を見込んでおります。

次に、一般会計からの繰入金ですが、これは国が定める繰出基準に基づくもので、全て国から交付税措置がなされているものであり、合計2億3,200万円を見込んでおります。

続いて、4ページをご覧ください。

令和4年度2月補正予算（案）ですが、上段の収益的収支ですが、コロナ禍の影響により運輸収入が2億1,400万円減少する一方、コロナ禍や物価高騰に対する国、県、市からの補助金の増により、営業外収益が1億4,100万円増加し、事業収益（A）は1億3,500万円の減となる見込みでございます。一方、事業費用（B）については、人件費や委託料などが増加していますが、費用の節減や支払消費税の減少などにより700万円の減が見込まれ、その結果、収支で1億700万円の赤字を見込んでおります。

なお、先日、諫早バスターミナルの売却が決まりましたけれども、この売却結果を踏まえれば、落札額が4億1,000万円でございますので、売却額を加味すれば令和4年度の収支は約2億5,900万円の黒字となる見込みでございます。

最後に、下段の 資本的収支につきましては、事業費の執行見込みに伴って補正額を計上しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【小林委員】 そうすると、令和4年度の当初予算と令和5年度の比較、これは先ほど説明をい

ただいたけども、今年度の決算の見込みと前年度を比較した時にはどうなっていくのか、この辺の収入面がどうなっているか、お尋ねいたします。

【猪股管理部長】収入面の比較をご説明いたします。

運輸収入については、令和4年度はコロナ禍の感染拡大で第7波、第8波が発生して、感染者数自体は昨年度より多かったです。まん延防止対策などの行動制限がありませんでしたので、運輸収入は昨年度より改善しております。

運輸収入の今年度の見込み、2月補正後と前年度の決算を比較いたしますと、乗合バスが3億4,000万円の増、高速バスが7,000万円の増、貸切バスが2億3,000万円の増で、合計運輸収入で6億4,000万円の増となっております。

結果、ほかの補助金とかを含めまして、収入全体では前年度よりも約4億8,000万円の増を見込んでいるところでございます。

【小林委員】 やっぱりまん延防止の、いわゆる人の行動に規制がかからなかったということ、これがこういう好調なプラス、増をもたらした、こういうことですね。これは予定外だったと思いますよ。

それから、前年度と比較してみても支出面の経費はどういう状況ですか。

【猪股管理部長】経費、費用面の状況ですけれども、費用は前年度よりも約2億1,000万円の増を見込んでおりまして、主な要因としましては、運転士がコロナ感染で非番勤務とか行いましたので、それによって人件費の増が3,000万円ほどございます。そしてまた、軽油価格の高騰などで7,000万円の増、あとバス稼動が増加しましたので、それに伴って乗車券販売手数料などの経費の増がございまして、そういったものを含め

ますと2億1,000万円の増となるところでございます。

【小林委員】 2億1,000万円の増ということで、今言ったもろもろの要因があると思うけれども、これはコロナ禍の状況の中で、第7波、第8波で相当損になるんじゃないかと思っておりましてけれども、さっき言ったようにまん延防止の規制がかからなかった中で、ある程度プラス、前年度よりも4億8,000万円のプラスをもたらした。

しかし、今言うように支出面で2億1,000万円の増、これは予定しておったのか、予定外だったのか、結構多かったんじゃないか、どうですか。

【猪股管理部長】 この部分につきましては、軽油価格につきましては、昨年度も前年度よりあがっておりまして、そこで落ち着くかなと思っていましたけれども、それ以上に軽油価格が今年度上がりましたので、そういった面では経費については予定外のところもございました。

【小林委員】 そうすると、最終的な収支、前年度と比較した時にどうですか、どのくらいの状況ですか。

【猪股管理部長】 最終的な収支ですけれども、先ほど話しました旧諫早バスターミナルの売却を加えますと2億5,900万円の黒字となる見込みでございます。ただ、この売却は一過性のものでありまして、そのターミナルの売却を除きますと1億700万円の赤字となる見込みでございます。前年度の収支が3億7,000万円の赤字でしたので、ターミナル分を除いても前年度より改善が図られると見込んでおります。

【小林委員】 3月1日からリムジンバスを値上げをしたね、ある日突然みたいな格好で。ちょっとびっくりしたな。しかし、上げ幅が200円

ぐらいだったと。こういうような形で、しかし、リムジンバスが好調であることから、リムジンバスを200円上げることによって相当な収入が期待されているんじゃないかと思うけれども、どうですか、実績は。

【猪股管理部長】 3月1日から利用していただいておりますので、3月の状況は把握しておりますけれども、令和5年度の当初予算でいきますと、コロナ前の令和元年度比で大体17%減まで回復するんじゃないかと思っております。この見込みどおり令和5年度にご利用いただくのでありますれば、運賃引上げ分が純増という形になりますので、その純粋に増える分が約9,000万円程度あるのかなと見込んでいるところでございます。

【小林委員】 そうすると、諫早ターミナルの売却がなかったら、これは実際1億7,000万円ぐらいだったのかな。そういうことでなかったらやっぱり黒字にはならなかったと。だから、お話しのとおり一過性で、そういうところからいけばコロナ前の状況になっていかなければ県営バスの経営は厳しいと考えざるを得ないと。

こういうふうなことでございますけれども、その点についてはコロナ前の収入にまだ到達してないということで、そのところが一番課題でもあるし、何とかそれを乗り越えなければならぬと、こういうことの意味を申し上げたいけれども、どうですか。

【猪股管理部長】 委員おっしゃるとおり、大本となる運輸収入ですけれども、これはコロナにより大きな影響がありまして、運輸収入をコロナ前と比較しますと、令和元年度比で令和2年度が38%の減、令和3年度が33%の減、令和4年度が19%の減、そういった形で徐々に回復してきておりますけれども、まだコロナ禍前まで

は回復してないという状況でございます。

【瀬川委員】 補足説明の2ページですけど、長崎自動車さんの東長崎営業所の取得費と賃借料3,300万円、5億9,600万円と上がっています。この3,300万円は、いつからいつまでの期間の分を予算として上げていらっしゃるんですか。

【猪股管理部長】 この東長崎営業所については、最終的には購入したいと思っております。購入に当たっては企業債を借り入れて行いたいと思っております。その企業債が私どもで活用できるのが来年度の2月ぐらいかなと思っております。その間は賃貸を行いたいと思っております。賃貸の期間は令和5年4月から令和6年2月までを考えております。

【瀬川委員】 これは計画としては前年度、令和4年度からそういう考えがあったし、長崎バスさんとの交渉も大体ついていたと推測するわけですけど、制度上、仕方ない状況なんですか。

何を言いたいかというと、買う意思があるし、売る意思もある。だけど、制度上、その期間、来年の2月まで賃貸借契約でずっとそれを借りないといけない。それは制度上、どうしても仕方ないという状況なんですか、ほかに方法はないんですか。

【猪股管理部長】 購入に当たっての財源がございませんので、企業債を借りてからじゃないとできない分がございますので、そこは最初は借り入れてという形になります。

【瀬川委員】 民間の感覚でいうと、個人的な感覚でいうと、どちみち買うんですから、一時立替で親から借りるなり、兄弟から借りるなりして、普通、民間ならそうして、賃借料がもたないですから、住宅ローンがおりたら親に返す、兄弟に返すという形が民間的な感覚なので、何か方法がなかったのかなと思ったものですか

ら。ないですね。あなたが借りて貸せばよかですたい。5億9,600万円、保証人は私になります。何も方法がない、オーケー。

【徳永委員】 令和5年度当初予算の案ですけれども、貸切収入がマイナス1億400万円。令和5年度はコロナが一定減速してますので増えるのではないかなと思うんですけども、ちょっと消極的な案なのか、それとも現実的な案なのか、それはどうなんですか。

【江頭貸切事業部長】 貸切収入につきましては、今年度もある程度回復はしております。ただ、令和元年度と比較すると今年度の収入は、単純な金額の比較でいくと9割ぐらいまで戻っている状況ですが、令和元年度も3月にはもうコロナの影響がありましたので、そこをほぼほぼ11か月の収入だというふうに考えると、丸々1年で補正して比較すると、大体8割ぐらいの戻りかなというような状況になっております。

令和5年度につきましては、その辺の状況も鑑みて台数を少し減車するものですから、その辺のこともありまして少し収入を落として計上しているというような状況になっております。

【徳永委員】 令和5年度でしょうけど、これは令和4年度、いわゆる昨年度との比較ですよ。そうした場合に昨年度よりはよくなるんじゃないかなと私は思っているんですけどもね、貸切の方はね。

そういう中で先ほど言われました要因の一つがバスの減車ということ。これ、今から収支を考えた場合には、事業費用という、これは固定費が結構占めてますから、本当一生懸命やられて抑えられていると。しかし、これは限界がありますから、どこかでその分、収入で補わなければならないとなれば、減車というのがどういう、それも経費削減と言えばそうなんでしょう

けど、減車をすれば当然売上げが下げる、これどうなんですか、やっぱり減車せざるを得なかった理由があるんですか。

【太田交通局長】コロナによる減収で非常に厳しい経営状況になっておりまして、その際に行ったのがバスの購入を一時止めるという形で、今、事業の使う車両というのを少し減らしているという形をとっております。

それと、貸切については、収入増というのを求めるのではなくて、利益を出していくという形にするということで、一定、事業規模を見直して、適正な規模にしていこうじゃないかという議論を局内でやりまして、今年の収入というのは、ある程度、車もあるんですけども、古くなった車というのは廃棄をしないといけないわけですね。その中でできる範囲内の事業規模を求めたということで来年度の予算をつくったということでございます。

【徳永委員】運輸収入は、乗合、高速、貸切ということで、私は素人考えでいけば、貸切に力を入れるべきじゃないかと思ったものだから、乗合はもうそんなに変わりませんよね。逆に言えば人口減少、少子化、いろんな問題でこれから厳しくなっていくという、長崎バスさんとのいろんなあれがありますけれども、高速収入についても、一定、便数、いろんな問題がある。そうなれば貸切で売上げを上げていく。修学旅行もかなり戻ってきました。私が聞いたところでは、国内でも長崎は修学旅行が非常に多いんだと。クルーズ船も当然再開します。

そういう意味では、貸切が収入を一番増やせる、狙いはここなのかと私は思うんですけども、減車となれば、お客さんがいても営業できる車がないとなれば、これ、どうにかしないと。これは議案外で質問しようかと思ったんですけども、

今、JR等も一緒ですが、運輸、そういう企業は本業だけではなく、不動産とかいろんなものでやっている、本業ではなかなかできないと。

しかし、県営バス、交通局はなかなかそれができないから本業でやらなければならないと非常に厳しい。そういう公的なところを担っている企業でありますから、そうであれば、コロナ禍でどこを一番狙うかとなれば、そこしかないのかなと思うんですけども、どうなんですか。

【太田交通局長】事業を行う上で、事業規模を維持するという段階で、バスの購入をどうやっていくかというのは一番大きな問題なんです。その中で今回ずっと止めておりますし、新たに買おうと思っても1年ぐらいかかります。そうすると時間差というのがありまして、来年度はどうしても間に合わないというようなこともございます。

それと、今、乗合もお客様の利用に応じてずっと減便してありまして、そういうことで事業をコンパクトにして事業を立て直そうという形なんですね。そうすると、乗合もそう、貸切もそうという形で、一旦はそういう形をつくって、そして徳永委員がおっしゃられるように、事業機会をまた見て、どうするかというのを検討していくという形になるかと思えます。

【徳永委員】失礼しました。買いたくても買えないんですね、バスが。しかし、ここをどうにかやって、すぐには買えませんからね。来年の予算については、こういう予算しかできないというのは、よくわかりました。

しかし、今後は、今、局長が言われたように、それはもう当然あなたから言われなくてもしっかりそこはわかってるんだということですよ。そうなればバスの台数等増やして、そこは積極

的にやっていくということによろしいでしょうか。

【太田交通局長】また時期を見て事業の形態については考えていきたいというふうに思っております。

【徳永委員】そこで、バスの購入というのは、安全面でもそうだし、これはしっかりとやらなければいけない。そんなに難しいんですか、予算的には、バスの購入については。

【猪股管理部長】新車を購入いたすとなりますと1台当たり2,000万円とか結構高額になります。ただ、事故の面とかございますので、今までは車両の更新とかストップしてたんですけども、令和5年度以降は経営状況を踏まえながら少しずつ改善していきたいと思ひまして、令和5年度は新車を3台、中古車を11台購入したいということで、今後も経営状況を見ながら車両の更新等図っていきたいと考えております。

【徳永委員】車両購入というのは積立金をやってるんですか。

【猪股管理部長】車両自体の積立てというのはいってありません。

【徳永委員】どうにかそこは考えていくべきではないかなと。車は消耗品ですから、いずれに更新になりますから。これ、私もなかなか言いがらいいんですけども、会計上非常に厳しい、皆さんがご苦労されている中で、バスの購入資金をどうするかという面について、積立てはわかっているけれども、なかなか、原資がないと。しかし、これ、バスがないと仕事にならないですから、今後、そういったものはしっかり積立てを、わかるでしょう、何年後には更新だと購入だというのは。そこはどう考えてますか。

【太田交通局長】修繕費の積立てというような形になるかと思うんですけども、会計上、そ

ういう形ができるかどうかという問題がまず1点あります。今回の、来年度からの後期の行動計画の中では、まずは減収対策債を15億円借りましたので、それを返すということと、管理部長も言いましたけれども、車両の更新を順次やっていって事業を回していくという形をとって、それができるような形で黒字化をやっていくということをテーマに計画をつくっております。

ですから、徳永委員がおっしゃられるように、車の更新も、その計画の中に折り込んでつくっておるといところでございます。

【徳永委員】大変なご苦労の中にやられているということはわかっておりますけれども、ただ、収入を増やすということも大きな責任でありますから、ここはしっかりとそういった対策も、我々も協力できるところはしたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【石本分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第14号議案及び第45号議案は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

【石本委員長】次に、委員会による審査を行い

ます。

交通局においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、所管事項についての質問を行います。

まず、交通局長より所管事項の説明を求めます。

【太田交通局長】今回、交通局関係の議案はございませんので、主な所管事項につきましてご説明いたします。

2ページの下ほどをご覧ください。

中期経営計画後期5か年行動計画の策定について。

交通局では、平成30年度から10年間を計画期間とする中期経営計画に基づき、投資の抑制などのコロナ禍への対応を行うとともに、長崎自動車株式会社との共同経営による地域生活交通の確保策を講じてまいりました。

しかしながら、コロナ禍の影響が長期化していることや、地域公共交通機関として路線バス事業の継続のため、バス車両等の投資を再開する必要があること。特別減収対策企業債の償還を今後行っていく必要があることなどから、新たな収支改善策等に取り組むこととし、中期経営計画後期5か年行動計画を策定いたしました。新たな収支改善策等の具体的な内容については、先の11月定例会においてご説明しておりましたが、長崎営業所の土地等の活用による収益の確保とともに、長崎県中央バス株式会社の統合や貸切バス事業の効率化などの実施により、収益改善等を図っていくこととしております。

本計画の着実な実施により、経営の健全性を確保しながら、安全性の一層の確保と輸送品質のさらなる向上に努めることで、県民の皆様今まで以上に必要とされる県営交通を目指して

全力で取り組んでまいります。

3ページの下ほどをご覧ください。

乗合バスの状況及び取組については、記載のとおりでございます。

4ページをご覧ください。

貸切バスの状況については、記載のとおりでございます。

5ページをご覧ください。

職員の処分について。

交通局の子会社である長崎県中央バス株式会社の運転手が、令和2年3月頃から令和4年11月までの間、お客様が運賃箱に投入した乗車券や回数券を不正に取得した後、その取得した乗車券等を販売して売上金を着服し、私的に流用していたことが明らかになったことから、長崎県中央バス株式会社において、去る12月26日に、当該運転手に対し、懲戒解雇の処分を行いました。

県営バスグループにおきましては、公金管理を含む法令順守について再三にわたり指導を徹底してまいりましたが、職員がこのような行為を行ったことは、公共交通を担うバス事業者として誠に遺憾であり、県民の皆様の信頼を大きく失墜させたことに対しまして、深くお詫び申し上げます。

今後、二度とこのようなことが起こることがないように、さらなる指導徹底を図り、職員の法令遵守に対する自覚を高め、県民の皆様の信頼回復に全力で努めてまいります。

次に、追加でご説明をさせていただきます。

諫早バスターミナル跡地の売却について。

諫早バスターミナル跡地の売却については、一般競争入札を実施し、令和5年2月22日に開札を行った結果、4億1,000万円で落札されました。落札者の事業計画においては、分譲マンションを中心とした建物の建設が計画されており、売

却した土地が速やかに供用開始され、にぎわいの創出や地元の活性化に寄与することを期待しております。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【猪股管理部長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました交通局関係の資料についてご説明いたします。

1,000万円以上の契約案件について、昨年11月から本年1月までの実績は、資料2ページに記載のとおり、計2件となっております。

以上をもちまして補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【石本委員長】次に、管理部長より補足説明を求めます。

【猪股管理部長】それでは、次期中期経営計画について補足説明をさせていただきます。

資料の「交通局中期経営計画と後期5か年収支計画の概要」をご覧ください。

まず、1番の計画見直しに当たっての基本的な考え方ですが、コロナ禍の影響を踏まえて施策体系を見直すとともに、また、新たにSDGsやDXの視点を盛り込み、交通局における収入の伸び悩み、施設の老朽化といった4つの課題を解決するという視点で計画を策定しております。

次の2番ですけれども、現状のままで推移した場合の収支見通しを試算しましたが、コロナ

禍の長期化の影響で、今後5年間の収支は合計4億1,000万円の赤字が見込まれます。加えて、コロナの資金不足を補うために借りた特別減収対策企業債を今後5年間で4億4,000万円償還する必要がございます、合計で8億5,000万円の収支改善を図る必要がございます。

2ページをご覧ください。

そこで、3番の経営改善の取組ですが、新たに経営改善に向けた取組を講じることで、今後5年間で総額9億3,000万円の収支改善を図りたいと考えております。

主な取組ですが、1点目は、今後も継続して効率的な路線バス再編等の推進に取り組み、市の地域公共交通計画との整合性を図って路線バス網を維持していくとともに、長崎バスとの共同経営により効率的な路線再編を推進していきたいと考えております。

続いて、2点目以降が新しい取組になりますが、まず、営業所の配置見直しと資産活用の拡大推進ですが、共同経営により長崎バスが東長崎営業所を廃止され、現在、交通局が乗り継ぎ拠点として利用しておりますが、次年度からは交通局のバス営業所として活用したいと考えております。

それによりまして営業所の再編を図り、八千代町の本局や長崎営業所の機能を移転して、空いた土地、建物、駐車場の資産を貸し付けてバス事業以外の新たな収益を確保していきたいと考えております。

また、旧職員公舎などの保有資産の有効利用を推進するとともに、老朽化が進んでおります矢上営業所の建替えなどを計画的に推進していきたいと考えております。

そして3点目ですが、令和6年4月に県央バス株式会社を廃止して交通局に統合し、コロナ禍

でも適切に運行できる人員体制、また、職員や車両配置の簡素化を図り、そして、給与など交通局と県央バスで別々に行っている業務を一本化して業務の効率化を図りたいと考えております。

続きまして、4点目、貸切バス事業の適正化ですが、貸切事業に合わせて車両数を減らして適正規模にしまして、そして1つの営業所に貸切バスを集約して効率的な運営を行っていきたいと考えております。

そして、5点目の脱炭素化の取組の推進として、LED照明の導入などに取り組むとともに、3ページになりますけれども、6点目のDXによるお客様の利便性向上として、バスロケーションシステムの段階的な導入などを行っていきたいと考えております。

次に、年度別の収支改善効果を表にしておりますが、これらの取組で今後5年間で9億2,500万円を改善したいと考えております。

そして4番、後期計画期間中の収支見通しですが、新たな取組を講じて収支改善を図ることで、今後5年間で5億6,000万円の黒字を達成し、そして、この黒字を財源として今後5年間で償還が必要な4億4,000万円の企業債を償還したいと考えております。

そして5番目、次期中期経営計画期間の収支見通しですが、令和17年度まで毎年1億1,000万円程度の企業債の償還が必要なことから、その間の収支を試算しております。厳しい経営環境が見込まれますけれども、今回の収支改善で総額9億円の黒字となり、企業債の償還財源を確保できる見込みでございます。

なお、企業債の方は令和17年度までに1億5,000万円まで減少していきまして、その後は令和28年度まで毎年1,000万円程度償還していく

こととなりますが、経営の健全性が確保できれば令和28年度までに問題なく返済できる金額であると考えております。

続いて、4ページをご覧ください。

説明いたしました中期経営計画の後期5か年に当たる令和5年度から9年度の収支見通しを記載しております。

そして、次のページ、5ページに参考といたしまして、その後の令和17年度までの収支見通しを記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【石本委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、所管事項一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」についてご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問ございませんか。

【小林委員】 今、説明がありました中期経営計画の件ですが、経営改善の取組ということで、新規が5件、それから継続が1件、今後、この取組の中で、5年間で9億3,000万円の収支改善を実現すると、このような説明がございました。

そこで、長崎県央バス株式会社を廃止し、効率化を推進と、こういう新規の取組が明らかになってますが、前回の委員会等において、この県央バス株式会社の廃止については、堀江委員からもかなり突っ込んだ質疑が交わされたと思いますが、これを廃止することによって収支改善効果は幾らですか。

【猪股管理部長】 収支改善効果ですけれども、毎年約2,700万円から3,000万円程度の効果を見込んでおります。

【小林委員】 前回の堀江委員とのやり取りで、これは議事録を見ればわかるかと思うんだけど、子会社の県央バス株式会社をやめにする。これで相当の収支改善効果があるのかと。これはどういうふうにするのかと云ったら、先ほど徳永委員が指摘されたような、いわゆる車両を購入して改善を進めていきたいと、こんなような話が、バスをこれで買うんだと、そんなようなことを言ってなかったか、私の記憶違いかどうか、そこはどうですか。

【猪股管理部長】 今回の中期経営計画で5年間で総額9億3,000万円程度の収支改善を図りたいと思っておりますけれども、それを財源として特別減収対策企業債を返還して行くんですけども、それと併せましてストップしている車両更新も少しずつしていきたいと考えております。

【小林委員】 徳永委員の質問の時に、車両は買わないみたいなことを言いました、中古を買うみたいな話をしました、中古ですか。

【猪股管理部長】 新車を3台、中古車を11台購入するというところで説明しております。

【小林委員】 なぜ徳永委員のそういう質問の時に、全くもって新しいそういう改善されるバス、車両というのは、これは命やろう。こういうところについて新しいものを買わないみたいな、局長が話をしましたのかな、誰が話をしましたのかな。ここら辺のところをもうちょっとね。このいわゆる子会社をいきなりやらないと、こういうような形でやって、2,700万円から3,000万円ぐらいの年間のそれだけの収支改善効果、もっとあるかと思ったら、ちょっとやっぱり大きいな、こういうことで。いくら経営改善といっても、長崎県央バスの突然の停止ということについては、それだけのきちんとした効果があるということをはっきり言ってもらわないとい

けないと。

前回においては、新しい車両を買うんだと、こういうようなことを言っておったと思うんだけど、それで3両ぐらいは買うわけか。毎年ずっと展開して行くんですか。

【太田交通局長】 令和2年にコロナになりました、それから今年度までバスの購入というのを止めております。そういうことで来年度の予算の中で新車を3台、中古車を買うというご説明を先ほどさせていただいたわけですが、来年度からの車両の購入をこの5か年計画の中に盛り込んで、令和5年度から新たに車を更新していきましょうという計画になっております。買っていきますと、当然、費用が膨らみますので、それをどうやって解消していくかというのが、この9億2,500万円の収支改善効果の中で圧縮していきましょうということになります、小林委員がおっしゃられる、県央バスの統合によりまして、見込んでおります年間約3,000万円程度の費用効果額というのは、今まで交通局と県央バスでそれぞれ事務を行ってまして、それを統合する、1つでいいという形にしていくことで事務の改善を図るというものを織り込んで年間約3,000万円という形にさせていただいております。

【小林委員】 中期経営計画をお立てになって、このとおりいけば相当な収支改善効果が見られるということで、本来の県営バスの姿に戻ると。要するに、長崎バスとの提携とか、あるいは東長崎営業所を最終的に購入しながら、その対策を考えていくとか、いろいろ努力をしているわけです。

特に資産活用ということで八千代町の本局の、要するに長崎営業所の土地、建物を貸し付けると、こういうようなことの話も出てきて、これ

も9億2,500万円の中で結構大きなウエートを占めておるわけですよ。そうすると、実際に引き合いがあるのかと。その後、八千代町の長崎営業所の本局の動きはどうか。

【猪股管理部長】実際の資産活用、賃貸を始めるに当たりまして、コンサルを通じて不動産業者とか建設業者、駐車場業者、物販、飲食業、ホテルとか14社を対象にヒアリングを行いましたところ、「長崎駅に近くて立地環境がよい」とか、また、「まとまった土地があって魅力的」とか、そういったご意見をいただいております。

調査した1企業から直接連絡がございまして、「長崎駅周辺で土地の活用を考えているので、賃貸の時期を教えてほしい」とか、そういった連絡も直接いただいたところでございまして、ニーズはあるものと考えております。

【小林委員】局長ね、そういう計画を見込みの中で立てるけれども、前回の経営計画、かなり大幅な見込み違いが出ておったんじゃないかと思うんですよ。だから、見込みだけでも、なかなかやっぱりその差が激しいというところで、確かにコロナの問題がここまで経営体制を脅かすような結果になってしまったというようなことまでは当時考えにくかったから、そういう見込みで大幅な狂いが出たと思うんだけど、今回のこういう中期経営計画を見てみると、また、後期5か年の収支計画を見てみると、これをまともにやっていただければ、相当心配が要らない、経営体質がきちっと確保されると、経営が安定的になっていくと、こういうふうな受け止め方をしているわけですね。

しかも、先ほどから言っているように、長崎バスの営業所を確保するとか、あるいは八千代町の本局を基本的に、ただバスの収入面だけじゃなくして、資産活用の面からも、やっぱり経

営体質をきちんと、より強固なものにしていこうと。これまでにないような取組の中で、こうやって中期の計画が出ているわけですよ。

大幅な見込みは、世の中が変わらん限りは、こういうことについては今回はある程度手応えを感じて、この状況の中で前回みたいな大幅な食い違いはないと、こういうことをしっかり言えますか、どうですか。

【太田交通局長】令和2年から始まりましたコロナ禍にいろんな対応をしましてまいりました。そんな中で一番大きなことは、先ほどからご説明しておりますけれども、車両の更新を一時止めるという、投資を抑制するというところでございます。それともう一つは、やはり経費の削減ということで、一つ一つ経費の見直しを行いつつ、交通局の事業の中身というのをかなり変えてまいりました。そういうことで、今年度、令和4年度においては、収支均衡にかなり近づいてまいると考えております。

これをベースに、小林委員がご心配になられます今後の計画の実施については、十分具体的なこういう資産の活用を図れるようにしっかりやっていきたいと思っております。

これまでにない取組でございまして、いろんな試行錯誤もあるかと思っておりますけれども、そんな中でできるだけ有効な資産活用を行って事業を成り立たせるということをやりたいというふうに思っております。

【小林委員】局長がおっしゃるように、これまで改善対策をいろいろつくって、見込みの中でこうなるであろうと、こういうことをやったとしても、なかなか状況が変化して、そういうふうにはいかないと。実際に県営バスは大丈夫だろうか、こういうようなことの見方もあったわけですね。長崎県から真水をそのまま、昔は

そんなことができておったけれども、今はなかなかですね、やっぱり独立採算でしっかりやっていただきたいと、こういうことで経営努力が求められているわけですよ。

だから、そのところは、あなたが局長をされて、本庁から真水を、一般財源を県民の税金から導入しないでもいいようにということで大分頑張られたわけです。特に、こういうコロナの体制の中で特別減収対策企業債が非常に効果を発揮してもらったわけだね。

これまでの説明では、令和6年度から17年度まで、これは年間1億円程度だと。しかし、その後において、今まで1億円程度というのが令和18年度以降ですか、1億円程度が令和17年度までだからね。令和18年度以降が大体1,000万円程度で済むようになったと。制度が15年間と25年間というふうに変わったと、これは非常にありがたいことなんだけど。こういうようなところも取り巻く環境が大変厳しい中に、こういう状況が出ていると。

そういうようなことも考えて資産を活用しながら、バス以外の収入を求めていくというようなことだから、今回の中期経営計画は、後期についても、ぜひとも全力を挙げて実現をしてもらいたいと、このことを強く要望して終わりたいと思います。

【石本委員長】 ほかにございませんか。

【堀江委員】 1つだけ。情報提供ですけれども、公営企業で働く労働者の皆さんが、今年1月末に国に対し、公営バス事業に関する要請を行っています。新型コロナウイルスの感染拡大により減収となり、事業運営ができない状況となっているため、借入金の償還期間の延期と、償還金の年間額の引下げを行うことを含めて5項目の要望をしています。

そこで、質問です。この企業債の延長ということについて、国の対応が新年度も含めて何か変化があるのかどうか。そういうことについて何か把握しておられたら答弁を求めます。

【猪股管理部長】 企業債の償還期間ですが、その見直しといった話は、現時点では入ってきておりません。

【堀江委員】 そうであれば、こうやって公営企業で働く労働者の皆さんが交通政策基本法の理念に基づいて、住民の福祉の向上、それから地域の活性化のための地方公営交通の財政健全化などを実現するために要望しているということも情報提供としてお伝えをしたいと思います。

終わります。

【石本委員長】 ほかにございませんか。

【西川委員】 3点お尋ねします。

まず、燃油の価格が心配なんですけど、契約して買っておるようですが、これが令和5年度、年間を通して安定していけるものか。

それと、電気バスの購入は相当高いと思いますが、何年度ぐらいから導入していこうとしているのか。

また、今、北九州かどこかで国産バスの製造ということを知っているんですが、中国製のバスは、言うては悪いんですけど、故障とか、長もちしないということもありますので、絶対そういうことをしないようにしていただきたいと思います。

3つ目は、JRがしてるんですかね、列車で九州周遊かなにかやっていると思うんですけど、県営バスとか西鉄バス、九州内の大分、鹿児島方面まででも、とにかく九州一円の周遊チケット販売とか今どのようなことをしているのか、また、計画があるのか。

3点お尋ねいたします。

【猪股管理部長】私から軽油の価格についてご説明いたします。

軽油ですけれども、令和2年度ぐらいが税抜きで単価が84円でした。それが令和3年度に入りまして109円になりまして、令和4年度4月ぐらいが125円まで上がっております。今年度はその125円から少しずつ下がってきておりまして、直近でいきますと113.9円です。令和5年度以降も、この高止まりが続くかと思いますので、令和5年度以降は単価を115円という形で、今よりもちょっと高い形で設定しているところでございます。

【柿原乗合事業部長】私からは電気バスと周遊券のことでお答えさせていただきたいと思いません。

まず、電気バスの件でございますけれども、先ほどお話がありましたように、現在まだ車両更新を凍結している段階で、今から解除していくということになっていきますので、まずは車両更新自体をしっかり行っていくことが肝要かなというふうに考えております。

ただ、車両更新を行っていく中で取り組んでいくべき課題としまして、バリアフリー化であるとか、環境負荷の軽減というのはやっぱり必要になってくると考えております。

現時点で電気バスの導入について、可否まではちょっと言及はしかねるんですが、今後、導入コストであるとかランニングコスト、課題等について研究していかなくてはいけないかなというふうに考えております。

一般的に申し上げますと、電気バスにつきましては、やはり環境性能が向上するということもありますし、整備費用が大幅に削減されるというメリットがある。一方で、課題として車両価格が高いということであったりとか、あと航

続距離、充電してから走る距離が短いということがあったり、あと保守体制を構築する必要がある。そういった課題があるということは聞いております。

こうした課題につきまして、先ほど委員からお話ございましたけれども、九州内でも新たな取組が始められております。先ほどの北九州のお話というのは西鉄さんの方でやられているレトロフィット電気バスということだと思います。通常のバスから電気バスに改造するというような取組でございます。現在、西鉄さんの北九州の工場でなされているとお聞きしております。

こうした先進事例がございますので、こういった状況もお聞きしながら、よく調べながら、今後、交通局がどういうふうに取り組んでいくかということを検討していきたいと思っております。

続きまして、周遊乗車券等につきましてお答えさせていただきます。

実は3月13日から新しい周遊乗車券を販売しようと考えておりまして、こちらが西鉄バスさんと九州急行バスさん、あと西肥バスさんと、私ども県営バスの4社で連携した形で周遊乗車券をつくらうじゃないかということで、「とりっぷきっぷ長崎・佐世保・ハウステンボス」というちょっと長いものですが、そういう周遊型の乗車券の発売を予定しております。

こちらの乗車券につきましては、それぞれ路線を運行している事業者が共同して販売するというところでしております。

各路線の運賃でございますけれども、それぞれ買うのであれば通常7,300円ほどしますけれども、これが5,500円になるということで大変お得な価格設定としております。こちらをご自由

に使っていただいているという形の周遊券を福岡とか、そちらの方からお越しいただく方を対象としているような周遊券になりますけれども、こういった取組を起爆剤にしながら、今後も他事業者様とのいろんな連携なんかを通して、こういった周遊乗車券なんかにも取り組んでいきたいと思っております。

【西川委員】ありがとうございます。燃油は高止まりですけど、安定しているということ。それから、電気バスは時期尚早のような感じでまだ検討中ということですよ。

周遊チケットは私も気にしてたんですけど、これは実行されるということで安心しました。

やはり電車もいいですけど、バスの旅というのも、また地域の生活に密着した風景が見られるということで、今、バスの旅も旅行する方から人気が出ているという話も聞いておりますので、いろいろな企画をして頑張っていただければと思います。ありがとうございました。

【山口(初)委員】時間もありませんので1点だけお尋ねします。

クルーズ船が長崎港、佐世保港に入ることが決定しまして、それぞれ関係先は準備をしていると思うんですが、県営バスとして、このことを営業チャンスと捉えているのかどうか。3年間のブランクがあるわけですから対応できるのかなという心配もあります、いかがですか。

【江頭貸切事業部長】クルーズ船につきましては、先日、4月末までに20隻の予約がされているというような新聞報道もございましたが、私どもも、3月から4月下旬にかけて既に16隻の船に関する運行のお問い合わせをいただいております。令和4年度というのは修学旅行が非常に戻って貸切収入というのも回復いたしました、令和4年度というのは、海外からの振り替えで

長崎の方に来ていただいている修学旅行も混ざっている状態ですので、これはコロナが5類に下がっていくということになりますと、元のコースにだんだん戻っていくという傾向もございますので、その入れ替わりということでクルーズの需要というのは、非常に営業のチャンスというか、期待をしているところです。

【石本委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ほかに質問がないようですので、交通局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 5時 2分 休憩

午後 5時 3分 再開

【石本委員長】委員会を再開いたします。

これをもって交通局の審査を終了いたします。引き続き、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

午後 5時 4分 休憩

午後 5時 5分 再開

【石本委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 5時 6分 休憩

午後 5時 6分 再開

【石本委員長】委員会を再開します。

閉会中の委員会活動について何かご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】それでは、正副委員長にご一願いたいと存じます。

委員改選前における委員会は、本日が最後となりますので、閉会に当たり、理事者の出席を求めています。

理事者入室のため、しばらく休憩いたします。

-----  
午後 5時 7分 休憩

-----  
午後 5時 7分 再開  
-----

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

本任期中の定例会における委員会は、これが最後となりますので、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

観光生活建設委員会委員長を仰せつかりましてから今日まで、千住副委員長をはじめ、各委員の皆様には、的確なご指導、ご助言を賜り、また、理事者の皆様におかれましては、誠意あるご対応をいただきました。おかげをもちまして、委員長としての重責を果たすことができたのではないかと考えております。この場をお借りしまして心から御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

さて、振り返ってみますと、本任期中は、ウィズコロナの施策として認証店利用拡大キャンペーンや全国旅行支援、長崎バスとの共同経営による長崎市内路線バス再編等について活発に論議されたとともに、公共事業やインバウンドの推進、男性の家事・子育ての参画、長崎県動物の愛護及び管理に関する条例など、県民の生活に深く関わる事業の審査を行いました。

また、明るい話題としては、昨年9月の西九州新幹線の開業や、今年5月のG7保健大臣会合の開催決定がありました。今後は、アフターコロナを見据えながら、県民の皆様の安全・安心で快適なまちづくりの実現や、地域の特徴や資源を活かした観光振興等に取り組んでいただき、観光、生活、建設分野における県政の推進にな

お一層のご尽力をお願い申し上げます。

最後になりますが、委員並びに理事者の皆様方には、健康に十分にご留意いただき、さらなる長崎県の発展のためにご活躍されますことと、併せまして今後ますますのご健勝、ご活躍を心から祈念いたしまして、ご挨拶に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

次に、理事者を代表して県民生活環境部長から挨拶を受けることといたします。

【貞方県民生活環境部長】観光生活建設委員会の閉会に当たりまして、理事者を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

石本委員長、千住副委員長をはじめ、委員の皆様方には、新型コロナウイルス感染症の影響もある中で、委員会におけるご審議や現地調査などにおいて観光、生活、建設分野全般にわたる重要課題について終始熱心にご議論をいただくとともに、様々な観点から貴重なご意見をいただきましたことに対しまして、心より御礼を申し上げます。

私ども4部局では、本委員会でいただきましたご指導、ご意見を今後の施策に反映させていくとともに、引き続き、長崎県総合計画や各部局の個別計画に基づき、県民の皆様の安全・安心で快適な暮らしの実現、地域の特徴や資源を生かしたまちづくりに向けて取組を進めてまいります。

委員の皆様におかれましては、今後とも、観光生活建設分野における県政の推進に対しまして、より一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

最後になりましたが、委員の皆様には、お体に十分ご留意され、ますますのご活躍を祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。どうも

ありがとうございました。（拍手）

【石本委員長】ありがとうございました。

以上をもちまして、観光生活建設委員会及び  
予算決算委員会観光生活建設分科会を閉会いた  
します。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

-----  
午後 5時11分 散会  
-----



# 観光生活建設委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和5年3月9日

観光生活建設委員会委員長 石本 政弘

議長 中島 廣義 様

## 記

### 1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 24 号 議 案	長崎歴史文化博物館条例の一部を改正する条例	原案可決
第 25 号 議 案	長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 31 号 議 案	契約の締結について	原案可決
第 32 号 議 案	契約の締結の一部変更について	原案可決

計 4 件 (原案可決 4 件)

委 員 長 石 本 政 弘

副 委 員 長 千 住 良 治

署 名 委 員 小 林 克 敏

署 名 委 員 西 川 克 己

---

書 記 平古場 俊 一

書 記 岩 下 和 彦

速 記 (有)長崎速記センター